

**避難行動要支援者対策及び避難所における
良好な生活環境対策に関するブロック会議
参考事例集**

内閣府(防災担当)

はじめに

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正（平成25年6月）において、災害発生時の避難に特に支援を要する方々の名簿（避難行動要支援名簿）の作成が市町村長に義務付けられ、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係が整理されるとともに、名簿の活用に関して、平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための制度が設けられたことを受け、内閣府においては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を全面的に改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を定めました。

また、同改正により、避難所における良好な生活環境の整備等及び避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮に関する努力義務が新たに設けられたことを受け、主に市町村向けに、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を定めました。

両取組指針を踏まえ、全国の地方公共団体が避難行動要支援者対策、避難所における良好な生活環境対策を進めていく上で参考となる取組事例を収集・整理し、「参考事例集」として本書に取りまとめましたので、地方公共団体の防災担当者や福祉担当者におかれては、本書もご活用いただき、具体的な対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

目 次

1. 避難行動要支援者対策	5
(1) 【北海道ブロック】地域支え合い事業等の取り組みを通じた厚岸町 における災害時要援護者対策について（北海道厚岸町）	6
(2) 【東北ブロック】仙台市の防災対策～「自助・共助」と「公助」の 協働による減災を目指して～（宮城県仙台市）	18
(3) 【関東ブロック】災害時の助け合いについて～品川区の取り組み事 例～（東京都品川区）	29
(4) 【中部ブロック】災害時要援護者に係る防災マニュアル策定等の 様々な避難行動要支援者対策について（静岡県藤枝市）	44
(5) 【近畿ブロック】災害時要援護者支援条例の制定と市の取組みにつ いて（兵庫県神戸市）	57
(6) 【中国ブロック】呉市における災害時要援護者避難支援の取組み （広島県呉市）	69
(7) 【四国ブロック】災害時要援護者支援地域活動モデル事業を通じた 災害時要援護者支援に関する取組み（高知県高知市）	77
(8) 【九州ブロック】各種防災訓練を通じた避難行動要支援者対策に関 する宇城市の取組みについて（熊本県宇城市）	93
(9) 【沖縄ブロック】避難行動要支援者対策及び避難所における良好な 生活環境対策の事例発表（沖縄県那覇市）	99
コラム 1 避難行動要支援者の避難支援について地域防災計画へ定める べき重要事項について（神奈川県横浜市）	114
コラム 2 「貝塚市災害時地域たすけあい制度」の取組み（大阪府貝 塚市）	117

2. 避難所における良好な生活環境対策	121
(1) 【北海道ブロック】江別市避難所運営訓練（宿泊型）～避難所における生活環境の整備に配慮した事例～（北海道江別市）	122
(2) 【東北ブロック】男女共同参画地域防災体制づくり事業を通じた避難所における良好な生活環境対策について（青森県・青森県おいらせ町）	138
(3) 【関東ブロック】東日本大震災における避難所運営に係る課題を踏まえた避難所における良好な生活環境対策について（茨城県日立市）	150
(4) 【中部ブロック】民間防災集団（加賀市防災士会・防災リーダー会）と連携した避難所における良好な生活環境対策（石川県加賀市）	163
(5) 【近畿ブロック】京都府の要援護者支援について～福祉避難コーナー設置ガイドライン～（京都府）	178
(6) 【中国ブロック】宇部市防災基本条例について（山口県宇部市）	192
(7) 【四国ブロック】最大津波高3.4m・最大震度7の町で・・・犠牲者ゼロをめざす黒潮町の取り組み（高知県黒潮町）	202
(8) 【九州ブロック】大分県福祉避難所指定促進事業を基にした福祉避難所設置普及に関する取組（大分県社会福祉協議会）	211
コラム3 介護トリアージ(仮称)に関する取り組み(東京都武蔵野市)	231
コラム4 「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」(2009年6月新潟県防災局)の策定(新潟県)	235
参考：本事例集に掲載している参考事例と取組指針との関係	243

1. 避難行動要支援者対策

災害時要援護対策について 厚岸町



厚岸町保健福祉課 課長補佐 早川 知記

厚岸町（9月1日現在）

人口 : 10,291人

世帯数 : 4,421世帯

高齢者 : 3,134人（高齢化率 : 30.5%）

独居等高齢者数 : 約1,800人

独居世帯 : 705世帯

二人世帯 : 547世帯

東日本大震災以降、地震津波対策に整備した主なもの

- 移動系防災行政無線 80台増強
- 衛星携帯電話 4台
- 災害対策本部用 エアテント 4張、発電機 4台
資機材保管庫 1棟
- 避難場所用テント 80張
- 津波監視カメラ整備
- 防災拠点ネットワーク整備
- 海拔測量、海拔表示板設置

津波監視カメラ



- 平成23年10月から(毎年1回)
防災講演会を開催



- 平成24年10月1日

(平成25年度 佐藤南三陸町長講演)

職員の初動体制を津波警報以上の場合コンキリエ、又は森林センターに移動することとした

- 平成25年 3月27日

厚岸町災害対策基本条例公布

平成24年6月28日

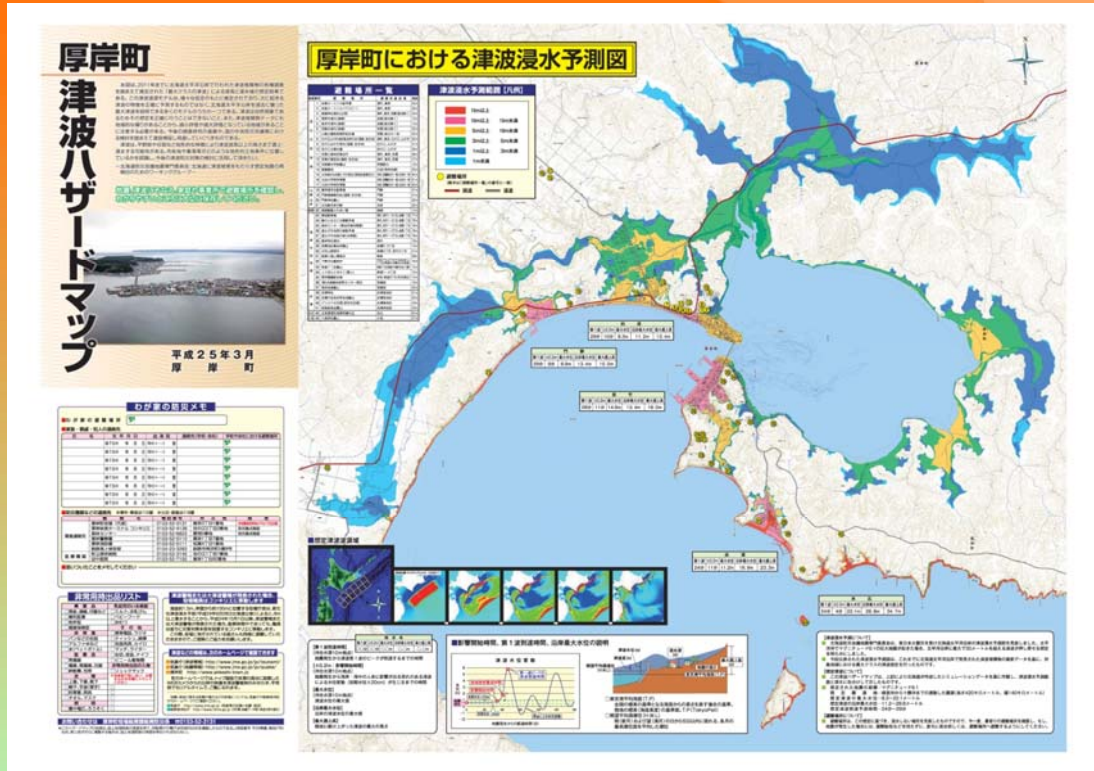
北海道から新たな津波浸水予測が示される

- ・ 議会への説明
- ・ 住民説明会
- ・ 職員への説明
- ・ 避難場所の見直し



津波ハザードマップの作成

津波ハザードマップ



平成25年3月 町民へ配布

避難場所整備



町事業：災害時等要援護者登録事業

- ◇地震津波などの災害時に何らかの支援が必要な方について事前に必要な情報を登録し、災害時及び救急搬送時の支援に活用する。
- ◇対象者：高齢者及び障がい者のみの世帯
- ◇登録内容：基本情報、医療情報、介護保険/障がい情報、緊急連絡先、支援者など
- ◇情報提供機関：消防、社会福祉協議会、自治会病院、民生委員
- ◇平成23年11月より実施

- ◇登録は要支援状況により階層化
 - ・A：災害時2人以上の支援が必要
 - ・B：災害時1人の支援が必要
 - ・C：災害時声掛け等の支援が必要
 - ・D：自力で避難可能
 - ・E：家族や支援者がいることにより支援不要
- ◇情報提供は本人の同意が必須
- ◇現在の情報提供内容は、登録者の一覧名簿

災害時等要援護者登録票（申請書）

別記様式第1号(第3条及び第6条関係) (表)

厚岸町災害時等要援護者登録(変更)申請書・登録票

厚岸町長 様

1 私は、災害が発生し避難が必要になった時などに、ひとりで避難することが困難なため、厚岸町災害時等要援護者名簿への登録(変更)を次のとおり申込みします。

申請日	平成 年 月 日 (登録情報を変更する場合は、最初の申込日が変更になります。)
ふりがな	姓 名 年 月 日
住所	〒 住居表示の番号は詳細に書いてください 電話番号
身体状況 (該当に○)	1 寝たきり 2 歩行困難 3 足腰が弱く移動に困難がかかる 4 視覚に障がいがある 5 聴覚に障がいがある 6 避難の必要事項の判断が困難 7 その他 ()
緊急時の連絡先	氏名 住所 ※緊急時ごとの連絡先 氏名 住所 ※緊急時ごとの連絡先 〒 住所 住所でなければ詳細、その他の連絡先「個人」「個人」等に記載してください。
かかりつけ医療機関 (該当する番号に○)	
1 町立厚岸病院 2 田中医院 3 その他医療機関 (下記に記載してください)	
名称	
所在地	
電話等	TEL FAX
持病・今までにかかった大きな病気 (該当するものに○)	
呼吸器系	・気管支喘息 ・肺炎 ・慢性閉塞性肺疾患 ・その他 ()
循環器系	・心不全 ・虚血性心疾患 ・高血圧 ・高脂血症 ・不整脈 ・その他 ()
脳神経系	・脳梗塞 ・くも膜下出血 ・脳出血 ・その他 ()
消化器系	・消化器疾患 ・肝疾患 ・その他 ()
腎泌尿器系	・腎不全/透析(週 回/ 曜日) ・その他 ()
内分泌系	・糖尿病/インスリン投与(単位) ・その他 ()
血液	・出血性疾患 ・その他 ()
精神科系	・ ()
産婦人科系	・ ()
感染症	・B型肝炎 ・C型肝炎 ・結核 ・その他 ()
アレルギー	・なし ・あり
対外装置	・ペースメーカー(有) ・シャント(透析・左腕) ・ストマ(有) ・在宅酸素()
その他	
特記事項	

(裏)

介護保険に関する情報							
認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
居宅介護支援事業所	TEL						
利用サービスの状況							
その他の事項							
身体等の障害等に関する情報 (聴覚等の情報は「その他」欄に記載します。)							
障害等の認定区分 (障害種別)	居住障害	聴覚手話	精神障害	その他			
利用サービスの状況							
災害時支援に関する情報							
世帯状況 (世帯に○)	1 65歳以上の独居・夫婦等の世帯 2 要介護・障害世帯 3 その他 ()						
世帯の形態等 (世帯の構成)	1 単身世帯 2 本宅2階 3 その他 () (「1 離れ世帯の形態」などの例のように詳しく)						
支援が必要な理由	申請方で避難が困難な理由を記入してください		氏名 住所				
支援方法 (具体的に記入してください)	1 自力避難の移動ができない		避難の要請状況				
	2 自力避難の判断ができない						
	3 自力避難に困難がかかる						
	4 その他の理由						
避難支援者	氏名		住所		電話		
2 この情報は私の避難支援及び緊急搬送を目的として下記の関係機関への情報提供に同意します。 3 この情報の内容確認のために行う設備内関係部署への照会について同意します。							
必ずどちらかに記入ください	本人署名	住所				本人が署名できない場合に、代理人からの提出が可能です。	
	代理人署名	(ご署名)				代理人の住所・電話	
【情報提供する関係機関】 ① 北海道の関係部署 ② 消防署 ③ 救急要員・児童要員 ④ 社会福祉協議会 ⑤ 警察署 ⑥ 自治会							
厚岸町社会福祉課 厚岸町社会福祉協議会							

社会福祉協議会事業：緊急情報キット「かけはし」

◇必要な情報を冷蔵庫などに保管し災害時や救急搬送時に活用する。

◇キット内容：円筒形の透明容器
表示用ワッペン
(シール/マグネット)

◇キットに入れるもの

- ・登録票（申請書写し）
- ・薬剤情報（お薬手帳や薬の説明書き）
- ・顔写真、保険証写しなど

緊急情報キット「かけはし」



緊急情報キット「かけはし」 を設置しませんか？



緊急情報キットは、**ひとり暮らしの高齢者や障害者**など支援が必要な世帯に、個人情報や緊急連絡先、かかりつけの病院、薬剤情報などを記入した書類を容器（キット）に入れて保管しておき、救急隊員が迅速な救急活動に役立つなど**緊急時に情報を伝える保管キット**です。

キットは、一定の条件の対象者へ無料で配布され、地域でネットワークを組んで配布することを通して、災害時の支援体制づくりにも役立てられます。

キット 一式



- ①キット容器（プラスチック製）
- ②登録票（情報を記載したカード）
- ③冷蔵庫用マグネット
- ④玄関用シール
- ⑤薬剤情報（お薬手帳・処方箋等の写し）
- ⑥顔写真

※⑤～⑥は、ご自分でいれていただきます。

緊急情報キットについての問合せ先

■厚岸町社会福祉協議会 千088-1115 厚岸町梅香2-1)
地域福祉担当 ☎52-7752

こんなときに役立ちます



① 119番通報

本人または駆けつけた人が救急通報し救急車を呼ぶ

② キットの確認

駆けつけた救急隊員が冷蔵庫（保管先）からキットを取り出し情報を確認

③ 情報伝達

医療機関に搬送…医療機関にキットの情報を口頭で伝達、家族などへの連絡

厚岸町地域支えあいネットワーク会議

◇主催：社会福祉協議会

◇関係機関が一堂に会し高齢者等に係る課題や地域支援などについて検討する場
具体的事業の取組みにより関係機関ネットワーク形成が図られる。

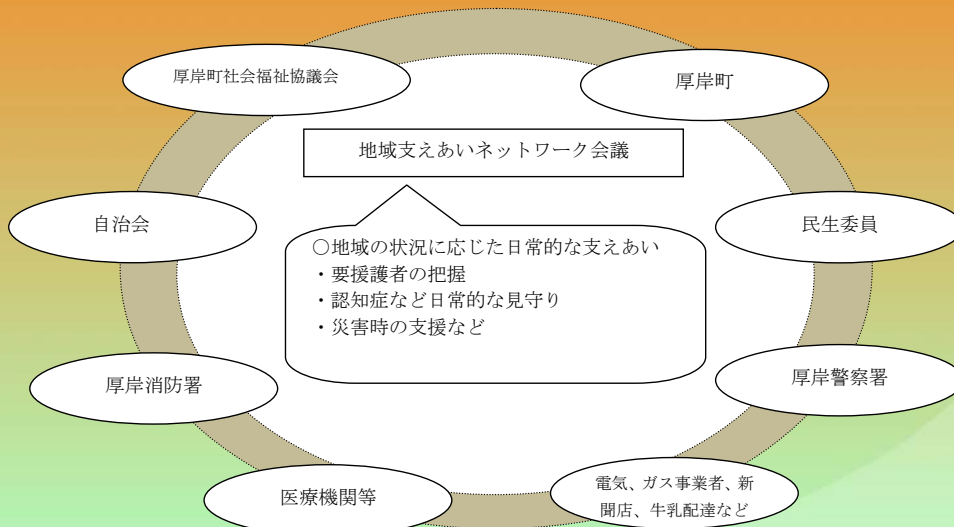
◇会議参加者：社会福祉協議会、町、自治会、警察、消防、民生委員、病院
介護保険事業者

- ・緊急情報キット配布事業を最初の事業ツールとして平成22年度に設置

厚岸町での地域支えあい事業

高齢者や障がい者が日常的に地域とのつながりを持ち、災害時には助け合うことができる「支えあい」を形成できるよう厚岸町社会福祉協議会が中心となり町、地域自治会、地域民生委員などが具体的な取り組みを通して連携を図るネットワークを形成します。

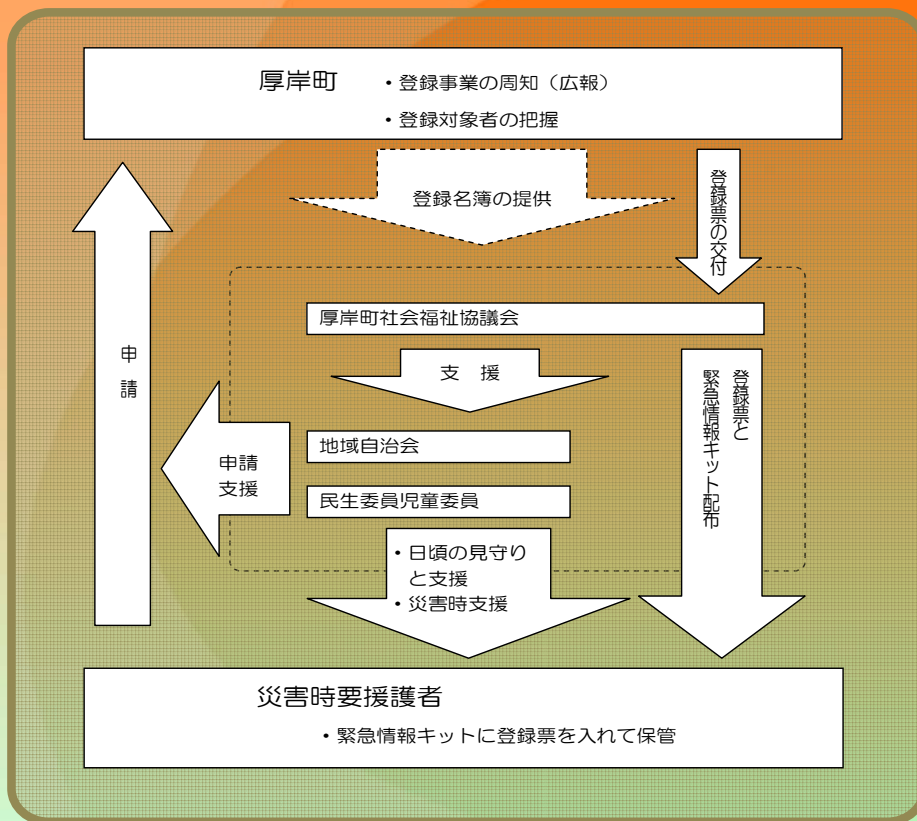
- ・高齢者や障がい者など日頃からの見守り
- ・災害時要援護者の把握と災害時の支援体制の整備
- ・日常的に関わることができるサロンなどの実施など



1. (1) 北海道ブロック（北海道厚岸町）



災害時要援護者等登録事業の流れ



事業の留意点

- ◇実施希望のある自治会ごとに説明会を行う。
- ◇地域自治会が個別に地域の対象者宅を訪問し、申請書の記載支援を行い申請を取りまとめる。
- ◇町が申請内容をシステムに登録し、申請書写しを交付する際に、社会福祉協議会はキット配布に合わせ自治会と協力し登録者宅を訪問する。
- ◇登録内容は、年に1回更新となっており、新規申請時と同様に自治会が訪問し取りまとめる。



災害時要援護者登録状況

- ◇登録者数：397件
- ◇参加自治会：8自治会／31自治会

ネットワーク会議での意見

- ◇支援者は津波など危険な場面でも支援しなければならないか
- ◇自治会に高齢者名簿の提供があれば訪問の負担を軽減できるのでは
- ◇訪問活動により普段行き来しない高齢者宅を把握できる。

事業の課題

- ◇支援者欄が空白のまま申請している場合が多く
ランクA、Bについては支援者探しが必要
- ◇希望自治会ごとに実施しており、丁寧な説明と理解が必要なため普及には時間がかかる。
- ◇個別の避難訓練
- ◇運用にあわせた登録票様式の見直し

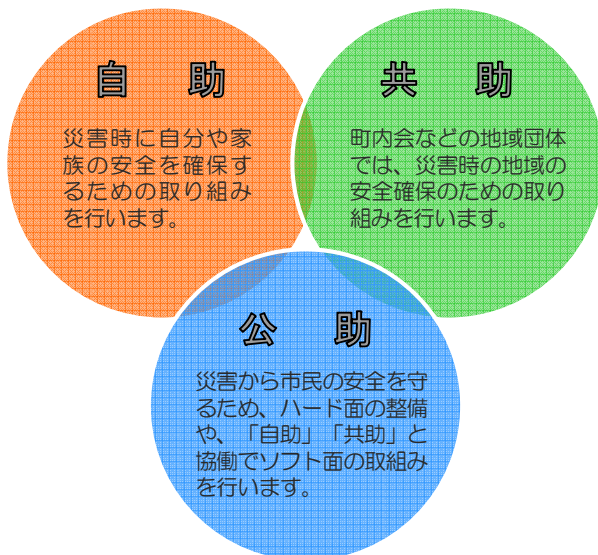
事業を一体的に行ったのは・・・

- ◇災害時には、行政は直接支援できないため近隣において相互に協力し合う必要がある。
- ◇協力し合うためには、日頃から「知りあう」、「関わりあう」ことが必要
- ◇地域で自ら地域に生活する人を把握をする機会となる。
- ◇行政より身近な社会福祉協議会が実施することで柔軟に自治会への支援が行える。
- ◇関係機関間でのネットワークと要援護者を中心とした支援ネットワークが必要



仙台市の防災対策

「自助・共助」と「公助」の協働による減災を目指して



- 東日本大震災での被害状況
- 市民アンケート結果
- 地域防災計画の見直し
 - ・避難所運営の見直し
 - ・災害時要援護者支援
 - ・物資の備蓄・供給の充実
 - ・防災に関する啓発・教育

仙台市消防局 防災企画課

写真でみる震災の様子①

① 津波による被害



若林区荒浜地区の津波の様子



宮城野区蒲生の様子

② 避難所の混乱



榴岡小学校の様子(11日)

③ 帰宅困難者の発生



仙台駅の様子(11日)

写真でみる震災の様子 ②

④ ライフラインの途絶



応急給水所の様子

ガスの復旧作業の様子

⑤ 生活用品の調達の不自由さ



スーパーで買い物を待つ人の列



ガソリンスタンドでの給油を待つ人や車の列

2

東日本大震災での被害状況(宅地)

- 市内震度 震度6強 宮城野区
- 〃 6弱 青葉区、若林区、泉区
- 〃 5強 太白区



青葉区西花苑



青葉区折立



太白区緑ヶ丘

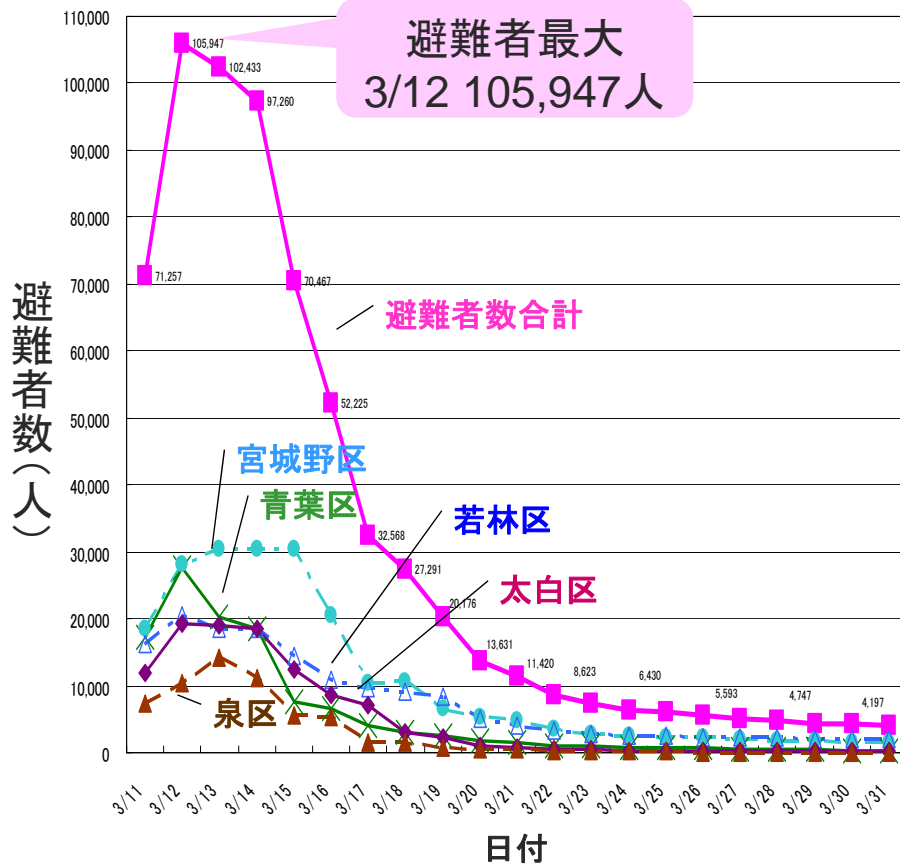


- 丘陵部地域の宅地で擁壁崩落・地すべり等が発生 (昭和30年代後半～40年代にかけて造成された団地)

- 被災宅地 約5,000世帯

3

東日本大震災での避難者の状況



	避難所閉鎖時期
青葉区	6月25日
宮城野区	7月31日
若林区	7月24日
太白区	7月9日
泉区	7月17日

4

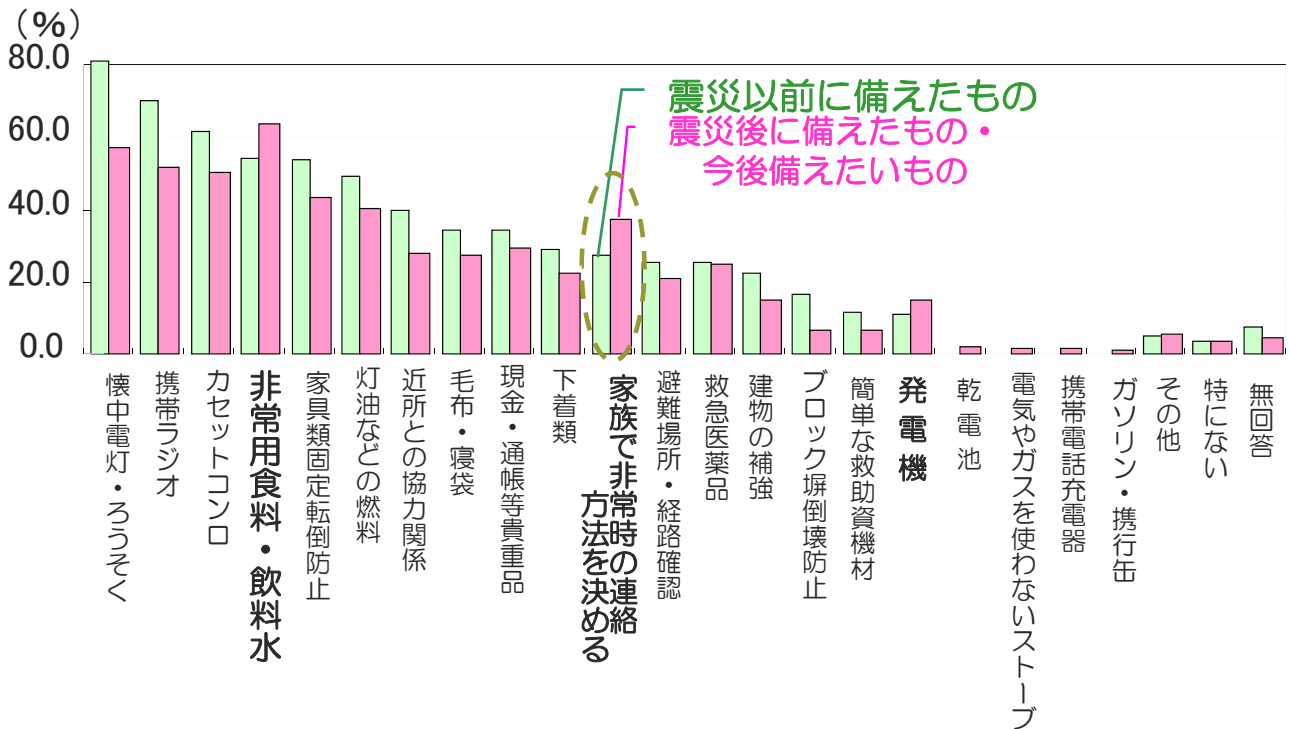
市民アンケートでみる大震災 ①

あなたが避難した避難所での配慮について

順位	①配慮されてよかったこと	②配慮されたが十分ではなかったこと	③配慮されず今後配慮してほしいこと
1位	ボランティアなどによる支援 12.2%	子供・高齢者への食料の優先配付 4.3%	間仕切りによるプライバシーの確保 9.9%
2位	子供・高齢者への食料の優先配付 10.4%	男女別の仮設トイレの設置 4.3%	子供・高齢者への食料の優先配付 6.2%
3位	男女別の仮設トイレの設置 5.1%	出入口の管理や警備 3.5%	洋式トイレ・障害者用トイレの設置 6.0%
4位	出入口の管理や警備 5.1%	トイレに行きやすい場所の確保 3.2%	男女別の仮設トイレの設置 5.6%
5位	施設内のパトロール 3.5%	ボランティアなどによる支援 2.5%	ペット用避難スペースの設置 4.8%
		洋式トイレ・障害者用トイレの設置 2.5%	

市民アンケートでみる大震災 ②

「震災以前に備えたもの」「震災後に備えたもの・今後備えたいもの」の比較



食料・飲料水不足により危機感を感じた時期は震災4日目～1週間目くらい」という回答が最も多い(40.5%)。

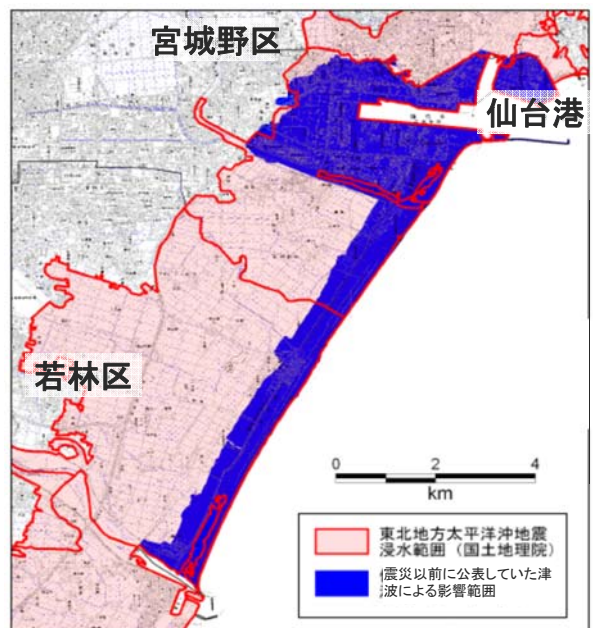
※市民アンケート結果(対象1万5千人、回収率約5割、H23.11実施)

地域防災計画の見直しの背景

東日本大震災の発生

- ①これまでの想定を上回る規模の津波の発生
 - ②長期にわたるライフラインの途絶
 - ←施設整備などのハード対策だけでは防ぎきれない
 - ←行政の限界と自助・共助の重要性など
- 多岐にわたる課題が浮き彫りとなる

地域防災計画の全面的な見直し



地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど「100万市民の総合力」による取り組みが必要

地域防災計画の基本理念及び基本方針

基本理念

「市民力」「地域力」を生かした
「自助・共助」と「公助」協働による
全市一丸となった災害対策
「100万市民の総合力による防災」を目指す

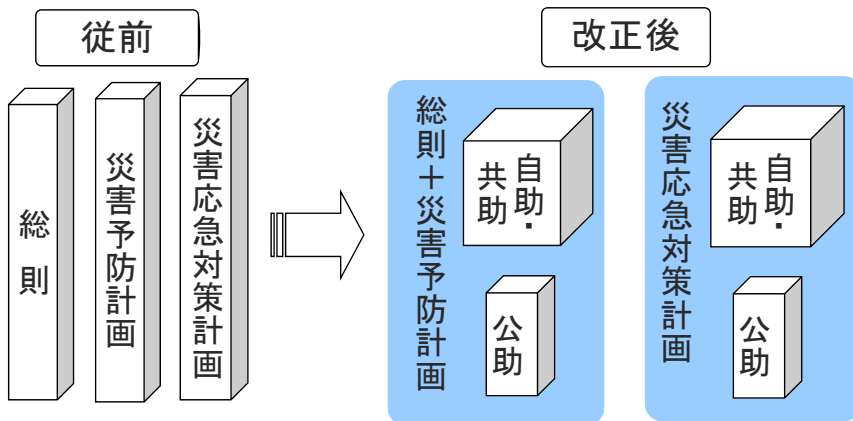
基本方針

- ① 人命の安全を最優先とした減災を基本
- ② 災害時要援護者への配慮
- ③ 男女共同参画の視点の取り入れ
- ④ 災害時の都市機能の確保
- ⑤ 人的資源の効率的な活用及び適正な受援
- ⑥ 災害の規模に適切に対応した災害対策

8

地域防災計画見直しのポイント

構成



内容

- 1 津波に対する備えの充実
- 2 避難所運営の見直し
- 3 帰宅困難者対策
- 4 災害時要援護者支援
- 5 物資の備蓄・供給の充実
- 6 防災に関する啓発・教育

9

2 避難所運営の見直し(震災での課題と見直しのポイント)

震災時の避難所運営の課題

- ・指定避難所ですべての避難者を収容できなかった。
- ・職員や地域の役割分担が明確でなかった。
- ・職員向けのマニュアルしかなく、運営の各主体に共有できていなかった。



- ① 避難所に関する考え方を整理
- ② 地域における避難所等とその役割を整理
 - ・指定避難所・補助避難所・地区避難施設
- ③ 避難所運営の形を整理
 - 地域団体・避難者、仙台市、施設が協働して運営を行います
- ④ 避難所運営に関する事前協議
 - 地域団体、仙台市、施設による事前協議を実施します
- ⑤ 新たな避難所運営マニュアルの活用、地域版マニュアル作成
 - 事前協議に基づき、各地域において地域版マニュアルを作成し、共有します

「避難所運営マニュアル」 URL:
http://www.city.sendai.jp/kurashi/shobo/keikaku/1208133_1391.html



① 避難所に関する考え方を整理

- ・「避難を必要とする方」を受け入れる施設です
- ・避難者を一時的に受け入れる施設です
- ・避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です
- ・自助、共助、公助の取り組みにより、円滑な避難所運営を目指します

10

2 避難所運営の見直し(避難所の役割)



地域の公園など(いっとき避難場所)

- ・地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守ったり、自主防災組織による避難行動や安否確認を実施するために集合する場所です。
- ・いっとき避難場所は、地域で近隣の公園や広場の中から事前に決めておきます。



避難が必要な場合

指定避難所

- ・発災直後から避難できる施設として一般に周知
- ・地域団体・避難者・市・施設等が協働して運営
- ・市の避難所担当職員を派遣
- ・市は食料や物資を備蓄
- ・市への支援物資などは直接配送



補助避難所

- ・指定避難所を補完する施設
- ・指定避難所と連携し、地域団体中心に運営
- ・市の避難所担当職員が巡回
- ・市は食料や物資を備蓄
- ・市への支援物資などは指定避難所を介して配送



地区避難施設(かんばん避難施設)

- ・地域の方々で自主運営、自ら備蓄などの準備を行う
- ※公的支援は、指定避難所への物資供給が可能となつてからは、指定避難所において支援物資を受取り



11

2 避難所運営の見直し(運営の形と事前協議)

避難所は、「地域団体・避難者」、「仙台市」、「施設」が協働で運営

○「地域団体」とその役割



避難所開設当初においては、円滑に運営を開始するために、地域団体を中心となって運営の各種活動を行います。

○「避難者」とその役割



避難者は、地域団体等の指示のもと避難所の各種活動を積極的に行います。時間経過とともに避難者中心の運営へ

○「避難所担当職員」とその役割(仙台市)



震度6弱以上の地震が発生した場合などに、各指定避難所へ派遣されます。

運営全般に携わるとともに、主に区との情報連絡を行い避難所内の課題解決に向けて要請や調整を行います。

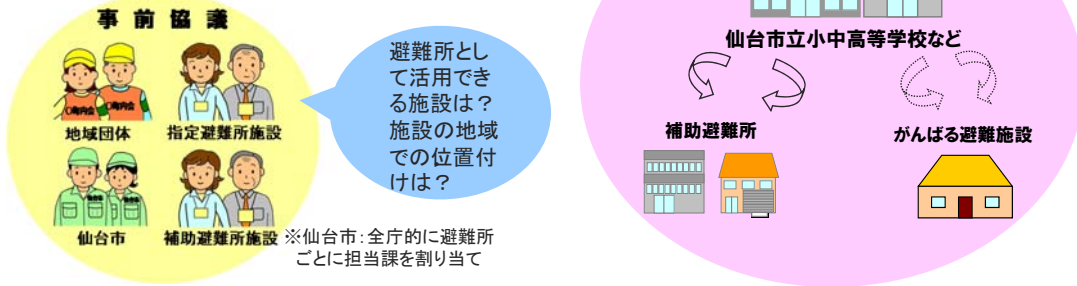
○「施設管理者・職員」とその役割(施設)



避難所内の居住・共有スペースを設置する際に調整・助言、施設の活用を中心に、運営の支援を行います。

避難所運営について、地域団体、仙台市、施設による事前協議

指定避難所を中心に地域団体・仙台市・施設による事前協議を行い、お互いに顔の見える関係を築きながら役割を確認(地域版のマニュアルづくり)



12

2-2 今後の見通し

重要

地域版マニュアル策定を通し、防災をテーマとする地域づくり

- ①学校と地域の連携を改めて考えるきっかけに
- ②若い層が町内活動へ参加するきっかけに
- ③企業も地域のメンバーの一員として



- 地域版マニュアル策定を通じ、避難所担当職員は、市職員として大きな財産となる。
- 地域版マニュアルにとどまることなく、防災を切り口とした地域づくりに繋がりたい。と考えている。

3 - 1 災害時要援護者支援

地域での支援体制への取組

○要援護者の情報を把握して地域団体等に提供し、地域における避難支援体制づくりを支えます。

- 災害時要援護者避難支援プランの策定(H24. 3)
- 災害時要援護者情報登録制度の運用(H24.6～)
- 災害時要援護者支援の進め方配布(H25.6)



避難所での配慮

○避難所では、環境の良いスペースの確保や食料等の優先配布など可能な範囲で配慮して対応します。

全市版避難所運営マニュアル(H25. 3)→マニュアルシートE参照

在宅要援護者への支援

○ライフラインや物流の途絶が長期化する場合、自宅から避難できない要援護者等に対して、定期的な安否確認や物資の供給などの支援を行います。

14

3 - 2 災害時要援護者支援

共助による取組みへの今後の市の対応

①登録が必要な方への対応

(登録者H25.9.25現在12,500人)

・地域の支援団体等や障害者・高齢者団体、施設などから機会を捉えて勧奨していただく。

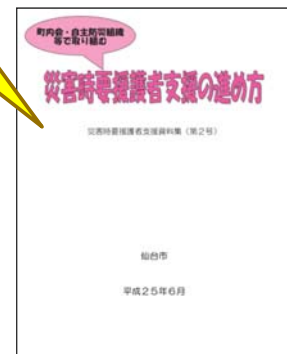
・区役所の窓口での勧奨などさまざまな機会を通じて、引き続き登録を促していく。

②地域における取組みの推進に向けて

- ・各地域の取り組み状況の把握
- ・地域からの相談対応(区役所、関係部局と連携)
- ・先行事例の紹介(災害時要援護者支援の進め方)
- ・地域防災リーダーの育成 …など

要援護者の把握や情報共有の仕方、要援護者支援の地域の取組事例を掲載

平成25年6月公表資料「災害時要援護者支援の進め方」 URL: <http://www.city.sendai.jp/syoubou/bousai/youengo/pdf/susumekata.pdf>



3 - 3 災害時要援護者支援

福祉避難所の課題と対応策その1

◆課題と対応策

①知的・精神障害者等の受入体制が不十分

- 障害者支援施設等と協定を締結
- 介護老人保健施設と協定を締結

震災前52施設
↓
現在98施設

②物資備蓄や災害応急機材の確保

③通信手段の確保

④施設側のマンパワーの確保

- 市内指定訪問介護事業者と職員派遣の協力協定締結

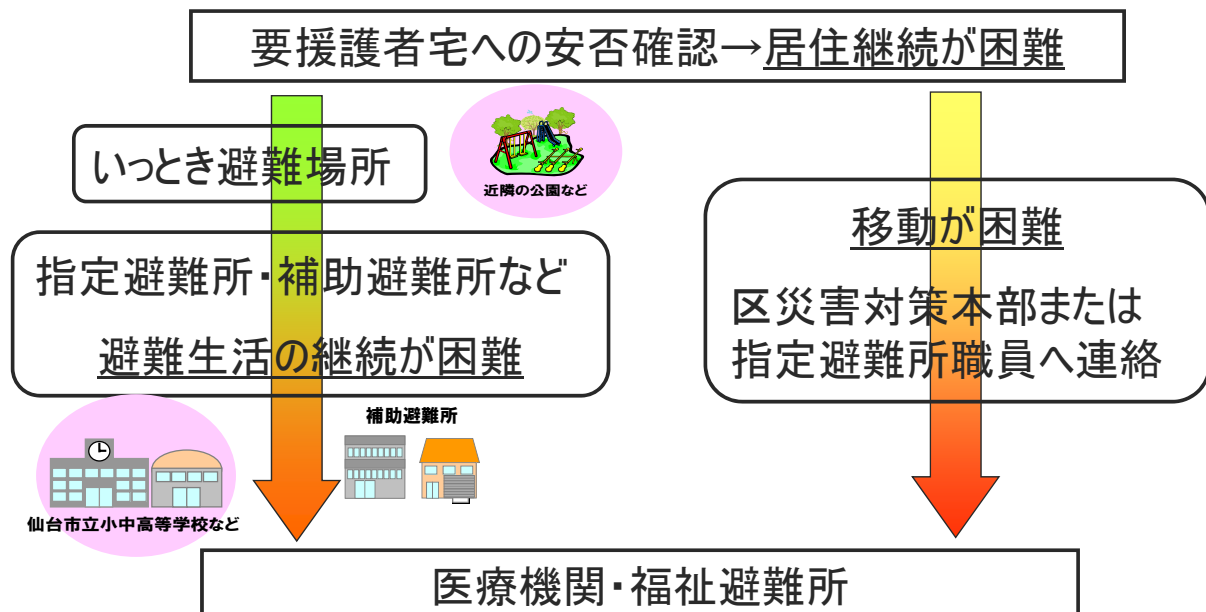
⑤指定避難所での要援護者の迅速な把握

⑥在宅の要援護者への対応

3 - 4 災害時要援護者支援

福祉避難所の課題と対応策その2

◆福祉避難所への移送の流れ



3 - 4 災害時要援護者支援

福祉避難所の課題と対応策その3

◆福祉避難所 開設・運営マニュアルの主な変更点

- ① 開設運営訓練の実施
- ② 健康福祉局内に福祉避難所班を設置
- ③ 受け入れ対象者の目安を掲載
- ④ 受け入れ依頼時のより詳細な情報送付
- ⑤ 施設に相談があった場合の対応
- ⑥ 区災害対策本部の退所支援

5 物資の備蓄・供給の充実

備蓄物資の拡大

○東日本大震災の最大避難者数約10万人の48時間分(6食分)の食料・飲料水のほか、テント式プライベートルームや紙おむつなど、女性や高齢の方、乳児等に配慮した物資の配備を継続します。

震災後、発電機、LED投光器、テレビ等を新たに配備
25年度から5年間かけて約72万食まで増量(従来約60万食)
※調理不要食を導入、アレルギー食品の種類を追加
おむつや生理用品などは流通在庫方式を継続



配送拠点の整備

○民間運送業者などのノウハウを活用し、救援物資を直接避難所等へ配送するシステムを構築します。



家庭や企業での備蓄

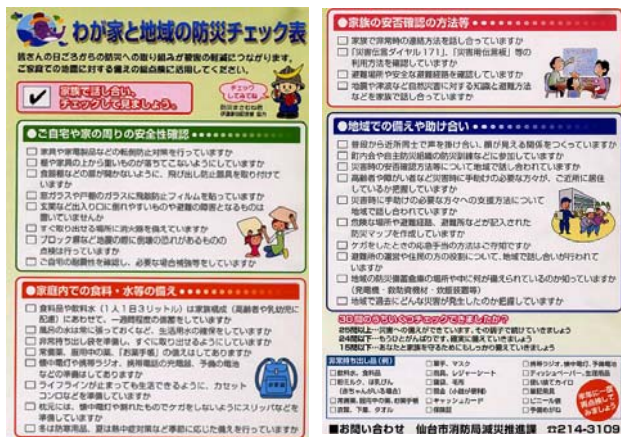
○市民の方には、1週間分の食料などの備蓄をお願いするほか、企業等は、事業所内の安全確保や、従業員が事業所に留まるための備蓄を呼びかける。



6 防災に関する啓発・教育

家庭や団体での備え

○「わが家と地域の防災チェック表」の活用や地震防災アドバイザーによる広報などにより、身の守り方や、火の始末、家庭内備蓄や非常持ち出し品の準備など、家庭や事業所での災害対応力、防災・減災意識の向上を図ります。



地震防災アドバイザー

○積極的に報道番組や講演に出演し、地震・防災に関する知識や災害に対する備えを市民へ分かりやすく広報



自主防災活動の活性化

○地域の防災活動の中心的な役割を担う地域防災リーダーを養成し自主防災活動の活性化を図ります。

H24年度から4か年で計600人を養成



20

6 防災に関する啓発・教育

総合防災訓練

○6月、9月、11月を「防災・減災強化月間」と位置づけ、地域での避難所運営訓練、津波避難訓練などを実施し、防災意識の啓発・教育を推進



東四郎丸小

H25.6自主防災・避難所運営訓練(4地区)



仙台東部道路避難階段

H25.6津波避難訓練(エリア全域)



H25.9帰宅困難者訓練(仙台駅)

学校での防災教育

○児童生徒が自助・共助の大切さについて学び生涯にわたって必要な防災力を取得できるよう、新たな防災教育を推進



小中学校18校を防災教育モデル校に指定(H24年度)
防災副読本を作成(H24年度)

21

避難行動要支援者対策及び避難所における
良好な生活環境対策に関する関東ブロック会議

災害時の助け合いについて

～ 品川区の取り組み事例 ～

平成25年11月13日

品川区防災まちづくり事業部防災課

地域連携係 大森直人

1

はじめに

●品川区の位置関係



○東京都の南東部に位置

隣接区：北は港区、渋谷区 西は目黒区 南は大田区
臨海部の東は江東区に接している。

○区内は大きく分けて、品川地区、大崎地区、大井地区、
荏原地区、八潮地区に分かれている。

2

● 区勢の概況

地区	面積
品川地区	4. 28 km ²
大崎地区	3. 41 km ²
大井地区	4. 70 km ²
荏原地区	5. 78 km ²
八潮地区	4. 55 km ²
区全体	22. 72 km ²

職員数

2, 533人

『2013年版品川区ミニ区政概要』
より

○人口

人口総数 366, 623人 (うち外国人10, 687人)

世帯数 201, 077世帯

年少人口比 10. 6% (0~14歳)

生産年齢人口比 69. 4% (15~64歳)

老年人口比 20. 0% (65歳以上)

3

● 品川区の被害想定まとめ

	品川区	東京都	
昼間人口	505,034人	14,948,404人	(平成17年国勢調査[昼間人口])
夜間人口	365,302人	13,131,573人	(平成22年国勢調査[人口総数])

想定地震名		東京湾北部地震				元禄型関東地震		
地震のエネルギー		M7. 3				M8. 2		
最大震度		震度7				震度7		
地震のタイプ		直下型				海溝型		
風速		8m/秒				8m/秒		
時期及び時刻		冬の18時		冬の朝5時		冬の18時		
		品川区	東京都	品川区	東京都	品川区	東京都	単位
人的被害	死者	779	9,641	352	7,649	741	5,875	人
	ゆれ・液状化	252	5,378	321	6,927	234	3,330	人
	火災	520	4,081	27	540	501	2,355	人
	その他	6	183	5	183	6	190	人
負傷者		8,016	147,611	6,100	138,804	7,632	108,341	人
	うち重傷者	1,376	21,893	813	18,073	1,291	12,946	人
物的被害	建物全壊	25,376	304,300	6,565	136,298	6,660	136,297	棟
	ゆれ・液状化による	5,281	116,224	5,281	116,224	4,883	76,465	棟
	火災	20,095	188,076	1,284	20,074	20,755	114,534	棟
	津波全壊棟数 ※1	-	-	-	-	10	230	棟
ライフライン	上水道(断水率)	46.2%	34.5%	46.2%	34.5%	52.2%	45.2%	%
	下水道(管きよ被害率)	28.7%	23.0%	28.7%	23.0%	28.6%	22.9%	%
	ガス(供給停止率)	16.1%	26.8~74.2%	16.1%	26.8~74.2%	12.2%	3.0~53.1%	%
	電力(停電率)	47.4%	17.6%	20.8%	11.9%	46.8%	11.8%	%
	通信(不通率)	35.0%	7.6%	3.0%	1.3%	34.8%	6.1%	%
火災	焼失率	31.9%	7.3%	2.0%	0.8%	30.7%	4.1%	%
	焼失棟数 (倒壊建物含まない)	20,095	188,076	1,284	20,074	20,755	114,534	棟
その他	滞留者 ※2	480,501	13,874,939	-	-	480,501	13,874,939	人
	帰宅困難者 ※2	179,084	4,714,314	-	-	179,084	4,714,314	人
	避難者	184,510	3,385,489	101,476	2,656,898	183,671	3,172,713	人
	避難所生活者 ※3	119,932	2,200,568	65,960	1,726,984	119,387	2,062,264	人
	エレベーター閉じ込め	370	7,473	289	7,008	383	5,991	台

4

- **避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針**
災害対策基本法の一部改正により設けられた規定
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成
 - ・ 名簿情報の避難支援関係者への提供

第Ⅰ部 一部改正により、取り組む必要がある事項

- 第1 全体計画・地域防災計画の策定
- 第2 避難行動要支援者名簿の作成等
- 第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

第Ⅱ部 更なる避難行動支援のために取り組むべき事項

- 第4 個別計画の策定
- 第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

5

第1 全体計画・地域防災計画の策定

品川区地域防災計画（平成24年度修正）[本冊]より

第2部第10編第2節

第1 区の具体的な取組

1. 災害時要援護者の定義

- 高齢者や身体障害者をはじめ災害発生時に自力での避難が困難な者
- 高齢者福祉課、障害者福祉課など関係各課が所管する名簿から、防災課の「**災害時助け合いシステム**」に登録した者
- それ以外での対応を必要とする者（難病患者など）

2. 災害時要援護者の把握

- 災害時における応急対策活動は、著しい制約を伴うことが予想されるため、自力での避難が困難な災害時要援護者には、防災区民組織をはじめ、地域住民・ボランティアなどの支援が不可欠である。そのためには、平常時より地域コミュニティを活発化させ、地域の力で避難誘導・救出救護を支援していく「**災害時助け合いシステム**」の確立を目指す。

6

品川区の災害時助け合いシステムとは？

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

『災害時要援護者の安全確保に関する要綱』を制定

平成22年3月24日制定

要綱の概要 其の1

第2条 (要援護者名簿の作成)

- 1 要援護者の氏名・住所・年齢・家族構成・居住階などの情報を記す。
- 2 名簿を作成するにあたっては本人の同意を得る。
- 3 名簿登録者の状況を確認し、毎年更新する。

第3条 (名簿の外部提供および保護)

- 1 区は、あらかじめ本人の同意を得て、防災区民組織・消防署および警察署の管轄署に名簿を提供する。
- 2 名簿を提供する際、品川区情報公開・個人情報保護条例の定めに従い、提供相手に対し情報の使用目的・使用の制限を付す。

7

第4条 (名簿登録の対象者)

- 1 要介護1～5に認定された高齢者で施設入所者以外の者
- 2 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由・聴覚障害・視覚障害で総合等級が1～3級(知的障害を含む)の者
- 3 特に登録を希望する者

平成25年7月現在の要介護者名簿登録者数
⇒ 3,989名 (1町会・自治会あたり約20名)

名簿登録・更新の流れ

時期：2月～3月

- 方法：登録意向調査票を送付し、登録希望の返信があった方を登録
- ア) 前回の調査以降、新たに要介護認定もしくは、身体障害者手帳を交付された方で、要綱第4条に該当する方
 - イ) 過去に「登録希望なし」で、5年を経過した方への再調査
 - ウ) 登録後5年を経過した方への登録情報更新調査

災害時要援護者名簿を作成して終わりではない！！

8



名簿登録後のお願い

- ・身近な人と災害時にどのような避難行動をとるか話し合う
- ・日ごろからのご近所づきあい
- ・町会加入への呼びかけ
- ・家具の転倒防止
- ・簡易トイレや食糧・水の備蓄（3日分が目安）など

大切なことは平常時からの

○地域とのコミュニケーション（共助）

○災害時の備え（自助）

第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

『災害時要援護者の安全確保に関する要綱』を制定

平成22年3月24日制定

要綱の概要 其の2

第6条（名簿の活用）

- 1 名簿は、災害時以外、防災区民組織が**災害時要援護者避難誘導ワークショップ**（以下「ワークショップ」）等の平常時の訓練にも活用できる。
- 2 支援活動目的並びに必要な範囲内に限り、防災区民組織構成員は名簿を見ることができる。

第7条（防災アドバイザー研修の実施）

- 1 区は、防災区民組織が定期的にワークショップ等の訓練を行えるように**防災アドバイザー研修**を通じてワークショップの指導者の育成を行う。

災害時要援護者避難誘導ワークショップとは？

災害時要援護者名簿登録者を、どのように助け、安全に避難誘導できるかを検証するために、防災区民組織など地域住民の協力により、実施している訓練。(平成14年度導入)

○実績 (平成25年4月1日現在)

年度	H20	H21	H22	H23	H24
実施回数	22	13	15	16	7



11

避難誘導ワークショップの進め方

1. 事前にやること

【全体で決めること】

- ・ 訓練日、集合時間、集合場所の決定
- ・ 参加者の募集 (要援護者、支援者、見学者)
- ・ **災害時要援護者名簿登録者への参加呼びかけ**
- ・ 訓練プログラムの検討 (雨天時も)
- ・ 各グループのリーダー



【グループごとに決めること】 1グループ 10~15人

- ・ スタート場所、**避難ルート**、チェック位置
- ・ 避難ルートをおとした地図の作成
- ・ **要援護者の移送方法** (車いす、リヤカーを選択)
- ・ 役割分担 (リーダー、記録係、カメラ係、先導係など)
- ・ 訓練当日に使う物 (地図、プラカード、メガホン、ポラロイドカメラ、メモ用紙)



【留意点】

グループリーダーは自ら決めるのではなく、まとめ役として参加者の意見や提案を引き出し、全員で話し合っ決めていくようにする。

12

2. 訓練当日にやること

【第1部 避難誘導実験】 ※35～45分間

- ・ 要援護者を支援しながら、事前に決めた避難ルートを歩き、気がついたことは記録係に報告する。
- ・ 記録係は、参加者の発言を記録し、チェック地点などで気づいたことを記録する。
- ・ グループリーダーは全体調整役として参加者全員に気を配る。
- ・ 先導係は行く先の安全とのぼりやプラカードを掲げ「訓練中」であることを示す。

〔留意点〕

- ・ 支援者は車いすやリヤカーに実際に乗って体感してみる。

※使用した車いす、リヤカーは、区民防災組織に贈呈

- ・ 車いす、リヤカーの搬送時の改善点を見つける。
- ・ 避難ルートの安全性
(段差、駐車・駐輪、塀、看板、電柱など)



13

【第2部 実験結果まとめ】 ※50～60分間

- ・ 避難ルートをおとした地図の上に、写真やメモを貼り付け1枚の地図を作成する。
- ・ 地図を利用して、グループごとに結果発表を行う。
(危険箇所、救援活動、連絡体制、道具の取扱・保管方法)
- ・ 要援護者の方(役)からの感想や意見も発表してもらう。

〔留意点〕

- ・ 連絡方法は、電話が使えない前提で考える。

【第3部 意見交換と今後に向けて】 ※50～60分間

- ・ 見学者を含め、みんなが意見、感想を発表する。
- ・ 実験で分かったことをまとめる。
- ・ 今後の課題を検討する。

〔留意点〕

- ・ 目的は、**結論を出すことではなく**、みんなが「災害が起きたら」という視点で共通認識を持つこと。

14

防災アドバイザー研修とは？

目的：地域の防災活動の中心となるリーダーを育成すること。

導入：平成18年度

修了生：主に防災区民組織から推薦を受けた区民の方々
平成25年度は118人が修了、計912人。

内容：実践的な内容を盛り込み手法を学ぶ。

- ・ 基礎的な防災知識を学ぶ
- ・ **避難誘導ワークショップの手法**
- ・ A E D 操作方法
- ・ 家具転倒防止の手法



15

防災アドバイザーステップアップ研修とは？

導入：平成23年度

修了生：防災アドバイザー研修を修了した方
平成25年度は115人が修了、計366人。

内容：災害時要援護者支援を中心とした防災対策を検討し、更なるステップアップを目指す。

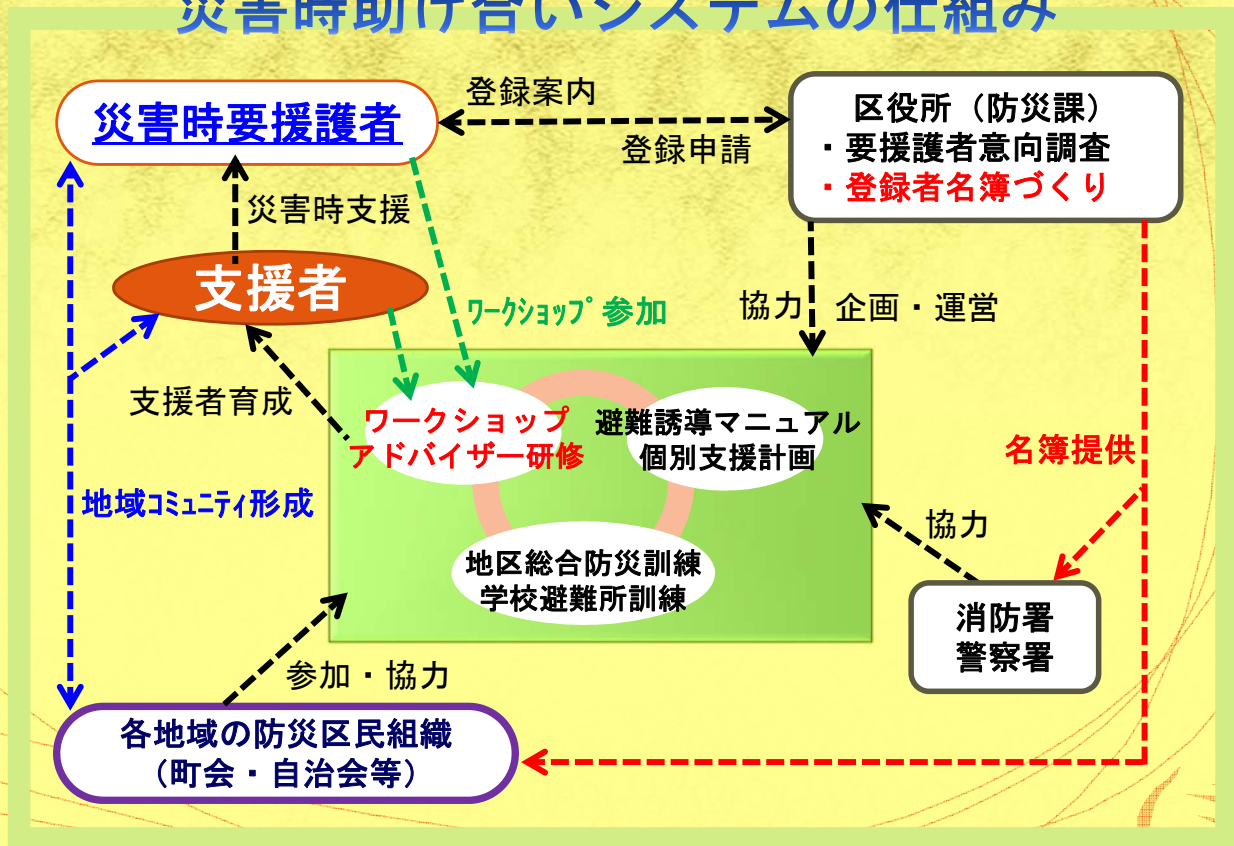
- ・ 個別支援プランの作成
- ・ D I G (災害図上訓練) の手法
- ・ H U G (避難所運営ゲーム) を実施



防災アドバイザー研修の修了生が、町会・自治会に戻り、積極的にワークショップの開催を呼びかけ、**各防災区民組織が自主的に実施**していくことが狙い。

16

災害時助け合いシステムの仕組み



災害時助け合いシステムの課題

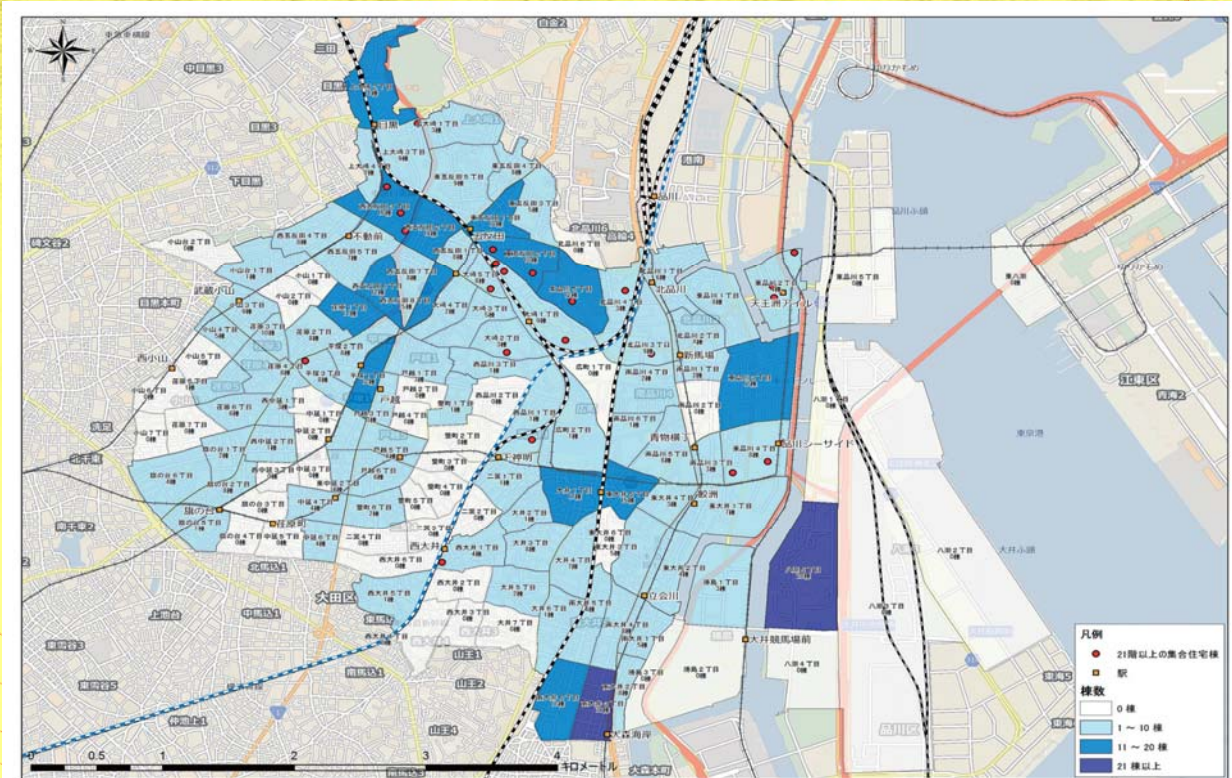
- ・ 支援者の確保
- ・ 個別計画の策定
- ・ ワークショップの開催
- ・ 要援護者の訓練への参加
- ・ 在宅避難をしている災害時要援護者への支援方法
- ・ 関係部署との連携



町会・自治会の取り組み事例紹介

- **区内高層マンションの現状** (品川区「高層マンション防災対策の手引き」より)
 - 区内世帯の約8割が集合住宅に居住
 - 近年は各地域での再開発により高層マンションの建設が進んでいる。
 - 10階建て以上の高層マンションは613棟。
 - ・ 10～15階 572棟 (93.3%)
 - ・ 16～20階 16棟 (2.6%)
 - ・ 21～30階 22棟 (3.6%)
 - ・ 31階以上 3棟 (0.5%)
 - 全体の123棟は、1981年以前の旧建築法の耐震基準で建てられている。

● 町丁別棟数分布 (10階建以上の集合住宅)



1. 大崎ウエストシティタワーズの 取り組み

建築概要：地上39階地下2階2棟
2009年8月築 制震構造
居住形態：約1,000戸 2,300人居住

【特徴】

- ① 備蓄倉庫・貯水槽・電源設備など
充実した防災設備
- ② 「地震災害用ハンドブック」を作成
- ③ 年2回の防災訓練の実施

「地震災害用ハンドブック」の特徴 (抜粋)

ハード面だけでなく、ソフト面の充実が特徴
マンション内で避難生活を完結させる工夫！

① 情報提供 (P12)

エントランスロビー内に情報掲示板を設置し、マンション内共用施設の情報、ライフライン情報などを掲示し、正確な情報を提供。

② 安否確認 (P12)

住民は災害発生の際、「安否情報確認表」に状況を記入に防災センターに提出。居住者台帳と照らし合わせる。

ご提出用

大崎ウエストシティタワーズ居住者安否情報確認表

届け出し日： 月 日

棟	W・E	部屋番号	号室	所在	在宅・外	居住可否	可・不可
名前				自宅電話		携帯電話	
家族構成 (居住者のみ)	(ふりがな) 名前	世帯主との関係	無事・負傷等状況	備考			
	※	本人	無事・負傷()・他()				
	1		無事・負傷()・他()				
	2		無事・負傷()・他()				
	3		無事・負傷()・他()				
	4		無事・負傷()・他()				
	5		無事・負傷()・他()				
6		無事・負傷()・他()					

③ 震災時の協力 (P10)

防災センターでは、震災時に居住者から最大限の協力を得るため、居住者が取得している資格・特殊技能・経験・得意作業等を「震災時協力プロフィール表」の提出を依頼している。

プロフィール表に基づき、防災センターでは、緊急時担当分担および組織表の、どの分野における震災時対応を依頼するか、の振り分けを行う。

ご提出用

大崎ウエストシティタワーズ 震災時協力者プロフィール表 届け出し日: 月 日

棟	W・E	部屋番号	号室	年齢	歳	性別	男・女
名前				自宅電話		携帯電話	
震災時に活用できると考えられる資格、特技、技能 (各種免許・日赤救急員・AED講習受講者・医療関係者など)				左記に関係なく震災時に協力できる分野及び作業 (避難誘導・安全防護・非常食料配給・居住者対応など)			

④ 介添え必要者の把握 (P15)

介添え必要者とは、親族または本人から年齢的あるいは身体的理由等により、自力での歩行および避難が困難で協力者の介添えが必要とされ、事前に防災センターへの申告登録を済ませた居住者をいう。登録・更新は随時受付。

平成25年1月30日
現在で登録者は22人。

対策本部スタッフが、登録者宅を訪問し、安否確認・本部連絡を行う。負傷を確認した場合は、応急手当等を行い、報告書を作成し対策本部に提出する。

介添え必要者申請書 ご提出用

平成 年 月 日

私は、火災や地震等の災害発生時の避難誘導並びに安全場所への移動に際して、防災センターのスタッフ等による介添え協力の必要を認め大崎ウエストシティタワーズ管理組合に対し、介添え協力を申請します。

E・W 棟 部屋: _____ 氏名: _____ 印 _____ 年齢: _____ 性別: 男・女

※下記の質問にお答え下さい (Oで囲って下さい)

<input type="checkbox"/> 自力での歩行が ・可能 ・困難	<input type="checkbox"/> 車イスを ・使用中 ・使用していない	<input type="checkbox"/> 同居家族が ・無し(単身) ・有り (本人との関係は: _____)
<input type="checkbox"/> 特別な依頼事項など (必要であれば) _____ _____	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先 (氏名・電話番号) 【本人・同居者・他】 _____ _____	

※ご質問にお答え頂いた後、コンシェルジュカウンターにご提出下さい。
(コンシェルジュカウンターまでお越しになることが困難な方は、インターホンにてご連絡下さい)

⑤避難場所 (P23)

震災時には、物理的および心理的な理由で部屋に戻ることができない居住者のために、マンション内に居住者用一時待機仮設避難場所を設ける。収容数は約150人、受入れ基準あり。

⑥備蓄非常食糧等の配給 (P35)

- ・ 保存飲料水 (2ℓペットボトル)
- ・ 乾燥赤飯
- ・ 乾燥モチ

「保存飲料水・非常用食料等引換券」との引換えによる配給を行う。各世帯での備蓄による対応を基本としている。



⑦非常用トイレ (P41)

マンホールトイレ	11基
非常用簡易トイレ	30セット
パーソナルテント	41個
トイレットペーパー	240ロール
簡易トイレ (便袋)	30,000袋
トイレ脱臭剤	110個



今後の取り組み予定

セキュリティが充実している反面、コミュニティが分断されている面があり、フロア単位コミュニティ形成に取り組みたいと考えています。

また、東日本大震災の際には高層階の住民が余震への不安から、夜間に1階の会議室などに滞在した例があり、今後の対応課題です。

周辺のマンションと連携した防災体制整備についても検討したいです。(品川区「高層マンション防災対策の手引き」より)

2. 荏原4丁目町会の取り組み

～自助による、初期消火能力の向上～

事例内容

課題：木造密集地域にあることによる、災害時の火災延焼防止対策

平成24年1月：町会から有志を募り「防災推進委員会」結成
同年4月：「東京都地域防災力向上モデル地区」に指定
現在：東京防災隣組第2回認定団体

活動内容 (1)

全350世帯を1軒1軒回り、防災対策の普及啓発を図る。

- ①家具転倒防止対策
- ②家庭用消火器の設置
- ③非常用備蓄持出用品の準備

⇒更に、消火器薬剤詰め替え費用の約1割を補助

27

活動内容 (2)

町会内で使用できる消火栓は9箇所あり。

町会を7つのエリアに分け、エリアごとに町会で購入したスタンドパイプセットを消火栓近くに配備。同町会は、資源リサイクル活動などの町会活動により費用を捻出、自らの努力により購入・設置 (H25.6月) している。

収納箱のカギはかけずに、誰でもいつでも使用が可能。



区では、平成24年度に各町会・自治会に決められたルールに基づきスタンドパイプを配付している。

- ・ C級ポンプを所持している
町会・自治会に1セット配付
- ・ D級ポンプを所持している
町会・自治会に1セット配付
- ・ ポンプを所持していない
町会に1セット配付

28

活動内容 (3)

さらに町内の初期消火体制の強化を図るため、各エリアでスタンドパイプ操作訓練を展開。参加者は親子、夫婦、外国人、学生と多彩な顔ぶれ

訓練企画・調整・操作指導などは全て町会で行っている。防災関係機関の協力は道路使用による安全確保のみ。訓練内容はエリアごとに権限を与え、地域の要望に応じることができるよう工夫している。



29

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ

〒140-8715

東京都品川区広町2-1-36

防災まちづくり事業部防災課

Eメール: bosai@city.shinagawa.tokyo.jp

TEL ☎: 03-5742-6696 (啓発支援係)

30

避難行動要支援者対策

平成25年11月20日

静岡県藤枝市

1

藤枝市の紹介

- 市の面積 194.03km²
- 人口 14万6,564人(平成25年8月末現在)
- 65歳以上 25.3%

- 交通アクセス

JR静岡駅 ---> JR藤枝駅
(20分)

富士山静岡空港 --->
JR藤枝駅(25分)



2

藤枝市が進める「4つのK」

「健康」「教育」「環境」「危機管理」

○健康

～目指せ、健康・予防 日本一！～

第1回健康寿命を伸ばそう！アワード2013

厚生労働省健康局長賞受賞

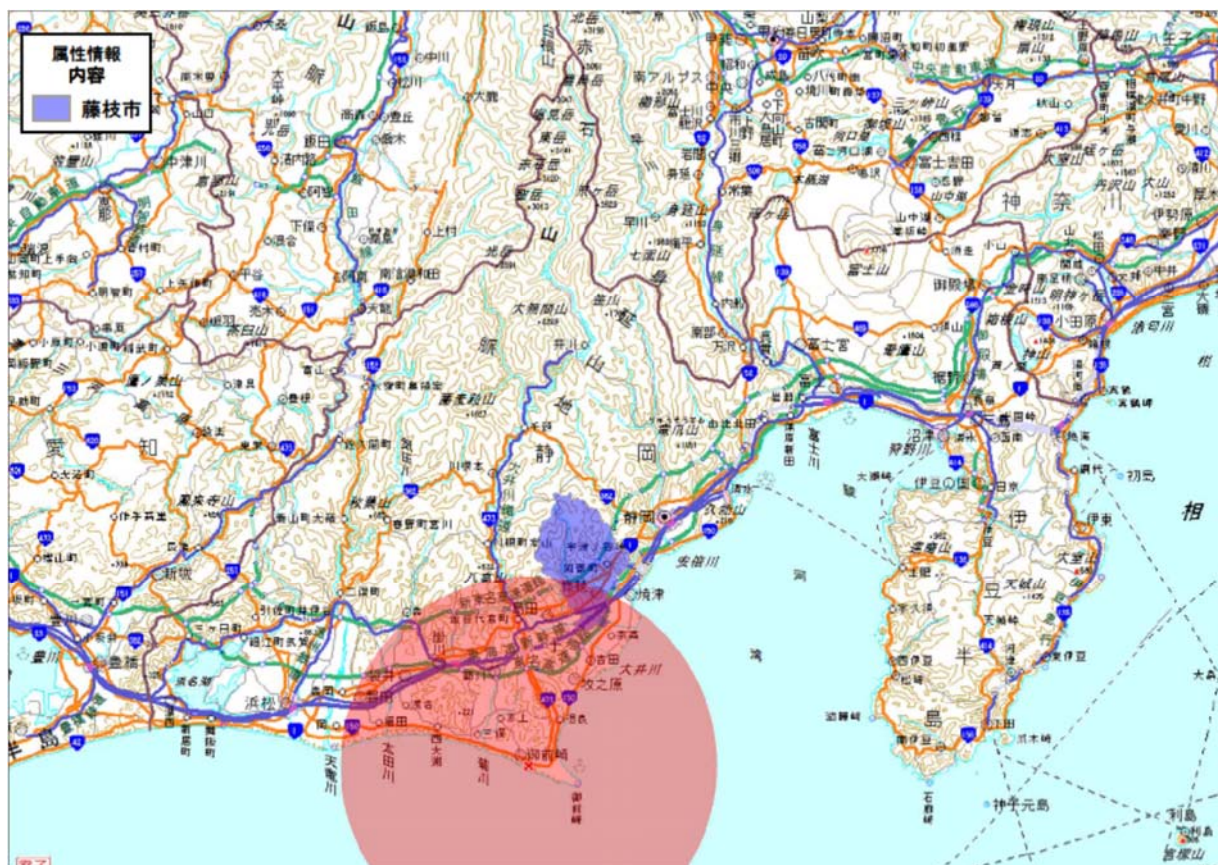


○危機管理

地域防災計画の改訂、原子力災害への備え

消防救急広域化による消防救急力の強化

・志太広域事務組合に「志太消防本部」設置₃



避難行動要支援者対策の主な取組

- 1 災害時要援護者のための防災マニュアル
- 2 災害時要援護者支援用防災マニュアル
- 3 災害時要援護者台帳
- 4 災害時要援護者リスト
- 5 福祉避難所の指定
- 6 介護サービス事業者との災害応援協定
- 7 災害時要援護者マップ

5

1 災害時要援護者のための防災マニュアル



特徴

ご自身の特徴に応じた
・非常持出品
・自分でできること
・人をお願いすること
生活不活発病チェック
リストの掲載

14,000部作成
地域包括センター
介護事業所などを通じ
て配布

6

2 災害時要援護者支援用防災マニュアル



特徴

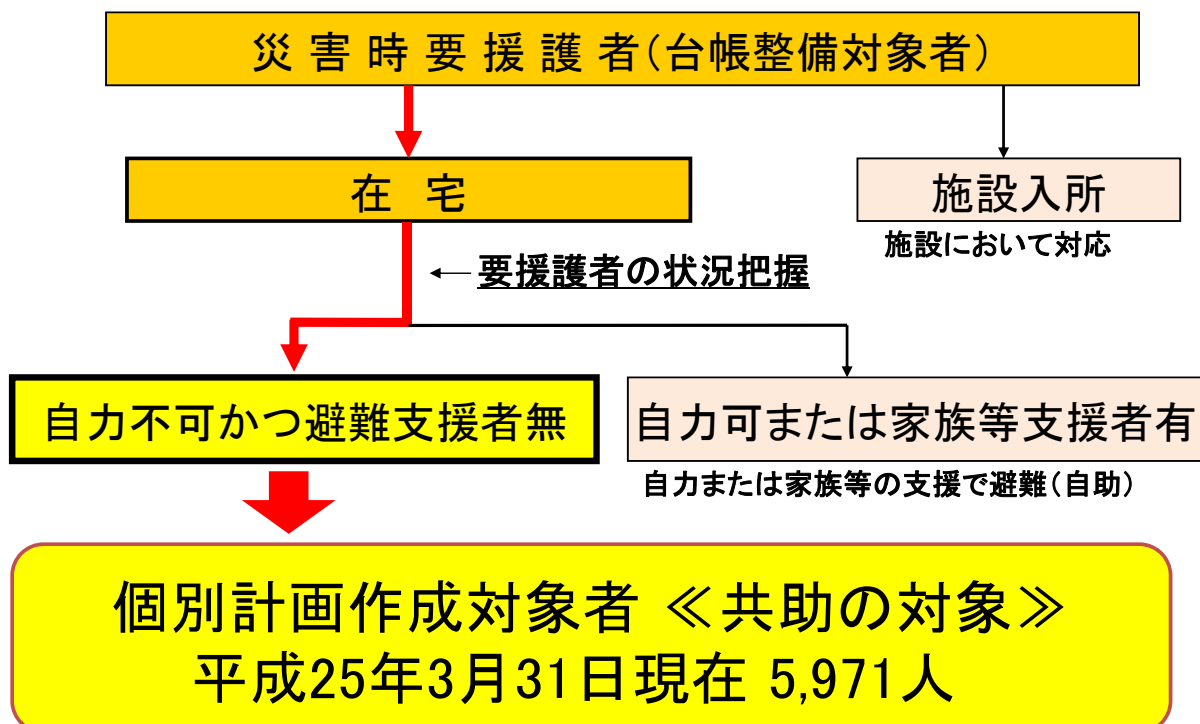
- 要援護者のタイプごと
- ・特徴
- ・情報伝達の配慮事項
- ・避難誘導時の留意点
- ・避難所での留意点

1,000部作成

自治会、町内会、自主防災会、民生・児童委員に配布

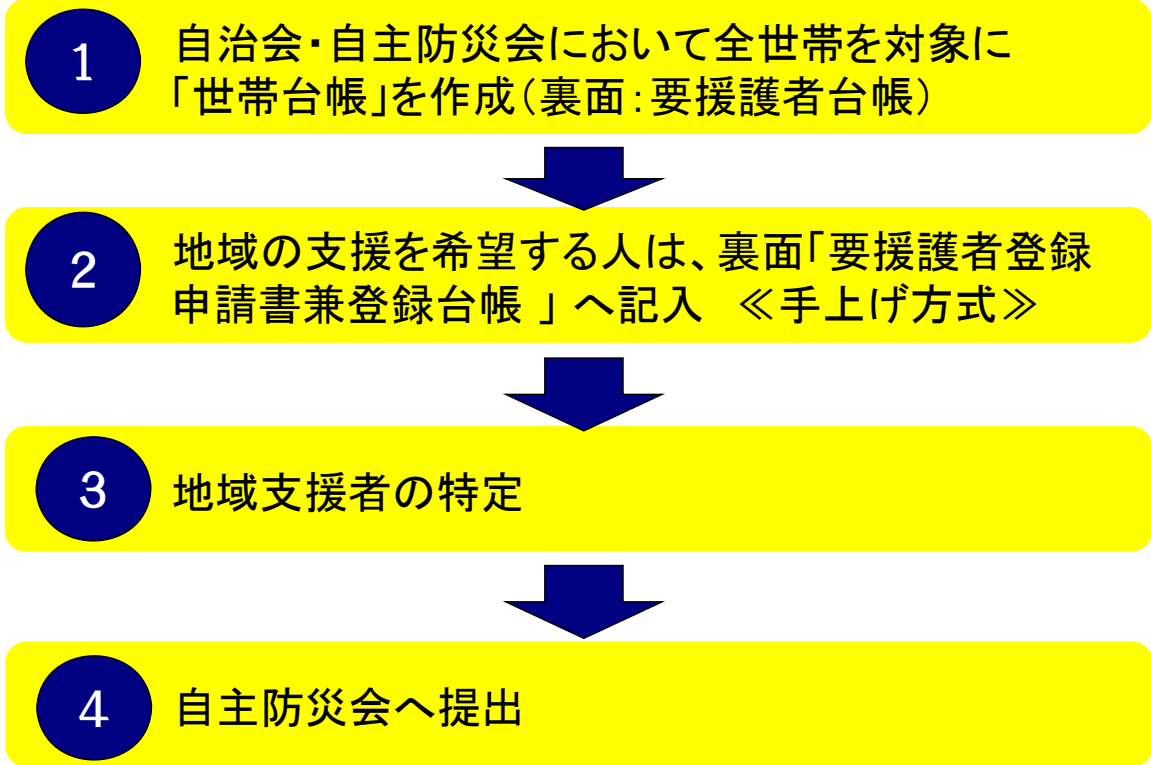
7

3 災害時要援護者台帳の整備



8

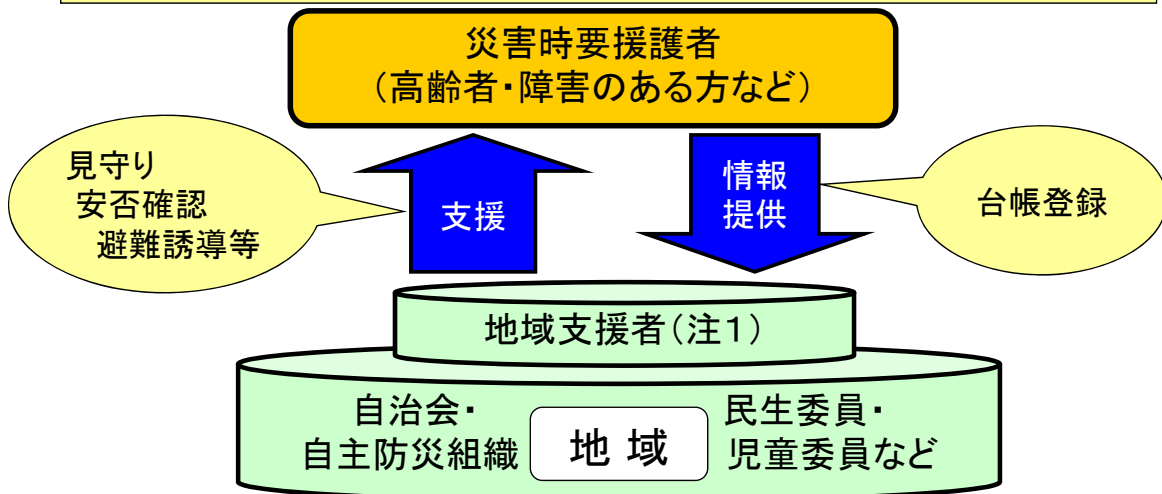
災害時要援護者台帳の作成手順



9

災害時要援護者台帳(個別計画)の活用

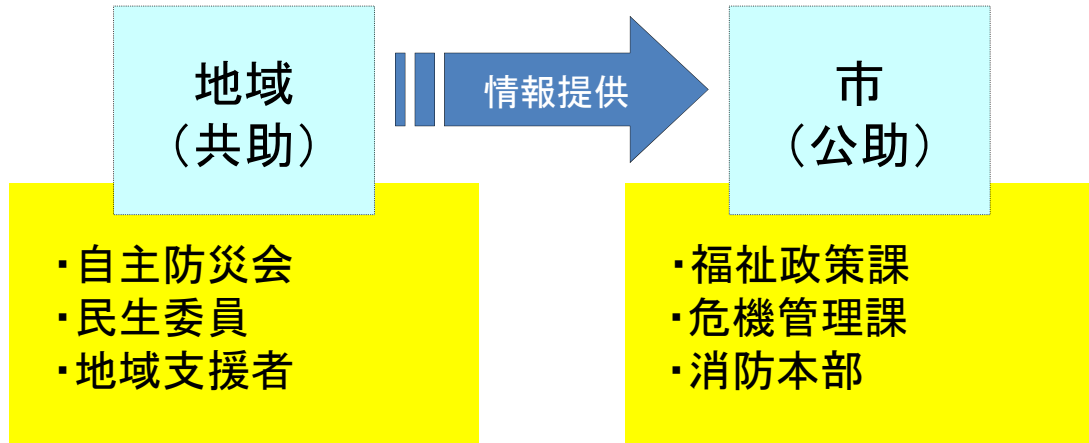
自助が困難な要援護者を支援するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員を中心にした避難支援体制づくり



(注1) 要援護者に対する普段からの見守りや災害発生の危険性が高まった時及び災害が発生した時に災害に関する情報を伝え、避難行動等を支援する者を言う。

10

要援護者台帳(個別計画)の 情報共有と管理



★ 正しい情報 … 年一回の更新 (修正・追加・削除)

世帯台帳

プライバシー保護に配慮して町内会長・自主防災会長が責任を持って管理する

自治会名: _____
町内会名: _____ () 組
自主防災会名: _____

秘

《作成 年 月 日》

世帯主			電話番号	— —	
住所	〒 — 藤枝市				
住居構造(○印)	木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他 ()		築年代	M・T・S・H 年 月	
住居形態(○印)	持家(平屋・階建)・借家・アパート・マンション・間借・その他 ()				
耐震診断実施年月	平成 年 月		耐震補強実施年月	平成 年 月	
地域特性	防災マップにより危険予想地域に○印 (山・がけ崩れ・延焼火災・液状化・その他)				
避難先	一次避難地				
	指定避難場所				
	縁故避難先	氏名	住所	電話	— —

No	同居家族氏名	続柄	生年月日	性別	年齢	血液型		平日昼間居場所 (電話番号)	緊急時自主防災会 への協力(○×)			防災上の参考事項※ 資格・技能・要援護者等
						ABO	RH		平日	休日	夜間	
1		本人	M・T S・H									
2			M・T S・H									
3			M・T S・H									
4			M・T S・H									
5			M・T S・H									
6			M・T S・H									
7			M・T S・H									

※「防災上の参考事項」記入上注意事項
 ☆防災上役立つ資格・技術等(保健・助産・看護師・元警察官・元消防官・整体師・栄養士・調理師・アマチュア無線有資格者など)記入
 ☆要援護者(災害時に自力避難が困難で、介護や支援を要する家族がいるとき) 寝たきり、歩行障害、視覚障害、要介護などを記入
 災害時に地域の支援を希望する方は、裏面の「要援護者登録台帳」に記入してください。
 ☆年齢は4月1日現在

㊞ 災害時要援護者登録申請書兼登録台帳 (個別計画書)

私が届け出た下記の情報を避難支援を目的として、自治会・自主防災会、民生委員、地域支援者、藤枝市に提供することを承諾します。

平成 年 月 日 本人氏名

代筆者氏名 (統柄等)

1. 要援護者本人の情報 (該当する部分は、1~2共○印で答えてください)

要介護者・障害者・一人暮らし高齢者・高齢世帯・その他 ()					
住 所	〒426- 藤枝市		(TEL - - ・FAX - -)		
ふりがな氏名		男・女	生年月日	M・T S・H	年 月 日 (年齢 歳)
ふりがな氏名		男・女	生年月日	M・T S・H	年 月 日 (年齢 歳)
身体状況・介護状況・必要な支援内容等記入 (介護認定を受けている場合は介護度:)					
避難・移動について	単独歩行 (可・不可 → 他者の支えが必要・寝たきり・車椅子等使用)				
緊急時家族等への連絡先	氏名	(統柄)	住所	(Tel. - -)	
	氏名	(統柄)	住所	(Tel. - -)	
かかりつけ医療機関	病院名	(Tel. - -)			
利用中の介護保険サービスや障害福祉サービス事業所	事業所名	(Tel. - -)			
ケアマネージャー (介護保険を利用している人のみ)	氏名	所属先	(Tel. - -)		

2. 避難支援計画

情報伝達方法・情報伝達での留意事項等 (特に視覚障害者・聴覚障害者)						
避難方法・避難誘導時・避難先での留意事項等 (特に医療行為を必要とする人) 常備薬について (無・有 →)						
避難時の地域支援者	1	氏名	藤枝市	Tel. -	町内会長	Tel. -
	2	氏名	藤枝市	Tel. -	自主防災会長	Tel. -
	3	氏名	藤枝市	Tel. -	民生委員	Tel. -

※地域支援者とは…災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心掛けていただくことです。できる範囲の支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

4 災害時要援護者リストの作成

【対象範囲】

区分	範囲等
要介護者	介護保険の要介護・要支援判定の人
障害者	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けている人
高齢者	75歳以上の一人暮らし高齢者 75歳以上の高齢者のみの世帯
その他	難病患者

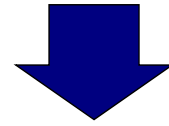
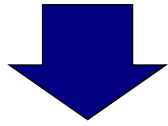
災害時要援護者の把握

【市】

・要介護者・障害者・高齢者

【県】

・難病患者



災害時要援護者リスト(年1回更新)

◎ 関係機関共有方式

平成25年1月1日現在 掲載者数 13,543人

15

災害時要援護者リストの情報共有

自主防災会別・世帯ごと・50音順

平常時

・福祉政策課
・危機管理課
・消防本部

・地区行政センター
(市内11ヶ所)

災害時

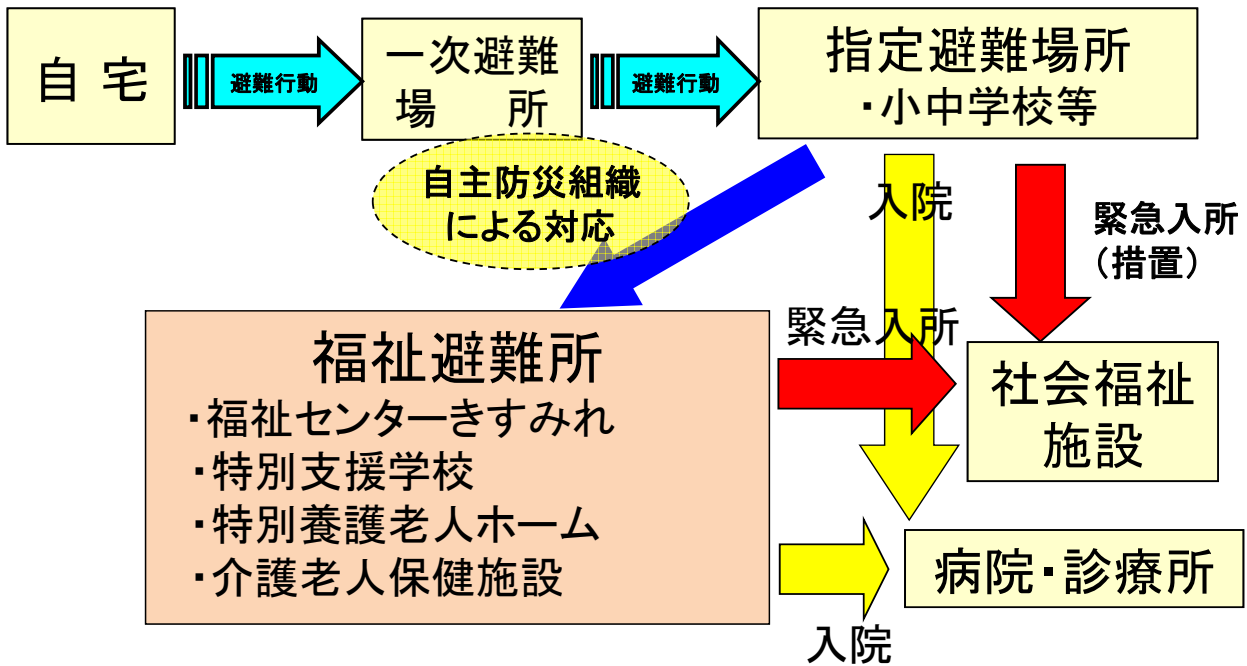
避難所における
安否確認に利用

自治会・自主防災会
へ開示



16

災害時要援護者への対応



17

5 福祉避難所等の設置

対象者

- ・高齢者 ・障害のある人
 - ・妊産婦、乳幼児
 - ・病弱者 など
- (避難所生活で特別な配慮が必要な人)

※家族同伴での避難も可

避難所生活

精神的 } 負担大
 身体的 }

バリアフリーなど

・手厚い支援が可能

18

福祉避難所の設置状況

施設名	施設名
市福祉センターきすみれ	(特養) 亀寿の郷
県立藤枝特別支援学校	(特養) 菜の花
(特養) 開寿園	(老健) カリタス・メンテ
(特養) 第2開寿園	(老健) フォレストア藤枝
(特養) ふじトピア	(老健) マインド
(特養) きらら藤枝	(老健) ユニケア岡部
(特養) 愛華の郷	

19

福祉避難所 設置機器

特別支援学校

福祉センターきすみれ

聴覚障がい者用情報受信装置設置状況



20

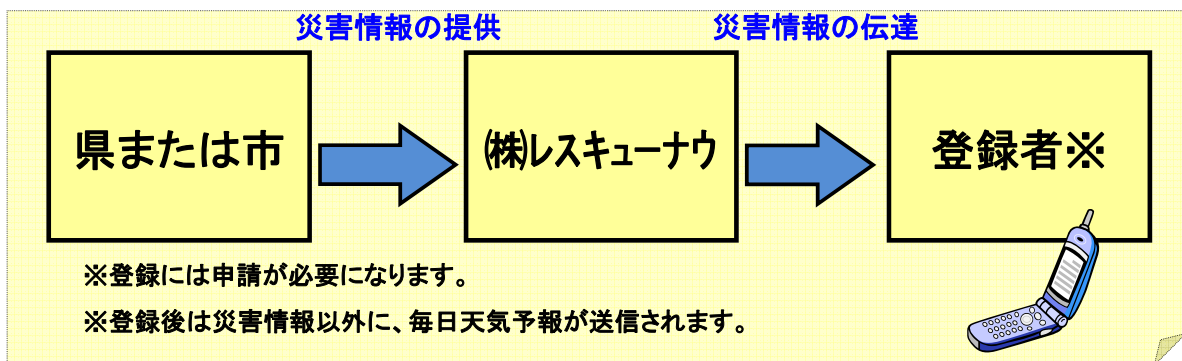
聴覚障害者支援サービス

レスキューナウ

聴覚又は視覚障害者の方に対し、携帯電話に災害情報を配信するサービスです。

【対象者】 聴覚障害者又は視覚障害者

【送信内容】 災害情報等



21

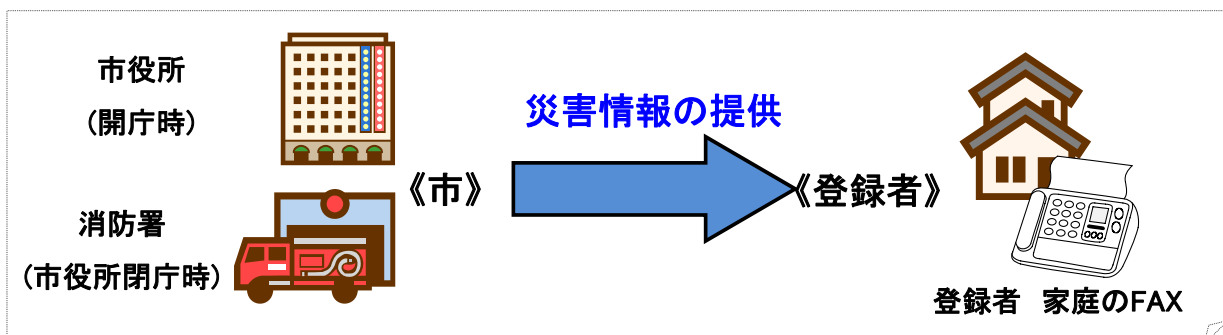
聴覚障害者支援サービス

Fネット

聴覚障害者の方に対し、地震等の災害時の情報をFAXで提供するサービスです。

【対象者】 市内在住で在宅の身体障害者手帳1・2級の聴覚障害者及び言語機能障害者

【送信内容】 地震等災害緊急時の防災無線通報内容
総合防災訓練での防災無線の通報内容



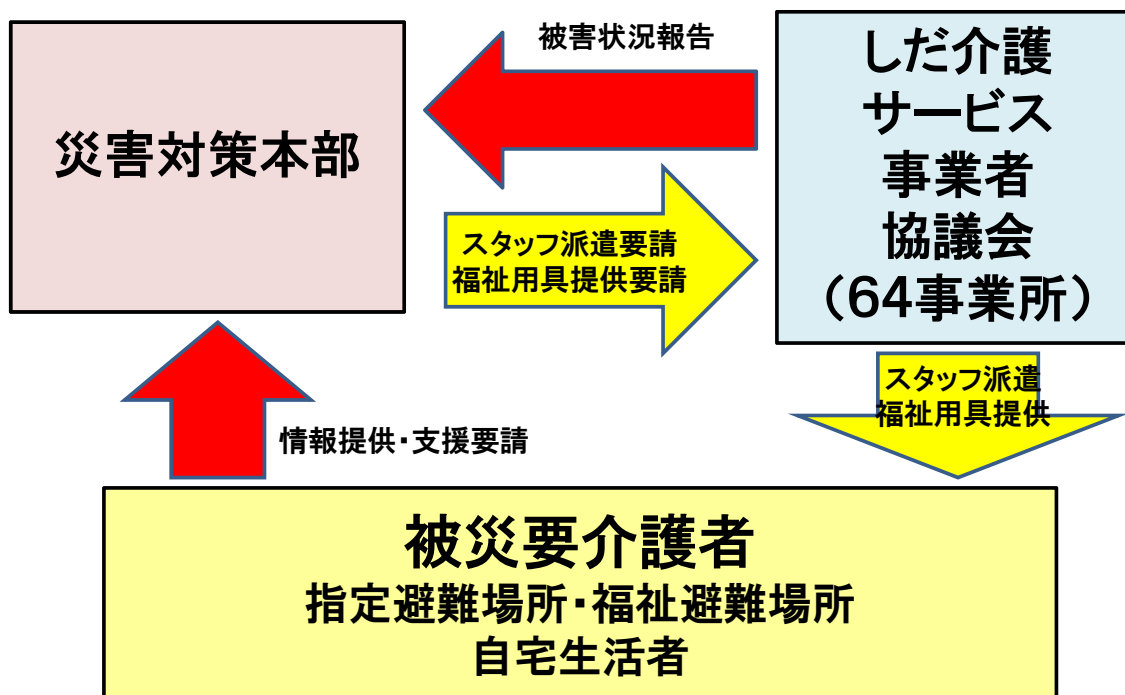
22

6 介護サービス事業者との 災害応援協定の締結

- 災害時における被災要介護者等への援助に関する協定
 - ・被害状況、安否情報を災害対策に活用
 - ・避難所での訪問サービス、福祉用具貸与の提供
 - ・避難所での介護用品等の供給
 - ・被災要介護者等の一時避難受入及び受入に必要な物資、要員派遣の要請

23

災害時における被災要介護者等への 援助に関する支援フロー



24

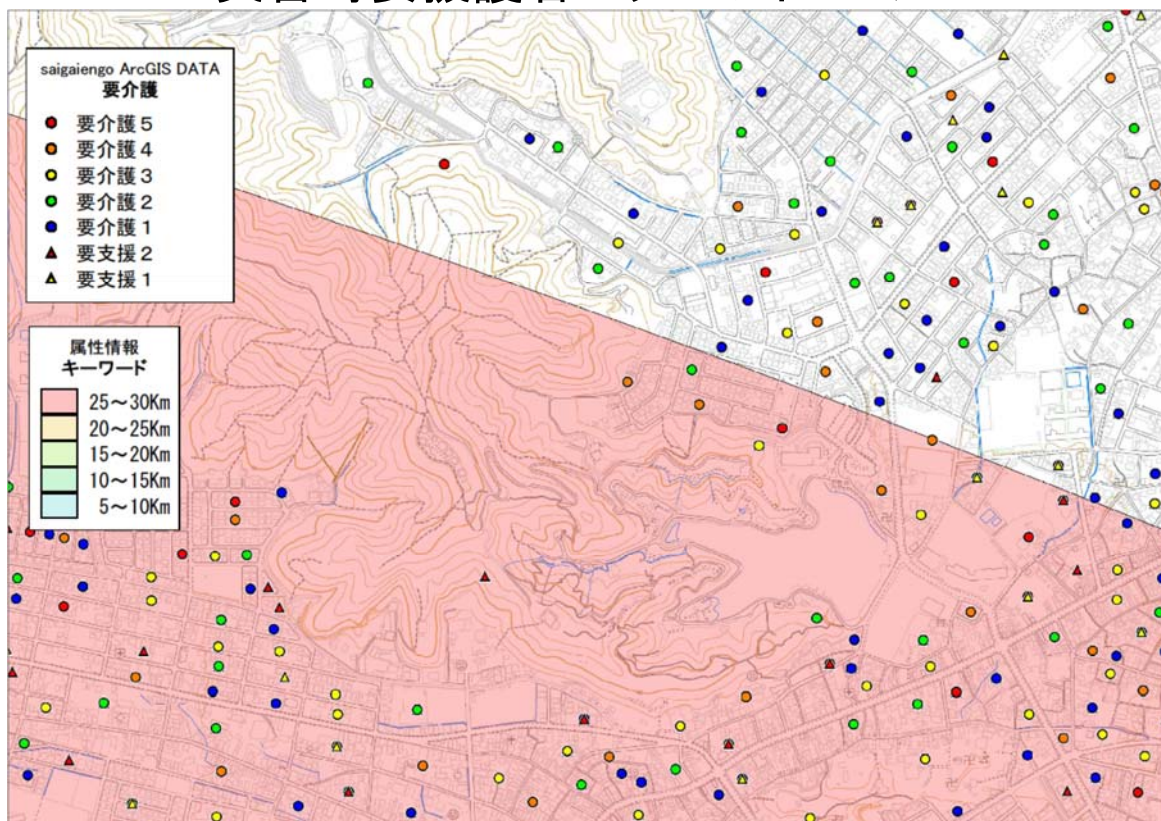
7 災害時要援護者マップ

GISを活用した要援護者支援

- 災害時要援護者台帳から位置情報取込
- 平時における要援護者の見守り体制の向上
- 風水害時の浸水区域や道路、橋梁情報など地図情報を活用し、避難路の事前検討や緊急時に支援が必要な要援護者の特定が可能

25

災害時要援護者マップのイメージ



26

災害時要援護者支援条例の 制定と市の取組みについて

神戸市危機管理室
林 秀和

「神戸市における災害時の要援護者への 支援に関する条例」

神戸市会議員の提案による条例として、

- ・平成24年11月に上程
- ・平成25年2月に市会本会議で可決
- ・4月1日より施行

主な特徴

- 要援護者に対する支援を全般的に規定
- 要援護者に特化した条例は政令指定都市で初めて

○ 条例の理念(前文)

- ・ **誰もが要援護者になり得る**ことを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要。
- ・ **様々な団体や事業者等が連携**し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待される。

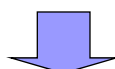


全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、**力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援**し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指す。

2

○ 市の責務、役割

要援護者に必要な配慮をし、援護をする体制が地域において整備されるよう施策を推進



- ・ 支援の必要性や意義等について、理解いただくための広報や啓発
 - ・ 要援護者情報について、ご本人からの同意取得
 - ・ 講師や専門家の地域への人材派遣
 - ・ 地域の防災訓練の支援
 - ・ 災害時の多様な情報伝達
 - ・ 避難所、福祉避難所の整備推進
 - ・ 庁内での横断的組織の確立
- など

3

○ 要援護者支援の活動(役割)

<平常時>

日頃の声がけ、防災訓練の参加への働きかけ、要援護者の所在の把握、支援計画の作成 等

地域においては、実情に応じた
内容で取り組んでいただく

<災害時>

情報の提供、避難誘導、安否の確認、
避難生活の支援 等

4

○ 要援護者支援を行う団体

<条例に個別列挙>

防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、
自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、
地域自立支援協議会

<条例:その他の団体であって市長が認める団体>

※審査基準を策定(パブリックコメント実施)

婦人団体協議会、社会福祉協議会、友愛訪問、老人クラブ
連合会、まちづくり協議会(この他の団体も個別審査)

※事業者・団体も支援活動に協力・連携

5

○ 要援護者の情報把握

※情報提供(市→地域)を行う場合の運用

- ・要援護者の情報を希望する地域団体と市が協定。

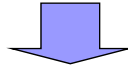
【協定の内容(主なもの)】

名簿の適切な管理、名簿管理者の決定、目的外利用の禁止、
秘密の保持など



- ・市は、要援護者から同意を取得し、地域団体へ情報提供。

※不同意の明示がない場合、同意と推定する規定が導入



- ・地域団体は、支援活動を実施。

(要援護者の所在把握、支援計画の作成など)

6

○ 「要援護者リスト」整備状況

1. 現状

本庁と区役所で要援護者リストを共有
リストの更新は年2回程度

2. 要援護者リストの対象者(いずれかに該当する者)

- ・要介護度3以上(2.3万人)
- ・身体障害者手帳1・2級所持者(2.9万人)
- ・療育手帳A所持者(0.4万人)
- ・ひとりぐらし等高齢者(65歳以上独居、75歳以上老々)
(11.5万人)

実
人
数

15.2

万
人

※国指針の例示での避難行動要支援者名簿より範囲が広い

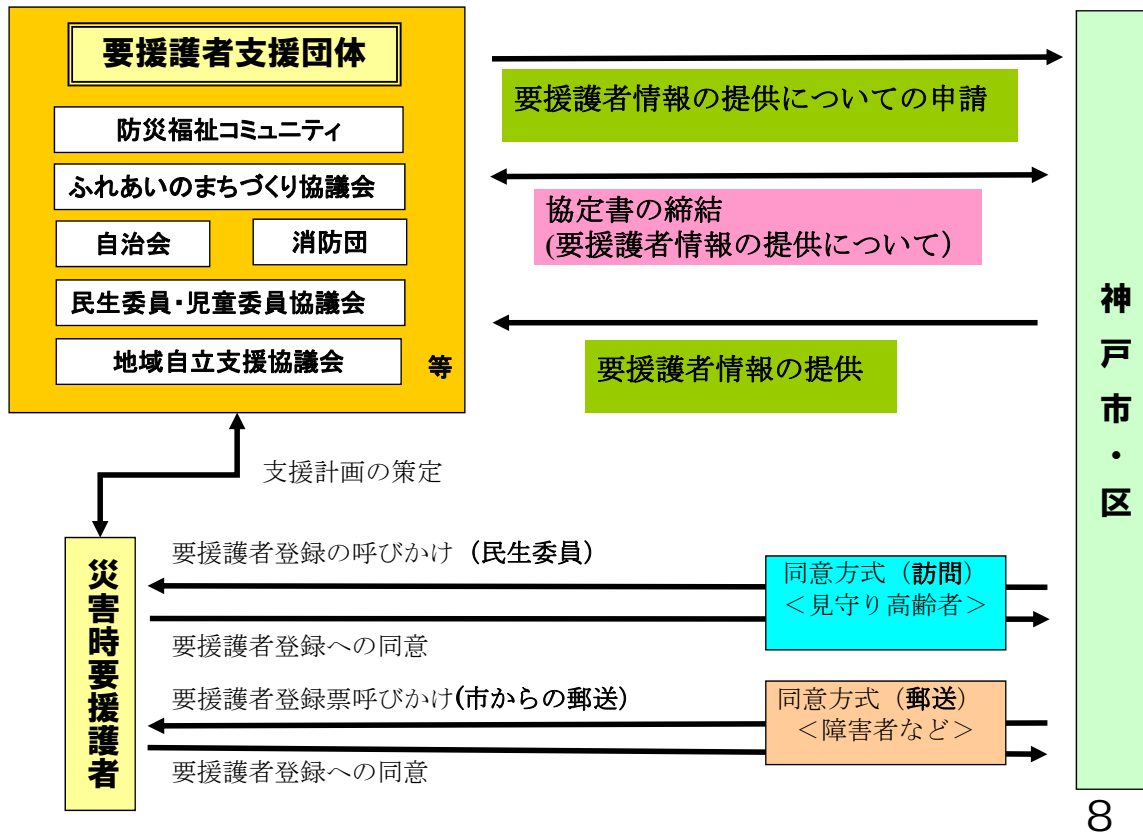
(H25.4現在)

3. リストの活用方法

- ・災害時・・・地域団体等の開示し、安否確認を行う。
- ・平常時・・・地域団体が行う要援護者支援活動のための
要援護者登録の呼びかけ(同意)

7

市で保有する要援護者情報を共有するイメージ



8

○この他の条例での規定

・要援護者の定義

※介護保険の要介護・要支援者、身体・精神障害者・療育の手帳所持者、65歳以上の単身・75歳以上の老老世帯、難病患者、乳幼児、妊産婦 等

・要援護者自身の役割

・避難所・福祉避難所の整備、環境整備、運営体制の推進

※相談員の配置、設備整備・備蓄、関係団体との協力体制、福祉避難所の整備、運営にあたる人材確保

9

○ ガイドライン等の作成

- ・**庁内向けガイドライン** (詳細な運用・手続きを記載)

<市民向け>

※段階的に徐々に機運を高めてもらえるよう、3種類作成

- ・**リーフレット** (要援護者支援の必要性を広く周知)
- ・**市民向けガイドライン①**
(取り組みに興味を示した地域に支援の仕組みを説明)
- ・**市民向けガイドライン②** (取り組みを実施する段階になった際、個人情報の取扱いなど、具体的な手順等を説明)

10

○ ガイドライン等の作成の進め方

ガイドライン等の作成にあたっては、「案」の段階で、地域の皆さんの声を伺いながら、作成。

<例> (地域の声)

「発災時に支援者が被害を受けた場合、支援することは困難。その際、責任が問われるのではないか」

(ガイドライン等での対応) 「支援者は、ご自身の安全を確保したうえで対応いただくことが大前提」。「要援護者の方には、支援を保障するものではないことを理解してもらうことが大切」であることを強調

11

○ 庁内での連携

- ・要援護者に関わる部署は多岐にわたる。
- ・これら部署の密接な連携により、取り組みを推進。



特に、防災部局と福祉部局の連携が重要。お互いの施策の把握が必要。

<防災部局>

地域防災計画、災害時の情報伝達、危機管理事象対応、訓練等の地域での防災の取り組み 等

<福祉部局>

高齢者や障害者施策、福祉・医療団体関連、個人情報運用 等

12

○ 庁内での役割分担(例示) <平常時での支援>

- ・制度全般・・・ 危機管理室、保健福祉局
- ・地域への働きかけ、支援団体の窓口・・・ 区、消防署
- ・要援護者支援リスト作成・・・ 保健福祉局
- ・支援団体の運用支援・・・ 区、(保健福祉局)
- ・研修・・・ 区、(市民情報サービス課)、(危機管理室)、(保健福祉局)
- ・専門家の派遣支援・・・ 保健福祉局、区
- ・防災訓練の支援・・・ 消防署、区
- ・乳幼児・妊産婦等の関連・・・ こども家庭局
- ・外国人の関連・・・ 市長室
- ・NPOの支援・・・ 市民参画推進局

13

○ 地域の取り組みに対する支援

- ・区役所を中心に、地域の団体に働きかけ・アドバイス
- ・要援護者名簿への登録を呼びかける文書の送付・印刷などに対する事務的な支援
- ・地域への専門家(まちづくりアドバイザーなど)の派遣
- ・個人情報の取り扱いを学ぶ研修(今後実施)
- ・地域が実施する防災訓練の支援

＜訓練の実績(24年度)＞

全市で 896 回。うち要援護者支援関連74 回

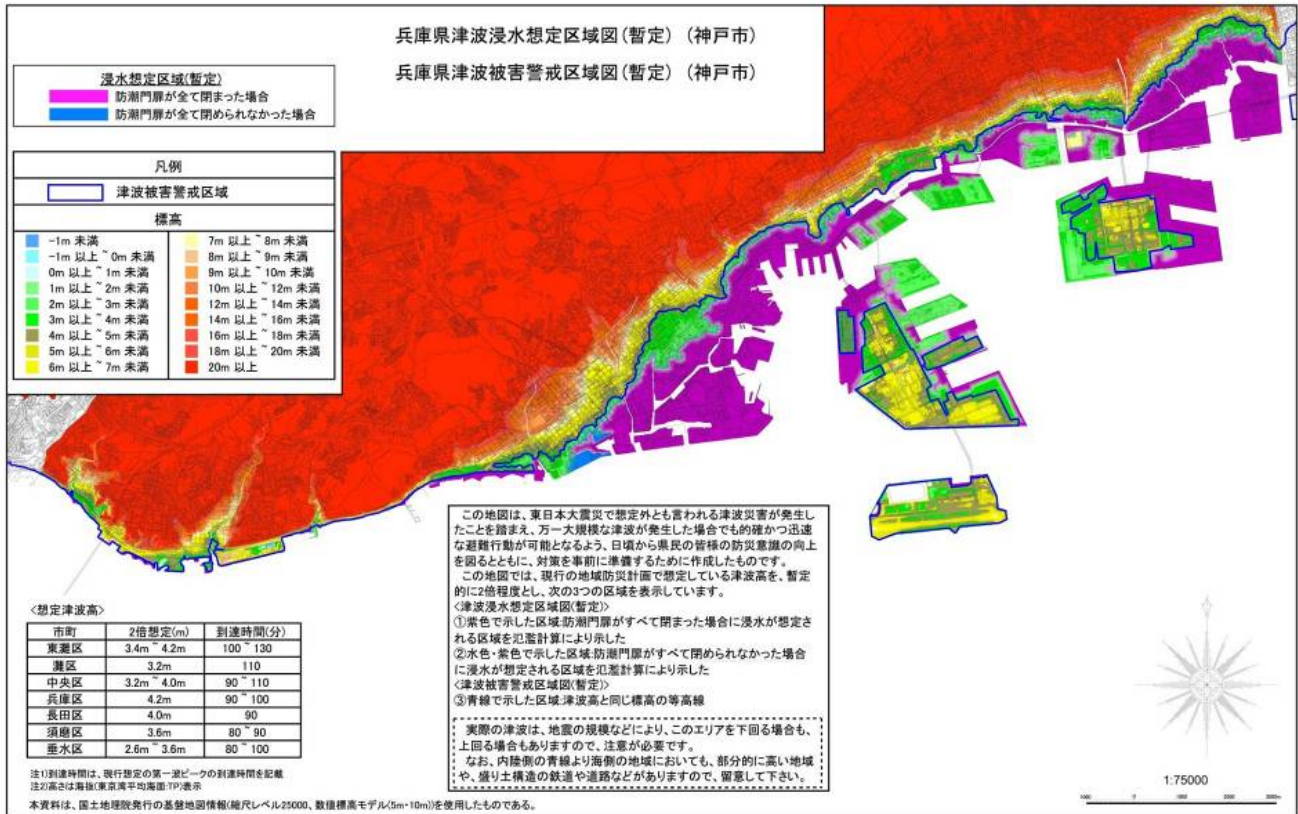
14

要援護者対策の取組み状況(情報共有ベース)

H18	2地区(東灘・兵庫区)	
H19	1地区(兵庫区)	※条例の制定により、 地域での機運 が高まっている
H20	2地区(兵庫・須磨区)	
H21	1地区(兵庫区)	
H22	3地区(兵庫・長田区)	※ 現在、24地区 で取組み (このほか、十数地区で動き有り)
H23	2地区(兵庫・長田区)	
H24	9地区(灘・兵庫・長田・西区)	
H25	4地区(兵庫・西区)	

15

兵庫県による暫定2倍想定



「地域津波防災計画」の策定 ワークショップ・まち歩き・避難マップ作成



(東川崎地区)



(魚崎地区)

真野地区の取り組み

長田区真野地区の取組



真野地区の概要

長田区南東部 約40ha

人口 4,089人
世帯数 2,338世帯
高齢化率 34.1%

民生委員 14名
主任児童委員 2名

取り組みの流れ

真野地区の取り組み

- ① 高齢者世帯等に民生委員から登録の呼びかけ
(平成22年9月～10月)
- ② 登録者の優先順位をA・B・Cで設定(トリアージ)
A(39人)B(99人)C(186人) 合計(324人)
- ③ 登録者のリスト化
地域包括支援センターが協力
- ④ マッチングのワークショップ(23年2月17日)
参加者約70名
民生委員 自治役員 防災福祉コミュニティ役員 等
- ⑤ 防災訓練(23年3月20日)
「安否確認」「避難誘導訓練」を実施
→304人(94%)の安否確認

真野地区の取り組み

トリアージの考え方をうい 「A・B・C」のランクづけ

登録総数324人(一人暮らし285人／老老世帯 39人)

A:車いす等のため、避難所に介助が必要 (39人)

B:足腰が弱く、あるいは身体が虚弱で、避難所まで
同行が必要 (99人)

C:自力で避難可能と思われるが、一人暮らしのため
安否確認・声かけが必要 (186人)

※個別支援計画に反映

20

○ 取り組みを推進する上での留意点

● 関係機関の連携・協力が不可欠

- ・民生委員、自主防災組織、自治会、障害者団体など、要援護者と関係のある機関の連携が必要(事業者等の参画も)。
- ・継続した活動ができる体制づくりが重要。

● 「face to face」の関係づくり

- ・日頃の付き合い・活動がいざという時に役立つ。
- ・要援護者が防災訓練に積極的に参加できる環境づくり。

● 防災意識の高揚

- ・地域の防災上の課題を知ってもらう。

● 庁内の連携体制

- ・要援護者支援には、様々な部署の関わりが必要。

21

ご静聴ありがとうございました



「呉市における災害時要援護者避難支援の取り組み」

呉市消防局警防課危機管理室

1 呉市の概況

広島県の南西側に位置し、市域の南と西は瀬戸内海に臨み、島、岬、湾入、河川、平地、山地と複雑な地形をしており、平成の大合併により、安芸灘諸島を中心とする8町と合併し、全国で2番目となる海岸線を有している。

2 過去の気象災害

戦後における主な災害として、昭和20年「枕崎台風」、昭和42年「7月豪雨」、平成11年「6月豪雨」、平成13年「芸予地震」、平成16年「台風18号」、平成22年「7月豪雨」など災害救助法の摘要を受ける災害を経験している。

3 津波

過去に影響を及ぼした津波には、安政元年「安政南海地震」、昭和21年「南海地震」が上げられるが被害についての詳細な記録は残っていない。今後、影響を及ぼすプレート型地震には、「南海トラフ巨大地震」、「安芸灘～伊予灘～豊後水道(芸予地震)」が上げられ、内閣府発表の「南海トラフ巨大地震」2次報告の内容は最大震度「震度6弱」津波高「標高4m」である。

4 阿賀地区の状況と取り組み

(1) 阿賀地区について

阿賀地区は、南を海岸線、北を山地という呉市特有の地域であり、山地部では土砂災害、平地部では高潮災害が過去多く発生している地域である。

平地部は、江戸時代まで漁業を生業とする海岸であったが、1853年ごろから新開を築調された埋め立て地域であり、海拔1m～2mである。このため過去何度も高潮による浸水被害が発生している。(図1)

さらに、南海トラフ巨大地震の津波高の想定4mからすると平地部のほぼ全域が浸水することになる。(図2) ※「広島県津波浸水想定図」(2013.6)から抜粋



(図1)



(図2)

(2) 経緯

市内各地区において少子高齢化が進んでいる状況において、阿賀地区も例外ではなく災害時要援護者の避難支援が問題となっているなか、東日本大震災が発生し、特に津波からの避難についての問題意識が高まってきた。

また、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定が発表され、阿賀地区においては低地部が全て浸水することを受け、阿賀地区全体で避難訓練を実施することが検討された。

(3) アガデミア (2006. 12. 23 発足)

アガデミアとは、阿賀地区のある7つの教育機関と地元自治会とで組織する「阿賀学園地域教育連携協議会」の愛称である。

【事業】

将来有為な人材を継続的に育成するための教育活動支援・活動評価
地区住民の人材育成に対する興味関心の喚起とその奨励
地域の教育機関や地域の団体などとの連携・橋渡し (コーディネート等)
有望な人材を継続的に育成するための調査研究
その他、協議会の活動に必要なこと

【組織】 (協議会は次の委員をもって構成している。)

呉工業高等専門学校校長
呉市立阿賀小学校長
呉市立阿賀中学校長
呉市立呉高等学校長
阿賀地区自治会連合会会長
広島文化学園大学学長
広島県立広島南特別支援学校呉分校長
広島県立呉高等技術専門学校長
その他協議会が必要と認める者

(4) 特 徴

- ア 阿賀地区に存在する各学校 (小・中・高・大学・専門・障害者等) のネットワークとして「アガデミア」の特徴を活かした防災訓練を実施
- イ 地域と各学校が協力した「共助」を中心とした避難訓練を実施
- ウ 地域の「災害時要援護者」を学生が避難支援訓練を実施
- エ 防災だけではなく日頃からコミュニケーションづくりを進めている地域

5 平成24年度「阿賀地区津波避難訓練」(平成23年度に続き2回目)

(1) 目 的

東日本大震災における教訓を踏まえ、南海トラフの巨大地震のような最大級の地震発生に伴う被害を事前に想定し、日頃から、自治会、自主防災組織、教育機関、民間事業所、各種団体や警察・消防・消防団などの防災関係機関が参画し、地域ぐるみで連携協力して地震・津波避難訓練を実施し、地震・津波等の脅威を十分認識するとともに、火災や津波に対する備えを強化し、いざというときに迅速に避難できるようにしておくことが重要である。このため、長い揺れが続く地震が起きると、数時間後に津波が襲来することを想定し、避難行動に焦点を当てた実践的な訓練を通して、住民等の一人ひとりが安全・確実に避難するために避難経路、避難場所 (高台等)、一時避難施設 (津波避難ビル) などを確認するとともに、最大級の地震発生時の“心構え”と“備え”について学ぶために訓練を行う。

1. (6) 中国ブロック (広島県呉市)

(2) 実施日時

平成24年10月10日(水) 14時30分～16時00分

(3) 実施対象機関

阿賀地区(自主防災組織, 自治会, 民生委員・児童委員他), 阿賀小学校, 阿賀中学校, 市立呉高校, 呉工業高等専門学校, 広島文化学園大学, 広島南特別支援学校呉分校, 阿賀保育園, 阿賀中央幼稚園, 延崎保育所, 呉地域聴覚障害者防災連絡協議会, 広島警察署, 呉市(阿賀支所, 消防局(警防課・東消防署), 消防団)等

(4) 訓練対象地区 阿賀地区全域

(5) 訓練対象者(地域内住民全てが対象)

訓練参加予定者(住民, 園児, 児童, 生徒, 大学生等 約2,000名)

(6) 訓練想定

10月10日(水) 14時30分頃, 南海トラフ巨大地震が発生し, 呉市は震度6弱の揺れとなり, 地震発生直後に発生した津波が最短で約2時間40分後に襲来。気象庁は, 14時33分に広島県の沿岸部に「津波警報(津波)」を発表した。

(7) 訓練内容

区分	住民等	行政等
(1) 避難実践	・高台, 一時避難施設, 一時避難場所への避難を実施	・住民, 園児・児童・生徒・大学生等の避難状況の確認
(2) 情報伝達	・率先避難者(住民等)による住民(災害時要援護者も含む。)への避難の呼びかけを実施(声かけ) ・携帯電話等による安否確認 ・町内放送設備による避難の伝達 ・防災情報メール受信による確認	・防災行政無線の代替として, 消防車両取付スピーカーによる情報伝達を実施 ① 消防団による津波警報・避難指示の広報 ② 消防局等による緊急地震速報の伝達 ・携帯電話等による阿賀市民センターへの安否情報確認を実施 ③ 防災情報メール配信サービスによる情報伝達
(3) 避難誘導	・自主防災組織, 自治会, 呉高専生, 大学生, 消防団員等による高台, 一時避難施設への住民(災害時要援護者も含む。)の避難誘導を実施	・消防団員による避難誘導・安全管理を実施 ・消防職員による一時避難施設内における安全管理を実施 ・自治会, 自主防災組織の責任者による避難誘導・安全管理を実施

※ 防災行政無線については, 混乱を防ぐため使用せず。

1. (6) 中国ブロック (広島県呉市)

(8) 訓練実施内容及びタイムスケジュール等

訓練時間	訓練項目	訓練内容	訓練担当者等
14:00 ～ 14:05	訓練事前 広報	① アガデミア地域内を消防車両 (4ヶ所配置)の車載拡声器を使用して訓練事前広報を実施。 ② 各自治会の放送設備を使用して訓練事前広報を実施。	東消防署 2台 (予防査察車) 警防課 2台 (指揮車等) ※放送設備設置自治会
14:30 ～ 14:36	地震発生	【教育機関】 ① 放送設備 (又は携帯用拡声器) を使用して緊急地震速報の放送を実施。(約1分間) ② 児童等は机の下に潜るなど,落下物等から頭部等を守る。(約5分間)安全行動	訓練参加 教育機関
		【地区住民等】 ① アガデミア地域内を消防車両 (4ヶ所配置)の車載拡声器により「緊急地震速報」の放送を実施。(約1分間) その後14時34分に、「津波警報」の放送を実施。(約1分間) ② 各自治会の放送設備を使用して①と同様に実施。 ③ 住民等は,身の安全を守る行動をとる。	東消防署 (車両2台) 警防課 (車両2台) 自治会等
14:36 ～ 14:41	避難準備	【教育機関 (大学を除く。)] ① 放送設備 (又は携帯用拡声器) を使用して「グラウンド (園庭等) に集合」の放送を実施。 ② 児童等は靴 (上履きでもよい。) を履き,グラウンド (園庭等) に移動する。集合後に各学年・クラスの点呼を実施。 ③ 呉高専生は地域住民等に避難の呼びかけを実施。	訓練参加 教育機関 ※「訓練,津波が来るので,高台,○○○ (一時避難施設名) に避難してください。」
		【地区住民・広島文化学園大学等】 ① アガデミア地域内を消防車両 (4ヶ所配置)及び消防団車両 (2台)の車載拡声器を使用して「津波警報・一時避難施設等への避難」の広報を実施。 ② 各自治会の放送設備を使用して①と同様に実施。 ③ 率先避難者・消防団員・大学生が地域住民等に避難の呼びかけを実施。 自治会員,民生委員・児童委員,消防団員が災害時要援護者宅へ駆けつけ,避難誘導を実施。 (大学生は,ストレっちゃん・車椅子等による避難支援を実施。)	東消防署 (2台) 警防課 (2台) 消防団 (車両広報担当:車両2台) 消防団 (避難誘導担当2人1組×5組) 自治会 広島文化学園大学等 ※「訓練,津波が来るので,高台,○○○ (一時避難施設名) に避難してください。」

1. (6) 中国ブロック (広島県呉市)

<p>14:41 ～ 15:00</p>	<p>避難開始</p>	<p>【教育機関 (大学を除く。)]</p> <p>① 点呼後, 大空山・阿賀北方面等の高台に向けて徒歩により避難を開始する。</p> <p>② クラスごとに, 教師・保育士等が担当し, 教頭・園長等が避難経路の安全を確認しながら誘導を実施する。 市立呉高校は, 避難途中に広島南特別支援学校呉分校の生徒の避難支援を実施する。</p> <p>③ 大空山・阿賀北方面等の高台へ向かう途中, 国道横断が困難であることが判明したため, 教頭・園長等が阿賀中央幼稚園・阿賀小学校はパブリコーポ阿賀西駐車場 (3階), 阿賀中学校・呉工業高等専門学校は阿賀公民館 (3階), 広島南特別支援学校呉分校及び市立呉高校は県呉高等技術訓練校 (4階) に避難場所の変更を指示する。 また, 阿賀保育園は, 休山トンネル東口上方の高台, 延崎保育所は東臨館高校呉分校に避難する。</p>	<p>東消防署 (幼稚園・保育所園児の安全管理・誘導担当×各2名計6名) 女性消防団 (幼稚園・保育所園児の安全管理・誘導担当×各2名計6名) 消防団 (交差点等の安全管理・誘導担当×13名)</p>
		<p>【地区住民・広島文化学園大学等]</p> <p>① 地域住民等は, 最寄りの高台 (高台避難する自治会は各自で避難場所を選定), 一時避難施設 (県営豊栄住宅・広島文化学園大学・パブリコーポ阿賀西駐車場・県呉高等技術訓練校) へ徒歩により避難を実施する。</p> <p>② 自治会員, 民生委員・児童委員, 消防団員・呉高専学生, 広島文化学園大学学生等は, 災害時要援護者等を道幅の広い道路を使用して, 高台, 若しくは最寄りの一時避難施設 (県営豊栄住宅・広島文化学園大学・パブリコーポ阿賀西駐車場・県呉高等技術訓練校) へ徒歩等による避難誘導を実施する。 ※ 広島文化学園大学学生は, 班ごとに避難誘導担当区域及び避難誘導先を決めておくこと。</p>	<p>東消防署 (一時避難所県営豊栄住宅・広島文化学園大学・2ヶ所×各2名) 警防課 (一時避難所パブリコーポ阿賀西駐車場・県呉高等技術訓練校2ヶ所×2名) 消防団 (避難誘導担当2人1組×5組) 広島文化学園大学 (学生他) 自治会・自主防災組織 (高台等へ避難する自治会・自主防災組織の関係者)</p>
<p>15:00 ～ 15:05</p>	<p>避難完了</p>	<p>【教育機関]</p> <p>・阿賀保育園, 阿賀中央幼稚園, 延崎保育所, 阿賀小学校, 阿賀中学校, 市立呉高校, 呉工業高等専門学校, 広島南特別支援学校呉分校の各教育機関は避難完了後, 点呼を実施。</p> <p>【地区住民・広島文化学園大学等]</p> <p>① アガデミア地域内を広報中の消防団車両 (2台) は広報を止め, 住民等の避難誘導を行いながら, 一時避難施設等に避難を実施。</p> <p>② 地域住民・大学生等は, 高台, 一時避難施設において避難者数などを把握する。</p> <p>③ 高台への避難を行った自治会, 自主防災組織の関係者は, 阿賀市民センターへ携帯電話等で避難状況を報告する。</p>	<p>訓練参加 教育機関</p> <p>東消防署 (2台) 警防課 (2台) ※放送設備設置自治会</p>

1. (6) 中国ブロック (広島県呉市)

15:05 ～ 15:10	津波襲来 ・津波警 報解除	① アガデミア地域内を消防車両 (4ヶ所配置) の車載拡声器を使用して訓練終了 (津波警報解除及び避難所) へ移動の広報を実施する。 ② 各自治会の放送設備を使用して①と同様に実施する。	東消防署 (幼稚園・保育所園児の安全管理・誘導担当) 女性消防団 (幼稚園・保育所園児の安全管理・誘導担当) 消防団 (安全管理・誘導担当)
15:10 ～ 15:30	避難所等 へ移動	【全教育機関】 ・参加教育機関は、各学校へ移動する。 【地区住民等】 ・地域住民等は、避難した高台、一時避難施設から阿賀公民館へ移動する。	自治会等 消防団 (避難誘導)

※ 一時避難施設は、指定済及び指定予定並びに指定依頼予定の施設とする



(阿賀小学校)



(阿賀中学校)

(9) 訓練講評及び防災啓発研修

各学校・保育所・幼稚園は、児童等が学校に移動後、学校長等が訓練講評を実施する。

自治会、自主防災組織等 (自主参加) は、阿賀公民館に移動後、訓練講評及び防災講演に参加する。

実施場所	阿賀公民館大ホール	
実施時間	15時30分～16時00分	
訓練講評	実施者	呉市消防局警防課長
防災講演	実施者	呉市消防局警防課危機管理室員
	内容	「地震・津波から命を守るためには」

(10) その他の注意事項等

ア 訓練参加者は、あわてて避難することのないようにし、避難経路はできる限り道幅の広い道路を使用するとともに、訓練中の交通事故防止等に留意すること。

イ 訓練に参加する消防局員及び消防署員並びに消防団員は、事故防止に万全を期すこと。また、交差点等における誘導及び安全管理を担当する消防団員は、交通事故防止に万全を期すこと。

ウ 消防団車両による広報を担当する消防団員は交通事故防止に十分注意すること。

エ 住民等を避難誘導する消防団員は、ライフジャケットを着用し、携帯拡声器を使用して避難の呼びかけを行うこと。

オ 自治会員，民生委員・児童委員，消防団員，呉高専生，大学生等が避難誘導や避難の呼びかけのために駆けつける災害時要援護者宅や自治会一時集合場所は，各自治会に事前調整を依頼する。

カ 訓練の実施に当たり，訓練対象地区の自治会に別紙2チラシの配布を依頼する。

6 津波訓練における要援護者（高齢者）支援対策

(1) 高齢者等の支援（広島文化学園大学）

合同津波避難訓練に4年生が学外演習として参加し，学生は逃げ遅れた地域住民を災害用ストレッチャーを使って搬送するなど，住民に声をかけながら一緒に高台まで避難した。



事前研修として，ストレッチャーの使用方法やおんぶや3人1組で行う搬送方法などの研修を実施している。また，避難経路を確認し，高齢者をいかに安全・迅速に避難させるか検討を行っている。

※ 学校法人広島文化学園 広島文化学園大学 看護学部（阿賀キャンパス）

地域連携・ボランティア活動 参照

<http://www.hbg.ac.jp/univ/nurse/volunteer/volunteer.html>

(2) 訓練参加学生の感想

【学生A】津波が発生した場合の行動をイメージしながら参加しました。阿賀地域の方々とも声を掛け合いながら避難することで，助け合うことの大切さ，団結することの大切さを学べました。

【学生B】実際に津波が発生した場合には授業で学んだことをいかして搬送できるように手順を確認しておきたい。また，自分が無事だった場合には，医療従事者として出来る限りの手助けをしていきたいと思います。

【学生C】要支援者と神社まで避難しましたが，みんなと支え合いながら一緒に行動することは，とても力強いと感じました。高齢者にとっては避難場所までの道のりは非常に長く，狭く感じたと思います。

【学生D】阿賀地区は特に高齢者が多いのでお互いに声をかけあって逃げることが大切だと感じました。今日学んだ援助方法で負傷された方を助けていきたいと思いました。

【学生E】今回は，どのルートを通して避難場所まで行くのか分かっていたので混乱もなく訓練を終えることが出来ました，実際，ひとりの時に今回のよ

うに落ち着いて行動が出来るか怖くなりました。ひとり暮らしで家具の固定や食料の備えもしていませんが、あらためて備えは大切だと思いました。

【学生F】避難ルートには川や橋もあり、津波が発生したら危険な箇所が多くあると思いました。道も狭い所や段差も多くあり、高齢者や子ども達には危険だと思いました。

【学生G】避難した人の中には、高齢者や歩行が困難な人も多いと思うので、励まし合いながら避難すること、必要があれば援助することの重要性を学びました。また、津波に気付いていない人達への声を掛けも重要であることを知りました。

7 津波訓練における要援護者（聴覚障害者）支援対策

(1) 聴覚障害者の避難（呉地域聴覚障害者防災連絡協議会）

ア 「呉地域聴覚障害者防災連絡協議会」とは

東日本大震災を契機に、呉地域にある聴覚障害者関係団体（呉ろうあ協会、広島県難聴者・中途失聴者団体連合会呉支部、呉手話サークル「しお」、手話サークル「ちらくれん」、呉市要約筆記サークル「灯だい」）5団体が災害情報の伝達、災害時の支援体制の確立に取り組むことを目的に、2011年7月に結成された。

イ 避難訓練参加

呉市が行う住民に対する防災情報の発信は、「防災行政無線」「広報車両の巡回」の音声情報や「呉市防災情報メール配信サービス」「エリアメール」などのメールによる情報発信を行っているが、聴覚障害者にとっては、メールによるものと地域住民などの声かけによるものが重要になってくる。このため、阿賀地区の津波避難訓練を利用し、聴覚障害者の避難訓練を実施した。



訓練開始時刻にあわせメールを配信し、その受信を受けて避難を開始した。

(2) 気づき

災害発生の場合メールがリアルタイムに送信されるか、また避難後の情報については随時更新・配信があるのかが課題になった。

また、ビブスを活用して自身が聴覚障害者である旨を示すことで、情報弱者にならないようにすることができる事が理解でき、さらに手話通訳者の存在がわかることで聴覚障害者に安心感を与えることができた。

8 総論

地域が一体となった避難訓練を実施することで、地域住民の防災意識も高まり、幼稚園児から住民、要援護者まで、見えなかった問題点や課題が浮き彫りになり、その対策について本気で検討が行われることとなった。（我が事意識の向上）

今後も新たな課題解決にむけて毎年避難訓練を実施することとなり、それに向けて地域住民を中心とし、市民・行政が一体となった地域防災力の強化が始まっている。

災害時要援護者支援 に関する取り組み

高知市障がい福祉課

本事例報告内容は
下記活動についての参考事例です。

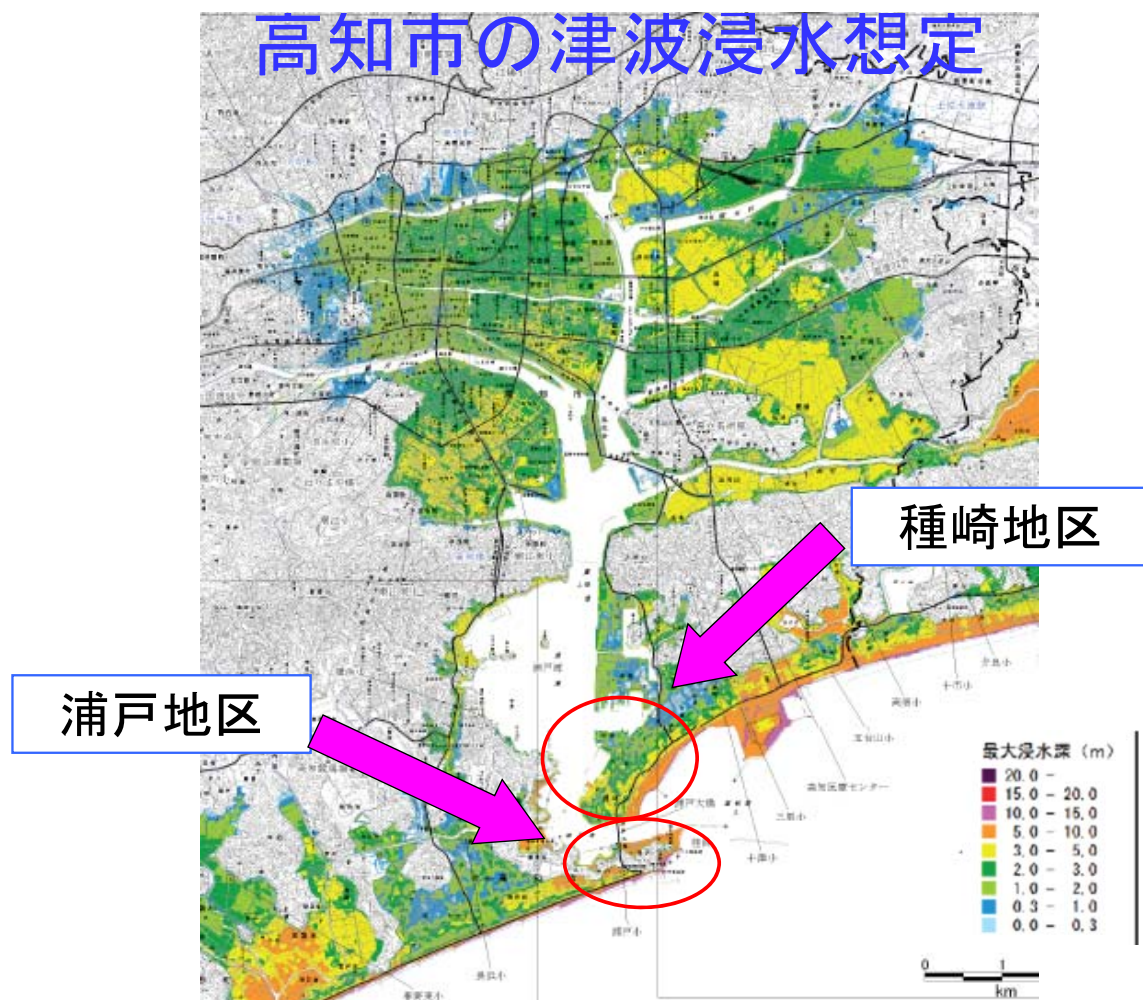
- ・要配慮者の把握
- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難支援等関係者と連携した個別計画の策定
- ・具体的な支援方法に関する調整
- ・防災訓練

災害時要援護者支援地域活動モデル事業活動経過

1. 平成18年度 高知市浦戸地区、種崎地区において活動開始

活動内容

- ・地域内要援護者の把握
- ・生活状況や支援内容についての聞き取り調査
- ・個別の支援計画及び要援護者台帳の作成
- ・避難訓練の開催及び福祉体験スクールの開催
- ・支援が必要な方について防災マップへの掲載
(浦戸地区のみ)
- ・近隣施設や団体との連携体制の検討



浦戸地区の近隣施設・団体との連携体制の検討

災害直後から速やかに、かつ効率的に要援護者対応を図るためには、地域内の事業者や団体等とあらかじめ対応策の検討を行っていくことが必要不可欠

⇒浦戸地区で近隣施設との連携についての検討会を開催。

近隣施設連携体制についての検討事項

- 連絡体制について
- 災害時要援護者情報の共有について
- 近隣施設状況の把握について
- 搬送方法について
- 施設等で不足する人員の確保について
- 小学校体育館などでの支援体制について
- 施設が被災した場合の代替機能の確保について

災害時要援護者支援地域活動モデル事業活動経過

2. 災害時要援護者支援地域活動事例集の配布

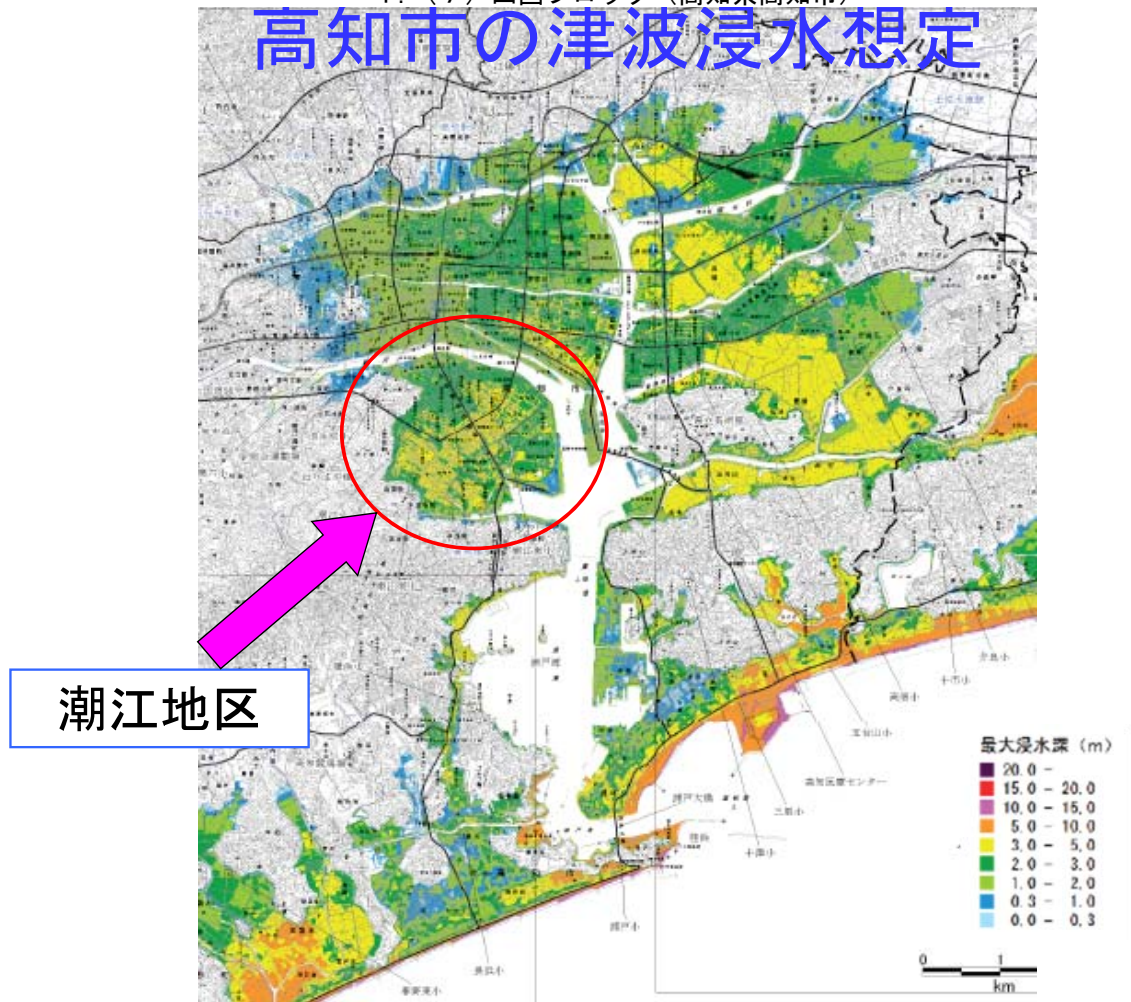
- ・浦戸地区・種崎地区での活動内容について事例集としてまとめ、平成20年度に市内町内会長や自主防災組織会長約1,500人に送付。
- ・内容について様々なご意見をいただき、市街地でのモデル事業を行なうこととした。
- ・現在は市街地でのモデル事業として潮江地区において活動中

災害時要援護者支援地域活動モデル事業活動経過

3. 潮江地区での災害時要援護者支援地域活動モデル事業

- ・潮江地区北高見町内会自主防災組織との協議により平成22年度より災害時要援護者支援地域活動モデル事業としての活動を開始。

高知市の津波浸水想定



災害時要援護者支援地域活動モデル事業地区選定条件

- 自主防災組織が結成されている。
- 地域の防災に関するルール(津波緊急避難場所や避難所、避難経路)について、有る程度目途がついている。
- 災害時要援護者支援について災害時対応の課題として地域で認識されており、方法や体制等について検討することとしている。

災害時要援護者支援地域活動モデル事業の流れ

- ①要援護者支援に関する取組についての協議。
- ②避難所や津波緊急避難場所、避難ルート等確認。
- ③地区内アンケートを行い支援が必要な方と、支援可能な方の把握。
- ④支援が必要な方の状況について、訪問し聞き取り調査。
- ⑤聞き取った内容を基に、支援方法検討。
- ⑥災害時要援護者台帳及び個別の支援計画の作成。
- ⑦要援護者の意思確認後、支援者に対し個別の支援計画等の提示。
- ⑧市保有情報を基に調査状況確認。
- ⑨避難訓練を開催し、個別の支援計画内容等検証。

- ①要援護者支援に関する取組についての協議。

災害時要援護者支援地域活動モデル事業を行うにあたり、自主防災組織に事業の主旨や活動概要について説明し、行政のみでの活動ではなく、自主防災組織として活動いただかなければならない旨の説明。

②避難所や津波緊急避難場所、避難ルート等確認。

●津波緊急避難場所の明確化

現地調査を行い、津波緊急避難場所の設定を行い、町内への周知及び各組(北高見町内会は1～5組に分かれている。)単位での説明会および現地ウオッチングを開催。

- 説明会終了後、北高見町内会としての津波緊急避難場所を設定し、町内会広報での再周知を行った。

③地区内アンケートを行い、支援が必要な方と支援可能な方の把握

●津波緊急避難場所への避難及び支援についてのアンケート調査

津波緊急避難場所確定後、その場所に避難する事が困難であるとか、支援が必要であると考えているかについてのアンケート調査を行った。

③地区内アンケートを行い、支援が必要な方と支援可能な方の把握

●アンケート項目

・災害時要援護者向け

問1 あなたと同居または近所に住んでいる親族で支援が必要な方はいらっしゃいますか？を記載してください。

問2 問1で援助が必要な方がいらっしゃる場合どのような支援が必要であると考えていますか？を記載してください。

問3 問2でお答えいただいた内容について今後支援体制の構築について検討していくため、詳細な状況についてお話を聞くためご自宅等をお伺いしてもよろしいですか？を記載してください。

・支援者向け

北高見町内会自主防災組織体制を充実させるため、自主防災組織編成を変更し名簿の作成を行ないますので、活用いただける得意分野があれば、その方の組・住所・氏名の記載をお願いいたします。

(このアンケートで記載いただいた個人情報については北高見町内会自主防災組織活動及び災害時要援護者支援についての検討以外での使用はいたしません。)

得意分野項目(複数選択可)

1. 建物の構造に詳しい
2. 重機が操作できる
3. 船を操作できる(船舶所有:有 無)
4. チェーンソーなど機材を使える
5. 消防の知識や技術がある
6. 情報を集めたり広報することができる
7. 避難誘導や避難の支援ができる
8. 避難所の運営を手伝える
9. 高齢者や障害者の介護ができる
10. 子どもの面倒を見ることができる
11. 調理ができる
12. 応急手当ができる
13. 医療措置ができる
14. その他()

④支援が必要な方の状況について、訪問し聞き取り調査。

●アンケート調査結果に基づく聞き取り調査

聞き取り調査を希望された方への訪問による調査

- 調査を行うにあたっては、聞き取る内容がバラバラにならないように聞き取り調査表を作成。
- 聞き取りの際は必ず2名以上での聞き取り調査を行うこととした。

④支援が必要な方の状況について、訪問し聞き取り調査。

- 聞き取り調査については、自主防災組織員や民生委員等で行なっていただいたが、まず障がい福祉課職員と共に2名ほど聞き取り調査を行い、その手順等確認していただき、その後聞き取り調査を行なっていただいた。
- 「防災カード」様式を渡し、生年月日や血液型、かかりつけ病院、緊急連絡先、ケアマネージャー等事業所連絡先などを記載してもらい、その内容を基に「防災カード」を作成。
- 聞き取り調査時には、聞き取った内容についての情報公開範囲も確認。

④支援が必要な方の状況について、訪問し聞き取り調査。

●聞き取り調査対象人数

1組:14名、2組:7名、3組:4名、4組:10名、
5組:5名 計40名

⑤ 聞取った内容を基に、支援方法検討。

● 支援方法等検討

聞取り調査により把握した内容及び防災カードに記載された内容を基に、支援に関する検討を行った。

検討の際は1～5組の組別に整理表を使って行い、自主防災組織会長、民生委員、聞取り調査を行った者、障がい福祉課で検討を行った。

⑤ 聞取った内容を基に、支援方法検討。

● 聞取り調査内容整理時の注意点

- ・地域の防災に関するルールを基本項目として検討を行う。
- ・項目別に整理をするが、項目に縛られすぎないようにし、参加者間での意見交換も行い、地域の防災ルールにおいて対応可能かどうかについて整理する。
- ・対象者の考え方を基に検討し、出来る限り意思を尊重するが、現実的で無い話や対象者の意思を尊重することにより対象者の生命に危険が及ぶと考えられる場合は、代案を提案するよう努める。

⑤ 聞取った内容を基に、支援方法検討。

● 聞取り調査内容整理表項目

- ・1次(津波緊急)避難場所、1次避難場所の課題と対応、1次避難ルート of 課題と対応、1次避難支援の課題と対応、避難時の持出品の課題と対応。
- ・2次(収容)避難生活支援の課題と対応。
- ・情報共有の範囲に関する課題と対応。
- ・事前対策として備えておきたい事の課題と対応。
- ・その他。

⑥ 災害時要援護者台帳及び個別の支援計画作成。

● 個別の支援計画作成

聞取り調査内容、防災カード記載内容及びこれらを基にした支援に関する検討結果を、災害時要援護者台帳及び個別の避難計画書として作成。

・災害時要援護者台帳

自主防災組織会長、民生委員、各組長で保管

・個別の避難計画書

対象者、自主防災組織会長、民生委員、各組長、聞取り調査及び対象者に了承を得られた者(向こう三軒両隣、近隣の友人等)で共有。

⑥災害時要援護者台帳及び個別の支援計画作成。

●災害時要援護者台帳及び個別の避難計画書作成時の注意点

- ・台帳については詳細な内容を記載し、一覧としてまとめるが、個別の避難計画書は周知に使うことも考え必要な情報を記載し、A4両面程度でまとめる。
- ・作成時は今後の更新等のためエクセルやワード等汎用的なシステムで作成する。
- ・情報共有の際、特に自主防災組織会長や民生委員等主要メンバーと考えられる方については、紙ベースのみでの共有ではなく、データでの共有も行なう。

⑥災害時要援護者台帳及び個別の支援計画作成。

●災害時要援護者台帳項目

- ・ 対象者住所、対象者氏名、フリガナ、生年月日、年齢、電話番号、血液型、アレルギーの有無及び詳細、調査状況、概要、津波緊急避難場所1～3、収容避難場所、避難時の注意点、津波緊急避難場所の課題・対応、避難ルートの課題・対応、避難時支援の課題・対応、必要な非常持出品項目(食料、飲料水、医薬品、衣類、財布、印鑑、預金通帳、過去帳や位牌)、非常用持出品特記事項、避難時の持出品の課題・対応、避難支援者、避難支援内容、必要な避難生活支援内容項目(移動、食事、トイレ、就寝、清潔にする)、避難生活支援特記事項、日常使用している補助具、日常受けている支援内容、避難生活支援の課題・対応、通院先(複数)、担当医(複数)、通院先等病院電話番号、薬品、日常行っている場所、移動手段、緊急連絡先氏名(複数)、緊急連絡先住住所(複数)、緊急連絡先続柄(複数)、緊急連絡先電話番号(複数)、ケアマネージャー等事業所名(複数)、ケアマネージャー等担当者名(複数)、ケアマネージャー等事業所住所(複数)、ケアマネージャー等事業所電話番号(複数)、特記事項、情報共有の範囲、事前対策の課題・対応、備考

●個別の避難支援計画

- ・ 地図表示:津波緊急避難場所(複数)、避難ルート(複数)
- ・ 項目:概要、津波緊急避難先・避難ルート、津波緊急避難所での課題及び対応、津波緊急避難ルートでの課題及び対応、避難支援内容、避難支援の課題及び対応、非常用持出品の課題及び対応、収容避難所、避難生活支援内容(移動、食事、トイレ、就寝、清潔にする、特記事項)、避難生活支援の課題と対応

⑦要援護者の意思確認後、支援者に対し個別の支援計画等の提示。

●支援体制の構築

要援護者支援に関する整理を行う中で、最も希望が多かった支援が「避難時の声かけ」であったため、支援者及び体制について検討。

アンケート調査時に、支援を行えるかについての調査を行っていたので、支援が可能と回答があった方を対象とし、情報公開について了承が得られた方の居住状況について地図に表示したものを渡し、避難時の声かけを行うよう依頼。

⑦要援護者の意思確認後、支援者に対し個別の支援計画等の提示。

●支援者確保時の注意点

- ・災害時に日常的に出来ていない事が出来るようになるに
はなりにくいので、日常より挨拶や声かけを行
なってもらうよう伝えておく。
- ・支援者自身や家族等の安全確保も重要であるの
で、日常よりの備え、避難に関する検討等対策を
促す。

⑧市保有情報を基に調査状況確認。

●高知市保有情報に基づく意向調査

高知市保有情報を基に確認を行うと、支援が必要ではないかと思われるものの、支援が必要であるとの回答が無い方が23名居り、状況や意向を確認するため、市より本人へのアンケート調査を行った。

・アンケート結果

9名回答有

2名が地域による支援体制構築について検討を行う事ができた。

7名が「自力で避難できる」や「家族等の支援があるので大丈夫」との回答。

回答が無い方は14名。

未回答の方等については、支援検討が必要となる可能性はあるものの、本人の意向を優先することとした。

⑨避難訓練を開催し、個別の支援計画内容等検証。

●避難訓練の開催

個別の避難支援計画や避難時の声かけについての避難訓練を行い、実際に動いてみることによる課題点の抽出や整理を行うこととした。

●避難訓練開催時の注意点

・訓練内容については様々なものが考えられるが、訓練を行い検証したい内容を決めて、そのための訓練を行う。

・訓練の際は可能な限り災害時要援護者にも参加してもらおうが、体調等により困難である場合は無理強いしない。

⑨避難訓練を開催し、個別の支援計画内容等検証。

●開催日

平成25年3月24日 日曜日 10:00～12:30

●訓練目的

津波避難場所・ルートの設定、夜間照明設備の設置および災害時要援護者支援要領の策定など一連の施策が一応の完了を見たことから、総合避難訓練を実際に近い形式で行うことにより、問題点を把握し、また町内会員の避難意識および近隣居住者相互扶助意識の向上を図り、今後のレベルアップの方向を確認する事を目的として総合訓練を実施する。

●訓練参加機関

北高見町内会自主防災組織、民生委員・児童委員
高知市障がい福祉課

⑨避難訓練を開催し、個別の支援計画内容等検証。

●訓練内容

- ・地区内津波緊急避難場所への避難訓練。
- ・地区内電動車イス利用者3名、車イス利用者2名に参加を呼びかけ、避難ルート、避難場所の状況確認。
- ・車イス避難想定者を準備し、地区内で津波緊急避難場所まで時間がかかると想定される場所からの避難時間測定。
- ・避難訓練終了後は自家発電機による避難路照明訓練、車イスの操作方法についての講習会を開催。

災害時要援護者支援地域活動モデル事業活動状況

4. 北高見町内会自主防災組織との現在の活動状況

活動内容

活動を経て作成した要援護者台帳であるが、地域の方の記憶では支援が必要ではないかと考えられるものの、本人からのアンケート回答が無い等により台帳掲載できていない方について、地域の方による訪問等を行い、賛同を得られるよう協議し、同意が得られた方について聞き取り調査及び個別の支援計画の作成、要援護者台帳への掲載を行っている。

また、市調査に回答のあった方についても聞き取り調査等を行い、計画作成等進めている。

対象者:9名

災害時要援護者支援地域活動モデル事業活動状況

5. 北高見町町内会個別の避難計画作成者数

個別の支援計画作成者数

1組:14名 2組:7名 3組:4名 4組:10名

5組:5名

計40名(第1回作成時は31名)

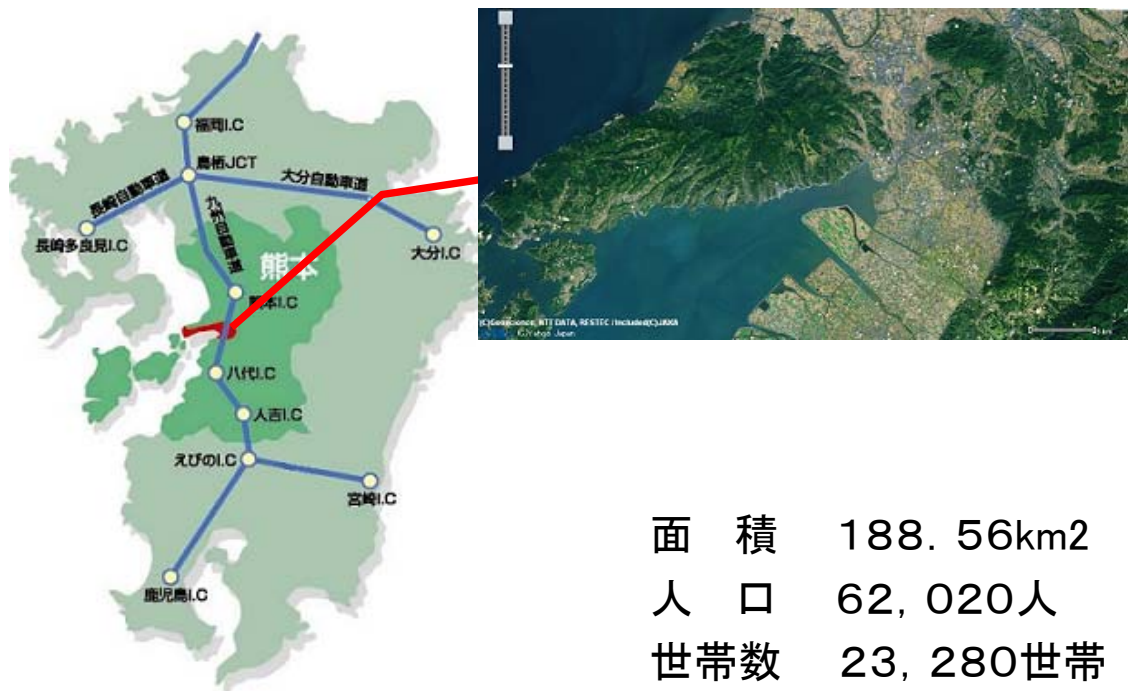
避難行動要支援者対策について

熊本県宇城市 総務部危機管理課



宇城市の概要

1



宇城市の災害



平成11年9月 台風18号高潮 (宇城市松合地区)

- 台風による
- ・ 暴風災害
 - ・ 高潮災害

- 豪雨による
- ・ 土砂災害
 - ・ 浸水災害

直下型の大地震



平成20年6月 豪雨 (宇城市役所周辺)

想定される災害が多岐にわたっています

宇城市総合防災訓練



住民による初期消火訓練



消防団による土のう構築訓練



救助犬による捜索訓練



自衛隊と消防署による救出訓練

災害時避難行動要支援者

区分	三角町	不知火町	松橋町	小川町	豊野町	計
高	112	70	136	82	40	440
中	186	177	327	204	126	1020
低	419	329	583	377	137	1,845
計	717	576	1,046	663	303	3,305

避難時優先度

民生委員番号： 民生委員別登録者一覧表 (1/1)
 民生児童委員： 主な担当地区：三角町/三角/ 任期：平成22年12月01日～平成25年11月30日 平成23年09月07日現在 0～999歳

NO	登録者番号	氏名	年齢	対象区分	優先度	電話番号	住所	緊急通報装置	地区	同意
1	91		88歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○
2	92		73歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○
3	93		77歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○
4	96		84歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○
5	98		87歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○
6	99		78歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○
7	101		75歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○
8	4108		83歳	一人暮らし世帯			〒869-3205 宇城市三角町		三角町/三角/	○



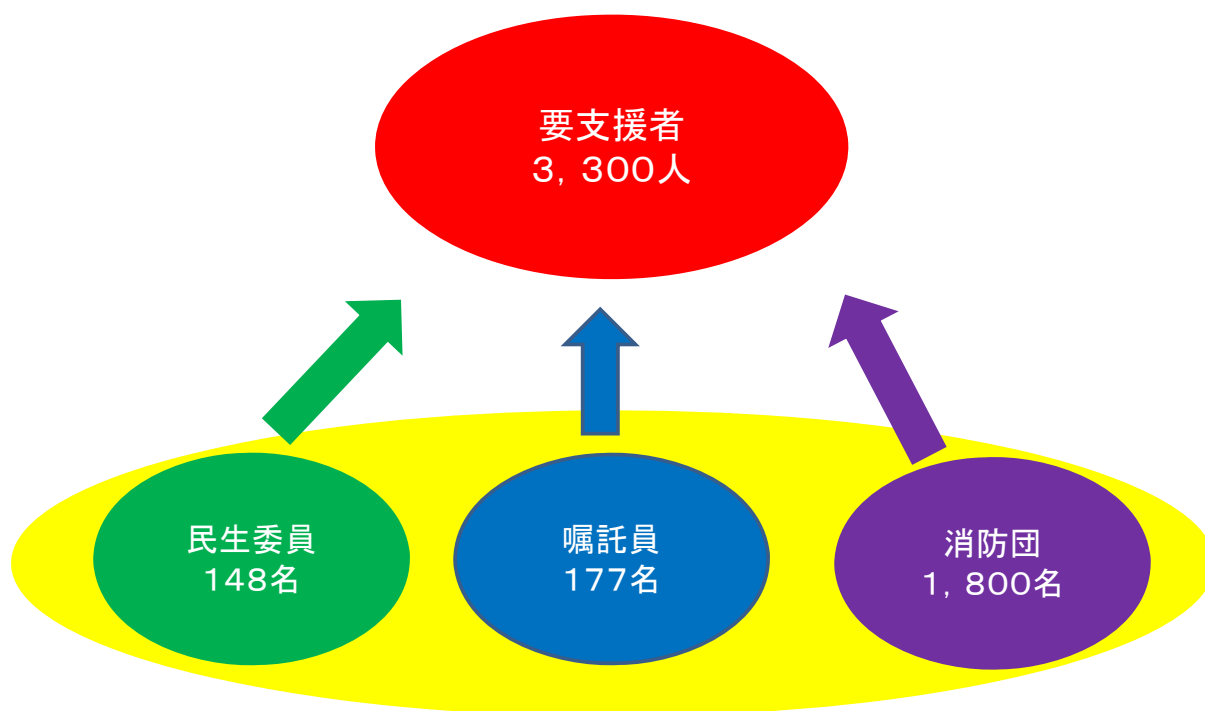
避難時優先度 空欄の避難時の優先度を記入ください。
 高・中・低の要件は次のとおりです。

(高) 一人暮らし・高齢者世帯・障がい者等で災害時・非常時に介助が必要な人
 ※介助が必要な方で通常家族の介助で避難ができる人は(中)に記入

(中) 一人暮らし世帯で75歳以上の人
 ※一人暮らし世帯で75歳以上の人や高齢者世帯・障がい者等で介助が必要であるが通常家族の介助で避難できる人

(低) その他的高齢者世帯・障がい者等
 ※高齢者世帯や障がい者等で災害時・非常時に介助が必要でない人

安否確認訓練の趣旨



訓練の事前説明

説明会回数 嘱託員 6回 民生委員 6回 消防団 6回 計 18回

- 1 訓練目的 地区内の支援を必要とする人の最新状態を具体的に把握しておくことにより、災害時等の救援活動を迅速・容易にする。
- 2 訓練日時 平成25年5月12日(日) 07:30~09:00
- 3 訓練地域 宇城市全行政区内の要支援者宅
- 4 訓練参加者 消防団員、嘱託員、民生委員

事前に各支所の消防主任から災害時避難行動要支援者登録台帳を受領。
 巡回する要支援者宅を掌握
 嘱託員・民生委員と連絡をとり、巡回の順番、経路及び集合する時間・場所を事前に調整

安否確認訓練状況



市内全域で要支援者
約1,500人宅を訪問
本人と面会ができれば、
現在の状況と災害時に
必要な機材の確認

嘱託員・民生委員・消防
団の地域防災を担う団
体で合同で訓練ができた
ので心強いなどの意見
が聞かれた



要支援者避難訓練状況

担架や車いす、リヤカーな
どを使って自主防災組織
の住民が要支援者役を避
難所まで搬送します



要支援者を搬送するのに
想像以上の人員と労力が
必要であることが分かった
などの意見がありました

今後の課題と対応

- 自主防災組織の結成と育成

宇城市の自主防災組織
(10月1日現在)

組織数 48組織
組織率 38.35%

- 地域へ出向き、地域の役員などへ組織の必要性などの説明
- 資機材等購入補助 10万円

- 福祉避難所の拡充

宇城市の福祉避難所
(10月1日現在)

公共施設 5か所
民間協定 10施設

- 民間施設との協定を増やす
- 避難所内の情報収集を速やかに行い、できるだけ早く民間施設などに転所させる

ご清聴ありがとうございました



那覇市



自分の身は自分で守る！

防 災 の 基 本 ！

- ・自分の身は自分で守る。
- ・自分達の地域や町は自分たちで守る。

全 体 計 画

那 覇 市 災 害 時 要 援 護 者 名 簿 取 扱 要 綱 (平成22年12月28日施行)

(対象)

- 介護保険法第27条に基づく要介護3以上の者
- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の等級が1級又は2級であると認定されている者
- 沖縄県療育手帳制度規程により交付を受けた療育手帳に障害の程度の等級が1級又は2級であると認定されている者

那 覇 市 避 難 支 援 希 望 者 名 簿 取 扱 要 綱 (平成24年10月1日施行)

(対象)

- 高齢者
- 障がい児・者
- その他支援が必要であると市長が認める者

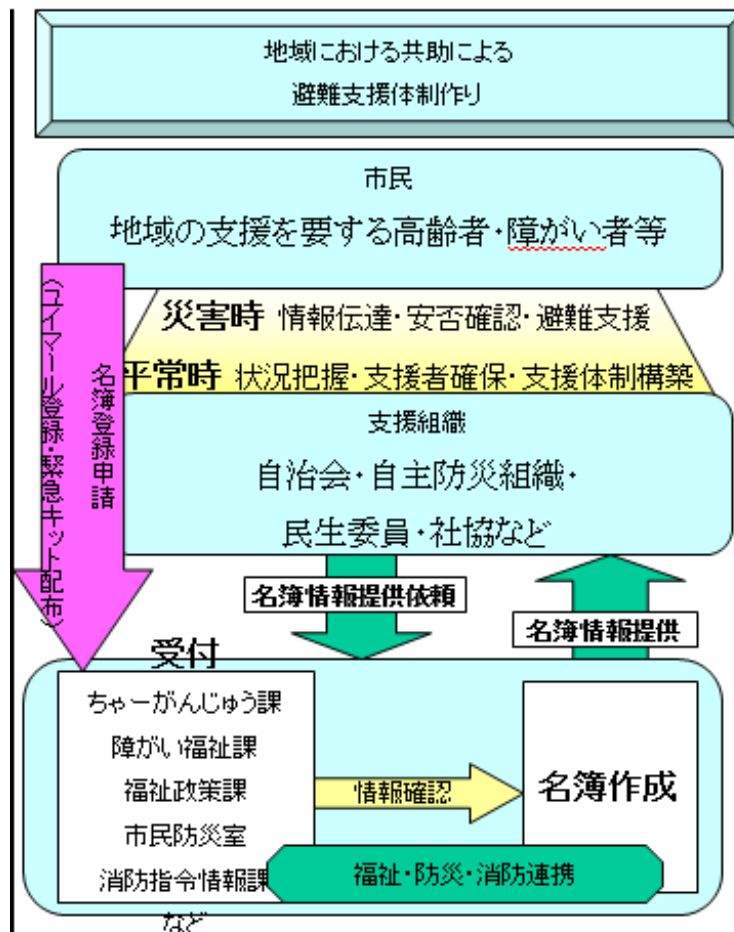
那覇市避難支援希望者名簿の概要

避難支援希望者名簿作成の目的

- ① 地域における共助による避難支援体制づくりを推進すること
- ② 要援護者が地域や行政から必要な支援を受けやすくなること
- ③ 福祉・防災・消防の連携を強化し、一体的運用を図ること

避難支援希望者名簿のポイント

- ① 本人の同意を得て避難支援希望者名簿を作成し、自治会等へ情報提供する
- ② 名簿登録のほか、ユイマール登録・緊急医療情報キット配付の申請を一枚の申請書で行えるようにするとともに、申請受付窓口を関係各課で行う
- ③ 関係各課が、申請受付から支援組織への提供までの事務を連携して担うとともに、要援護者情報を共有する



那覇市避難支援希望者名簿と 那覇市災害時要援護者名簿の違い

	那覇市避難支援希望者名簿	那覇市災害時要援護者名簿
名簿登録の方法	同意方式	関係機関共有方式
情報収集の方法	本人が同意している範囲	<ul style="list-style-type: none"> •身体障害者手帳 1、2 級 •要介護 3 以上 •知的障害 A (重度) で単身世帯の者の情報を関係部局から収集し、福祉政策課が共有
情報共有の範囲	<ul style="list-style-type: none"> •関係部局 •自治会 •自主防災組織 •那覇市民児連 •那覇市社協 	<ul style="list-style-type: none"> •関係部局 •那覇市民児連
期待される効果	一枚の申請書で登録できるようにしたことで、要援護者が地域や行政から支援を受けやすくなる	民生委員・児童委員が那覇市社協と連携して、災害時に備え、平常時から要援護者に対して声かけを行い、避難支援体制づくりをすすめる

**災害時要援護者名簿⇒
災害時避難支援希望者名簿へ移行が急務！**

災害時要援護者名簿

⇒登録数 約2,000名

災害時避難支援希望者名簿

⇒登録数 約100名

災害時要援護者名簿

(個人情報取扱)

- 個人情報の規制がある。

(登録件数)

・約2,000名

災害時避難支援希望者名簿

(個人情報取扱)

- 本人同意方式であることから特に必要ない。

(登録件数)

・約100名

災害時要援護者名簿⇒災害時避難支援希望者名簿への移行が急務！

共助による避難支援体制

平時の取り組み

- 地域の支援を要する高齢者・障害者等の状況把握
- 支援者確保及び支援体制構築

災害時の取り組み

- 情報伝達、安否情報、避難支援

支援組織とは・・・

- 自治会
- 自主防災組織
- 民生委員
- 社会福祉協議会

個別避難計画

計画の作成

- 申請段階でのヒヤリングの徹底
- 申請者の程度により避難方法決定

支援組織の課題

支援組織の課題

- 自治会(低加入率・高齢化)⇒
- 自主防災組織(低組織率)⇒
- 民生委員児童委員(高齢化)⇒
- 社会福祉協議会(構成員が自治会)⇒

協力団体の確立

協力団体(組織)の確立

- 学校(PTAとの連携)
- 企業(地域事業所との連携)
- 行政機関
アシスト収集との連携⇒高齢等の世帯を訪問しゴミ収集する制度(那覇市クリーン推進課)

(平時)
声掛けによる安否確認など

(災害時)
アシスト収集時における避難支援

1. (9) 沖縄ブロック (沖縄県那覇市)



消防機関との連携

火 災

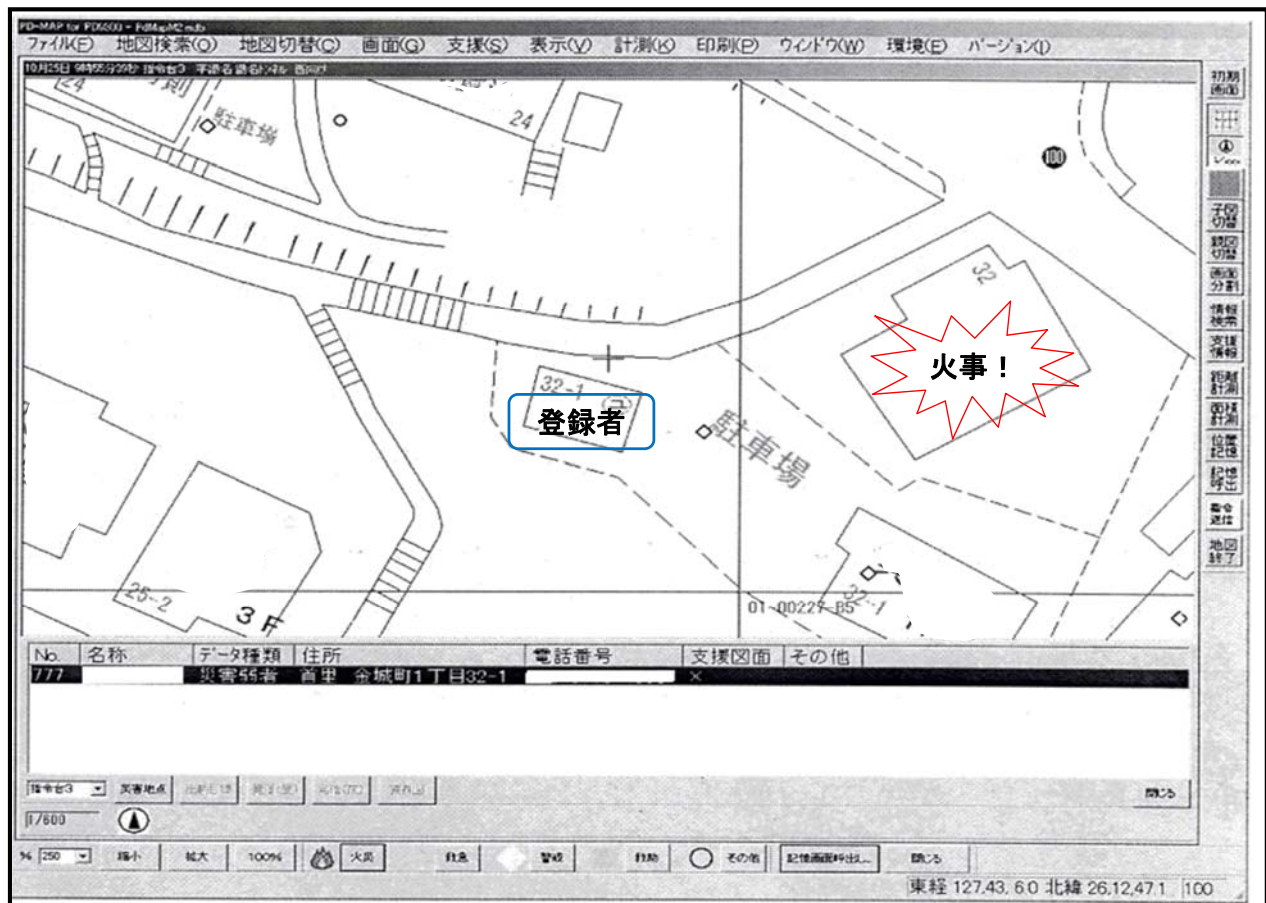
○避難支援希望者名簿に登録

登録者の近隣で火災発生

消防隊による
避難支援実施

消火活動

1. (9) 沖縄ブロック (沖縄県那覇市)



福祉避難所の取組み

津波災害に備えた取組み

- 低海拔地域を優先的に促進
- 民間事業所との協定を優先的に促進

女性・乳幼児に配慮した備蓄品



人口/20×3日分備蓄



終わり

那覇市 総務部 総務課 市民防災室

コラム 1 避難行動要支援者の避難支援について地域防災計画へ定めるべき重要事項について (神奈川県横浜市)

取組概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、地域防災計画において定める必須事項として以下の項目を挙げています。

- 避難支援等関係者となる者
- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿の更新に関する事項
- 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

上記の項目の一部が掲載されている事例として横浜市の地域防災計画、震災対策条例を紹介します。

取組の記載例

1 避難支援等関係者となる者

(1) 個人情報の提供対象

『自主防災組織』のほかに、個人情報を提供することが可能な、避難支援等関係者となる者として、『自主防災組織に準ずるもので市長が認めるもの』を定めている例です。

(個人情報の提供をすることができるもの)

第6条 前条各号に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)の提供をすることができる条例第12条第2項に規定する規則で定めるものは、同条第1項の取組を行う自主防災組織に準ずるもので市長が認めるものとする。

(横浜市震災対策条例施行規則第6条より)

(2) 名簿の提供について

地域住民の協力を幅広く得るために、自主防災組織の希望により、在宅要援護者の個人情報(名簿)を提供する旨が記載されている例です。

イ 在宅要援護者名簿の提供

自主防災組織が、本市保有の在宅要援護者の個人情報(名簿)提供を希望する場合は、区役所との協定締結等の手続を踏まえて、在宅要援護者の個人情報(名簿)を提供します。

(横浜市防災計画(震災対策編)より)

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、定めている例です。

2 対象者の範囲

震災対策上対象とする要援護者の範囲は、自力避難が困難な、在宅の「高齢者、障害者等」及びこれに準じる避難支援が必要な人とします。

なお、市が作成する要援護者情報（在宅要援護者名簿）は、福祉制度等の本市のシステムを活用し、特に自力避難が困難と想定される対象者として、次の範囲で作成していきます。

区 分	範 囲
高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①要介護3以上の方 ②要支援または要介護認定の一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ③認知症高齢者
障害者	在宅で、次の条件に該当する方 ①自立支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者 ②視覚障害者、聴覚障害者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 ③療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

(横浜市防災計画(震災対策編)より)

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者を把握するために、市町村の関係部局で把握している保有個人情報を利用するために『災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報』として、『個人情報の保護に関する条例に規定する保有個人情報のうち規則で定めるもの』を指定している例です。

- 2 市長は、前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。

(横浜市震災対策条例第12条より)

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況が常に変化することを踏まえ、避難行動要支援者名簿を更新する期間について明示している例です。

項目	目的	対象者	保管・開示	更新
在宅要援護者の名簿作成	震災時における、在宅要援護者対策の円滑な実施を目的	自力避難が困難な在宅の高齢者・障害者（※第2部第10章第2節「2対象者の範囲」参照）	名簿は、平常時はプライバシー保護のため区で保管し、震災時には、住民等に開示して区職員等と協力して活用する。	名簿は、適宜追加修正を行うとともに、年2回更新

(横浜市防災計画(震災対策編)より)

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

名簿等の個人情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が提供を受けようとするものと個人情報の提供に関する協定を締結することについて定めている例です。

(情報管理者及び情報取扱者の守秘義務に係る誓約及び研修の実施)

- 第7条 自主防災組織は、個人情報の漏えい等を防止するため、情報管理者及び情報取扱者全員に対して、区の協力を得て年1回以上、個人情報保護に関する研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を区長に提出しなければならない。
- 2 情報管理者及び情報取扱者は、正当な理由がなく、この取組の中で知り得た要援護者に関する秘密を漏らしてはならない。また、情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とする。

(個人情報の保管方法の届出及び返却)

- 第8条 自主防災組織は、区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 自主防災組織は、区から要援護者情報の提供を受ける以前に、保管方法等について、別に定め、第3号様式により区長に届け出るものとする。また、届出内容に変更が生じたときには、第4号様式により速やかに区長に届け出るものとする。
- 3 個人情報の漏えい等を防止するため、自主防災組織は、区から提供された文書の内容を、原則としてパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。ただし、自主防災組織において情報更新や検索等の必要がある場合には、あらかじめ区と協議する。
- 4 自主防災組織は、区から提供された個人情報について、自主防災組織が取り組む要援護者支援の取組の進行状況により、保持の必要がなくなったときには、速やかに区に対し情報を返却するものとする。
- 5 自主防災組織は、区から、個人情報の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力しなければならない。

(協定を解除する事由その他)

- 第10条 区は、自主防災組織に提供した個人情報について、明らかに自主防災組織の責に帰すべき理由による漏えい等があったときには、この協定を解除することができる。
- 2 その他、この協定に定めのないこと、あるいは協定内容に疑義等が生じた場合には、自主防災組織と区が協議して定める。

(協定案抜粋(横浜市震災対策条例施行規則第7条関係))

コラム2 「貝塚市災害時地域たすけあい制度」の取り組み（大阪府貝塚市）

(1)【平成23年3月】

貝塚市災害時要援護者避難支援計画策定

(2)【平成23年7月28日】

「貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会」へ諮問

★ 審査会の対象者に関する意見

- ・精神障害者手帳については、家族に知られず取得ができ、手帳の所持を家族に知られたくない人もいることから、登録対象者から外す配慮が必要である。なお、登録を呼びかける際には、精神障害者施設等を通じて行うよう工夫すること。
- ・介護情報や障害等の情報項目ごとに、地域への情報提供同意欄を設け、同意の印鑑をもらえるよう工夫すること。

(3)【平成23年8月】

要援護者に対する避難支援登録申請書の送付

- ★ 対象者約6,600名に登録申請書及び要援護者避難支援計画概要版等を送付した。

(4)【平成23年8月～10月】

要援護者避難支援登録の受付

- ★ 登録者（以下、「同意者」という。）：約2,200名
（登録申請書とともに地域への情報提供に関する同意書を提出してもらった。）

(5)【平成23年11月～12月】

要援護者避難支援の取り組み説明会の開催

- ★ 市内10小学校区毎に開催（対象：小学校区内町会役員及び民生・児童委員）
災害時要援護者避難支援制度が始まり対象者に登録を呼びかけたことや、各町会・自治会の同意者数などの概要説明を行った。

(6)【平成24年1月～3月】

要援護者に対する個別避難支援計画策定モデル地区による先行実施

(7)【平成24年4月】

上記モデル地区における取り組みを受けた検証

★ 検証結果

- ・モデル地区に作成をお願いした個別支援計画書の内容は、通院している病院、家屋の見取り図、寝室の位置の内容等非常に細かい個人情報まで含まれていたため、プライバシーに踏み込み過ぎであるとの不満が噴出した。
- ・個別支援計画書に要援護者を支援していただく方の押印欄を設けていたため、法律上の責任が生じるのではないかと受け止められ、かなりの批判を受けた。

★ 改善結果（資料1～4参照）

- ・制度の名称を「災害時要援護者避難支援制度」から、よりわかり易くするために「災害時地域たすけあい制度」に改めた。
- ・個別支援計画については、「災害時地域たすけあいカード」と名称を改め、避難支援に特化した個別支援計画に改め、聞き取りする項目を必要最小限に限定した。また、支援者の押印欄を削除した。
- ・同意者には支援者の連絡先等を記載したカードを交付し、支援者には同意者の情報や一緒に支援する他の支援者を記載したカードを交付した。
- ・町会名の記載のなかった人について、地域ボランティアのみなさんの協力による制度とい

うことを理解してもらい、町会等へ情報提供した。

(8)【平成24年5月～6月】

要援護者避難支援個別計画策定に係る地元町会等への協力依頼のため、市内10小学校区で説明会を開催

改善した資料を持参し、各町会・自治会役員、民生・児童委員等に説明。今回は具体的に個別支援計画を作成していただくためのお願いをしたため、厳しい意見とともに不平不満が続出した。

★ 主な意見

- ・災害時要援護者避難支援は、市の職員が行うのが当然であり、地域へ丸投げすることには納得できない。
- ・要援護者支援はボランティアであり、責任が伴わないと言われても、災害時に実際に支援できなければ、後に禍根が残る懸念があり、消極的にならざるを得ない。
- ・高齢化率の高い町会では、要援護者の個別支援の取組みの必要性は認識していても、町会で支援者を設定することは、実質的に困難である
- ・同意者の情報が多くの人に知られてしまう恐れがある。
- ・町会未加入者について、災害時の支援だけを町会に求めることについては、あまりにも身勝手であり、支援することに対して納得できない。

(9)【平成24年7月～現在】

要援護者避難支援個別計画策定に係る地元町会等への協力依頼

- ★ 市内93町会・自治会毎において個別説明会を開催し、要援護者名簿を作成し、ファイルにして町会・自治会代表者に手渡した。

個別説明会は、課員4名が2組に分かれて実施。土曜日・日曜日の夜間が多く、毎週休日に地域へ出向く状況が続いたが、平身低頭粘り強く協力を求める中で、徐々に協力的な町会・自治会が増やすことができ、全市的に制度が浸透してきている。

(10)【平成24年12月】

災害時要援護者避難支援に係る電算システムの導入

(11) これまでの達成状況について

- ★ 93町会・自治会に名簿を手渡し、既に37町会・自治会で要援護者避難支援個別計画の策定（個別支援者の決定）が終了

(12) 災害時要援護者支援制度の効果

- ★ この制度を開始するまでは、町会や自治会の方と顔を合わせることが少なかったが、ほぼ毎週地域へ出向いて行く中、地域の方と「膝を突き合わせる」付き合いをすることにより、こちらから防災に関する最新情報を直接伝えることができたとともに、信頼関係を育むことができたと考えている。その結果、今年11月に全市的な「市民避難訓練」を実施する予定だが、各町会・自治会において、避難訓練について会合をするなど、非常に協力的、積極的に取り組んでもらっている。

- ★ 最後に、防災・減災を推進するためには「市民との協働」が不可欠であり、本当の意味で「市民との協働」を実現するためには、我々職員が汗をかくことが必要であると考えており、「災害時地域たすけあい制度」の取組みの中で、ほぼ全町会・自治会へ出向いて行けたことは、非常に有意義であったと考えており、引き続き、「地域版防災マップ」の作成や「避難所運営委員会」の設立等、地域の皆さんの協力を得て、防災・減災につながる事業に取り組んでいきたいと考えている。

資料1

助が必要なかたの名簿(災害時避難支援登録者名簿)

取り扱い注意・複製禁止

登録番号	0001	小学校区	西小学校	行政区	島中	町会(自治会)名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ イチロウ	性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
登録者氏名	貝塚 一郎						
登録者住所	貝塚市島中1-17-1						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇				
ファックス	〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス					
備考	カード完了						

登録番号	0002	小学校区	西小学校	行政区	島中	町会(自治会)名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ シロウ	性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
登録者氏名	貝塚 二郎						
登録者住所	貝塚市島中1-17-2						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇				
ファックス	〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス					
備考	カード完了						

登録番号	0003	小学校区	西小学校	行政区	島中	町会(自治会)名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ タロウ	性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
登録者氏名	貝塚 太郎						
登録者住所	貝塚市島中1-17-3						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇				
ファックス	〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス					
備考	カード完了						

登録番号	0004	小学校区	西小学校	行政区	島中	町会(自治会)名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ サブロウ	性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
登録者氏名	貝塚 三郎						
登録者住所	貝塚市島中1-17-4						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇				
ファックス	〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス					
備考	カード完了						

この名簿に記載された情報は、災害発生時に使用するものでありそれ以外の用途に使用いたしません。
貝塚市都市政策部危機管理課 Tel. 072-433-7392 Fax 072-432-2482

コラム2 (大阪府貝塚市)

資料2

災害時地域たすけあいカード(災害時要援護者避難支援情報)

取り扱い注意・複製禁止

登録番号	0001	小学校区	西小学校	行政区	島中	町会(自治会)名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ イチロウ	性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
登録者氏名	貝塚 一郎						
登録者住所	貝塚市島中1-17-1						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
ファックス	〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス	無し				

緊急時の家族等の連絡先(任意項目)	1	氏名	住所	本人との関係	電話番号(携帯も可)
	2	氏名	住所	本人との関係	電話番号(携帯も可)

家族構成(任意項目)	
------------	--

支援区分(該当する項目に○)			
A (自力で動けないかた)	B (自力で動けるが、歩行や避難の判断に不安のあるかた)	C (自力で動けるかた)	D (自力で動け、同居家族等の支援があるかた)

避難する時に必要とする支援の内容	
------------------	--

避難場所	
※市指定の最寄りの避難所、町会館等を記入してください。	
「避難のお手伝いをしてくれるかた」(避難支援者)の名前・電話番号	
※5名分記載できるようにしていますが、最低1名以上の設定をお願いします。	
※支援区分Dに該当する場合、同居している家族が支援可能なことから、名前・電話番号の記入は必要ありません。	

名前	電話番号(携帯も可)
----	------------

名前	電話番号(携帯も可)
----	------------

名前	電話番号(携帯も可)
----	------------

名前	電話番号(携帯も可)
----	------------

名前	電話番号(携帯も可)
備考	

このカードに記載された情報は、災害発生時に使用するものでありそれ以外の用途に使用いたしません。
貝塚市都市政策部危機管理課 Tel. 072-433-7392 Fax 072-432-2482

災害時に地域のたすけが必要なかたへ

災害時の為に準備できることはありませんか？

- ・避難するために必要なものを非常用持ち出し袋に入れておきましょう。
(例：携帯ラジオ、貴重品、常備薬、普段から必ず必要なもの等)
- ・地震に備えて、家具の固定化・ガラス飛散防止フィルムの貼付・家の中の避難通路の確保などを行っておきましょう。
- ・「避難のお手伝いをしていただけかた」とできるだけ普段からコミュニケーションをとっておきましょう。

災害時は…

1. ご自身や家族の安全を確保してください。
2. テレビ、ラジオ、防災行政無線等で災害等の情報を確認してください。
防災行政無線テレホンガイド
(夜間・休日は案内まで時間がかかります)
3. ご自身にケガなどがなく、安全が確保できた場合
「避難のお手伝いをしていただけかた」に連絡し、現在の状況を伝えてください。
4. 可能であれば、自分で安全な場所まで避難してください。

あなたの「避難のお手伝いをしていただけかた」は…

名前	電話番号
名前	電話番号
名前	電話番号
名前	電話番号
名前	電話番号

「避難のお手伝いをしていただけかた」は、ボランティアとして活動していただくものであり、災害時には「避難のお手伝いをしていただけかた」自身が被災し、避難のお手伝いをしていただけかた場合があります。

なお、知れた情報については、他人に口外しない等個人情報の保護に努めてください。

災害時に避難のお手伝いをしてくださるかたへ

～災害時は、地域にお住まいの皆さまの協力が不可欠です～

平常時は…

- ・「災害時に助けが必要なかた」を地域のなかで温かく見守ってください。

災害時は…

1. ご自身や家族の安全を最優先してください。
2. テレビ、ラジオ、防災行政無線等で災害等の情報を確認してください。
防災行政無線テレホンガイド
(夜間・休日は案内まで時間がかかります)
072-433-7119
3. ご自身にケガなどがなく、安全が確保できた場合
「災害時に助けが必要なかた」を訪問、または、連絡し、安否確認をしてください。
4. 可能であれば、「災害時に助けが必要なかた」と一緒に避難してください。
あなたが「災害時に避難のお手伝いするかた」は…

名前	電話番号	支援区分	避難場所	必要とする支援の内容
一緒に「避難のお手伝いをしていただけかた」の名前				
名前	電話番号	支援区分	避難場所	必要とする支援の内容
一緒に「避難のお手伝いをしていただけかた」の名前				
名前	電話番号	支援区分	避難場所	必要とする支援の内容
一緒に「避難のお手伝いをしていただけかた」の名前				

※支援区分 A：自力で動けない B：避難に不安がある C：自力で動ける D：同居家族の支援がある
ボランティアとして活動していただくものであり、責任が伴うものではありません。

なお、知れた情報については、他人に口外しない等個人情報の保護に努めてください。

2. 避難所における良好な 生活環境対策

江別市避難所運営訓練（宿泊型）

～避難所における生活環境の整備に配慮した事例～

発表内容

1. 江別市避難所運営訓練（宿泊型）の概要
2. 避難所運営対策
3. 避難所運営訓練の成果・課題
4. 良好な避難所環境確保のためのその他取組

江別市総務部

総務課参事（危機対策・防災担当）

参事 表 誠

1

1. 江別市避難所運営訓練（宿泊型）の概要

- 平成23年度から自主防災組織単位で、100人～150人の参加規模で、避難所運営訓練（宿泊型）を実施している。
- 訓練では、災害時要援護者の避難所までの移動支援の訓練も同時に行った（H25年度は実際の災害時要援護者ではなく、住民が災害時要援護者の役割を演じる）。
- 訓練は、市と自主防災組織の共催だが、自主防災組織が主導で訓練の企画・実施を行い、市の訓練を一部盛り込む形で実施している。

2

1-1. 避難所運営訓練（宿泊型）の開催経緯

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日時	9月30日(金)～ 10月1日(土)	9月21日(金)～ 9月22日(土)	10月5日(土)～ 10月6日(日)
場所	鉄南地区センター	大麻西地区センター	対雁小学校(体育館)
主となる団体	野幌鉄南自治会連合 会	大麻第一住区自治連 合会	見晴台自治会
参加者数	約150名	約140名	約110名
課題	訓練会場が狭かった。 また、市初の訓練で あったため、多少の トラブルはあった。 (雨のち曇り)	若い住民の参加が 不足していた。 蚊取り線香が必要 だった (残暑)等 (晴れ)	役員並びのその子ど も一緒に参加し、宿 泊した(子供の参加 者が増えた)。 (晴れ)

3

平成25年度江別市避難所運営訓練(概要)

平成25年度 江別市避難所運営訓練

〔日 時〕 平成25年10月5日(土)午後13時30分から10月6日(日)午前10時00分まで

〔場 所〕 江別市立対雁小学校(見晴台17-1)

〔主 催〕 見晴台自治会・江別市

〔協力関係機関(50音順 敬称略)〕 旭川ガス(株)、江別市消防団北部分団、生活協同組合コープさっぽろ、北翔大学、北海道コカ・コーラボトリング(株)、(株)ムラカミ、ヤマト運輸(株)、陸上自衛隊第11戦車大隊

〔訓練想定〕 10月5日13:30頃、江別市を中心に震度6弱から6強の直下型地震発生し、電気と水道は一時的に停電断水(18時には復旧)している。(今回の訓練では、小学校体育館のみを訓練想定状態とし、その他の校舎内は平常状態)
・ 地震発生後初期に市職員が派遣できない場合や避難が長期化した場合は、地域住民による運営が主体となるが、今回は初期に市職員が派遣されたという想定で実施する。

〔訓練概要〕

1. 見晴台自主防災組織

地震発生後、自主防災対策本部設置をスタートとし、避難所となる対雁小学校において、施設管理者(学校職員)や市職員と協力し合い、避難所開設・運営・宿泊に関わる組織各班の対応訓練を実施。

2. 江別市

地震発生後、学校業務主事からの安全点検結果報告からスタートとし、避難広報訓練や自主防災組織と市対策本部との連絡(避難者状況や不足物資等)訓練、給水配給訓練、物資配給訓練を実施。

〔展示・配布〕

多目的教室にて、旭川ガス(株)による防災展示、(株)ムラカミ提供の防災物品や展示、耐震関係パンフレット(建設部)、救急袋(健康福祉部)を配布。

体育館入口付近にて、北海道コカ・コーラボトリング(株)提供の災害型自動販売機展示。

4

2. (1) 北海道ブロック（北海道江別市）

(H25訓練) タイムスケジュール

(進行状況により、時間が前後することがあります。ご了承ください。)

13時30分	地震発生
13時45分	自治会館へ自主防災組織メンバー集合、自主防災対策本部設置
13時50分	学校業務主事から安全点検結果が市へ伝達
14時00分	市災害対策本部設置、本部員会議(実開催せずシナリオ上の想定)
14時25分	市職員派遣。小学校安全点検を実施。
14時30分	自主防災組織による避難所開設準備開始
14時35分	第1回運営委員会開催
14時40分	避難広報活動(広報車による地域巡視のみ)
15時00分	避難所開設・運営開始 ・多目的室にて防災物品等の展示(旭川ガス、(株)ムラカミ)
15時30分	ダンボールハウス作成体験開始(北翔大学)
15時45分	第2回運営委員会開催
15時55分	市対策本部へ情報伝達(避難者数、不足物資等)
16時00分	防災講話(市職員による東日本大震災派遣体験談)
～この間に、市長表敬訪問到着予定～	
16時30分	市および関係機関による不足物資の供給 (コープさっぽろ、ヤマト運輸、市水道部)
17時15分	不足飲料水の配給並びに講話(コカ・コーラボトリング)
18時00分	自治会炊き出しによる夕食(災害型自動販売機 無料配布開始)
19時00分	応急担架、応急救護体験訓練
20時45分	第3回運営委員会
21時00分	減灯、就寝
6時00分	起床
8時00分	自治会・自衛隊炊き出しによる朝食
9時00分	参加者の感想発表
9時30分	自主防災組織本部長講評並びに閉鎖宣言
10時00分	解散



5

H25 訓練会場等

- 対雁小学校の
体育館(訓練会場)の玄関
- 13時30分 地震発生
14時30分、まず最初に、
見晴台自治会役員が到着
(避難所開設準備)



6

2. (1) 北海道ブロック（北海道江別市）

(H25訓練) タイムスケジュール



7

江別市において近年に発生した主な地震

発生年月日 地震災害名	震源	規模 (マグニチュード)	江別市に おける震度
昭和43年5月16日 十勝沖地震	青森県東方沖 N40° 44' E143° 35' H0	7.9	(4)
昭和57年3月21日 浦河沖地震	浦河沖 N42° 04' E142° 36' H40	7.1	(4)
平成5年1月15日 釧路沖地震	釧路沖 N42° 55' E144° 21' H101	7.5	(4)
平成15年9月26日 十勝沖地震	十勝沖 N41° 47' E144° 05' H45	8.0	4
平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震	三陸沖 N38°06' E142°52' H24	9.0	3

8

1-2. 訓練実施地域



『毎年異なる地域(自主防災組織)で開催することで、訓練経験組織(団体)を増やしている。これにより、地域参加者をはじめ、全体の防災意識の向上につながっている。』

避難所開設指示等



ペットをつなぐ場所を確保
(実際は使用していない)



1-3. 訓練企画の手順

平成25年度江別市避難所運営訓練の概要について

〔日 時〕

平成25年10月5日(土)午後1時30分から10月6日(日)午前10時00分まで

〔場 所〕

江別市立対雁小学校(見晴台17-1)

〔主 催〕

見晴台自治会・江別市

〔被害想定〕

○10月5日13:30頃、江別市を中心に直下型地震発生

地震の規模は、マグニチュード6.9 震度は6弱から6強を記録

○市全域に被害

- ・電気 ... 停電
- ・水道 ... 断水、下水道は一部使用可
- ・道路 ... 電柱倒壊などによる通行障害あり
- ・火災 ... なし(他地区で火災発生)
- ・家屋 ... 倒壊家屋発生 消防へ救助要請中
- ・市内各小中学校の一部が、ガラス等の破損のため使用不可

〔市職員役割分担〕

総括部: 避難所からの情報集約、各機関への要請

教育部: 避難所状況の連絡、避難所レイアウト等の設定

自治会避難所運営委員会への参加

救護部: 不足物資の要請・受入(食糧、飲料水、生活用水)

施設部: 避難所開設予定建物の安全状況確認

水道部: 生活用水の配給

〔職員要請について〕

市対策本部における各部から、各1名を要請予定

11

〔自主防災組織等〕

- 平成25年度「自主防災組織表」(見晴台自治会)

本部長 阿部 晃 治

副本部長

情報班 班長

副班長 班員

消火班

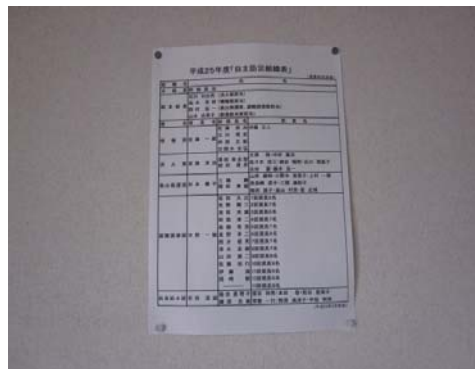
救出救護班

避難誘導班

給食給水班

(自治会役員が作成した、組織表です)

- 高齢者(実際の要援護者)も無事、避難



12

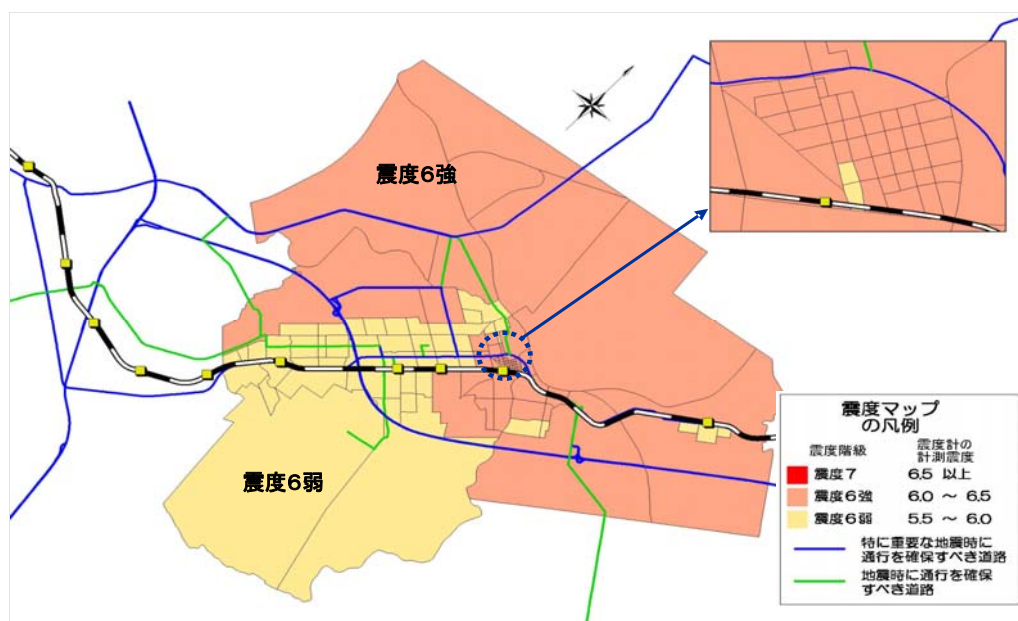
1-4. 被害想定

- 被害想定
- 10月5日(土)13:30頃、江別市を中心に直下型地震発生
地震の規模は、マグニチュード6.9 震度は6弱から6強を記録
 - 市全域に被害
 - ・電気 … 停電
 - ・水道 … 断水、下水道は一部使用可
 - ・道路 … 電柱倒壊などによる通行障害あり
 - ・火災 … なし(他地区で火災発生)
 - ・家屋 … 倒壊家屋発生 消防へ救助要請中
 - ・市内各小中学校の一部が、ガラス等の破損のため使用不可

『自治会との協議により、以上のように設定。訓練の中心会場となる体育館は、18時まで「停電・断水・トイレ使用不可」とした』

13

江別市の揺れやすさマップ (M6.9を想定)



出典：江別市耐震改修促進計画

14

1-5. 訓練シナリオ

〔市対策本部等での対応〕

13時50分(仮想)
・業務主事から対雁小学校点検結果報告
(建物安全確認について)

14時00分(仮想)
「災害対策本部設置」
「災害対策本部員会議」

・施設点検後、対雁小学校開設予定
についてFAX伝達

・対雁小学校の避難所開設を決定

15時55分以降
・避難所状況等の連絡から、
不足物資等への対応
・給水車による生活用水の配給

17:00以降
・不足物資への対応
・避難所への情報伝達

地震発生
13:30

〔対雁小学校での対応〕

13時45分
・自治会館へ役員等が参集
14時10分
・自治会から見晴台地区の開設避難所について問
い合わせ
※この枠は自治会のみ対応

「職員避難所派遣」
・建物安全点検(最終確認)
・避難所開設準備

15時00分「避難所開設宣言」
・避難所状況等の連絡
・現時点の不足物資の要請・受入
・避難所レイアウト等の設定
・運営委員会の参加

16時50分以降
・不足物資食糧の集約
(毛布・翌日以降の食糧・飲料水)
・不足物資の要請・受入
・夕食配給開始

明朝
・自衛隊による炊き出しを支援

15

1-6. 避難所運営体制と各班の役割

自主防
災組織

- 総務情報班: 避難所運営委員会の庶務、生活ルールの作成、避難所内レイアウトの作成、ボランティアの受け入れ
- 避難誘導班: 居住スペースのレイアウト、受付、避難者の誘導
- 要援護者支援班: 要援護者への支援
- 初期消火班: ごみ置き場の設置・管理、清掃指導、ペットの管理
- 救出救護班: 応急救護、物資の受入・配布
- 給食給水班: 炊き出し、食糧・飲料水の受入・配布

市職員

- 総括部: 避難所からの情報集約、各機関への要請
- 教育・援護部: 避難所状況の連絡、避難所レイアウト等の設定、自治会避難所運営委員会への参加
- 救護部: 不足物資の要請・受入(食糧、飲料水、生活用水)
- 施設部: 避難所開設予定建物の安全状況確認
- 水道部: 生活用水の配給

16

1-7. 自主防災組織が企画・作成したタイムスケジュール

見晴台自治会自主防災組織避難所運営訓練タイムスケジュール(案)

時 間	全体進行	総務情報班	避難情報班	避難物資班	避難物資班	物資班	物資班	物資班	物資班
13:00	自主防災訓練センター、自治会館にて本日の避難所運営訓練を実施 自主防災訓練センター、自治会館にて本日の避難所運営訓練を実施 自主防災訓練センター、自治会館にて本日の避難所運営訓練を実施	避難所運営委員会の招集 避難所運営委員会の招集 避難所運営委員会の招集	避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計
14:00	避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計
15:00	避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計
16:00	避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定 避難所レイアウトの決定	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計	避難物資の集計 避難物資の集計 避難物資の集計

自主防(自治会)における役割(例)

- ①総務情報班
 - ・避難者を受付し、名簿を作成し避難者数や要援護者等を把握する。
- ②初期消火班
 - ・ペットの管理について取り決め(つないでおくエリア等)

総務情報班から適宜ボランティア募集の呼びかけを行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付 ・被害等状況の情報収集 ・地震情報や安否情報等の書き出し ・伝言板の作成 ・避難者数の集計 ・宿泊者数把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付 ・一般避難者の案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付 ・要援護者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付 ・ペットの管理
<ul style="list-style-type: none"> ◎居住区レイアウトの設定 ◎ダンボールハウス作り 		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ置き場の設置と表示 ・トイレの表示 	

2. 避難所運営対策

案

入所する前にご確認を!!

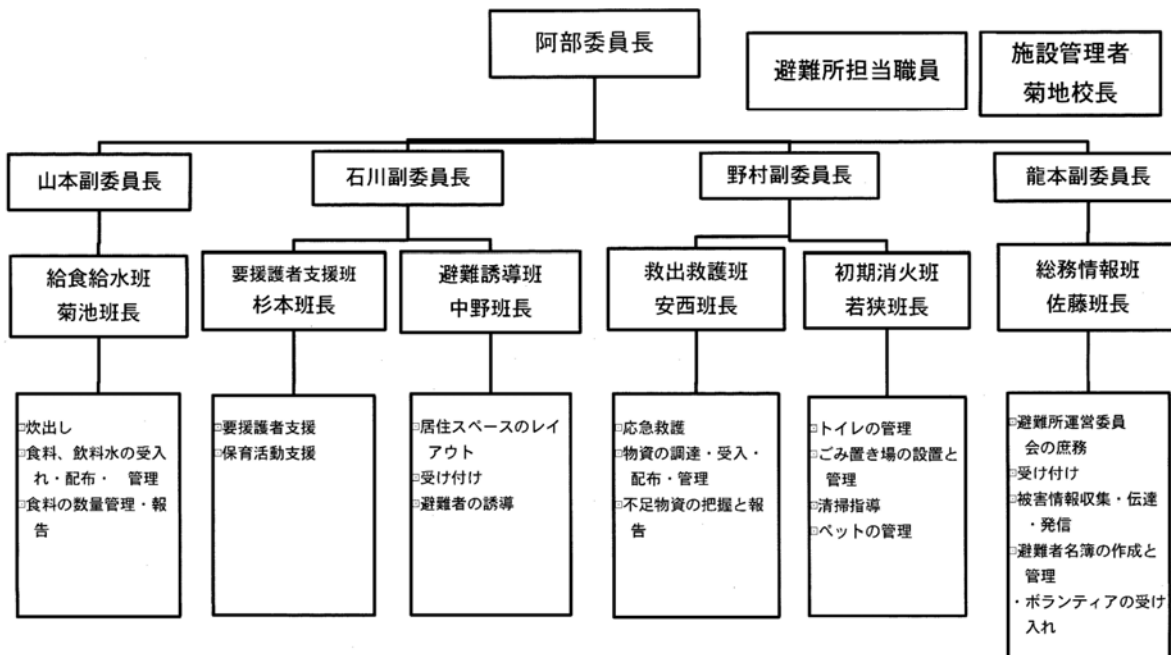
- ◆入所するときは・・・
 - ・「避難所レイアウト」を確認して、決められたスペースに入ってください。
 - ※「共有スペースは」どなたでも利用できます。
 - ※「立ち入り禁止区域」には入らないでください。
 - 避難所の運営をスムーズにするためにも必ず守ってください。
 - ・土足厳禁です。靴はビニール袋に入れて各自で管理してください。
 - ・体調の悪い方は、受け付けに申し出てください。
 - 体調の悪そうの方が近くにいたら、受け付けにお声をかけてください。
 - ・ペットは、屋内では飼えません。ペットコーナーに預けてください。
 - ・避難所は禁煙です。喫煙場所(自治会館玄関)を利用してください。
- ◆入所したら・・・
 - ・生活する場所は、自治会の区単位が基本です。
 - ・1人あたりのスペースは量1枚程度(2m)です。
 - ・高齢者や要援護者への配慮をお願いします。
 - ・「避難者名簿」への記入にご協力をお願いします。
 - ※皆さんの安否や、物資の調達のための重要な情報です。
 - ・携帯電話は居住区の外で使用してください。居住区ではマナーモードに設定し、他者への迷惑にならないようにしてください。
- ◆トイレ
 - ・体育館と校舎1階図書室横のトイレのみ使用できます。
 - ・使用の注意をよく読んでお使いください。
 - ※きれいに使い続けられるようにみんなで気を付けましょう。

避難所運営委員会

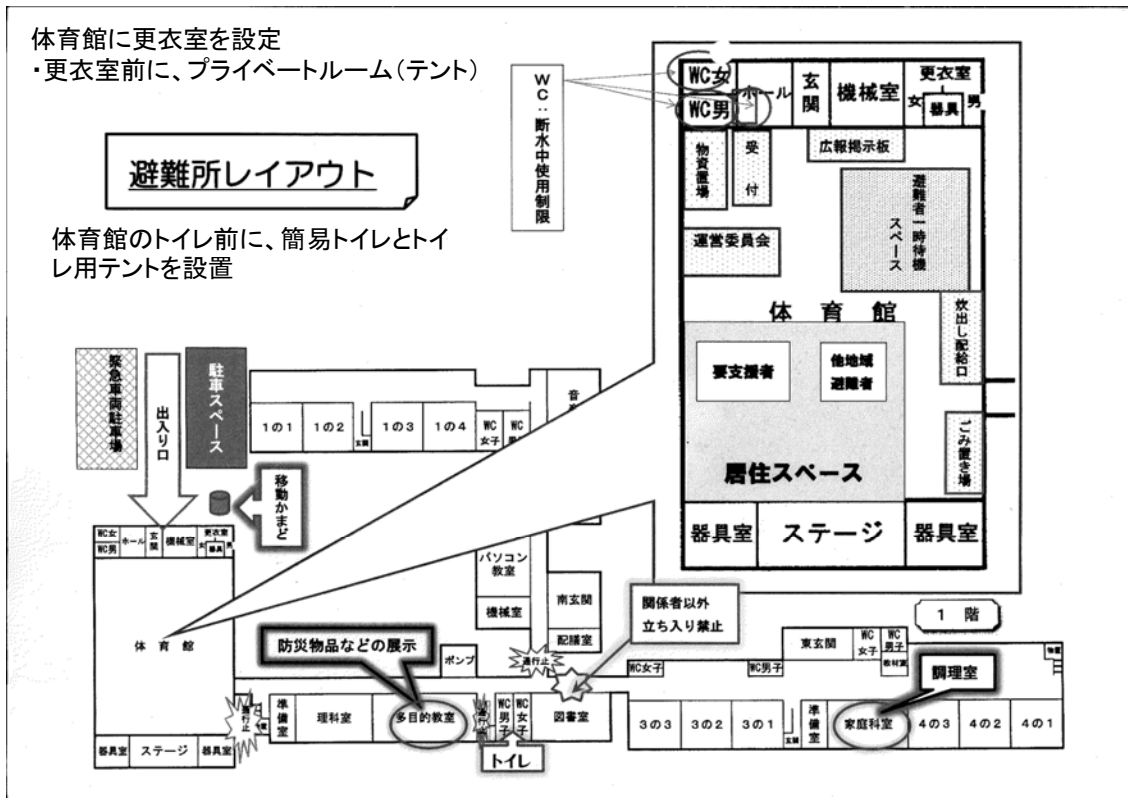
自主防災組織(自治会)が作成した避難入所前の注意事項

- ・過年度訓練の課題を踏まえ、事前に注意事項を作成している。
- ・事前に役員が数回、集まり、そのなかで取り決めている。
- ・事前のトラブルを最小限にするためには、有効な手段。
- ・少ない人数で避難所運営するにはこの1枚が有効である。
- ・災害時、直ぐに受付で配布できるように、各避難所に配備している。

対雁小学校避難所運営委員会



2-1. 避難所レイアウト



2-2. 避難所における備蓄等

(1) 食糧・飲料水について

- ・ 夕食については、給食給水班により、米や野菜等を事前に用意して、ハイゼックスシートによりご飯の炊き出し。おかずは豚汁を用意。
- ・ 朝食は、市保存のアルファ化米を提供。みそ汁を陸上自衛隊により炊き出し。給食給水班主導で参加者に配膳。

(2) 生活必需品について

- ・ 今回は、物資輸送管理における協定業者の「コープさっぽろ」と「ヤマト運輸」の協力の下、コープさっぽろは野菜などの搬送、ヤマト運輸は毛布や避難所用マットの搬入。また災害時の物資支援協定により北海道コカ・コーラボトリングの支援で、災害用自動販売機を一台設置し、「いろはす」200本を提供して頂いた。

(3) 生活用水について

- ・ 江別市水道部より給水車を出動させ、ポリ袋に給水し、炊事場まで運ぶ訓練を実施。

(4) その他

- ・ 過去2回協力を仰いでいる北翔大学の指導の下、ダンボールハウスを設営。体育館の床にダンボール、避難所用マット(断熱、振動抑制)を引き、その上に毛布を活用し、居住スペースを確保した。

21

ダンボールハウスの様子

- 広さ

(概ね大人二人分)



- 睡眠時の様子

(全体を中心に通路を設定)

(役員のビブス ⇒ 表札)



22

2-3. 防火・防犯対策

○見回りについては、総務情報班で数回実施

○体育館の明かりの確保について

18時まで停電設定。市備蓄のガスによる発電機を稼働した。
(体育館の外に設置。内部からはエンジン音がほとんど聞こえなかった。)



23

訓練の様子

- 避難所運営委員会の様子
(第3回目)



- 避難所の宿泊状況の様子(ダンボールハウス等)



24

訓練の様子

- 飲料水の配給の様子



- 炊き出し釜の設置



- プライベートルーム(テント)



2-4. 参加者の主なご意見【H25訓練】

(1) 阿部本部長コメント

- ① 今回の訓練で目指したこと
 - 以下の点を含め、避難所の適正運営を通じて、避難者を地域住民で支えることが目的
 - ・ 自然災害等の災害に対する市民一人ひとりの意識の向上
 - ・ この地域の避難所が「対雁小」であることを改めて地域に周知し、認知度を高めること
 - ・ 地域、学校、市などが上手く連携し、避難所の運営をスムーズに行うこと
- ② 今後に向けて
 - 今回の訓練では、自治会と市との密度の濃い連携があったことで、上手いった点が多くあったと思うが、避難所となる学校との連携についても進める必要がある。
 - 今回のように民間企業のほか団体、関係機関との連携も強化する必要があると感じた。
 - 初めての体験であったが、色々な場面で、戸惑いやトラブル等を互いにカバーし合う動きが出されたことは非常に良かったと思う。
 - 今回の訓練結果、検証等を踏まえて、自主防災組織を核に、繰り返し訓練していくことで、できるだけ快適な避難所づくりとその運営を目指していく。
- ③ 訓練の成果等は、今後、自治会だより等を活用し、記録写真などを駆使し、詳しく地域のみなさんに知らせていく

3. 避難所運営訓練の成果・課題

• 今年度の訓練で明らかとなった、避難所における良好な生活環境を確保する上での課題

⇒ 自分たちの訓練ですが、日程は長いので、30分くらいの講演（市や民間の訓練協力機関がスピーチ）を実施する。

⇒ 消防署主催により、応急救護（AEDの取り扱い）等を実施（訓練参加者にAEDの取り扱いを実演、実習して頂く）



• 避難所対策に関する今後の展望

⇒ 翌朝9時からの参加者全体により反省会では、いろいろ意見が出た。

①訓練設定を、より一層事前に周知させる

（例えば、体育館のトイレは18時までは使えない。でも、他の棟のトイレは使用可能。

②役員は動いているが、一般参加者の動きが悪い。声をかけて手伝ってもらうなど。

③夕食の準備数量は多少、多めに用意（災害時は物が少ないのは理解できるが、訓練なので食事くらいは確保した方がベスト。）



27

江別市民の防災意識について

	初期値	平成23年度	平成24年度
家庭における生活物資の確保率	36.5%	28.1%	31.9%
避難場所を知っている市民割合	67.9%	75.8%	74.8%

- 家庭における物資確保率は減少傾向にある。（今後の課題）
- 避難場所の認知率は上昇傾向にある。

28

4. 良好な避難所環境確保のためのその他取組

⇒ 避難所運営訓練を実施するために

- ①いきなりは出来ない。やさしい取り組み・訓練から始める。
- ②普段の自主防活動(自治会)活動が活発ならば、ある程度出来る。
- ③会長でも他の役員でも構わないが、「やるぞ」というリーダー的な人が必要
(市とのパイプ役。半年前から相談していた。)

江別市としては、

- ①要援護者名簿の作成済み
- ②避難所運営の手引き(マニュアル)の作成
(見直し中)
- ③ボランティア受け入れ体制整備
(社会福祉協議会の協力を得る)
- ④在宅の要援護者への支援体制等
(民生委員児童委員との協議)
に取り組んでいます。

29



30

北海道新聞
2013年10月8日

北海道新聞

寒い夜間の体育館 ■ 民間協力が不可欠

小学校に避難 課題探る

大規模 災害想定 宿泊伴う運営訓練 江別地区




【江別】大規模災害を想定し、宿泊を伴う避難所運営訓練が5、6日の日、対離小で行われた。大人数を受け、住民の約10人が避難者の受け入れや、炊き出しの対応などを学び、夜間の体育館の寒さを体感した。(内桂佑)

宿泊を伴う訓練は2011年度に始まり、江別地区では初めて。これまでの訓練は地区センターで行われてきたが、今回は同校の協力があり、小学校で実施された。

訓練は臨時自治会(阿部晃治会長、15歳)と市が主催。20時と市が主催。5日午後1時30分から、市内を中心とした6強の児童が参加。生し、電気が不通の供給が一時的に停止した。この想定で行った。

住民たちが午後3時に避難所を開設し、避難者の受け入れを始めた。ただし、受け入れ開始後の10分間は、名簿の作成などで忙しかった。担当した佐藤次さん(47)は「名簿を代わりの準備を進める参加者も、ヤマト運輸、コープさっぽろのトラックから毛布を運ぶ参加者たち

表を渡し、避難者のくなくた。参加者の氏名、連絡先をまとめた。牧田久江さん(66)は「夜の体育館は想像以上寒い。食糧と飲み水でできる点がある」と、避難所の方法を検討していた。

市が災害時の物資配送について想定を踏んだヤマト運輸、コープさっぽろが協力し、食糧や毛布が避難所へ次々と届けられた。市の危機対策・防災担当の君一義(45)は「毛布はかさばるため、大型トラックでないと運べない。避難所運営に民間の協力は不可欠」と話した。

炊き出しのメニューは豚汁と白米。約10人が調理に携わり、市給水車から水を汲み、コメは水の量を減らせる特殊な釜に入れ、大きな釜で炊いた。12時過ぎ、時間どで用いた。

訓練は午後9時、体育館に、広さや平方メートル、J.A.連央、地元の現ルハウス、元自治会や土地改良区などの約40人が出席した。毛布は1人4枚は15度になり、「寒い」と話す人も少なかった。

江別市は、江別西インターチェンジ周辺の

政策要望で

【江別】自治会連合会(会長・町村優子)は、江別市に「江別市地域政策懇話会」を市民会館で開き、市内の業界団体や江別市からの政策要望を聞いた。

懇話会には、阿部晃治、江別市、江別商工会議所、J.A.連央、地元の現ルハウス、元自治会や土地改良区などの約40人が出席した。毛布は1人4枚は15度になり、「寒い」と話す人も少なかった。

避難所における良好な生活環境対策に関する事例発表

発表者 青森県男女共同参画センター 副館長 小山内世喜子
おいらせ町まちづくり防災課 防災危機管理専門員 池添 孝史

青森県男女共同参画センター及びおいらせ町の概要

1. 青森県男女共同参画センターは

女性、男性、高齢者、子どもなどすべての人々が個人として尊重され、共に支え合う「男女共同参画社会」の実現をめざす青森県の拠点施設として、様々な事業に取り組んでいる。

2. おいらせ町の概要（2013年9月1日現在）

平成17年に旧百石町と旧下田町が合併しておいらせ町に。人口は、男：12180人、女：12925人、計：25105人。世帯数9689世帯。

県委託事業「男女共同参画地域防災体制づくり事業」について

1. 目的

東日本大震災を契機に、避難所等における男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の必要性が再認識されたが、現実には防災分野における女性の参画は進んでいないため、男女共同参画の視点が反映されにくい状況にある。

このことから、地域における男女共同参画の視点を踏まえた防災体制づくりのためのモデル事業を青森市（アピオあおもり）と被災地のおいらせ町で実施し、防災における男女共同参画の視点の重要性の理解を深め、災害時の行動に結び付くことを目的とした。

2. なぜ、焦点を避難所運営にあてたか

青森県も東日本大震災では太平洋沿岸部が被災地であり、2011年4月末まで避難所になった地域もある。被災地の市町村に避難所等の状況をヒアリングしたところ、ペットがいたり、小さな子ども連れの家族は車中泊であったり、更衣室がなく着替えはトイレであったり、炊き出しは地域の婦人会の役割だったことがわかり、避難所等における男女のニーズの違いや男女双方の視点への配慮はなされていなかったことがわかった。

震災後、避難所へ派遣された保健師が「食事の世話役」等を期待されたり、運営においても住民の意識は行政に頼り切り、自助・共助・公助がうまく機能していなかった地域もある。また、これまでの防災訓練はポンプ操作やイベント的なものが多く、図上訓練や避難所運営訓練は実施していなかった。

東日本大震災では避難後の関連死で2000人余りの人が亡くなっている。「非常時だから」という言葉で、劣悪な避難所でも我慢を強いられたり、女性のリーダーがいなかったことにより、男性の視点でのみ運営されていたことも、その要因といえる。

以上のことから、復旧期の発災から3日、4日後、男女共同参画の視点を取り入れた安心避難所運営について住民が主体的に考え、身を持って体験することで、その重要性を認識し、今後の防災体制づくりや地域コミュニティ再生に活かすことが必要と考えた。

3. モデル事業として、青森市（アピオあおもり）とおいらせ町（深沢コミュニティセンター）で実施

4. 事業プログラムの概要及び実行委員の構成



5. 実施するにあたっての工夫・留意点

(1) 実行委員会を組織・実行

災害が起き、避難所運営の中心となる町内会や自主防災組織、女性消防団、防災士、社会福祉協議会。そして、小さな子どもを抱えている母親やPTA関係者、行政職員等を実行委員とした。事前・避難所ワークショップの際は託児所も用意した。町内会役員宅には何度か足を運び、趣旨説明を繰り返し、災害時における男女共同参画の視点の必要性を理解していただいた。実行委員の選出については、自主防災組織からはなるべく女性にも入っていただくよう依頼。行政職員は男女共同参画担当課や防災危機管理担当課、健康福祉部など多分野の職員にも入っていただいた。市町との連携については、男女共同参画センターと県男女共同参画担当課が強みを生かし合いながら取り組んだ。

(2) 減災を目的とする中で男女共同参画の理解につなげる

自主防災組織の方々には災害後すぐの要援護者支援に関心が高いので、企画・実施においてはまず「安心できる（関連死を少なくする）避難所運営を進めるために」ということを前に打ち出し、発災直後の命を守るための訓練も大切ではあるが、避難所生活が長期化する際の問題にも重要性があるとして、避難所運営課題を通して男女共同参画の重要性に対する理解を深めてもらった。

(3) 課題に対し住民が主体的に考える場づくりと実動訓練の実施

避難所体験を実施するまでに、3回にわたる事前ワークショップを実施し、避難所運営に男女共同参画の視点の必要性を事例等で提示。課題解決に対しては主体的に考え、提案する場づくりをしたうえで、「避難所体験」という場を設け、実動訓練を実施。終了後には、体験に基づいて得た知識や工夫、今後の役割等について話し合った。それらを、「安心避難所」ハンドブック等に反映した。

(4) 他機関との横断的取組み

青森市の危機管理室の担当者が以前に男女共同参画の担当経験があったこと、おいらせ町でも担当職員や防災担当者等が男女共同参画に対する理解度が高く、連携がうまくいった。そういった主催者と関係機関の良好な関係性が実行委員にも良い影響を与えた。

6. おいらせ町の実行委員の構成

組織：自主防災組織、日赤奉仕団、町連合婦人会、町連合町内会、町役場環境保健課、町連合PTA、町防災安全推進室、町社会福祉協議会

性別：女性 7名、男性 7名

「男女共同参画地域防災体制づくり事業」実施内容

*コーディネーターとしてNPO法人さくらネット代表理事 石井布紀子さんに依頼

1. おいらせ町で取り組んだ内容

■第1回ワークショップ <平成24年6月1日(金)>

会場：おいらせ町役場

時間	学習内容	ねらい
18:30	主催者あいさつ	
18:35	男女共同参画地域防災体制づくり事業説明 実行委員会の組織 被災地聞き取り調査結果報告	・事業説明と青森県内の避難所の状況を知ることにより、課題をみつける。

2. (2) 東北ブロック（青森県・青森県おいらせ町）

19:00	<p>ワークショップ</p> <p>①自己紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己紹介及び東日本大震災時の自身の役割や行動などについて話した。 <p>②講和</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神淡路大震災の経験から見てきたことや、地域で取り組むときは男女が共同で力を合わせたほうが上手くいく。 DVD「防災意識は希望のひかり」を視聴 避難所運営と関連死について 釜石東中学校の軌跡について 被災地のトイレについて 避難所について。レイアウトが大切。ルールを決めることの必要性。 <p>③グループワーク（2グループに分かれる）</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの地域で活用できる地域資源を <p>ア.人材・組織、イ.活動・サービス、ウ.情報・財源・物資の3項目について出し合い、解決できることや、取り組む課題などについて話をした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仲間づくり及び連帯感づくり 「関連死をなくすために」というキーワードで災害時における男女共同参画の視点の必要性を理解する
21:00	④発表	

■第2回ワークショップ <平成24年7月3日（火）>

会場：おいらせ町役場

時間	学習内容	ねらい
18:00	<p>ワークショップ</p> <p>①講義</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対応のフェーズについて 災害時の333の法則 避難所が閉じられるまでの期間 災害関連死について 知恵を出し合うフェーズについて、みんなで考え実行する。 阪神・淡路大震災及び東日本大震災時の事例 従来の防災訓練は逃げる・助けるが中心 今回の取組は減災につながる 今後のスケジュール 一時避難所について おいらせ町における一時避難所とエリア分けについて <p>②グループワーク</p> <p>災害時における地域の「弱み」（課題となること）を振り返り、特に優先的に解決することが望ましいこと、取り組めそうな課題について話し合った。</p> <p>ア. どのような人が災害時、要援護者に成り得るか</p> <p>イ. 避難するとき時、どういうことで困るか、どういうことが難しいか</p> <p>ウ. 避難所で、どういうことで困るか、どういうことが難しいか</p> <p>エ. 発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員が一番の関心事である、発災直後の応急・対応について、丁寧に説明したうえで、今回の取組は、「逃げる・助ける」のフェーズの訓練ではなく、関連死を少なくするための避難所をつくるために必要な視点が男女共同参画(女性)の視点であることを理解する。
20:30	③まとめと質疑応答	

■第3回ワークショップ <平成24年7月24日（火）>

会場：おいらせ町役場

日時	学習内容	ねらい
18:00	<p>ワークショップ</p> <p>①DVD「福祉避難所をつくってみよう」の視聴を通して、避難所ワークショップの全体像をイメージする。</p> <p>②第2回ワークショップのふりかえり</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまで学習したことを踏まえて、避難所体験の内容を考え、主体性を持って取り組む意識を高

2. (2) 東北ブロック（青森県・青森県おいらせ町）

20:30	③グループワーク（2グループに分かれる） 避難所ワークショップ（10/21）の「時間と空間の使い方」について企画・検討 ④発表 ⑤避難所ワークショップ（10/21）のすすめ方について ⑥おいらせ町総合防災訓練について	める。
-------	--	-----

■おいらせ町避難所体験及びワークショップ

会場：おいらせ町深沢コミュニティセンター、深沢保育園

1. 日 時 10月21日（日）9：00～14：00まで

2. 参加者 おいらせ町自主防災組織からの代表者、実行委員21人、地域住民80人

時間	学習内容	ねらい
9：00	*12時30分までの内容の対象者は深沢地域住民とおいらせ町自主防災組織からの代表者、実行委員 *おいらせ町総合防災訓練（9時発災、大津波警報・避難）	
9：30	避難→避難者カードの記入	
10:30	発災3日後の避難所づくり体験 ①避難者の把握（性別・年代・要援護者など） ②快適な避難所にするために「避難所運営委員会」を設置 ③組織化と役割分担を行うために「情報管理」「物資調達」「応援救護」「安全衛生」の班長を決める。各班の役割について説明 ④限りある物資の使用方法、分配を決める際の優先順位について ⑤関連死についての説明 ⑥避難所の区分け（眠れる状況をつくる） ⑦段ボールの衝立の感想 ⑧段ボールを敷いていない時と敷いているときの体感の比較 ⑨食事（手の消毒、毛布をたたむ）、メニュー（豚汁、おにぎり、サバ缶、ミネラルウォーター） ⑩健康体操（エコノミークラス症候群の解消）	・3日目からの避難所づくりの体験を通して、男女共同参画の視点（女性）の重要性を知る。
12:10	非常食の試食会への参加	
13:00	ふりかえりのワークショップ *対象者はおいらせ町自主防災組織からの代表メンバーと実行委員 ①グループワーク（3つのグループに分かれる） 避難所を運営する上での「ルールづくり」や「安眠対策」「感染予防」、「着替え」「トイレ対応」などについて男女共同参画の視点でとらえた意見を出す ②発表 ③地域防災活動で、どのようにしたら「男女が支え合ってよい活動ができるか」についてのポイントをあげる ④発表	・避難所運営にいかにか男女共同参画の視点が必要かを体験に基づいた議論を通して認識する。
14:00		
10:00~ 13:00	子ども防災ワークショップ/展示/非常食の試食 *会場は深沢保育園、対象はどなたでも	子どもへの防災教育



発災直後、避難所に集まる住民



避難所受付・避難者カードを受け取る



保健師さんによる健康チェック

2. (2) 東北ブロック (青森県・青森県おいらせ町)



居住スペースをつくる



間仕切りを立てる



要援護者の特別室



今日の炊き出しは豚汁



エコノミークラス症候群予防体操



車座になってワークショップ

■第4回ワークショップ (ふりかえり) <平成 24 年 10 月 29 日 (月)> 会場: おいらせ町役場

時間	学習内容	ねらい
18:00	ワークショップ (グループワーク) ①下記の5項目から、2つ選んで各グループで討議 ア. 男女共同参画の視点に立つ避難所空間づくりのポイント イ. 男女共同参画の視点に立つ資機材・物資の確保のポイント ウ. 避難所運営委員会における男女共同参画のポイント エ. 避難所運営ルールの検討 オ. その他、避難所において男女共同参画の実践事項について検討	・避難所体験を通して、出た意見をまとめ、「市民力・女性の視点と力を活かす防災活動」にまとめる。
20:30	②発表 ③石井コーディネーターからのコメント	

2. 男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブックの作成及びDVD「安心できる避難所づくり」の製作

東日本大震災での教訓を活かしながら、おいらせ町や青森市での避難所体験やワークショップで決まった内容等を盛り込みながら製作。ビジュアルかつ具体的でわかりやすいと県内外からも問合せあり。自治体や校区、町内会単位で活用されている。

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブック (8頁)

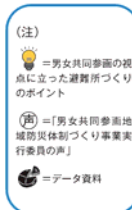
簡潔に (分かりやすい→ビジュアル、課題に対しQ&A形式で回答、ポイントや体験や実行委員の声を盛り込むことで、現実的・親近感をもつ)。

男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブックより



◀表紙

▶P2 集団生活に適した環境づくり等を紹介。実行委員の声をなどを盛り込んで、親近感を。



* (1) (2) とともに、〔避難所取組指針 P12 避難所運営の手引きの作成〕に明記されているように、コンパクトでわかりやすい手引きになっている。



【段ボールベッド】
 ① ちょっと硬めでしたが、毛布を敷くと快適。足腰の弱い高齢者は寝起きが楽になりますね。



【家族型パーティション】
 ② 仕切りがあるので、安心感が生まれますね。プライベートゾーンがあることは救いです。

3. 安心・安全

◎ 3.11ではこんなことが!

【トイレ】

- 電気や水道がストップし、設置された仮設トイレ。しかし、混雑している、汚い、夜は暗い、男女兼用であるなどの問題点も。夜中にトイレに行くとき迷惑をかけるからと、十分な水分を摂らずに、体調を崩した人もいます。また、女性・子どもだけでは、夜は怖くてトイレに行けませんでした。

【更衣室】

- 更衣室がないため、毛布の中や仮設トイレの中で着替えをしていた女性もたくさんいました。

【女性専用の物干し場がない】


- 下着を干す場所がないために、こまめに交換できずに、女性特有の症状を起こす人も増えました。


ルールを決めることは衛生面の確保のみならず、犯罪等の抑止にもなります。災害時には、女性や子どもの安全・安心に対する配慮は優先順位が低くなり、平時に増して声を上げにくい状況になることを理解し対応しましょう。


【仮設トイレには】

- 夜間照明をつける。
- 男子トイレと女子トイレの距離をあける。
- トイレが混んでいるとき誰でも使える障害者対応の共有トイレも設ける。

【プライバシーを守るためにも男女別の更衣室や、下着などを気にせず干せる女性専用の物干し場を設置する。】

【男女別に分けた仮設トイレ】


【男女別更衣室】


【女性専用物干し場】
女性用は全面を開き、見えないように


◀P4 男女別のトイレ・更衣室・洗濯物干し場等の設置等によるプライバシーの確保等、生活環境の改善対策として具体的に提示。

〔避難所取組指針 P15 第2-2-(2) 避難所の機能-7〕

4. 配慮

◎ 3.11ではこんなことが!

- 授乳する場所もなく、小さな子どもに泣かれて困り果てる親、妊産婦や高齢者などその家族。中には、居場所がなく、避難所にいらなくなり、半壊した家に戻った人も。
- 避難所で、DV被害者の夫とばったり遭遇。

【DV被害者女性専用の場所】

災害による被害に加え、暴力による被害を受けた女性たちが、たった一人で二重三重の困難を乗り越えることは難しく、むしろ自己否定感や無力感を高めてしまう場合が少なくありません。大変な時だからこそ、前へ歩み出せるよう、女性たち一人一人の歩みを応援する配慮が必要です。

【乳幼児とそのお母さん専用の場所】

乳幼児を抱えるお母さんたちが、周囲の避難者に気づかせずに授乳や休憩、睡眠ができ、安心して過ごせる部屋です。

【託児・託老など一時預かりの場所】

保育所や介護施設が被災し、子どもなどの預け場所がなくなると、女性の負担と不安は増大します。そんな時、託児や託老ができる場所があると、家の片付けに行けたり、今後のことをじっくり考えるなど、ホッとする時間が持てます。

【情報掲示板】

◎ 人の出入りの激しい避難所では、マイクによる放送だけでは情報の共有化は難しいので、情報掲示板があると聴覚障害や外国人の方にとっても助かりますね。

【投書箱】

◎ 誰でも意見を出せる投書箱などがあるといいですね。もちろん匿名でもOKですよ。

【授乳室や乳幼児を抱えた家族、子ども、DV被害者など災害発生時に配慮を要するもののスペースの確保の重要性を明示。】

〔避難所取組指針 P13 第2-1 避難所運営等の基本方針-(3)、第2-2-(3)〕

◀P4 授乳室や乳幼児を抱えた家族、子ども、DV被害者など災害発生時に配慮を要するもののスペースの確保の重要性を明示。

〔避難所取組指針 P13 第2-1 避難所運営等の基本方針-(3)、第2-2-(3)〕

(2) DVD「安心できる避難所づくり」(30分)

3部構成で製作。各部での活用も可能。

- ① 関連死防止のための避難所づくり (おいらせ町避難所ワークショップ)
- ② 特別な配慮を必要とする人のための避難所 (青森市避難所ワークショップ)
- ③ 地域で進める自主防災活動の中に、女性の視点を取り入れましょう
 - ・防災訓練を見直しましょう
 - ・避難所訓練を実施しましょう



〔避難所取組指針 P12 第1-5 要配慮者に対する支援体制~P18 までの主だった内容が DVD に盛り込まれている〕

* DVDは文部科学省委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」にて製作

おいらせ町における実施までの経緯

1. 東日本大震災の被害状況

- ・おいらせ町の最大震度：震度5強
- ・津波の高さ：百石漁港 7.5m、深沢 8.8m
- ・被害状況：人的被害 重症者1名、軽傷者2名
住家被害 153件、非住家被害 157件
- ・避難対象世帯：1451世帯 4185人
- ・避難状況 避難所箇所数 13か所、町内避難所開設日数 21日



東日本大震災によるおいらせ町川口地区の津波被害（平成23年3月24日）

2. 震災前後の町の状況

(1) 震災前の町の現状

- ・自主防災組織は14（婦人消防クラブ3含む）でほぼ50%。
- ・防災訓練については、炊き出し訓練・救命講習会・消火器訓練等を実施しているが、役員と数名の隊員が出席する程度で、住民を巻き込んでの実施ではなかった。
- ・組織の中では、女性は主に給食班に属していた。

(2) 震災時の避難所関係の実態

- ・津波警報により、避難所5か所を開設指示、その他自主避難で公共施設5カ所。3週間の避難所生活が余儀なくされた住民もいた。
- ・保健師と職員を派遣し、避難者の把握と安否確認を行った。
- ・自主防災組織のある地域とない地域では避難所での地域住民の行動にばらつきがあった。

3. 県からの協力依頼と実施までの経緯

(1) 新しい形の訓練への期待

これまでの防災訓練は初動（避難訓練）が中心だったこともあり、避難所運営の訓練の必要性を感じていた。また、住民の避難所生活における自助、共助という観点が希薄であったことから、この事業を通して、住民が自分たちも役割をこなしていく必要があるという認識を持ってもらうことに期待したいと思った。

(2) 避難所体験・ワークショップ実施までの経緯

平成24年3月5日 県と県男女共同参画センターがおいらせ町を訪問。男女共同参画の担当課（企画課）が対応。協働で実施することに同意。住民参加型の実行委員会形式で実施することに決定。実行委員を広報で公募及び自主防災組織等へ実行委員の選出を依頼（女性役員を）。

平成24年5月25日 県と県男女共同参画センターとおいらせ町の三者で、今後の進め方、第1回ワークショップ内容と9月予定の避難所ワークショップの実施会場候補について具体的に話し合う。

(3) 実行委員を決定する際の留意点

自主防災組織には女性の選出を割り当てた。ここで、「女性を」と限定しなかったら、男性主体の組織が多い中、女性が実行委員になることはなく、女性のエンパワーメントにはつながらなかったと思う。

各実行委員同士がつぶし合うことのないよう、防災意識の高い自主防災組織から委員を選出しバランスをとった。

(4) 町の総合防災訓練と合同で実施することになった経緯

① 防災危機管理専門官の配置及び反応

危機管理専門員の町への配置は平成24年7月1日付。すでに、事業は始まっていた。男女共同参画の視点が防災に必要ということ自体、はじめは何のことかわからないし、興味もなかった。防災訓練は初動が主だと思っていた。しかし、避難所生活の長期化に伴い、震災関連死の増加や、多様な人たちにとっての困難さがあったことを知り、必要なことだと認識した。

町総合防災訓練に関しては、大震災があったにも係らず、これまでと同じことをしていてもマンネリ化で効果が上がらない。多くの住民の意識を高めるためにも、注目度が高く、新聞やテレビで報道されることが住民の防災意識の向上にもつながると判断。

② 「平成24年度総合防災訓練の基本的な考え方」より本事業関係個所のみ抜粋（7/24課内会議、7/26町長承認）

ア. 現状及び問題点（課題及び考慮すべき内容）

大規模地震発生時の対処は、3.11の教訓を活かし初動対応能力は着実に向上してきているものの、災害時要援護者の救出要領、避難所運営については、途上の段階である。

県事業として男女共同参画地域・防災体制づくりワークショップのモデル自治体として、企画課と連携し、本事業を推進していく必要がある。

イ. 今年度の訓練の方向性

男女共同参画の視点に立った、避難所運営の一部を検証する。

ウ. 訓練の狙い

- ・自衛隊による炊出し（3日目以降を想定）
- ・役場職員、自主防災組織（町内会）及び自衛隊との現地での連携
- ・男女共同参画の避難所運営

平成24年度おいらせ町総合防災訓練

1. 目的

この訓練は、平成23年3月11日に発生した東日本震災時の教訓を風化させないため、住民の避難、避難所の運営、情報伝達などを実働訓練するとともに、町災害対策本部において、実際の災害時に近い場面を想定して、災害状況を収集・分析・判断するとともに、対策方針を検討するなどの大害対処活動を模擬的に体験するとともに、防災意識の向上を図る。

2. 実施内容

(1) 日時 平成24年10月21日（日）午前9時00分～11時45分

(2) 実施場所等

実動訓練：おいらせ町沿岸地域及び避難所

図上訓練：おいらせ町役場本庁舎201会議室・202会議室（災害対策本部）

(3) 訓練区分

実動訓練、図上シミュレーション訓練

(4) 災害想定

平成24年10月21日（日）午前9時00分、青森県東方沖を震源とするマグニチュー

2. (2) 東北ブロック（青森県・青森県おいらせ町）

ド9.0の大地震が発生した。おいらせ町では震度6弱の地震を観測し、甚大な被害を被った。また、太平洋沿岸には8mを超える大津波警報が発表された。

- ・地震発生と同時に停電が発生（復旧の見込みなし）
- ・本庁舎・分庁舎ともに建物被害なし

(5) 訓練全体の流れ

初動対処に重点をおいた訓練と発災3日目を想定した避難所運営の訓練の実施。

○初動対処訓練

- ・住民の津波避難（住民の訓練、災害時要援護者の避難要領）
- ・津波避難に対応した初動活動（消防、警察、職員の実働訓）
- ・災害対策本部の情報収集、分析、指揮命令、関係機関との調整（本部員の図上シミュレーション訓練）

○避難所運営の訓練

- ・避難所運営の活動（避難所開設、避難所運営、男女共同参画訓練）

*住民・放送によって沿岸部600人ぐらいが参加



応急給水訓練



要援護者の避難訓練



本部員の図上シミュレーション訓練

事業の成果

1. 避難所における良好な生活環境の確保の必要性を認識

事前ワークショップや避難所ワークショップ、ふりかえりなど、5回のワークショップを積み重ね、防災エリアマップを見ながら災害時の避難経路を確認し合ったり、女性にやさしい避難所にするためにはどうしたらよいかを実行委員が主体性をもって学び、考え、実践(避難所体験)していったことで理解度がまし、事業終了後の行動に結び付いた。

多様な人たちに配慮した避難所運営の訓練に焦点をしばったことで、これまでにほとんど経験したことのない訓練となった。マスコミ等の取材により、県民への周知につながった。また、実行委員及び参加者のモチベーションアップにつながった。

避難所体験には公開で実施した青森市で約400人の参加者。地域限定で実施したおいらせ町でも、100人余りの参加があり、多くの人の気づきや行動変容につながった。

2. 実行委員の意識の変化とエンパワーメント。

(1) 女性たちの参加意欲や自信につながった

「これまで自分が経験したことを活かしていくことが必要で、遠慮しなくていいのだ、もっと積極的でいいんだと気づかせてくれた」「女性であることにもっと自信をもっていいんだと気が付いた」「(男性を含むさまざまな)メンバーの方々と自然と意見をかわすことができるようになり、これぞ本当の意味での男女共同参画ではなかったかと思った」といった意

見が。また、女性が防災士の資格取得を目指したり、所属する消防団活動において、自主防災組織との連携、女性・乳幼児を抱える家族が安心できる避難所づくり、子どもの防災教育にも携わって行きたいといった声も聞かれた。

(2) 男性実行委員の認識の変化

「訓練を通して、女性の視点やプライバシーの問題について初めて知った」「災害＝男性の役割、避難所＝女性の炊き出しというイメージの払しょくにつながり、男女のそれぞれのニーズや困難さについて理解した」などの意見が。また、平成25年度のワークショップの際、復旧期における「安心拠点の確保」の重要性及び女性や多様な人への配慮に関する意見で盛り上がり、ワークショップをすすめることができた。

3. 自主防災組織の立ち上げ

アピオあおもりが立地する横山町会では、自主防災組織を立ち上げ、勉強会を毎月実施。2013年2月には「防災と男女共同参画」というテーマでの学習会を実施した。また、おいらせ町でも現在、自主防災組織が18に増えた。

4. 町の融和につながった

平成17年の市町村合併で、海のある百石町と海のない下田町が合併。7年たっても融和がむずかしかった（特に防災に関して）。しかしながら、今回の事業で一堂に会した際には、違和感もなく、活発に意見を出し合うことができ、町の融和につながった。

5. 成果品を活用した防災教育

「安心避難所づくり」ハンドブック、DVD「安心できる避難所づくり」という成果品（道具）を活用して、今後の男女共同参画の視点に基づいた防災教育を地域で広げることができた。

6. おいらせ町職員の反応

これまでは女性の視点を取り入れるという発想もなかったし、プライバシーについて考えることもなかったので、参加した人たちは目からうろこ状態。非常に素晴らしかったという職員の反応。これを1年で終わらせず、継続するべきという意見。

男性だけでは気づかないことが多く、女性を入れることの重要性を理解。防災に男女共同参画の視点を取り入れた訓練は、日常生活の見方にも変化が生じ、男女共同参画の理解につながった。

今後に向けた取組み

1. 平成25年度にどのようにつながっているか

(1) おいらせ町の取組み

平成24年10月、青森県が発表した「津波浸水想定図」によると、おいらせ町はレベル2津波（最大クラスの津波）地区とされた。人口25105人中、8500人に避難が必要。対応避難計画の策定。25年度中に津波ハザードマップの作成予定。津波避難計画に係る地区懇談会（L-2津波浸水地区を4カ所に区切って4回実施）を開催し整備中であるとともに、訓練の実施の必要性あり。

25年4月から総務課内防災安全推進室がまちづくり防災課に組織変更し整備していくなかで、まちづくりと一体化した防災体制の改善と強化につなげる。コミュニティの集約した意見を防災に活かすことができるようになった。

2. (2) 東北ブロック（青森県・青森県おいらせ町）

25年度も県男女共同参画センターと連携し、住民主体の避難所訓練を実施し、共助による安心避難所運営ができるよう取り組む。

(2) 青森県男女共同参画センターの取組み

平成24年度の取組みをブラッシュアップし、避難所運営のノウハウを確認するとともに、さらなる被災者対応のノウハウ構築に向け訓練を行う。また、年齢・分野を超えた、さまざまな被災女性の課題を確認・可視化し、支援者のニーズキャッチ力を身につける避難所運営訓練を実施し、自主防災組織の方々や専門職の方々とのネットワークづくりにもつなげる。

災害時、リーダーとなれる女性の人材育成の学習機会を増やし、取り組んでいる。

ハンドブック、DVDを活用しながら、女性地域リーダー養成研修や災害トレーナー研修等の支援者研修会及び町内会や公民館単位での地域住民対象の学習会を通して、安心避難所づくりに向けた啓発活動を実施している。ハンドブック・DVDは県外でも活用頂いている。

2. 市町村における取組み普及のためのアドバイス

(1) おいらせ町の現状（これまで）

- ① 自治体（大きな組織）の傾向として、縦割り業務と勤務態様（2～3年でローテーション）の関係で、行政職員の専門的知識の習得・継続が困難。
- ② 防災に対する一般的な社会の意識そして、男性主体で実施するという固定概念と避難訓練が主体であり、避難所運営に関心が薄い。
- ③ 町内会等の現状として、住民全体の繋がりが希薄。

(2) 対策（アドバイス）

① 自治体組織に対して

防災に関して横断的な活動を実施できるよう、専門的な部署または職員（防災危機管理専門員など）を配置する。また、その権限の強化も必要。

初動の態勢を充実させる（各部署の初動業務の明記および訓練等による徹底）。

② 女性の視点を取り入れる努力

長期避難所生活の実態及び問題点の町内会、自主防災組織への広報及び周知を図る。

(3) 幅広い層が認識できる工夫

子どもたちから高齢者まで、一同に会して、認識を共有できる場の設定。例えば、盆踊り、お祭り、敬老会等の場を活用し、防災意識を高める。小中学校との連携。

まとめ

1. 本事業の一番の成果は、防災・危機管理部局と男女共同参画部局、そして男女共同参画センターがタッグを組んで一緒に取り組んだことで、良好な生活環境の確保が可能な避難所づくりの訓練ができたことと認識している。
2. 災害時に必要なことは、各組織が強みを活かし合い、横断的連携を図りながらの取組みが重要。そのためには平時からのネットワーク（連携）、互いが何をしているか、どのような強みを持っているかを知り、尊重し合い、つながりを持つことが大切。
3. 住民の主体性を重要視した避難所運営訓練。それに向かうしくみ・プロセスが大切。
4. 女性たちのエンパワーメントが災害時の女性リーダーの参画につながり、安心避難所運営の大きな力につながることを確信。女性リーダーの育成が重要。

避難所における良好な生活環境対策



日立市

1 東日本大震災による被害状況

(1) 地震規模 震度6強

(2) 人的被害

ア 死者・行方不明者 なし

イ 救急搬送者（地震に起因） 161人

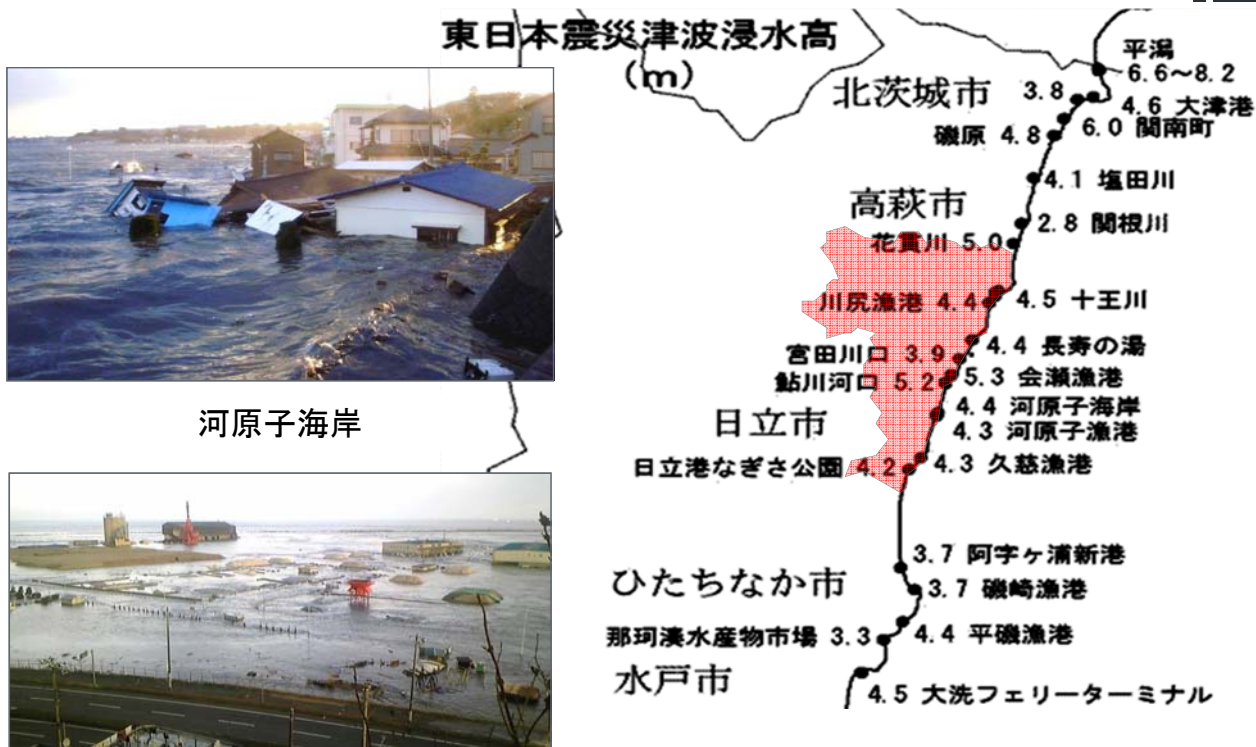
[内訳] 重症6人、中等症38人 軽症117人

(3) 家屋の被災状況(H25.3.31現在 り災証明交付数から)

区分	件数	うち津波被害
全壊	433件	17件
大規模半壊	701件	148件
半壊	3,270件	456件
一部損壊	13,655件	166件
合計	18,059件	787件

1 東日本大震災による被害状況

参考1：茨城県北部の津波浸水高



河原子海岸



日立市 日立港区(久慈漁港)

1 東日本大震災による被害状況

参考2：地震・津波による被害状況



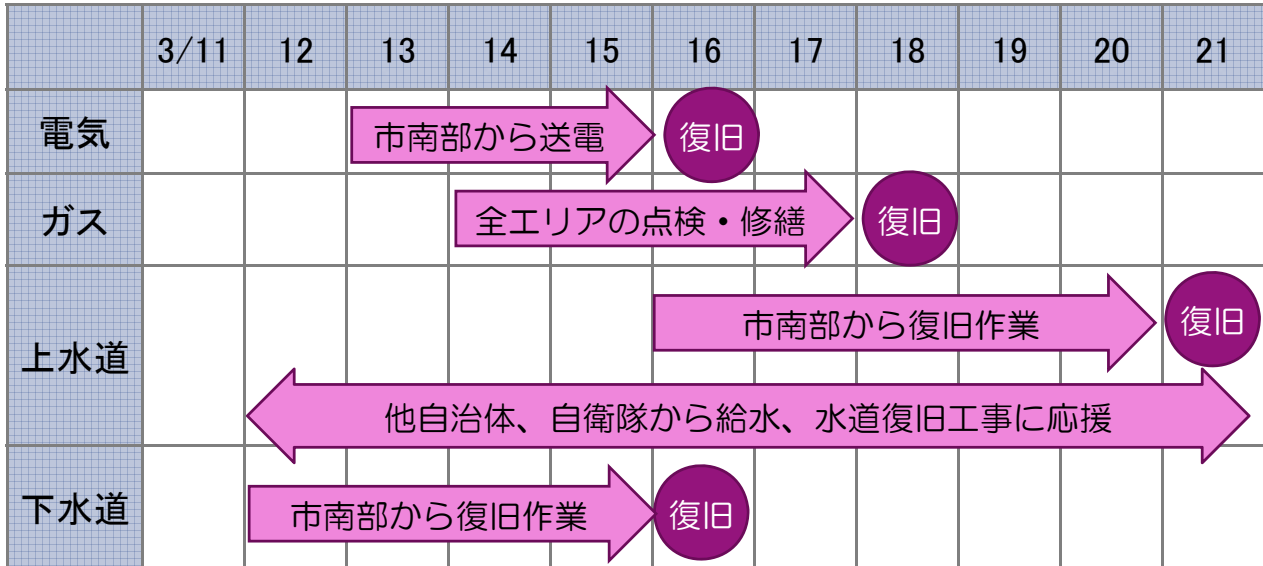
日立港区モータープール

国道245号のがけ崩れ



参考3：ライフラインの復旧

- 電気、都市ガス、上下水道のライフラインは市内全域で停止
- 復旧は、電気が3/16、都市ガスが3/18、上水道が3/21



日立市

5

2 東日本大震災における避難所運営

(1) 避難所: 69箇所 避難者: 最大13,607人

開設期間: 3月11日~3月31日

(2) 運営

ア 市…職員配置

イ コミュニティ…自主防災、ボランティア

日立市では、市内全域で23のコミュニティ(小学校区を基本とした地域)を単位とした自主防災組織が組織され活動しています。

(3) 福島第一原子力発電所事故に伴う福島県からの避難者対応の避難所開設

避難所: 2箇所 避難者: 最大211人

開設期間: 3月16日~4月11日

日立市

6

3 避難所運営に係る様々な課題

(1) ハード

- ア 発電機等資機材の不足
 - ・ 発電機、照明、暖房器具等の不足
- イ 物資の不足・配布方法
 - ・ 飲料水・食糧・毛布の不足
 - ・ 給水所の不足
 - ・ 車両の確保困難（燃料の不足）
 - ・ 支援物資の管理・分配
 - ・ 避難者以外への配布

3 避難所運営に係る様々な課題

(1) ハード

- ウ 衛生管理
 - ・ ゴミ・トイレ対策
- エ 災害情報の提供方法
 - ・ 電話・携帯電話の一時不通
 - ・ TV視聴不可（停電のため）
 - ・ 戸別受信機の配布が未完了

(2) ソフト

ア 運営方法

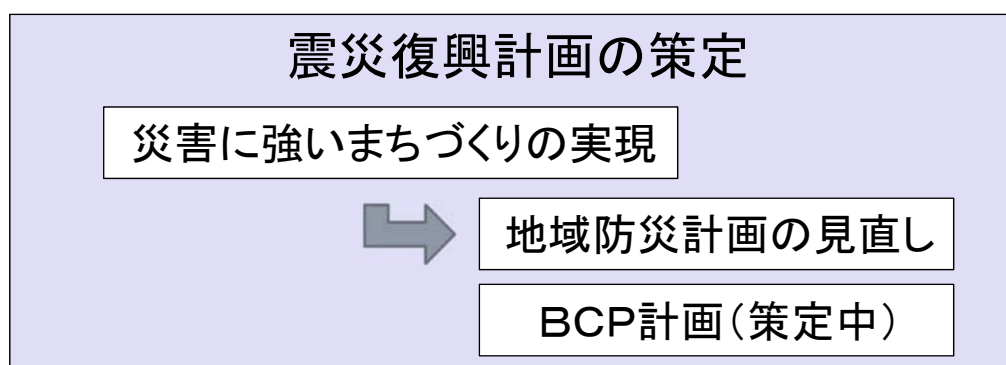
- ・ コミュニティとの連携
- ・ 避難者の把握
- ・ 職員の配置

イ 女性・乳幼児・高齢者・障害者への対応

ウ 避難者の健康管理

エ 職員の勤務体制

4 課題への対応



(1) ハード

ア 防災備蓄倉庫の整備・備蓄品の配備

イ 情報通信手段の確保（MCA無線の増強等）

ウ 福祉避難所（27箇所）の整備

エ プールのない学校への井戸整備（3箇所）

参考1 : 防災備蓄倉庫の整備・備蓄品の配備



非常用発電機
(燃料のガスも備蓄)

一 整備状況
 平成23年度 : 25施設
 平成24年度 : 39施設

一 想定避難者数
 中学校 : 300人
 小学校 : 150人
 交流センター : 50人



非常食 : アレルギー対応食品
(α 米・缶入パン・非常用米飯)



エンジンポンプ
(プールから生活用水を汲み上げるため)

日立市

11

参考2 : 女性・要援護者向けの備蓄品の配備



エアーマット



間仕切り版



プライベートスペース
(簡易テント)

日立市

12

参考3：事業者との協定（流通備蓄の推進）

業者区分	協定数	供給物資
スーパー	10 (32店舗)	炊事用品、食器類、日用品、 光熱材料、食料品、衣料品
飲料メーカー	2	飲料水等
ホームセンター等	2	建設・土木資材、炊事用品、 食器類、日用品、衣料品等
レンタル業者	1	レンタル資機材
クリーニング業者	1	クリーニングサービス
高圧ガス保安協会	1	燃料(プロパンガス)

参考4：福祉避難所の整備

区分	協定数	指定 施設数	受入可能 人数	施設の様態
市施設	—	5	280人	特別支援学校 デイサービスセンター (老人福祉法)
社会福祉法人	11	22	285人	軽費老人ホーム 特別養護老人ホーム デイサービスセンター等 (老人福祉法)

(2) ソフト

- ア 防災ハンドブックの作成・配布
 - ・ 職員用・家庭用・コミュニティ用
- イ 地域・市民の防災力の強化
 - ・ 非常用持出袋の全戸配布
 - ・ 災害時協力井戸の登録
 - ・ 防災マップ・津波ハザードマップの改訂

(2) ソフト

- ウ 広域的な相互応援体制の整備
- エ 避難者の健康管理
 - ・ 災害時保健活動マニュアルの作成
 - ・ 避難者のメンタルヘルス管理
 - ・ 保健師・家庭教育サポーターの訪問
- オ 避難所運営マニュアルの作成
- カ 業務継続（BCP）計画の策定作業中

参考5：非常用持出袋・家庭版防災ハンドブックの作成・全戸配布



非常用持出袋を背負い、防災訓練に参加する市民



家庭版防災ハンドブック (A5判46ページ)
(災害対応への手引き・備蓄品リスト等)

参考6：コミュニティ版防災ハンドブックの作成・配布



内 容

- ・自主防災組織の役割
- ・避難所開設・運営方法(マニュアル)
- ・災害時の活動ポイント
- ・自主防災訓練の実施・ポイント

参考7：災害時協力井戸の登録

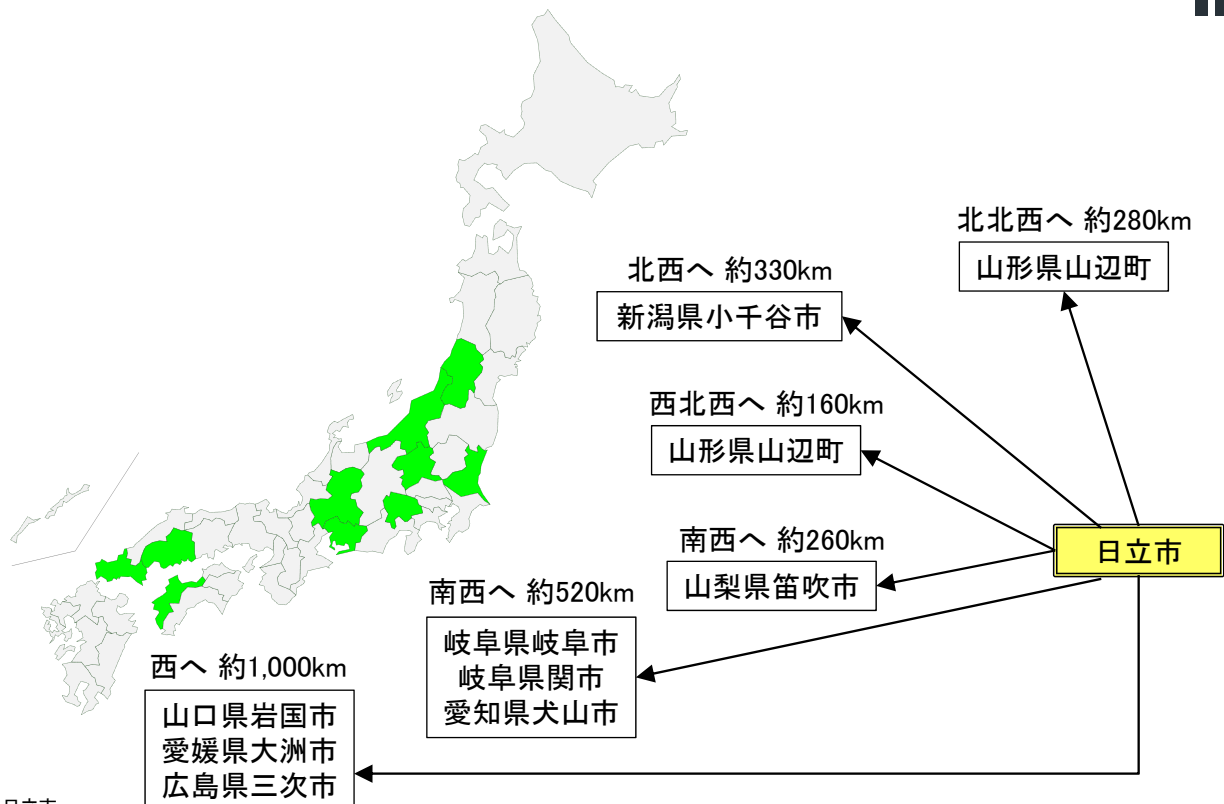


—登録状況—
登録井戸：261件



表示ステッカー

参考8：広域的な相互応援体制の整備



参考9：災害時保健活動マニュアルの作成

【マニュアルの内容】

- I 総論
 - 1 マニュアル作成の趣旨
 - 2 災害時の保健活動
 - ・保健師・管理栄養士等の役割
 - 3 災害時の保健活動体制
 - (1) 災害対策本部との関係
 - (2) 保健活動体制
- II マニュアル
 - 1 平常時の取組
 - 2 災害時の取組
 - (1) 災害時のフェイズにおける保健活動
 - (2) フェイズごとの活動マニュアル
 - (3) 被災者の健康管理
 - (4) 支援者の健康管理
 - (5) 関係機関等との連携、他自治体保健師等の受入等
- III 参考資料・各種帳票等



防災訓練中の保健師の活動

参考10：避難所運営マニュアルの作成 (開設から閉鎖まで)

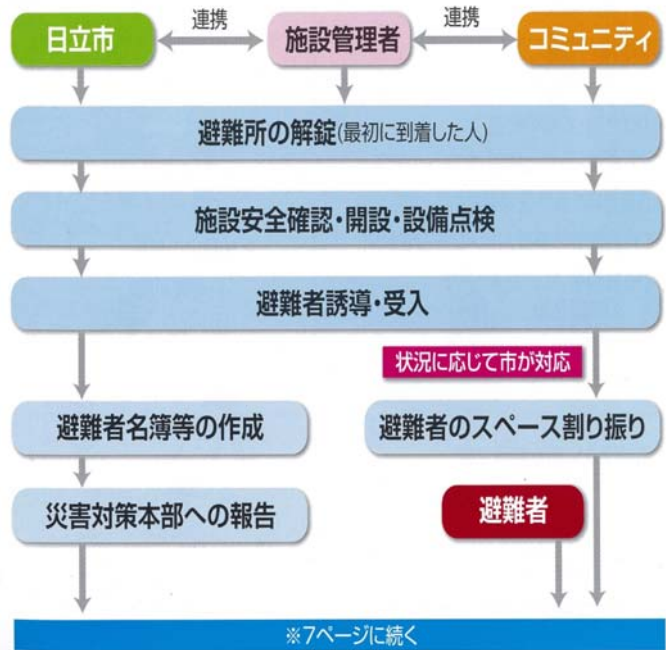


避難所開設訓練の様子

参考10：避難所運営マニュアルの作成

- 【マニュアルの内容】**
- 1 はじめに
 - 2 避難所開設・運営の基本方針
 - 3 避難所開設・運営の流れ
 - 4 避難所開設・運営の役割分担
 - (1) フロー図 (2) 一覧表
 - 5 避難所の開設・運営
 - (1) 開設・運営の担当者
 - (2) 開設期間のめやす
 - (3) 開設から閉鎖までの手順
 - (4) 開設から閉鎖までの留意事項
 - 6 避難者の健康管理
 - (1) 基本方針
 - (2) 避難者の健康状態の把握
 - (3) 避難者の精神状態の安定
 - (4) 災害時要援護者の把握
 - (5) 関係機関との連携強化
 - (6) 精神保健・カウンセリング
 - 7 避難所の閉鎖
 - 8 資料・様式

【避難所開設フロー（抜粋）】



参考10：避難所運営マニュアルの作成

【避難所運営の役割分担】

【避難所が学校等の体育館の場合】

【凡例】◎：主体、○：協力、－：なし

区分	No.	役割		市	コミュニティ	学校等	避難者
備蓄倉庫管理・避難所開設	1	備蓄倉庫の管理	鍵の管理(それぞれで管理)	◎	◎	◎	－
	2		備蓄品の点検・管理	◎	○	○	－
	3	避難所の解錠・開設(最も早く到着した人に対応)		◎ (勤務時間外)	◎ (勤務時間外)	◎ (勤務時間外)	－
	4	避難所施設の状況確認(被災箇所の点検、安全確認)		◎	○	○	－
	5	避難所施設の設備確認(電気設備等の確認)		◎	○	○	－
	6	避難者誘導・受入		○	◎	○	－
	7	避難者名簿の作成		◎	◎	○	－
	8	避難者の居住スペース割り振り		◎	◎	○	－
	9	災害対策本部への避難所開設について本部へ報告		◎	○	○	－
	10	情報収集・伝達業務	避難者の把握・報告	◎	○	○	－
	11		避難者の苦情処理、生活関連情報等の提供	◎	○	○	－
	12	災害時要援護者の避難状況の確認		◎	◎	－	－
	13	食糧・物資に係る業務	食糧・物資の搬出(備蓄倉庫から)	○	◎	○	○
	14		食糧・物資の受取(本部から)	○	◎	○	－

5 まとめ



- (1) 自助・共助・公助の重要性
- (2) コミュニティ・企業との連携・協力の推進
- (3) 他自治体との応援協定の締結推進

※今後、原子力災害に係る避難計画の策定が課題
(市全域が原子力発電所から30km圏内)

避難所における良好な生活環境 対策に関する事例発表

16:10～16:25 加賀市の取組み経緯について
(加賀市総務部防災防犯対策室 主査 南出寛人)

16:25～16:50 加賀市の取組みについて
(NPO防災ネットワークみらい 代表理事 久藤 茂)

石川県加賀市

石川県加賀市



面積: 306.00km²
人口: 71,540人
世帯: 29,020世帯
(平成25年10月1日現在)



加賀市内の防災関連組織一覧

組織名	役割・目的	構成	会費	市補助(年間)	備考
防災士会	各地区での自助・共助による防災活動	防災士 40人	2,000円	約10万円	年間養成数 10人
防災リーダー会	各町内会での自助・共助による防災活動	市消防本部主催 防災研修受講者 95人	300円	約10万円	年間養成数 50人
地区自主防災会	避難所の運営組織	組織率 100% (20/20)	—	各まちづくり 推進協議会 30～70万円	
町内会自主防災組織	避難するまでの組織	組織率 74.7% (215/288)	—	無	
女性防災意見交換会	女性のための防災組織	女性のみ 8人	—	無	
NPO防災ネットワークみらい	各分野の防災全般に関する取り組み	各専門分野 12人	10,000円	無	医師、大学教授、地元商工会会頭、会社代表、役員、看護師、元銀行支店長、消防副署長、市職員ほか

より理解していただくために！

加賀市の現状

ほとんどの町内会役員等は、旧公民館法業務で切迫！

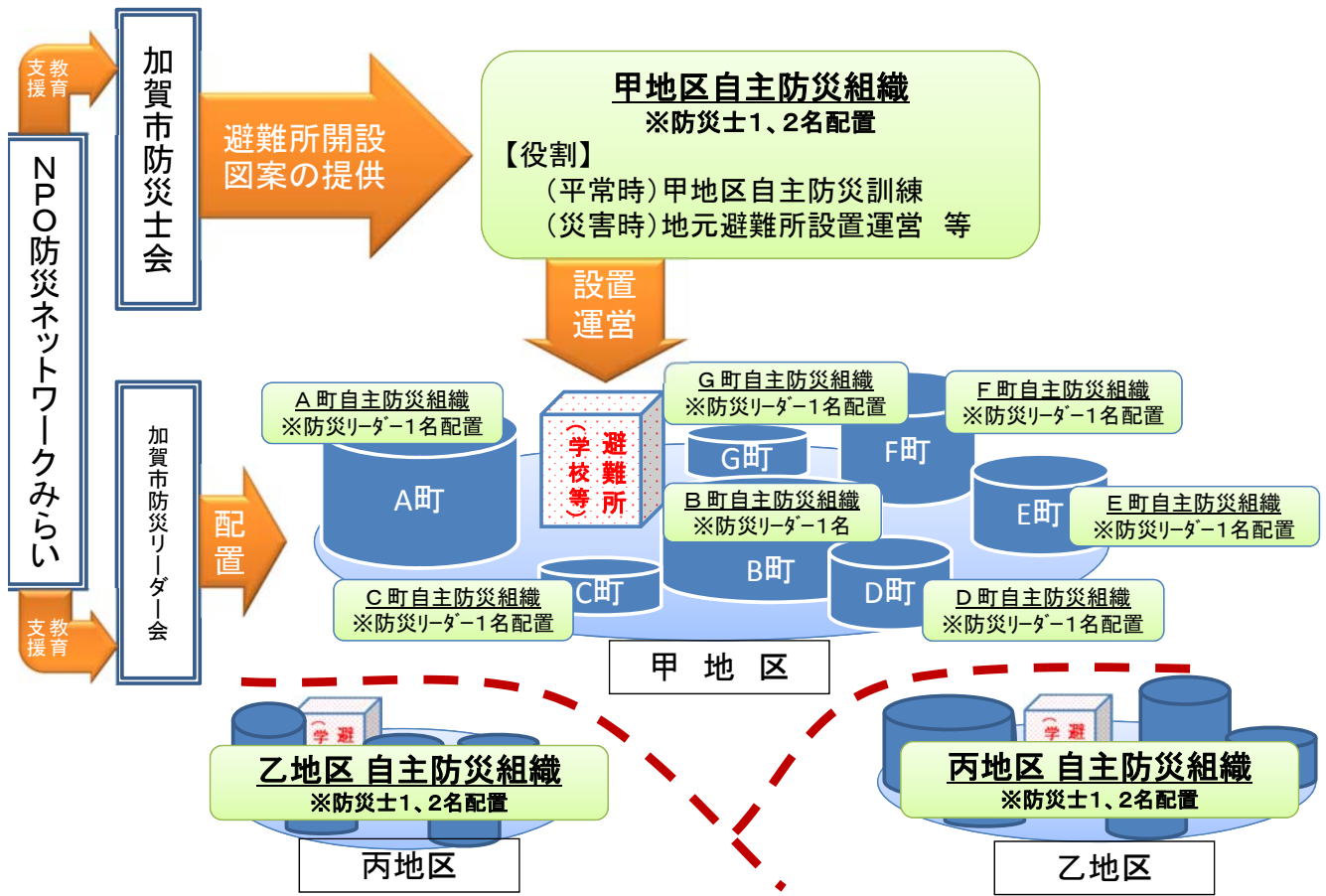


地区(≡小学校校下)を設置し、全20地区には、“各地区まちづくり推進協議会”が存在している。

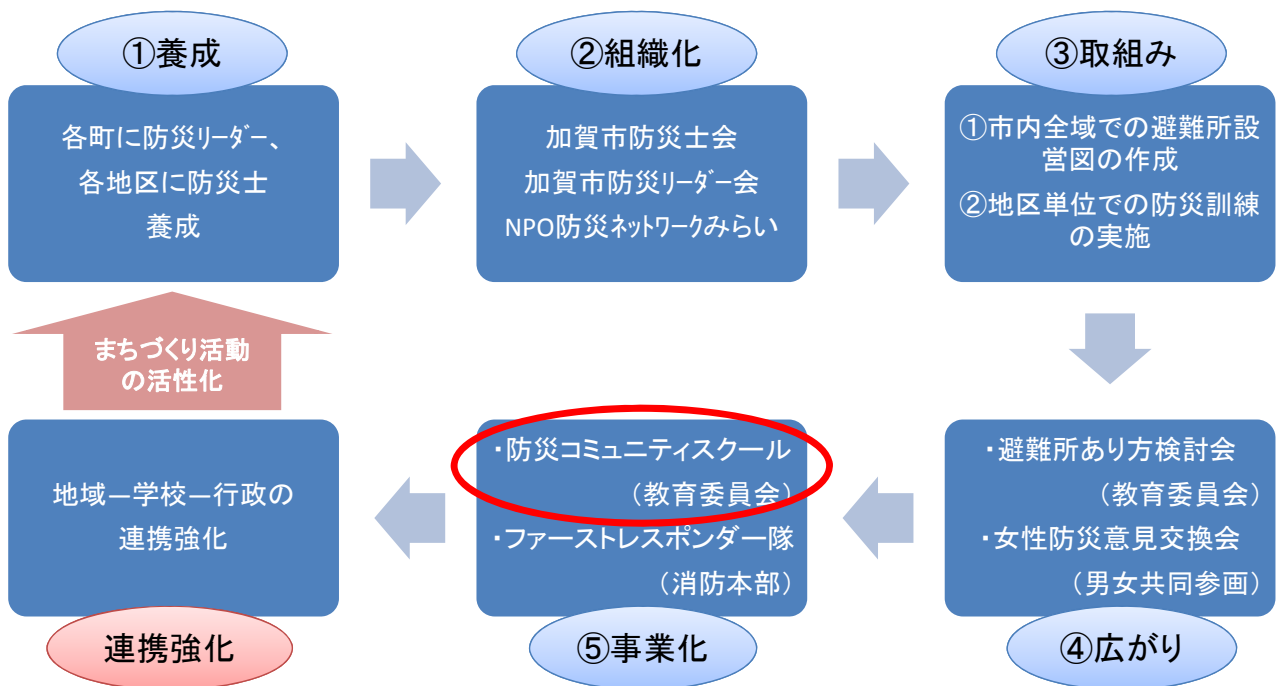
【防災に関する支援内容】

- ・市は、防災関連事業等の新規事業分を「まちづくり推進協議会」に補助金として交付し支援している
- ・地区自主防災組織は「まちづくり推進協議会」の下部組織としてその中で支援を受け活動する

加賀市の避難所に係る役割分担



地域防災力向上のための道程



加賀市が大切にしたい取組指針

～避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府) 抜粋～

＜平常時＞

- 1 避難所の組織体制と応援体制の整備
⇒“避難するまで”と“避難してから”の役割分担
- 2 避難所運営の手引(マニュアル)の作成
⇒住民が主役の避難所設置運営訓練の実施
⇒「防災コミュニティスクール」事業の実施

＜発災後＞

- 1 避難所の設置と機能整備
⇒避難所あり方検討会での学校側の基本方針作成
- 2 避難所の運営主体
⇒地区自主防災組織を結成し、避難所運営の役割を

避難所あり方検討会について

避難所に関する意見まとめ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方に津波による多数の死者、行方不明者を出し、日本に未曾有の被害をもたらしました。平成26年8月現在で、死者・行方不明者合わせて18,539名に達しています。津波の想定範囲外から津波が来ない、という思い込みの被害が発生した大きな要因のひとつに、世界一の防災に守られる、津波の想定範囲外だから津波が来ない、という思い込みが原因と見られています。加賀市も福井県との県境に活断層があり、福井大地震が想定範囲外から津波が来ない、という思い込みが原因と見られています。今、加賀市に災害が起これば、加賀市も福井県との県境に活断層があり、福井大地震が想定範囲外から津波が来ない、という思い込みが原因と見られています。加賀市も福井県との県境に活断層があり、福井大地震が想定範囲外から津波が来ない、という思い込みが原因と見られています。加賀市も福井県との県境に活断層があり、福井大地震が想定範囲外から津波が来ない、という思い込みが原因と見られています。

1-1 避難所としての学校の対応(基本方針)

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の安全を確保することである。しかし、大規模災害が起きた際には、避難所として指定されているため、緊急の避難所となることが想定されている。避難所として指定されている場合、災害発生時には避難所として指定されているため、緊急の避難所となることが想定されている。避難所として指定されている場合、災害発生時には避難所として指定されているため、緊急の避難所となることが想定されている。

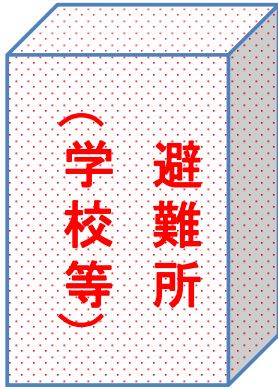
1-2 事前協議事項及びポイント

【災害時の避難所の各場面】	【事前協議事項及びポイント】
災害の発生	・初動は学校の管理責任者が仕切る ・日中と夜間の2通りを想定すべし
学校災害対策本部の設置 避難所支援班の結成	・事前に組織化しており、学校長が不在の時に備え、 順列をあらかじめ決めておく
施設等開放区域の明示	・避難所レイアウトを防災士と地区自主防災会と 協議しておく
避難者誘導	・地域住民や帰宅困難者等も含め弱者優先で受入
避難物資の調達配給	・避難所受付名簿には、避難所に不在で支給物資のみ 必要な方も記載。個人情報は1週間分とすべし。
衛生環境の整備	・トイレを使用禁止にし、代替手段を用意しておく ・感染症は早めに隔離する(高熱、激しい腹痛)。
仮設テントの設置	・事前に本部、受付、ベット用に仮設テント利用
避難所運営組織づくりの支援	・自主的防災組織と避難所運営組織は異なるもの ・地域との避難所運営に関する定期的な打ち合わせ
ボランティアの受け入れ	・市社協が開設するボランティアセンターとの連携
炊き出しへの協力	・住民及びボランティア等による炊き出し支援 ・地域やPTAによる学校給食の呼びかけ
避難所の名簿づくり	・避難所の入退管理名簿と配給希望名簿の2種類準備
情報連絡活動	・地域の被災情報を取りまとめと災対本部への報告
地区自主防災会への移行	・避難所運営組織への円滑な移行の準備

平成25年12月
避難所あり方検討会

避難所設置運営図案の作成手順

～加賀市防災士会の取組み～



現地

- 地元防災士が主任者となり現地調査
- 地元郵便局長の活躍

検討

- 防災士会で避難所図案の検討作成
- 作成する速度が徐々に向上

協議

- 図案を各小中学校と協議
- 協議済図案を各学校へ提出

現在、市内全域の小中学校の図案について着手中

小中学校へ提示した避難所設営図



16:25～16:50 加賀市の取組みについて

NPO防災ネットワークみらい 代表理事 久藤 茂

石川県加賀市

この取組に至るきっかけとは

- 1 **危機を危機と感しない事が、最大の危機である。**
- 2 **最低最悪のことを考える事が大切**
- 3 **自分が死んでも、自分の子供が守られる社会システムが必要**

3つのKEYWORD

和心

学び

巻き込み

災害時の始動期の公的対応

広域災害 : 地震・土砂災害の場合

市役所
消防署
医療関係
公共機関

被災者

通信の遮断、情報の遮断、流通の遮断

安否確認が不十分で、通常業務が不可能



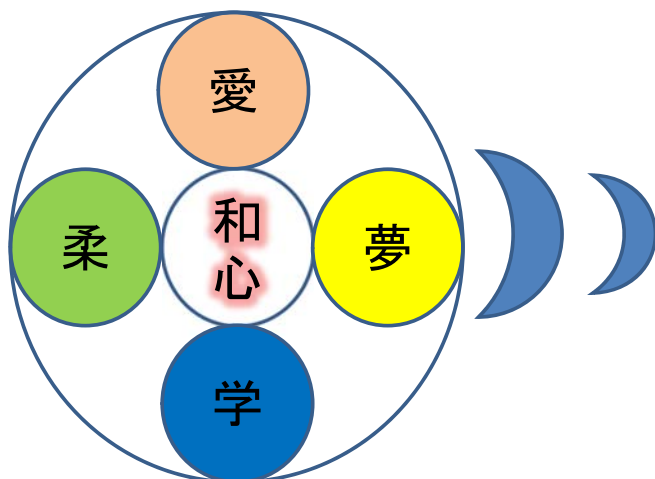
災害発生から、最低3～5日間は十分な公的支援を行う事が、困難な状態に陥る可能性が高い。

住民は自分たちで、生き延びる方策が必要である。

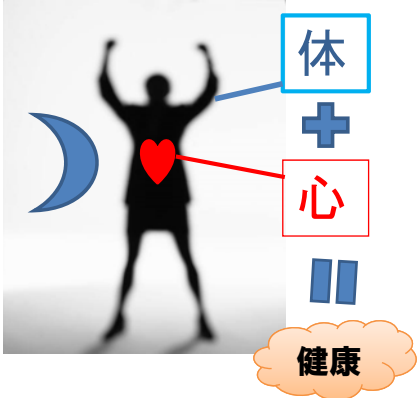
和心の伝承

“お互い様”
“向こう三軒両隣り”の思想

和とは
広辞苑:より
仲よくすること
争いをやめること
調和の取れている
加える事
日本の意



私は医者！！





いろいろな夢を持った人たちが、柔の心を持つことによって大きな夢(命を守りたい 地域を守りたい・防災)が実現可能となる



和心を持った集団の誕生

加賀市に2つの大きな民間防災集団が誕生

地区単位

加賀市防災士会

地区単位で防災を企画、立案

資格者が呼びかけによって各自が会費を払って防災を広める

町単位

加賀市防災リーダー会

一日半の講習 町で申込み 無料

現加賀市消防長が署長時代に考案

防災士をとる時間と費用が難しい方に、防災をリードしてもらおう人材を育成したいと考案し、加賀市独自の制度を確立

加賀市

A地区 防災士会
地区単位で防災を企画、立案

町単位
防災リーダー
現場から避難所までの
リード

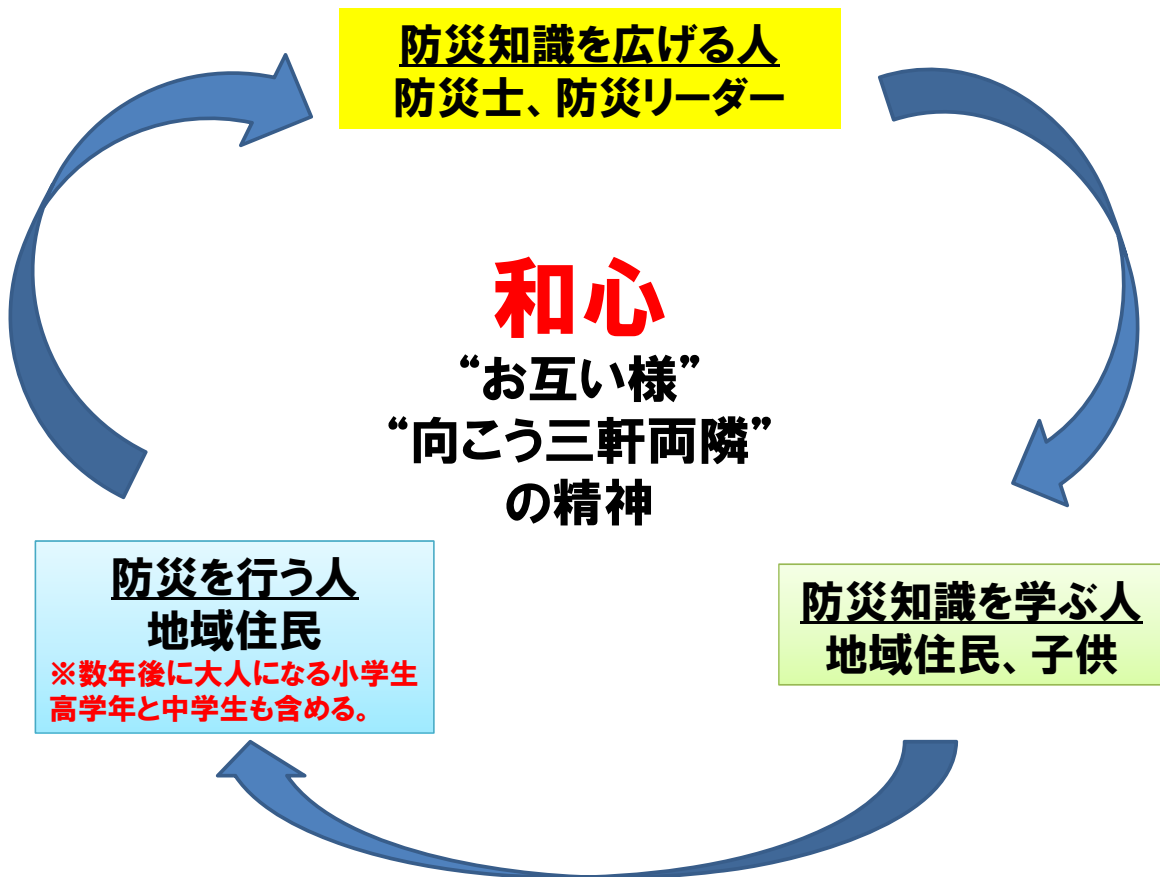
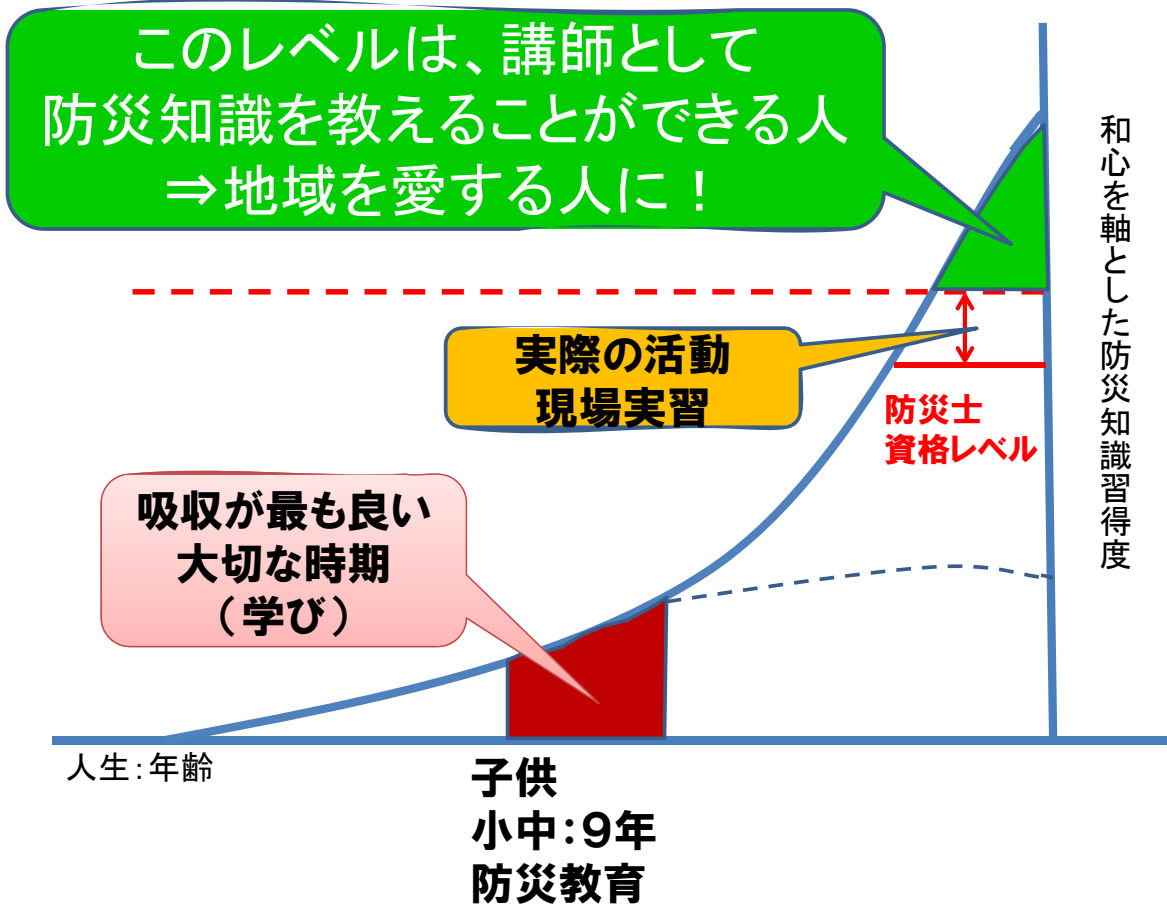
町単位
防災リーダー
現場から避難所までの
リード

町単位
防災リーダー
現場から避難所までの
リード

B地区 防災士会

町単位
防災リーダー
現場から避難所までの
リード

町単位
防災リーダー
現場から避難所までの
リード



加賀市における防災士の現状

集った防災士の構成

一般防災士 : 郵便局長防災士 = 6:4

資格習得後数年間経過した方が殆どで、資格習得時の知識がかなり陳腐化



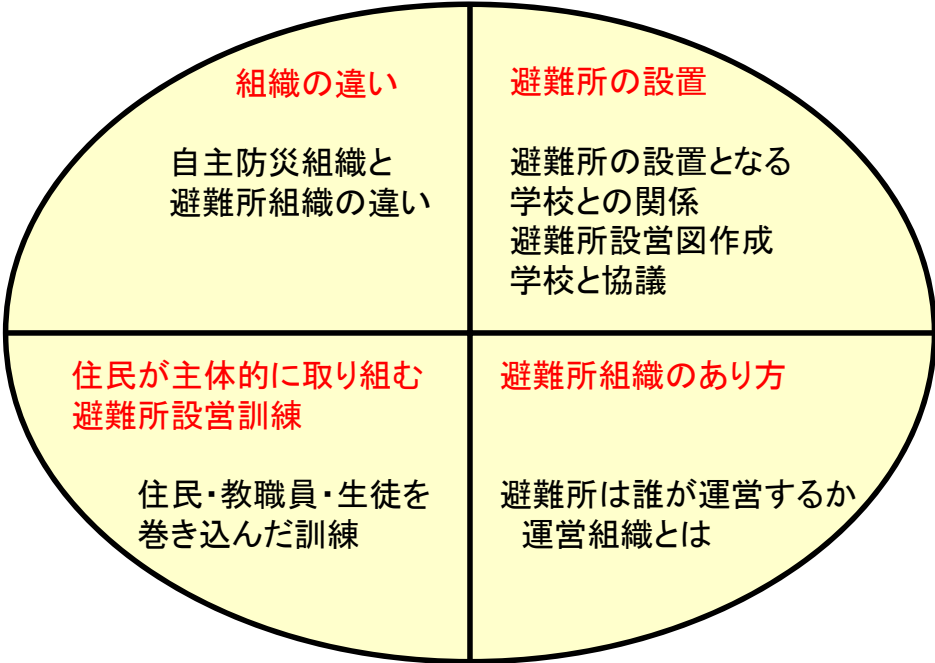
NPOとしてもう一度防災全般をおさらい

加賀市の現状
加賀市における救急の現状
災害時備蓄の現状
加賀市に自主防災組織の整備の現状

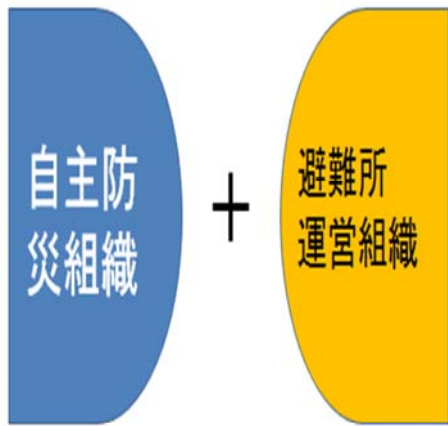


防災士会が今後何を中心に活動していくかを考えた結果、避難所設営の準備の必要性を訴え、避難所に特化した講義を希望

避難所に関する講義と避難所設営図作成訓練 避難所組織についての講義を開催①



避難所についての講義と避難所設営図作成訓練 避難所組織についての講義を開催②



災害現場から
避難所まで

避難所生活
の開始



分野・項目	避難所の機能	考慮すべき事項	
安全・生活確保	安全の確保	災害発生時の避難又は避難後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体を安全を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、寝具・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の確保	家族の連絡やWi-Fi等の連絡等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や状況に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
健康・災害発生	健康の確保	避難者の健康を考慮する救急班と保健班等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期に亘り、心のケアが重要となる。
	トイレ等の風生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ゴミ処理、防虫対策等、風生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が長く繰り返される必要がある。
情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安全情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が互いの状況や情報交換を行う。	避難者に関する被災状況や避難者に関する情報を収集し行政等へ提供する。	時間経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している避難者の交流を促し、互いに助けあうことができるよう以前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう訓練に努める。

避難所についての講義と避難所設営図作成訓練 避難所組織についての講義を開催③



避難所を設置する時の設置緊急度

緊急度 ランクA (避難所開設直後に不可欠な空間など)
 本部室 居住空間 物資置き場 医務室 ボランティアルーム
 立ち入り禁止区域 情報掲示板 受付 仮説電話 仮説トイレ
 ペット置き場

緊急度 ランクB (避難所開設から数日後に不可欠な空間など)
 更衣室 配給所 テレビ ゴミ置き場 喫煙場所 倉庫

緊急度 ランクC (避難所の生活がある程度落ち着いてから必要な空間)
 調理室 談話室 面会室 食堂 学習室 パソコン
 洗濯場 物干し場



避難所作成図を
加賀市小学校に寄贈

防災士会より小学校に
寄贈された避難所設営
図より、加賀市教育委
員会が避難所のあり方
について考え始めた。



加賀市教育委員会 教育委員長からの提案

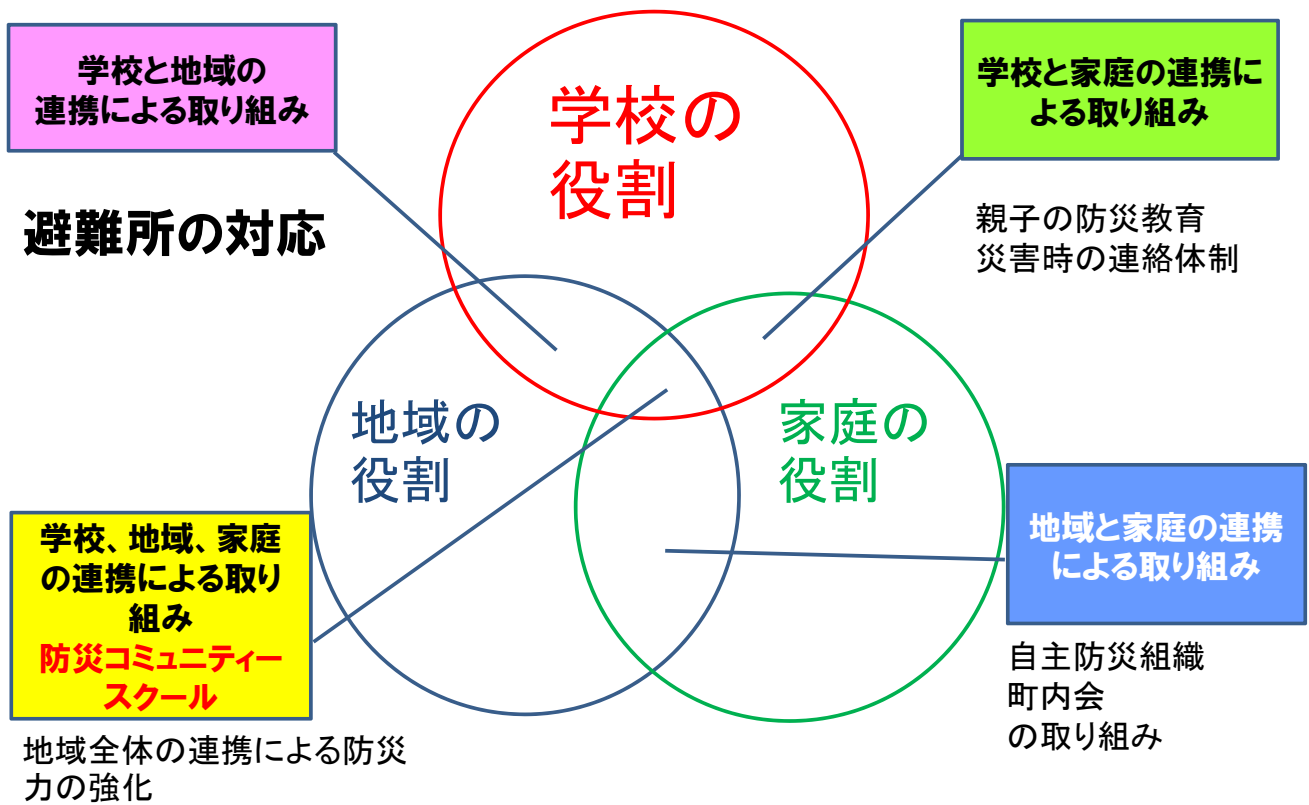
学校での避難所あり方検討会 の発足の申し入れ

加賀市小中学校校長先生

加賀市において防災に携わっている団体長

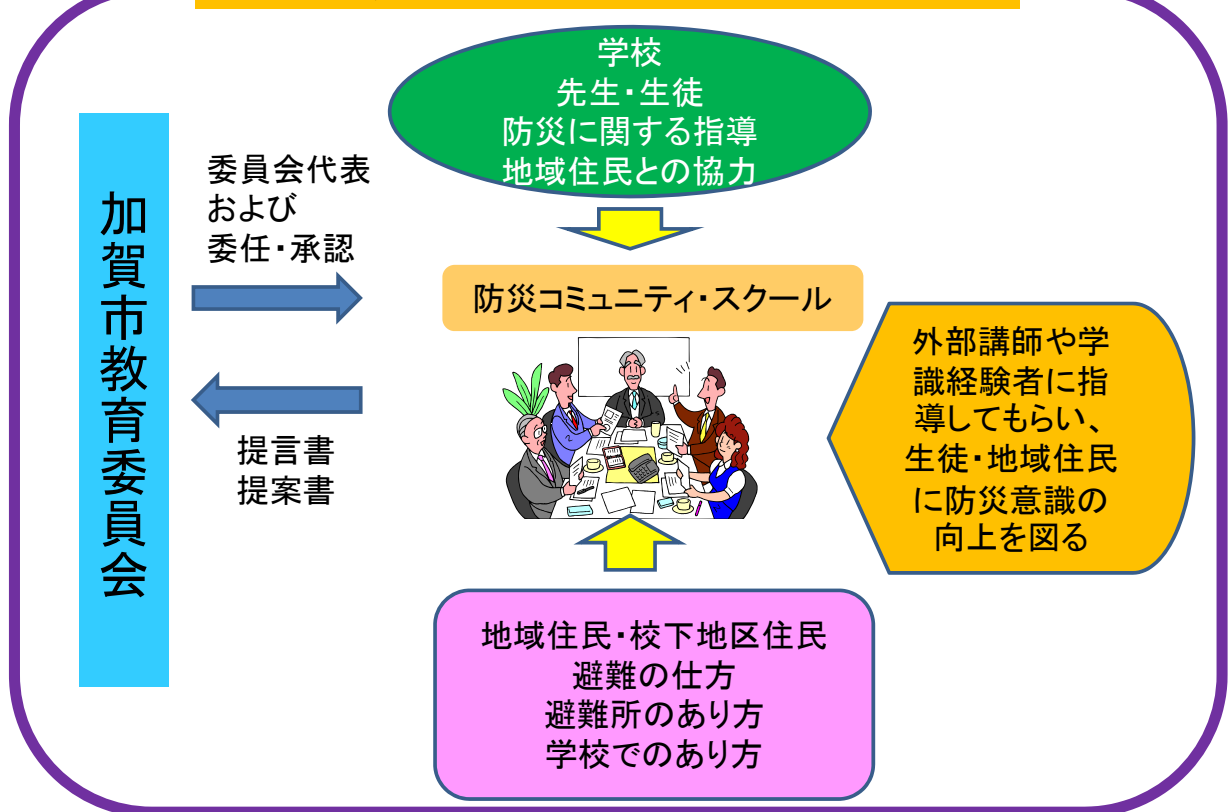
顧問	NPO 防災ネットワーク	みらい	代表
メンバー	加賀市防災士会	会長	
	加賀市防災リーダー会	会長	
	女性防災意見交換会	会長	
	加賀市防犯防災対策室		

子供たちを守り、地域の住民を守れる学校と地域・家庭の連携



防災コミュニティー・スクール

保護者・地域の住民・学校が一体となって防災に取り組む



防災コミュニティ・スクールの会議とは

災害時の学校と住民の取り決め
使用して良い場所の確認等

生徒の保護をどうするか
保護者への引き渡し

避難所開設の手段はどうか
避難所の入室するための方法
避難所組織と学校の関わり方

地域住民と生徒などに防災教育をどのように行うか
地域の人たちをどのように巻き込んで防災を
考えていくかななどを議論する。

防災士・防災リーダーの関与

防災士

避難所設営図の準備

防災リーダー

地域住民を安全に避難所まで誘導する方法の指導

現場で住民を指導し誘導するための準備



学校という場を中心に考え、校下や地区で防災の組織を考えていく中で、教職員や生徒住民を巻き込んだ防災の取り組みをすること目的にします。

防災士会の歩み

総合防災訓練の参画(石川県・加賀市・福井県)

平成24年

石川県防災訓練 倒壊家屋からの救出訓練

防災訓練参加による防災意識の向上

訓練から避難所設営と運営を学ぶ必要性を認識
避難所設営図作成目標を設定
市内の小中学校

平成25年

加賀市防災訓練 訓練企画連絡協議会の参加
山代中学生徒と共に訓練企画をする

(山代中学生徒200人訓練参加)

市民主役の防災訓練において避難所設営訓練

福井県鯖江市における福井県防災訓練参加依頼
避難所設営作成指導

加賀市とNPO活動法人防災ネットワーク miraい との今後の取り組み (協働事業)

防災コミュニティスクール事業

小中学生防災教育事業

近隣自治体への防災講師派遣事業

◎お問い合わせは、

加賀市役所 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41

防災防犯対策室 担当:南出まで お願いします。

TEL:0761-72-7891(直通)

京都府の要援護者支援について

ー福祉避難コーナー設置ガイドラインー

平成25年11月1日
京都府健康福祉部
介護・地域福祉課

京都府におけるユニバーサルデザインの推進

あったか京都(ユニバーサルデザイン)推進会議にて
具体的な事業を検討

第一弾

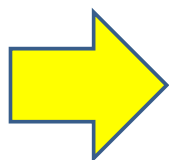
近畿で初めて車いすマーク駐車場の適正利用を促す
パーキングパーミット制度を導入(平成23年9月～)



避難所のユニバーサルデザイン化

京都府地域防災計画

「市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や要配慮者の避難スペース及び介助に必要な人員の確保、等要配慮者の避難生活の支援に努める」と規定



避難所のユニバーサルデザイン化をどのように進めるのか

第二弾

避難所のユニバーサルデザイン化を支援するための取組に着手（H24年4月～）

要配慮者を待ち受ける 避難所での困難

要配慮者に対応した設備がないため、避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥った

避難所のほか、福祉避難所の数が十分ではなく入所ができない場合もあった

避難所に入所できても、要配慮者に適切に対応できる人材が不足し対応に困った

※「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」参照

最近の調査でも避難所の困難が浮き彫りに！！

東日本大震災
要援護者6割避難所行かず
設備、支援が不足 政府初調査

（毎日新聞 6月13日 夕刊）

要配慮者6割が避難所に行かなかった理由

- 「設備や環境面から生活できないと思った」(34%)
- 「他の避難者も大勢いるため、いつらいと感じると思った」(17%)

要配慮者2割が、避難したくても行けなかった理由

- 「避難が必要と判断する情報が入らなかった」(34%)
- 「周囲の支援がなかった」(32%)
- 「避難場所が分からなかった」(23%)

**現状の避難所では
要配慮者は使いにくい！**

そこで

「福祉避難所」が必要

「福祉避難所」とは・・・

災害時に要配慮者に適切に対応できるよう、バリアフリー化され、必要な物資や器材が設置され、人材が配置された避難所を市町村が設置
社会福祉施設が指定されることが多い

福祉避難所の府内の整備率

○ 351施設 24市町(92.3%)

しかし

広域災害の場合、すべての要配慮者への対応が極めて困難

(要配慮者名簿登録者数119,686人)

※ 平成25年7月末現在

そこで京都府では

避難所1, 575箇所を
ユニバーサルデザイン
化するため



- あったか京都推進会議を中心に視覚障害者協会など各当事者団体から直接話を聞く
- 東日本大震災等の事例や情報だけでなく、一般の人にもわかりやすく、ちょっとした気遣いや工夫でできることを盛り込む

平成25年3月

「福祉避難コーナー設置ガイドライン」策定



ガイドラインのポイント

① 避難所の環境整備

- 避難所の障壁(バリア)をなくす
- トイレを工夫する
- 避難所でのレイアウトを工夫する
- 要配慮者のニーズに対応した設備
が一目でわかる共通のサインを活用する

② 人材の確保と養成

- 要配慮者のニーズに適切に対応できる
「福祉避難サポーター」の養成

① 避難所の環境整備

避難所のレイアウトをつくる



レイアウトイメージ



レイアウトのポイント

○ だれもが通れるように通路の確保



○ 要配慮者の居場所を工夫する

- ・車いす利用者 ⇒ 通路にすぐにでやすい通路側に
- ・視覚障害 ⇒ 自分の位置が把握しやすい壁際に
- ・認知症・自閉症 ⇒ 静かで落ち着ける場所に
- ・聴覚障害 ⇒ 掲示板や事務局の近くなど視覚情報が入手しやすい場所に

○ 福祉避難コーナーを設置

要配慮者のニーズに対応するコーナー

- ・ 要配慮者相談窓口
- ・ 静養室(短期、長期)
- ・ 授乳室や更衣室
- ・ ベッドコーナー
- ・ 育児室
- ・ 補助犬コーナー

福祉避難コーナー



間仕切りでコーナーを囲う

落ち着ける
スペース



ベッドコーナー

歩行者困難者など
幅広く対応

福祉避難コーナー



授乳室

プライバシーに
配慮

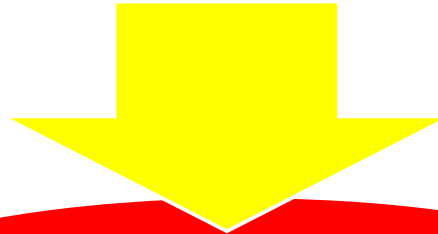


育児室

居住スペースより
離れて設置

要配慮者のニーズに対応した
避難所を整備できたとしても

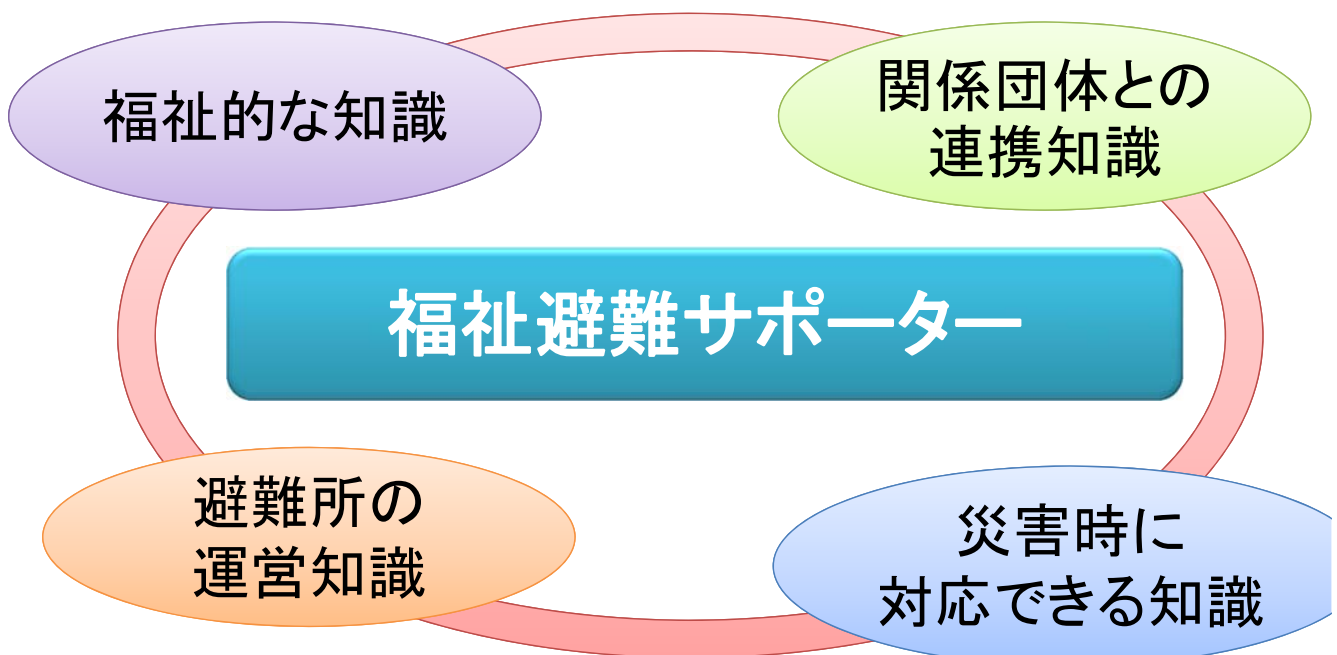
その施設を本当の意味で
ユニバーサルデザイン化させるには



「マンパワー」
が必要です

② 人材の確保と養成

求められる人材



福祉避難サポーター

候補者

- 社会福祉協議会職員、社会福祉施設の職員
民生委員・児童委員、障害者団体など支援団体
など

サポーターの活躍に向けた取組

- 本ガイドラインを活用して研修会を実施
- 要配慮者も参加した避難訓練において研修を実施
- サポーターを各市町村で事前に登録することも有効
- サポーターを要配慮者班に登録するなど実際に活躍できる体制を整える

活動内容

- 積極的に声をかけ、サポートが必要な要配慮者を把握
- サポートの方法を本人に確認
- 高齢者に対しては熱中症や脱水症状に注意する
- 視覚や聴覚障害者には配給など重要情報を確実に伝えるため個別に確認する。
- 車いす利用者が移動するとき、通路に荷物がないか確認することや、坂道や段差があればひと声かけてサポートする・・・等

**少しの気遣いや工夫で
出来る内容**

次のステップとして

避難所を支える福祉避難サポーターのほか

- 重度の要配慮者に対し、福祉的な視点から支援方法等を確認し(福祉的トリアージ)適切に、福祉避難所や社会福祉施設などへ移送を指示
- 避難所を運営する際の「要配慮者班」のリーダー的存在として適切に支援
などができる

福祉避難サポートリーダーを養成！

福祉避難サポートリーダーの養成に向けて

候補者

- 市町村職員、社会福祉協議会職員、教職員
社会福祉施設の職員など

養成目標

- 1,500人(府内の避難所数1,575)

研修内容

- 発災時における避難所の現状・課題の理解
- 避難所の運営方法(基礎的な知識)
- 医療的な支援が必要な要配慮者への支援方法
- 福祉的な支援が必要な要配慮者への支援方法

広域災害にも対応した取組の推進

京都府災害時要配慮者避難支援センターを3月に設立

- 医師会・私立病院協会などの医療関係者
- 社会福祉協議会、老人福祉施設協議会などの福祉関係者
- UPZ圏域内関係8市町及び京都府により構成

原子力災害など広域災害時の入院・入所・在宅の重度要配慮者の避難受け入れ調整や支援等を行う

まずはUPZ圏域内の避難計画の策定に向けて

- 避難・受入施設の受入可能人数の調整
- 避難・受入要請の連絡・調整ルートの確率及びルールづくり
- 福祉避難サポーターの育成及びルール作り
などに取り組む

要配慮者を適切に支援する体制へ

避難所のユニバーサルデザイン化

個別避難計画の策定

京都府災害時要配慮者避難支援センターの設置

福祉避難サポーターやリーダーの養成

平常時から関係機関との要配慮者情報の共有

全要配慮者を網羅した名簿の作成



オール京都での要配慮者の安心・安全の構築へ

宇部市防災基本条例 について

宇部市総務管理部 防災危機管理課
課長 佐々木 哲

1

はじめに

阪神淡路大震災や東日本大震災では、多くの命が失われました。西日本においても巨大地震が発生するといわれています。

これらの大規模な自然災害に対しては、ハード面を整備することで災害を防ぐ「防災」のみならず、災害による被害を軽減する「減災」に向けた取組が重要視されています。

また、行政だけが防災に取り組むのではなく、一人ひとりの取り組みや、産官学民が協力して取り組むことがいかに大切であるかということが改めて教訓として見直されています。

基本理念

- 1 先人が基本理念としてきた共存同栄・協同一致という宇部の精神(こころ)及び協働の歴史を尊重し、**産官学民の連携**に努めます。

3

基本理念

- 2 大規模な災害時における公助の限界を踏まえ、公助のみならず、**自助**や**共助**を基本とし、その実践及び推進に努めるとともに、**災害時要援護者への配慮**に努めます。

4

基本理念

- 3 地域において災害の経験及び教訓を次世代に継承し、平常時から防災及び減災について学び、及び準備し、災害時に防災及び減災行動をとることができる**防災文化**を地域に定着させるよう努めます。

5

条例が目指すもの

- ▶ 災害から「自分や家族を守りたい」と願うのは、市民共通の願いです。
- ▶ 災害の経験や教訓を次世代に継承し、平常時から防災や減災について学び、準備し、そして、いざというときには防災及び減災行動をとることができるような文化的風土を作っていくことが大切です。
- ▶ この「防災文化」が地域に定着することによって、みんなが安心して暮らすことができる災害に強い宇部のまちを築いていくことを目指します。

6

第13条 防災及び減災に関する啓発及び訓練

- ▶ 市は、災害時において市民が的確な判断に基づき行動することができるよう、防災関係機関その他関係団体と連携し、防災及び減災に関する啓発及び訓練に積極的かつ継続的に取り組まなければならない。
- ▶ 市は、地域における防災及び減災活動を促進するため、**自主防災組織及び事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする**
- ▶ 市民、自主防災組織、市民活動団体及び事業者等は、前二項に規定する市の取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

7

第5回 宇部市防災人づくり講座時間割

	10月19日(土)	10月20日(日)
1	■防災士の役割 ■行政の災害対応 ■地域の自主防災活動 幸坂総合教育研究所 幸坂 美彦	■近年の自然災害 ■火山噴火のしくみと被害 元 山口大学理学部 教授 永尾 隆志
2	■災害とボランティア活動 呉市社会福祉協議会 近藤 吉輝	■災害と危機管理 ■企業防災と事業継続計画 ■災害と損害保険 東京海上日動リスクコンサルティング NPO事業継続推進機構 副理事長 指田 朝久
3	■防災訓練 慶應義塾大学 商学部 教授 吉川 肇子	■災害情報の発信と入手 ■災害と流言・風評 中央防災会議専門委員 時事通信山形支局長 中川 和之
4	■災害医療 岩手医科大学医学部 岩手県高度救命救急センター 秋富 慎司	■避難所運営と仮設住宅の暮らし 大分県社会福祉協議会 村野 淳子

8

第5回 宇部市防災人づくり講座時間割

	11月16日(土)	11月17日(日)
1	■身近でできる防災対策 ■緊急救助技術 ■火災と防火対策 宇部・山陽小野田消防局 江本 祥三	■津波のしくみと被害 ■被害想定とハザードマップ 山口大学工学部教授 NPO法人防災ネットワークうべ 理事長 三浦 房紀
2	■災害復旧と支援制度 ■地域の再建と復興 (阪神・淡路大震災時 神戸市生活再建本部次長) 神戸市代表監査委員 桜井 誠一	■近年の自然災害 ■風水害と対策 ■土砂災害と対策 山口大学農学部教授 日本防災士会山口県支部 支部長 山本 晴彦
3	■耐震診断と補強 ■地震のしくみと被害 ■地震に対する知見・情報 都市防災 板橋区議会事務局長 鍵屋 一	防災士資格取得試験
4	■災害とライフライン ■災害と交通インフラ ■公的機関による予報・警報 ■避難と避難行動 日本気象予報士会理事 弘中 秀治	

9

第14条 避難所の整備等

- ▶ 市は、災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、自主防災組織、教育機関及び事業者等と連携し、あらかじめ避難所の運営に係る協力体制を整備するとともに、福祉避難所の拡充及びその運営に係る協力体制の整備に努めるものとする。
- ▶ 市、自主防災組織、教育機関及び事業者等は、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、災害時要援護者に配慮するものとする。
- ▶ 市は、防災関係機関その他関係団体と連携し、避難所で必要となる物資の確保及び備蓄を行うものとする。

10

教育機関、自主防災組織、市の連携

▶ 中学校での避難所生活体験(1泊2日)

文部科学省委託「防災キャンプ推進事業」を通じて、小中学生及びその保護者を対象に実施

- 情報伝達訓練、避難訓練
- 避難所生活体験
- 炊き出し訓練
- 災害ボランティア体験談
- 応急手当講習

ねらい・・・大規模災害発生時の避難活動及び避難先での生活を体験し、児童生徒が周りの人と協力しながら、思いやりの心と的確な行動力を身に付ける。

⇒台風18号の接近により中止

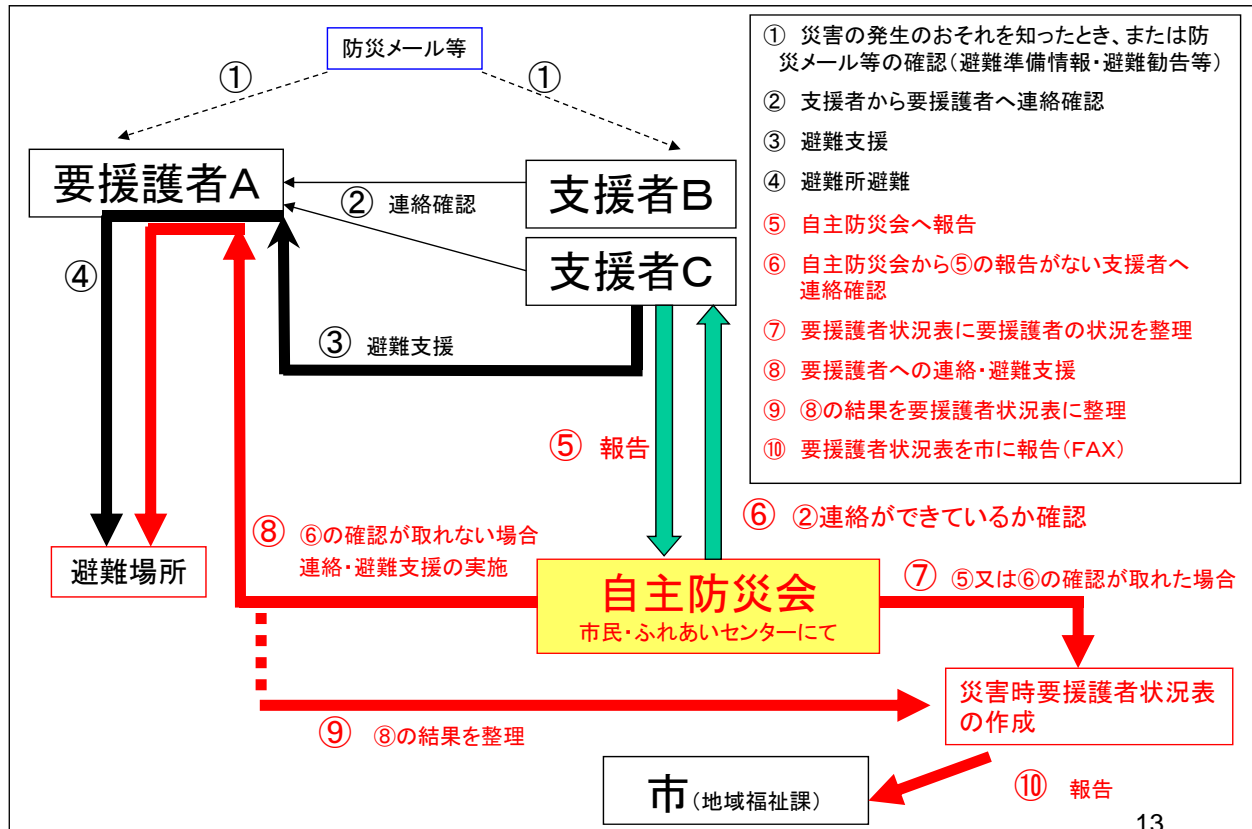
11

第15条 災害時要援護者への支援

- ▶ 市は、災害時要援護者への情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織、事業者等その他関係団体と連携し、援護体制を整備しなければならない。
- ▶ 市は、災害時要援護者の支援を的確に行うため、**必要に応じ、その保有する災害時要援護者に係る個人情報**を自主防災組織又は事業者等に提供することができるものとする。
- ▶ 自主防災組織及び事業者等は、前項に規定する個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

12

新たな災害時要援護者避難支援制度の概要【災害時】



第19条 事業継続計画

- ▶ 市は、災害が発生した場合における市民の生活の安定を図るため、事業継続計画(災害時に優先されるべき事業の継続及び通常業務の早期復旧を図るため、行政及び事業者等が必要な手段、体制等を事前に定めた計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要に応じ、その検証を行うものとする。

第29条 市職員の責務

- ▶ 市職員は、災害時において防災業務に従事するため、自ら及び家族が被災しないよう平常時から災害に備えておくものとする。
- ▶ 市職員は、防災及び減災に関する知識及び技術を習得するよう努めるとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う取組に積極的に参加するものとする。

15

第30条 他の地方公共団体に対する復旧及び復興支援

- ▶ 市は、大規模な災害による被害が他の地方公共団体において発生したときは、産官学民の連携による支援体制により、当該他の地方公共団体の復旧及び復興に関する支援活動に取り組むことができるものとする。

16

復興支援うべ

宇部市議会、宇部商工会議所、宇部市自治会連合会とともに、「東日本大震災復興支援宇部市民協働会議(復興支援うべ)」を設立し、この組織を中心として、市民募金などを財源に本市として独自にできる被災地支援に、全市民を挙げて取り組んでいます。

(主な取り組み)

- ▶ 福島県いわき市、岩手県大船渡市への行政職員やボランティアの派遣・・・延べ200人以上
- ▶ 被災地の小学生を宇部市に招待するプロジェクト「子ども夏休み夢プロジェクト」
- ▶ 宇部市への避難世帯に対する生活支援
- ▶ 被災地スタディーツアーを実施 等

17

第31条 意見の反映

- ▶ 市は、宇部市地域防災計画並びに防災及び減災に関する施策(以下「地域防災計画等」という。)を検証し、改善を行うため、地域防災計画等を公表し、市民から意見又は提案を求めるものとする。
- ▶ 市は、前項の意見又は提案を地域防災計画等に適切に反映させるものとする。

18

宇部市防災市民会議の概要

【平成24年度】

委員 40名(男性:29名、女性:11名)※うち防災士31名
分科会に分けて協議

- 第一分科会…自助・共助
- 第二分科会…防災教育
- 第三分科会…災害支援

※避難所は第三分科会で協議

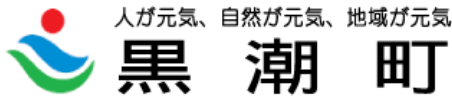
【平成25年度】

委員 20名(男性:15名、女性:5名)※うち防災士15名
「自主防災組織の活性化」をテーマに協議

第三分科会での提案内容

- ▶ 他県の事例を参考に、避難場所(体育館)のレイアウトを考える。
- ▶ 避難者の健康管理について、専門職の活用を提案。(県看護協会や福祉専門職の職能団体との協定)
- ▶ 女性への配慮(更衣場所、授乳などの配慮、トイレ、入浴、妊産婦への配慮、女性が必要とする救援物資、震災に関する女性の悩みや暴力などの対策)を検討する。

最大津波高34m・最大震度7の町で・・・ 犠牲者ゼロをめざす黒潮町の取り組み



2013/11/14 四国ブロック会議

「町の存続すら危ぶまれる想定」

「巨大津波」に県内困惑



南海地震で震害の場合、全国で最も高い34.4mの最大津波が到達するとされた黒潮町の沿岸部（2月20日、竹田彰明撮影）

「あくまで最悪数値」知事

高知県の黒潮町に、南海トラフ地震の最大津波が到達すると想定されている。町民は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。町長は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。町長は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。

内閣府会議予測

「どんな手打てるのか」

「町の存続すら危ぶまれるような結果だ」。34・4mの最大津波高が推計された幡多郡黒潮町。この日の午後、町幹部で組織する「南海地震対策推進本部会議」で、大西勝也町長は厳しい口調で切り出した。

町消えてしまう



南海トラフ巨大津波想定

平地逃げ場ない

高知黒潮町幹部緊急会議

南海トラフ地震の最大津波高が推計された。町民は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。町長は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。町長は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。

想定される南海トラフ地震の最大津波高	高知市	高知市	高知市	高知市
最大津波高	4.5m	3.3m	3.6m	3.9m
最大津波高	3.4m	3.4m	3.4m	3.4m
最大津波高	3.5m	14.7m	6.7m	7.7m

「東日本」教訓最大級を提示

東日本大震災の教訓を最大級で提示。町幹部は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。町長は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。町長は、この想定を聞いて、大きなショックを受けた。

南海トラフ地震の最悪想定によると…

- ✓ **最大震度「7」の揺れが2～3分継続**
- ✓ **津波到達(1m) 8分、最大波高 34m**
- ✓ **広範囲な液状化も懸念**
- **地震動の被害 (建築物・ライフライン) は、町全域に及ぶ**
- **町内の4,600世帯 (5,700世帯中：80.7%)、10,940人 (12,700人：86.1%) が、津波浸水被害の危険地域で生活をしている。**
- **犠牲数は2,300人 (内津波被害2,100人：91.3%) 直後の避難生活者10,000人**

2

第2次 黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方

2013.1.31 黒潮町

はじめに…

ふるさと黒潮町は、上代の白鳳地震以来、100年～150年に一度南海地震という大規模自然災害との共存を余儀なくされてきた。

そのような中、2012年には、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計が、内閣府及び高知県から公表された。

その内容は、最大震度が7、最大津波高が34mという日本一厳しい数字であり、2011年3月の東北地方太平洋沖地震の発生以降慎重に見直してきた、黒潮町の防災計画と対策事業をさらに見直さなければならない、極めて厳しいものであった。

当然のことであるが、黒潮町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守るということが大原則としながら、これからも豊かなまちづくりを推進し、先人から受け継いだ「ふるさと」を次の世代へしっかりと引き継いでいく取り組みを続けていく方針については、いささかも変わることはない。

そのために、南海地震としっかりと向き合い、地震・津波と日本一うまく付き合う黒潮町の南海地震防災計画の考え方をもって、今後のまちづくりを推進していく。



■防災の思想・理念

2012年3月31日に国が公表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計」は、黒潮町にとっては、あまりにも衝撃的なものであり、多くの住民から「あきらめ」の声が聞こえ、津波からの避難そのものをあきらめる、いわゆる「避難放棄者」を多く生み出すような危機感が広がった。

「あきらめる」ことから何も生まれない。それよりも、

自分たちの住んでいる町の歴史を知り、幾度となく繰り返された過去の南海地震の甚大な被害からも、決してあきらめることなく「ふるさと」を再生してきた先人の営みに思いをはせながら、現在の科学的知見による地震・津波のメカニズムをしっかりと理解し、一人の犠牲者も出さないための南海地震対策を完成させることが何よりも大切であり、今を生きる私たちの責任である。

あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。



黒潮町における南海地震の防災計画は、「避難放棄者」を出さないという基本理念をもって構築する。そのために、以下の指針を明らかにして推進していく。

○最大津波高34mの町で犠牲者ゼロをめざす15の指針(概略)

1.防災教育・啓発について

揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ、一人ひとりが一生懸命逃げる防災教育・啓発及び訓練を徹底して行う。



4

2.避難場所の考え方と整備について

津波避難所は、2012年12月10日に高知県が公表した南海トラフの巨大地震による津波浸水予測により、浸水しない場所を「安全度A」の避難所として整備する。また、浸水予測内であっても、標高20m以上の避難場所については「安全度B」の緊急避難所として整備を進める。ただし、長期的な計画の中では、全ての避難所を「安全度A」に向けた整備を図る。



3.車輛避難について

住民の津波からの避難方法は、原則徒歩であるが、全ての住民が確実に避難を行うために、決して「思考停止」をすることなく、車での避難も想定した対策を進める。特に、高台への避難が困難な地域については、震災時でも安全に使える幹線避難道の整備を進める。



4.拠点の公共施設について

拠点の公共施設(町役場本庁舎・黒潮消防署・黒潮町保健センター)は、レベル2の津波浸水区域外に建設整備する。

5.保育所・学校施設について

保育所・学校施設には「安全度A」の避難所を短期計画の中で整備し、計画的な避難訓練の義務化を図る。また、中・長期計画の中では、可能な限り早くレベル2の津波浸水区域外への施設整備をめざす。



6.安全な住宅地の形成について

レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については、地元住民の意向をふまえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ、新たな住宅地の形成をめざす。また、町営住宅については、耐震基準を満たさない施設も多くあることから、早期に高台移転をめざす。

7.防潮堤及び堤防整備について

沿岸防潮堤及び津波遡上地域河川堤防の整備は、レベル1の津波に対応でき、レベル2の津波の浸水時間を可能な限り遅らせる整備を国や県に強力に働きかける。

5

8.情報伝達システムについて

9.危機管理の備えについて

一週間を自力で凌げる危機管理の備えを図るとともに、外部からの支援を機能させるための受援力を高める。

10.孤立集落対策について

11.防災新技術の導入について

あらゆる避難方法に関する情報を排除せず、可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。

12.自主防災会の組織機能強化について

災害が起きたときに最も頼りになるのは家族を中心に、となり近所の人たちである。自主防災会の中で、「防災となり組運動」を進め、日常を大切にされた地域づくりを推進する。

13.防災地域担当制について

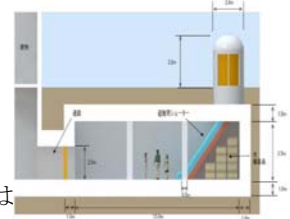
防災対策は、全ての業務の中で取り組むべき総合行政課題であり、全職員を防災に特化した地域担当職員として位置づけ、町内14の消防団管轄区に分担し、地域住民と協働したきめ細かく実践的な対策を推進する。

14.揺れへの対策について

黒潮町の約96%の地域が震度6強以上が想定されている。そして、住宅の耐震化率は区域にとられず、全町的な耐震対策を推進する。

15. 目標年次

南海地震防災計画は、具体的な施策・事業へと繋がる行動計画であり、第2次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方では、短期とは(2012～2015)、中期とは(2012～2022)、長期とは(2012～2035)と定め、ここに定めた計画の目標年次は2035年までの24年間とする。



黒潮町防災職員地域担当制による具体的な活動

H24年5月～12月

H25年2月～H26年1月

地域担当職員研修(全職員年回3回予定)

- ・各担当地域ごとの職員打ち合せ
- ・区長・消防団長との協議会
- ・町内61集落ワークショップ避難所・避難路の調査
- ・総合防災訓練における自主防災組織の訓練企画
- ・防災地区別懇談会(14会場)避難タワー建設地元協議会(7会場)

- ・津波浸水危険地域の班別ワークショップ(津波避難カルテの作成)

※156箇所・4,634人参加 (訓練&ワークショップ)

- ・黒潮町全集落(61)の防災ワークショップ(避難所・避難道・避難タワー・危険箇所の確認)
避難路:295箇所 避難広場:168箇所
- ・防災地域担当職員研修会の実施(全職員対象×3回予定)

・総合防災訓練における町内自主防災組織の訓練企画・実施
(H24. 9. 2訓練参加者:4,073人)

※全住民の31.6%

・平成24年4月～平成25年9月までのワークショップ・避難訓練等の参加者総数20,031人



地域担当制の趣旨説明と

防災ワークショップの運営研修



8



地区別懇談会および地域担当職員

と住民によるワークショップ



9



地域担当職員と住民による避難道の点検と避難訓練の様子

10

今年度で実施すること・・・

黒潮町	14分団	61部落	40部落、約283の班ごとにWS	世帯別津波避難カルテの作成 約4600世帯分
	拳ノ川分団	8部落	班ごと	
	伊与喜分団	6部落	班ごと	
	鈴分団	1部落	班ごと	
	佐賀分団	12部落	班ごと	
	伊田分団	3部落	班ごと	
	有井川分団	1部落	班ごと	
	上川口分団	4部落	班ごと	
	蜷川分団	1部落	班ごと	
	鞭分団	4部落	班ごと	
	早咲分団	7部落	班ごと	
	入野分団	6部落	班ごと	
	田の口分団	6部落	班ごと	
	田野浦分団	1部落	班ごと	
出口分団	1部落	班ごと		

津波浸水危険区域 班別懇談会(ワークショップ)プログラム

(所要時間120分)

※事前に各地区の役員及び班長と事前の打ち合わせ会を実施

※カルテは事前に班長が各戸配布して記入できる部分は事前に書いてもらう

1. 開会行事(0'00"~10'00")
2. 揺れ(住宅耐震の必要性)について(10'00"~15'00")
動画:「Eーディフェンス」
3. 津波について(15'00"~30'00")
DVD:「東日本大震災に学ぶ~津波の脅威~」(10分程度)
4. 地域担当制でまとめた避難路と避難場所の確認(30'00"~55'00")
 - (1) 地図の説明
 - ① 避難場所及び避難路の確認
~質問及び意見交換~
 - (2) 個別避難カルテについて
 - ① 作成の目的
 - ② 本日用調査について
 - ・調査項目の説明
 - ・調査表の書き方(自書又は聞き取り)
6. 個別津波避難カルテ調査(60'00"~100'00")
7. 調査表のとりまとめと閉会行事(100'00"~120'00")
 - ① 参加者へのお礼

世帯別津波避難行動記入シート 役場記入欄

地域名	班	世帯NO	カルテ年度
-----	---	------	-------

太枠内の設問に記入をお願いします。

■ご家族の情報を記入してください。

番号	お名前 (○印:代表者)	性別	年齢	ご自分で避難 ができますか	(自力避難できない場合) 家族の力で避難可能ですか
1	○		歳	できる・できない	できる・できない
2			歳	できる・できない	できる・できない
3			歳	できる・できない	できる・できない
4			歳	できる・できない	できる・できない
5			歳	できる・できない	できる・できない
6			歳	できる・できない	できる・できない
7			歳	できる・できない	できる・できない
8			歳	できる・できない	できる・できない

■連絡先を記載してください。

第1連絡先 _____ (_____)
 第2連絡先 _____ (_____)
 第3連絡先 _____ (_____)

■津波避難の情報を記入してください。

番号	津波避難場所		避難訓練参加状況	
	第1候補	第2候補	いつ頃	避難にかかった時間
1				分程度
2				分程度
3				分程度
4				分程度
5				分程度
6				分程度
7				分程度
8				分程度

■現在考えられている津波避難の方法を記入してください。

番号	どのような方法で避難を考えていますか
1	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)
2	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)
3	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)
4	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)
5	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)
6	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)
7	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)
8	徒歩・自動車・バイク・自転車・その他(_____)

■最寄りの「防災となり組」
 大規模災害が発生した場合、となり・近所の助け合いが重要となります。
 このようとなり・近所の助け合いを「防災となり組」と呼んでいます。
 あなたの「防災となり組」となり得る方を記載してください。

「防災となり組」① _____ さん(自宅から _____ 程度)
 「防災となり組」② _____ さん(自宅から _____ 程度)
 「防災となり組」③ _____ さん(自宅から _____ 程度)

■ご自宅の情報を記入してください。

ご自宅	築年数又は建築年	耐震診断	耐震補強工事
	築年 昭和・平成 _____ 年建築	実施済み・実施していない	実施済み・実施していない

■家具転倒防止の実施状況を記入してください。

ご自宅	家具の固定
	固定済み(_____)・固定していない

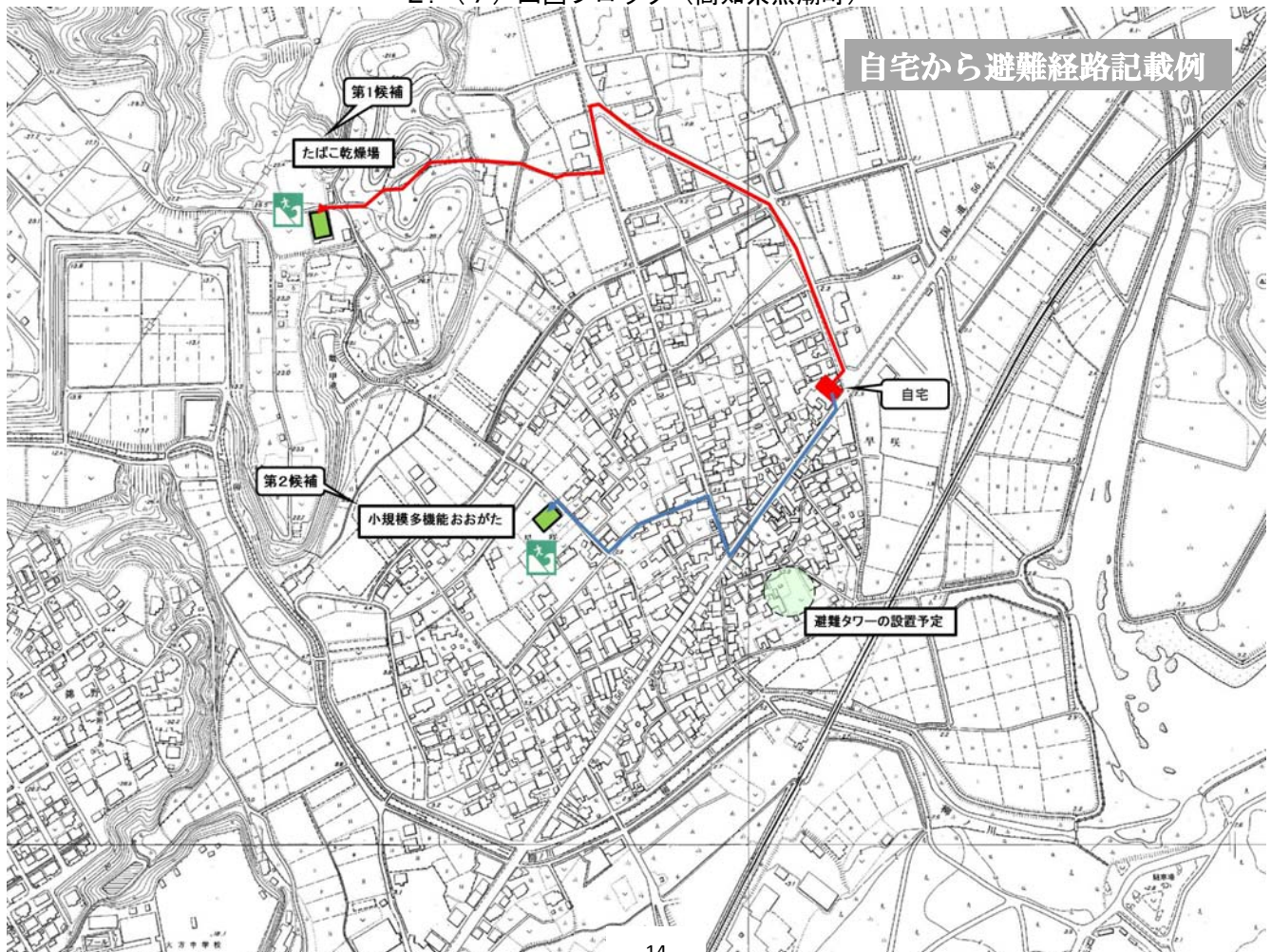
■避難するうえで不安なこと等があれば記載してください。(自由記入)

■ご家族で現役またはOB、OGで医師、看護師、薬剤師、保健師、社会福祉士、児童福祉司、作業療法士、ヘルパー、警察、消防士などの有資格者がいらっしゃいましたら、その情報を記載してください。

■個人情報保護及び共有について
 世帯別津波避難行動調査で入手した個人情報は防災の目的以外には使用しません。
 また、この情報は役場内関係部署の他、下記の関係機関で情報共有を行い、各機関での今後の防災計画等に反映していきたいと考えています。
 情報共有してもらいたくない関係機関がありましたら、該当欄に「×」印をお願いいたします。

役場	警察署	消防署	区長	民生委員	消防団	社会福祉協議会

2. (7) 四国ブロック (高知県黒潮町)



自宅から避難経路記載例

【世帯別津波避難行動カルテ】

情報の共有範囲		※情報共有してもらいたくない機関(警察、消防団など)		
津波浸水危険地域名		班	津波浸水予測時間	予測最大浸水深
世帯NO	1	避難場所		
連絡先				
カルテ年度	H25			
世帯員状況				
氏名、年齢、性別	避難場所	避難訓練参加状況	自分避難の可否と支援者	避難手段(徒歩、車など)
最寄りのとなり組	(1)	(2)	(3)	
耐震環境	家屋	建築年度、耐震診断、改修の有無		(特記事項)
	家具	家具の固定の有無		
避難の課題				
※家族内の有資格者(医療従事者、消防関係など)			避難計画経路図	

自宅から第1次避難所までの
確実な避難行動の診断(所見)



■むすびに…

2012年に内閣府中央防災会議南海トラフの巨大地震モデル検討会が公表した南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高及び浸水域の推計とその被害想定については、黒潮町としては、2011年3月の東北地方太平洋沖地震の教訓を受けた専門委員が、現在における最高の科学的知見をもって生みだし、勇気を持って公表されたものとして高く評価をする。

しかしながら、それは、ふるさと黒潮町が、最大震度が7、最大津波高が34mという、日本一厳しく、にわかには信じがたいような地震・津波災害に襲われる可能性があるということが科学的に示されたということであり、その現実を、私たちはしっかりと受け止めなければならない。

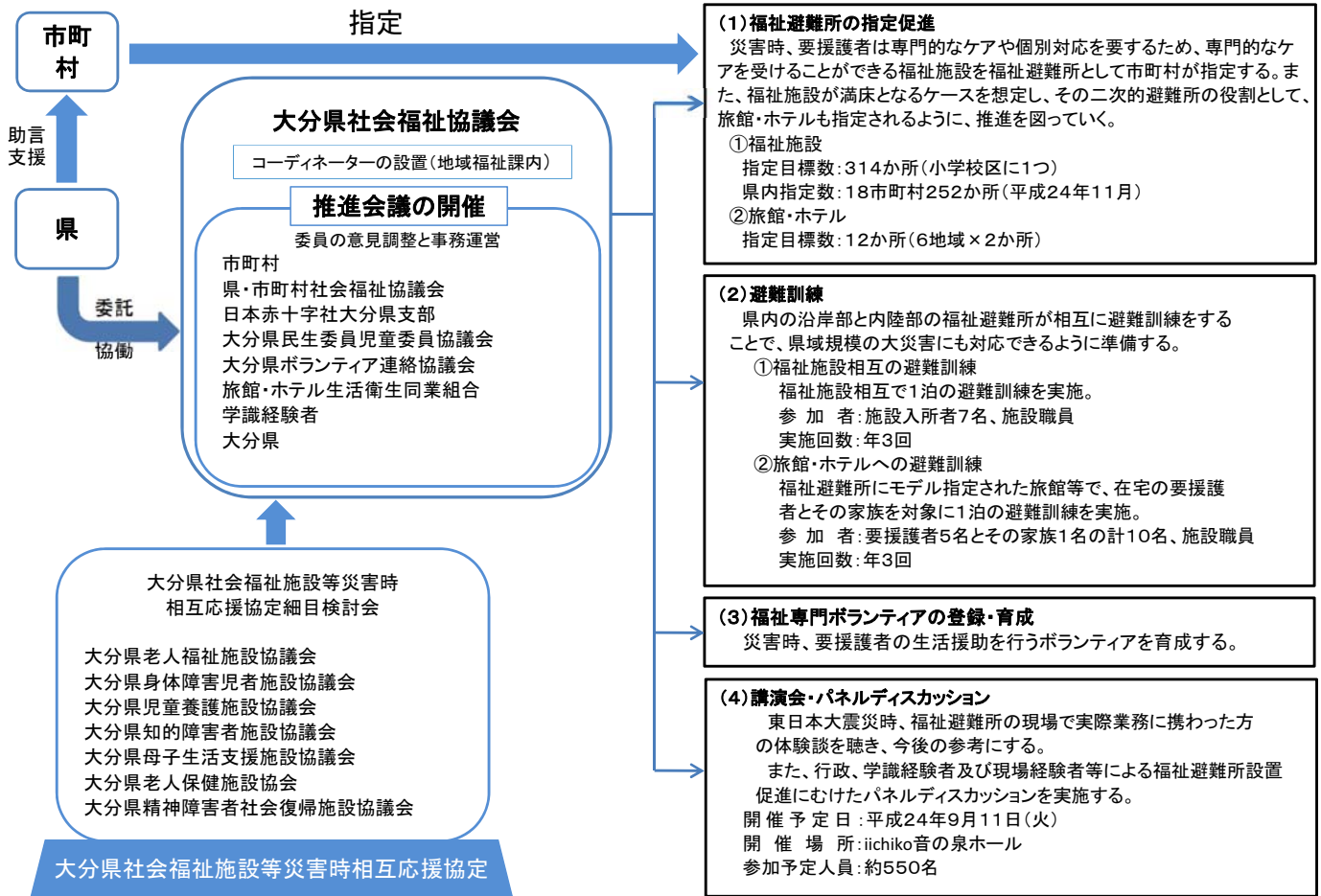
私たちにとっては、大変困難な道のりとなるが、先人から受け継いだふるさとを守り、次の世代へしっかりと引き継ぐ確実な取り組みを急がなければならない。

すでに、日本一危険な数値が示された町への風評被害は肌で感じている。戦略を持って対策を打たなければ、次の南海地震に襲われる前に、この町は震災前過疎の波に飲み込まれる危険性も秘めてきた。

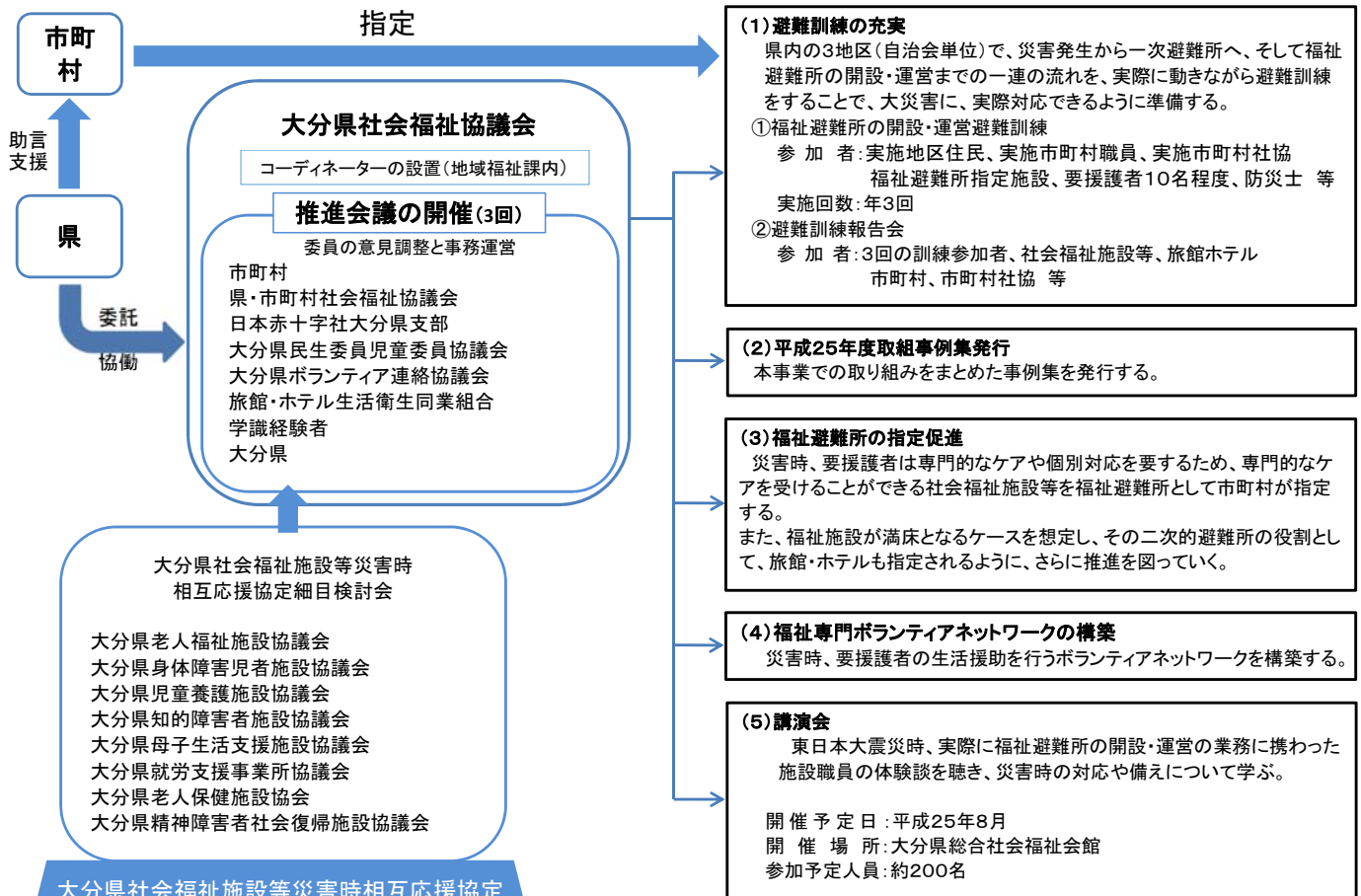
住民の命を守る「防災・減災対策」で町が破綻することがないように、基礎自治体がこの現実と向き合い、しっかりと対処できるような国の制度政策による力強い支援を期待したい。



福祉避難所指定促進事業 (概要)



平成25年度福祉避難所指定促進事業 (概要)



福祉避難所の指定状況(平成25年8月20日現在)

(単位:か所)

市町村	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	合計
高齢者福祉施設	51	11	11	21	30	10	11	6	7	16	18	13	13	12		5	2	6	243
障がい者(児)福祉施設	9	4	5	3	12	5	1		1		7	3	4	5		2			61
その他の福祉施設		2	10	3				5	3			5			1	3	2	1	35
特別支援学校		1									1								2
医療機関				1						1						3			5
ホテル・旅館										1						1			2
合計(A)	60	18	26	28	42	15	12	11	12	17	26	21	17	17	1	14	4	7	348
H24年4月から の設置状況	22	0	26	14	42	7	9	6	8	8	16	2	0	5	0	13	0	6	184
目標数(B)	63	17	23	29	30	15	11	13	12	15	24	11	15	14	1	6	6	9	314
(B)-(A) (不足数)	△3	1	3	△1	12	0	1	△2	0	2	2	10	2	3	0	8	△2	△2	34
(A)/(B) 充足(達成)率	95.3	105.9	113.1	96.6	140.0	100.0	109.1	84.7	100.0	113.4	108.4	191.0	113.4	121.5	100.0	233.4	66.7	77.8	110.9

(注) 目標数は、小学校区数(平成22年5月現在)

平成24年度 福祉避難所指定促進事業 避難訓練 実施一覧

1. 福祉施設等相互の避難訓練

第1回 実施日:9月26日(水)~27日(木)

佐伯市	
施設名	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 指定障害者支援施設大分県なおり園
施設長	三井 久満
住所	〒876-1512 大分県佐伯市大字堅田3909-1
TEL	0972-28-7333
FAX	0972-28-5552

由布市	
施設名	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 指定障害者支援施設大分県のぞみ園
施設長	立川 邦彦
住所	〒879-5516 由布市挾間町赤野339番地1
TEL	097-583-0350
FAX	097-583-0355

第2回 実施日:10月25日(木)~26日(金)

佐伯市	
施設名	医療法人小寺会 介護老人保健施設鶴見の太陽
施設長	中原 昭文
住所	〒876-1203 佐伯市鶴見大字沖松浦51番地
TEL	0972-33-1501
FAX	0972-33-1502

竹田市	
施設名	特定医療法人社団大久保病院 介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう
施設長	高木 康
住所	〒878-0204 竹田市久住町大字栢木574-34
TEL	0974-64-7500
FAX	0974-64-7502

第3回 実施日:10月30日(火)~31日(水)

津久見市	
施設名	社会福祉法人同心会 高齢者総合福祉施設しおさい
施設長	小野 淳哉
住所	〒879-2476 津久見市大字長目2715-5
TEL	0972-85-0539
FAX	0972-85-0566

豊後大野市	
施設名	社会福祉法人紫雲会 紫雲荘
施設長	前田 美代子
住所	〒879-7144 豊後大野市三重町本城2050
TEL	0974-22-1010
FAX	0974-22-4356

2. 旅館ホテルへの避難訓練

第4回 実施日:11月20日(火)~21日(水)

中津市	
施設名	社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 いずみの園デイサービスセンター
施設長	富永 健司
住所	〒871-0162 中津市永添2744
TEL	0979-23-1616
FAX	0979-23-1783

日田市	
ホテル名	小京都の湯 みくまホテル
社長	諫山 吉晴
住所	〒877-0044 日田市隈1丁目3-19
TEL	0973-23-3000
FAX	0973-24-2757

第5回 実施日:11月28日(水)~29日(木)

国東市	
施設名	社会福祉法人秀溪会 秀溪園
施設長	古城 美美枝
住所	〒873-0414 国東市武蔵町手野1065-2
TEL	0978-69-0101
FAX	0978-69-0500

豊後高田市	
ホテル名	ホテル清照
支配人	河野 政好
住所	〒879-0606 豊後高田市玉津1514番地1
TEL	0978-24-1611
FAX	0978-24-1615

第6回 実施日:12月6日(木)~7日(金)

大分市	
施設名	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 大分県聴覚障害者センター
施設長	原 悦樹
住所	〒870-0907 大分市大津町1丁目9番5号
TEL	097-554-1335
FAX	097-554-1336

九重町	
旅館名	季の郷 山の湯
常務	池部 誠示
住所	〒879-4723 大分県玖珠郡九重町宝泉寺温泉
TEL	0973-78-8111
FAX	0973-78-9653

H24 避難訓練のルートについて

1 災害の想定について

想定① 大分県地域防災計画再検討委員会の有識者会議での想定。
海溝型地震(南海トラフの巨大地震)と活断層型地震を想定。
最大震度7で、県内沿岸部全域にわたり2メートル以上の津波が襲ったという設定。

想定② 活断層型地震(別府湾～日出生台断層帯)で最大震度7の地震が発生したという設定。
国東市武蔵町においては、地震により秀溪園を含め、在宅の利用者の家屋が一部被害にあっており、その受入をホテル清照に依頼するもの。

2 避難ルート

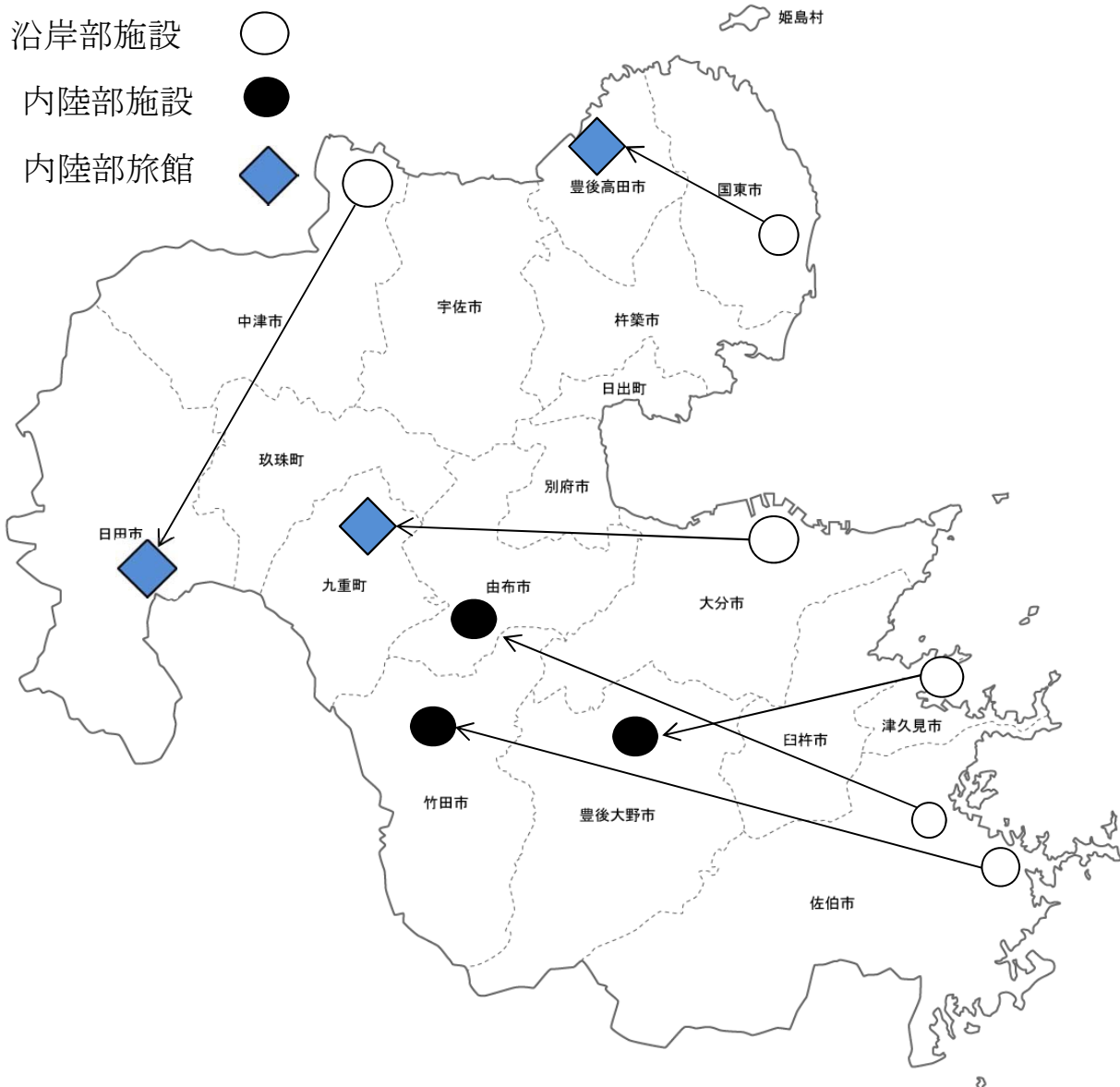
沿岸部の施設から、内陸部の福祉避難所(福祉施設または旅館ホテル)へ移動・宿泊訓練

① 入所施設から入所施設への避難

佐伯市→由布市
佐伯市→竹田市
津久見市→豊後大野市

② 通所施設利用者が旅館ホテルへ避難

中津市→日田市
国東市→豊後高田市
大分市→九重町



大分県のぞみ園と大分県なおみ園の避難訓練 実績報告

施設	被災施設	大分県なおみ園	指定障害者支援施設(定員:入所60名、生活介護50名、B型10名)
	受入施設	大分県のぞみ園	指定障害者支援施設(定員:入所80名)
実施期日	平成24年9月26日(水)~27日(木)		
参加者	なおみ園 入所者7名、職員2名 他25名(なおみ園、のぞみ園、佐伯市、由布市、佐伯市社協、由布市社協、大分県、大分県社協)		
想定	海溝型地震(南海トラフの巨大地震)を想定。 最大震度7で、県内沿岸部全域にわたり2メートル以上の津波が襲ったという設定。		
内容	<p>【9月26日(1日目)】</p> <p>13:45 なおみ園 津波を想定した避難訓練を実施</p> <p style="text-align: center;">↓ 徒歩・施設車両で移動</p> <p>14:03 一次避難場所 避難完了後、他施設への避難要請の連絡 (サイメックス) 受入要請から受入受諾の連絡までの時間:58分</p> <p>15:15 ↓ 出発(バスで搬送・なおみ園→佐伯IC→大分IC→のぞみ園)</p> <p>16:30 のぞみ園 到着 由布市保健師、のぞみ園看護師による体調確認 体調不良者の通院シュミレーション 由布市社協による炊き出し 全体反省会</p> <p>【9月27日(2日目)】</p> <p>7:00 のぞみ園 災害備蓄食による朝食 なおみ園より施設復旧の連絡があり、福祉避難所退所</p> <p>9:24 ↓ 出発(バスで搬送・のぞみ園→大分IC→佐伯IC→なおみ園)</p> <p>10:36 なおみ園 到着 なおみ園看護師による体調確認 帰園報告の連絡 訓練終了</p>		
反省会での意見	<p>【要援護者が宿泊しての訓練について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境が変わったことで、就寝がいつもより遅い、夜中に目が覚めるなどの様子が見られた。 ・慣れない環境の中での避難生活になるので、精神的なケアが必要であり、要援護者の特性にあった気分転換できるものも必要。のぞみ園では、コメディのDVDを用意してくれていたもので、要援護者も過ごしやすかった。 <p>【情報伝達・連絡体制の整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達を「なおみ園⇄佐伯市⇄大分県⇄由布市⇄のぞみ園」という流れで実施。 ・初めての訓練ということで、関係機関全てに同じ情報を伝達したが、時間がかかることや情報伝達の正確性を考え、どこに何の情報が必要か、即時報告、事後報告の判断など、再考が必要である。 ・受入要請時の要援護者の初期情報としては、基本情報(氏名、年齢、性別、障害の特徴など)があれば、受入について検討することは可能。詳細情報については、後からでもいいので必要。 ・広域災害の場合、市が単独で他市の受入施設を探すことは難しいので、中継役となる機関として、県にやってもらいたい。また、市町村間の受入であれば、県下で様式、連絡体制などを統一した方が情報のやり取りがしやすくなるのではないかと。 ・FAXでの情報のやり取りを続けることで、最後は字が滲んでしまい、確認しづらかった。 <p>【受入体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者と通常の支援を切り離して受入を行うことで、対応は十分できた。しかし、長期の受入になった時には、職員の負担軽減のためにも、介護職のボランティアが必要。受入側への支援として、人的、物的応援の体制を整えていく必要がある。 <p>【参加者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動中、少し暑く、長くて少し疲れた。 ・食事は、夕食・朝食ともおいしかった。 ・サイメックスから出発までの時間が待ち遠しかった。 		

2. (8) 九州ブロック (大分県社会福祉協議会)



一次避難の様子



高台への避難完了



のぞみ園へ出発



のぞみ園到着・受付



由布市保健師による体調確認



体調不良者の通院シュミレーション



由布市社協による炊き出し (カレーライス)



反省会

2. (8) 九州ブロック (大分県社会福祉協議会)
鶴見の太陽とヴァルド・グラスくじゅうの避難訓練 実績報告

施設	被災施設	鶴見の太陽	介護老人保健施設(定員:入所77名、短期入所23名、通所20名)
	受入施設	ヴァルド・グラスくじゅう	介護老人保健施設(定員:入所85名、通所50名)
実施期日	平成24年10月25日(木)～26日(金)		
参加者	鶴見の太陽 入所者役4名 他32名(鶴見の太陽、ヴァルド・グラスくじゅう、大分県老人保健施設協会、佐伯市、竹田市、佐伯市社協、竹田市社協、竹田市消防本部、竹田警察署、大分県、大分県社協)		
想定	海溝型地震(南海トラフの巨大地震)を想定。 最大震度7で、県内沿岸部全域にわたり2メートル以上の津波が襲ったという設定。		
内容	【10月25日(1日目)】		
	AM	鶴見の太陽 ヴァルドグラスくじゅう	老健協会を中継として、鶴見の太陽からヴァルドグラスくじゅうへの受入要請をする。その後、ヴァルドグラスくじゅうで受入体制を整え、鶴見の太陽へ要援護者を迎えに行く。到着後は、両施設職員によるカンファレンスを行い、要援護者情報の引き継ぎをする。
	12:30	鶴見の太陽	災害発生3日後を想定して訓練開始 要援護者の状況確認をして、佐伯市に4名について避難要請の連絡 受入要請から受入可能の連絡までの時間:27分
	13:42	↓	出発(ヴァルドグラスくじゅうの車両で要援護者の搬送) 鶴見の太陽出発後、宇目方面を通って、ヴァルドグラスくじゅうへ行く
	15:00	豊肥保健所 ↓	搬送中、体調不良者が出たという想定で、立ち寄る(氷を受け取る)
	16:08	ヴァルドグラスくじゅう	到着 体調確認(診察、バイタル・口腔内・嗜好チェックなどを行う) 体調不良者の通院・インフルエンザ対応のシュミレーション 全体反省会
	【10月26日(2日目)】		
	8:00	ヴァルドグラスくじゅう	災害発生1か月後を想定 鶴見の太陽より施設復旧の連絡があり、福祉避難所退所 (鶴見の太陽より要援護者を迎えに来る) 到着後、ヴァルドグラスくじゅう職員から鶴見の太陽職員へ要援護者情報の引き継ぎをして退所
	10:10	↓	出発(ヴァルドグラスくじゅう→大分IC→佐伯IC→鶴見の太陽)
	12:02	鶴見の太陽	到着 帰園報告の連絡 訓練終了
反省会での意見	【連絡体制の整備について】		
	・情報伝達的手段として、電話、FAXの他にiPad(メール)、衛星携帯電話を使用する。メールで要援護者情報(顔写真や詳細な資料)を送ることで、詳細な情報を事前に受入施設に伝達できた。 ・情報が交錯する中で、伝わりやすい受け答え、復唱の必要性などについても考える必要がある。また、伝達手段によって伝わり方も変わってくるので、情報の受け渡しのフォーマット化も必要である。		
	【受入体制について】		
	・ホワイトボードを使って、情報集約状況の記録をすることで、全員が情報共有できた。 ・継続した支援を行うために、現在使用中のケアプランも情報としてもらえるとうよかった。 ・お互いに搬送車両を出したことで、要援護者情報の引き継ぎを行うことができた。引き継ぎの際に、要援護者の普段のケアでどこに重点を置いているかについても説明があるとよかった。 ・口腔の情報については何もなかったのが、要援護者情報の中にその項目もあるとうよかった。		
【要援護者について】			
・受入施設の職員の対応が、笑顔で優しい対応であり、安心できた。声かけ、挨拶などもあり、気持ちよく過ごすことができた。 ・移動については、疲れはなかったが、車中で、現状やどこを通っているかなどを伝えてもらえるとうより安心できる。			
【その他】			
・災害時の情報は、いつ出たものか、いつまで有効かを確認すべきである。 ・災害時は、いろんな方が避難してくるため、各施設でチームを作って訓練を行い、自助、他施設受入などにも対応できるようにしていくといいのではないかと。また、避難所の管理についても検討が必要。 ・災害時、保健所が情報を持っているので、保健所との連絡は密にしていくべきである。			

2. (8) 九州ブロック (大分県社会福祉協議会)



大久保防災派遣支援チーム (ODCAT) 到着
(要援護者搬送車両)



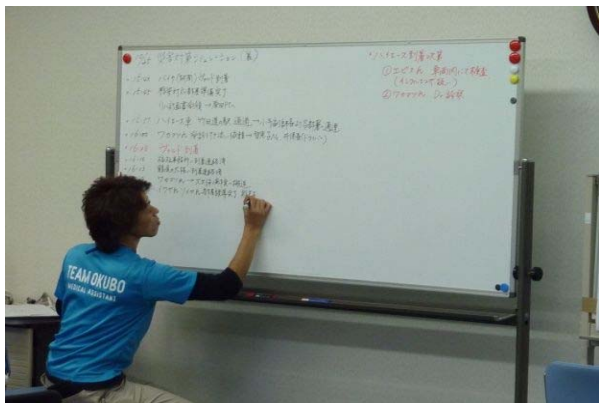
両施設職員によるカンファレンス



iPad を使っての情報伝達



鶴見の太陽出発



ホワイトボードを使って情報集約



体調不良者の個別対応



要援護者の暫定ケアプラン作成



帰園後の体調確認

しおさいと紫雲荘の避難訓練 実績報告

施設	被災施設	しおさい	高齢者総合福祉施設(養護50名、特養70名)
	受入施設	紫雲荘	ユニット型指定介護老人福祉施設(定員:入所150名、短期入所9名)
実施期日	平成24年10月30日(火)~31日(水)		
参加者	しおさい:入所者7名、職員2名 他44名(しおさい、紫雲荘、津久見市、豊後大野市、津久見市社協、豊後大野市社協、災害時要援護者を支援する福祉施設連絡会、大分県、大分県社協)		
想定	海溝型地震(南海トラフの巨大地震)を想定。 最大震度7で、県内沿岸部全域にわたり2メートル以上の津波が襲ったという設定。		
内容	<p>【10月30日(1日目)】</p> <p>13:00 しおさい 収容避難場所である旧長目小学校体育館へ一次避難</p> <p>13:03 ↓ 徒歩・施設車両で移動(地区民生委員2名による避難誘導)</p> <p>13:22 長目小学校 避難完了後、他施設への受入要請の連絡 受入要請から受入可能の連絡までの時間:31分</p> <p>14:00 ↓ 出発(バスで搬送・長目小学校→津久見IC→臼杵IC→紫雲荘)</p> <p>15:06 紫雲荘 到着 豊後大野市保健師、紫雲荘看護師による体調確認 受入側関係者による打ち合わせ会 紫雲荘の災害用備蓄等を使った炊き出し 全体反省会</p> <p>【10月31日(2日目)】</p> <p>7:00 紫雲荘 生活支援・朝食 しおさいより施設復旧の連絡があり、福祉避難所退所</p> <p>9:17 ↓ 出発(バスで搬送・紫雲荘→臼杵IC→津久見IC→しおさい)</p> <p>10:17 しおさい 到着 しおさい看護師による体調確認 帰園報告の連絡 訓練終了</p>		
反省会での意見	<p>【一次避難について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の見守り、避難誘導があることで、素早く、安全に避難することができた。施設職員だけで、全ての入所者の方の避難対応をすることは難しい。実際は、重度の方の対応で手いっぱいになってしまうだろう。 ・今回は、収容避難所である長目小学校へ避難したが、高台への避難を考えたとき、かかる時間や対応の難しさを感じた。職員のほかに、避難誘導や交通整理をする方の手助けが必要である。 <p>【連絡体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想以上に素早く連絡ができていた。しかし、実際の災害時は、道路状況や物資等についても確認していく必要があり、もっと時間がかかるだろう。 ・収容避難所からの避難であったので、その場所の情報についても初期情報に添付すればよかった。 ・要援護者情報として詳細な情報は必要だが、初期情報としては、用紙1, 2枚分で送れる内容でいいのではないか。どの段階で、どの情報を送る必要があるか再考が必要。 ・職員が同行できない場合の受入では、書面だけの情報では、判断できないこともある。今回の訓練では、施設同士の連絡がなかったので、直接連絡しての確認も必要ではないか。 <p>【要援護者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動中や紫雲荘到着後も落ち着いて過ごしていた。食事も、全員おいしくいただいていた。外での食事であったが、温かいメニューだったので、寒さも感じなかったようである。 ・紫雲荘到着後の体調確認で少し血圧の高い方がいたが、ほぼ安定していた。 ・服薬について、本人には確認が取れないので、緊急時には服薬情報の記載されたものを持って避難しないといけないことを、本人にも伝えておく必要がある。 <p>【受入体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たくさんの情報がある中で、誰が情報をまとめ、どこに情報をおろし、どう行動するか、行動計画を普段からシュミレーションしておく必要がある。 ・避難所には、様々な方が避難してくるので、感染症予防についても考えなければならない。 ・紫雲荘職員がこれまで、炊き出しを3回行っていたということで、手際良く準備が進んだ。 ・環境が変わるので、精神的ケアが必要。温かい雰囲気、温かい食事を受入をしてもらい、落ち着いて過ごすことができたのだろう。 		

2. (8) 九州ブロック (大分県社会福祉協議会)



避難開始 (民生委員による避難誘導)



旧長目小学校体育館へ避難完了



紫雲荘へ出発



紫雲荘到着 (受付)



保健師による体調確認



紫雲荘の備蓄を使った炊き出し



食事の様子



要援護者の避難スペース

いずみの園とみくまホテルの避難訓練 実績報告

施設	被災施設	いずみの園デイサービスセンター
	受入ホテル	小京都の湯 みくまホテル
実施期日	平成24年11月20日(火)～21日(水)	
参加者	いずみの園デイサービス利用者5名、職員3名 他15名(みくまホテル、中津市、日田市、中津市社協、日田市社協、大分県、大分県社協)	
想定	海溝型地震(南海トラフの巨大地震)を想定。 最大震度7で、県内沿岸部全域にわたり2メートル以上の津波が襲ったという設定。	
内容	<p>【11月20日(1日目)】</p> <p style="text-align: center;">各デイサービスセンター ↓</p> <p>13:00 いずみの園 要援護者の一次避難(いずみの園へ集合)、体調確認 13:10 他施設への受入要請(受入要請から受入可能の連絡までの時間:38分) いずみの園からの要請後、中津市→中津市社協→民生委員へ要援護者情報の提供</p> <p>14:05 ↓ 出発(バスで移動・いずみの園→みくまホテル) 15:40 到着 日田市保健師による体調確認 ホテル従業員によるホテルでの過ごし方に関する説明 全体反省会</p> <p>【11月21日(2日目)】</p> <p>7:00 みくまホテル 生活支援・朝食 中津市より仮設住宅入居の連絡があり、福祉避難所退所</p> <p>9:03 ↓ 出発(バスで移動・みくまホテル→いずみの園) 11:03 いずみの園 到着 体調確認 帰園報告の連絡 訓練終了</p>	
反省会での意見	<p>【情報伝達について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、電話・FAX・メールを使って情報伝達を行った。どの手段も必要で、いろんな手段を併用することで、どれかの手段で確実に伝達できるだろう。 ・道路状況についての情報も必要になるので、県や市町村で情報共有できるような仕組みができればと思う。 ・メールを使って顔写真を送ったことで、情報と照合しながら対応でき、やりやすかった。 ・在宅の要援護者は、民生委員、自治会長、区長等に状況を確認することになるので、その方たちへの情報提供も必要である。7月の豪雨災害で、要援護者の避難状況の把握が難しかった。地域に戻ることを考えても、民生委員等への情報伝達は必要。 <p>【受入体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に要援護者情報があることで、受入後の対応について考えることができた。受入の際には、届いた情報を理解し、何の援助が必要かわかる人が必要となる。社協や福祉施設で協力できる体制を整えていければ、と感じた。 ・避難後も、普段のサービスが受けられるようにし、介護度が上がらないような運営をしていければと感じた。 ・受入に際し、課内全員で携われるような体制をとればよかった。(実際には、複数対応になる) ・福祉避難所への職員配置の体制を全庁的にやるべきだと感じた。 <p>【ホテルの設備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は自宅でベッドを使っている方がほとんどである。簡易ベッドの高さが足りず、手すりや柵がなかったので、雑誌を下に入れて調整したり、後付けの手すりを付けてもらえると、ありがたい。 ・ホテル内の椅子やテーブルの高さも、少し低かった。肘掛等があると立ち上がる際に便利である。 ・歩行器を使用した際、車輪が動きにくかったようで、廊下のマットでつまづきかけた。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館ホテルも含め、いろんな業界の方に関わってもらうことで、みんなで要援護者を守る機運を作る必要がある。 ・住み分けという意味でも旅館ホテルの福祉避難所が必要である。バリアフリー化もしてもらいたいが、個室対応ということでも重要である。 ・要援護者に訓練の内容や状況を説明することは安心感にもつながるので必要。 ・災害時の対応に関する訓練や研修も必要。 	

2. (8) 九州ブロック (大分県社会福祉協議会)



デイサービス利用者避難完了



出発前の体調確認



避難要請の連絡



要援護者情報のメール送信



いずみの園を出発



福祉避難所受付 (日田市職員対応)



避難スペースへ移動



保健師による体調確認

秀溪園とホテル清照の避難訓練 実績報告

施設	被災施設	障害福祉サービス事業所 秀溪園	
	受入ホテル	ホテル清照	
実施期日	平成24年11月28日(水)～29日(木)		
参加者	秀溪園利用者5名、その家族4名、支援員1名 他17名(秀溪園、ホテル清照、国東市、豊後高田市、国東市社協、豊後高田市社協、大分県、大分県社協)		
想定	活断層型地震(別府湾～日出生台断層帯)で最大震度7の地震が発生したという想定。 国東市武蔵町においては、地震により、秀溪園を含め、在宅の利用者の家屋の一部が被害にあっているという想定。		
内容	【11月28日(1日目)】		
	13:30	秀溪園	要援護者の状況確認(体調確認・支援・家族到着)
	13:45		他施設への受入要請(受入要請から受入可能の連絡までの時間:62分)
	14:55	↓	出発(バスで移動・秀溪園→ホテル清照)
	15:45	ホテル清照	到着 豊後高田市、豊後高田市社協による受付 ホテル従業員によるホテルでの過ごし方に関する説明 豊後高田市の保健師による体調確認 全体反省会
	【11月28日(2日目)】		
	7:00	ホテル清照	生活支援・朝食 国東市より仮設住宅入居の連絡があり、福祉避難所退所
	8:55	↓	出発(バスで移動・ホテル清照→秀溪園)
	10:12	秀溪園	到着 体調確認 帰園報告の連絡 訓練終了
反省会での意見	【連絡体制について】		
	・連絡の流れがわかっている状態でも時間がかかってしまう。実際には、半日やそれ以上かかるだろう。実際に動いてみることでイメージできた。市内の施設とも情報共有していきたい。		
	・ホテルでは通常の業務にプラスしての対応のため、送られた情報にすぐに気づけなかった。		
	・要援護者情報について、年齢、身元引受人の続柄が記載されているとよかった。(ホテルでの受入になった場合、家族かどうかで部屋割りを考える際に必要になるので)		
	【要援護者について】		
・要援護者、その家族ともにあまり不安感はなかったようであった。本人は、ご家族がいることで安心できたのだろう。			
・移動のバスに乗車してしばらくは、緊張していたが、秀溪園の方が用意してくれたおやつを食べ始めると、少しずつ緊張もほぐれ、会話をし始め、落ち着いてきた。災害時に慣れない場所への避難で、緊張、不安があるので、落ち着くための対応も考える必要がある。			
・避難者へ状況を説明することで、安心につながる。ホテル到着時、従業員の方が、過ごし方の説明をしてくれていたのもよかった。			
【受入体制について】			
・要援護者の初期情報には、障がいの種類の記載がなく、わからなかった。介助者がいたので様子を聞くことができたが、意思疎通ができない方だった場合や緊急に医療が必要だった場合、薬がない場合にどう対応し、アセスメントするか検討が必要である。			
・受入側の社協としては、ボランティア連絡協議会への連絡やボランティア派遣、炊き出しの連絡等体制づくりをするとよかったのではないかと。そうすることで、ボランティアの方にも避難所での支援や福祉避難所を理解してもらえ、社協の役割も明確になったのではないかと。			
・ホワイトボードを使っての情報集約は、誰が見てもわかるやり方でよかった。			
・ホテルでの受入では、連絡をもらってから避難だと対応がしやすい。連絡を受けた時点で部屋を確保するので、FAXだけでは気づかないこともある。			
【その他】			
・長期避難になった場合、福祉施設では、元々の利用者もいるため、難しい可能性もあるので、旅館ホテルの指定についても必要があると感じた。			
・生活相談員の派遣の要請が社協にあることも考えると、専門技術を持った人、有資格者のボランティア登録や研修をしてもらいたい。			
・行政と社協の連携ということで、災害対策本部に社協も入って情報共有していけるようにできるといい。			

2. (8) 九州ブロック (大分県社会福祉協議会)



出発前の体調確認



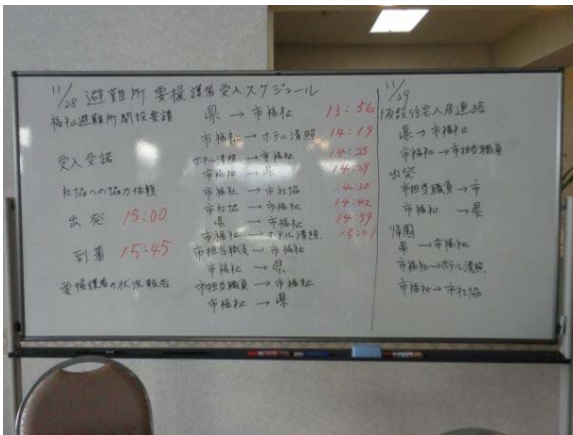
出発 (24人乗りバス)



ホテル到着 (ホテル従業員による案内)



受付 (豊後高田市・豊後高田市社協)



ホワイトボードを使って情報集約



保健師による体調確認



ホテル入口での表示



反省会

大分県聴覚障害者センターと山の湯の避難訓練 実績報告

施設	被災施設	大分県聴覚障害者センター
	受入旅館	季の郷 山の湯
実施期日	平成24年12月6日(木)～7日(金)	
参加者	大分県聴覚障害者協会加盟員4名、職員1名 他19名(大分県聴覚障害者協会、大分市、大分市社協、山の湯、九重町、九重町社協、大分県、大分県社協)	
想定	海溝型地震(南海トラフの巨大地震)を想定。 最大震度7で、県内沿岸部全域にわたり2メートル以上の津波が襲ったという設定。	
内容	<p>【12月6日(1日目)】</p> <p>13:00 センター 要援護者避難完了(センターへ集合)・体調確認・支援 他施設への受入要請(受入要請から受入可能の連絡までの時間:50分)</p> <p>↓</p> <p>山の湯 出発(バスで移動・センター→大分IC→九重IC→山の湯)</p> <p>到着 九重町・九重町社協による受付 旅館従業員による旅館での過ごし方に関する説明 九重町保健師による体調確認 全体反省会</p> <p>【12月7日(2日目)】</p> <p>山の湯 生活支援・朝食 大分市より仮設住宅入居の連絡があり、福祉避難所退所</p> <p>↓</p> <p>センター 出発(バスで移動・山の湯→九重IC→大分IC→センター)</p> <p>体調確認 到着の連絡 訓練終了</p>	
反省会での意見	<p>【連絡体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターで行った体調確認の情報などがどこまで伝わったのか。情報共有のあり方が課題ではないか。 ・大分市社協の連絡訓練として、市より届いた要援護者情報を基に、その方の緊急連絡先、民生委員へ安否の連絡をした。1名のご家族、民生委員とは連絡が取れた。ご家族も聴覚障がい者ということで、連絡手段がFAXかメールに限られるということがわかった。 <p>【受入体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は手話通訳者がいたが、いなかったときは、筆談やジェスチャーでのやりとりになるので、体調確認等にも時間がかかるし、伝え方もわかりやすくしていかないといけない。 ・いつ、何人避難してくるかわからないので、対応の検討が必要である。また、避難者の精神的ケアについても考えていきたい。それには、手話通訳者や生活相談員に毎日じゃなくても、できる限り旅館へ来て、対応してもらえた方がいい。 ・長期避難には、手話通訳者の派遣など配慮がいる。行政へも協力してもらえようをお願いしていきたい。 <p>【要援護者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動までの時間などに、訓練関係者と手話を教えたりして交流できていたのでよかった。 ・到着時、血圧が少し高い方が1名いたが、他の方は安定していた。 ・聴覚障がいの方同士が部屋で会話をしている、外から呼びかけても気づかなかった。ノックに反応してライトが光る装置がついていればいいが、それも難しい。ドアノブに意思表示カードをかけたり、壁や床を叩いて振動で伝えるなど、工夫が必要である。 ・喋りたいことがあっても喋れず、ストレス発散ができない。少しでも手話ができ、話を聞いてくれる人がいると、ストレス発散できる。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の訓練を通じて、大分市社協が聴覚障がいの方を訪問したが、民生委員のことを知らなかった。地区の避難訓練などでも置き去りにされている感じがかった。 ・旅館に到着したとき、従業員が手話で「いらっしゃい」としていたのに感動した。手話通訳者の派遣はとても大切だが、社協や旅館とが協力して、従業員向けの手話教室をしたり、受け入れの講習をしたりして、いろんな障がいの方が来れるようになれば、と思う。 ・聴覚障がいの方に対し、手話ができないと、と構えずに、他の手段でもコミュニケーションがとれるということを知っておかなければならない。 ・市社協にある要援護者情報についても、どうやって連絡をするのか、数万人の情報がある中で、探すことは困難であるので、大分市と対策方法について、協議をしていかないといけない。 	

2. (8) 九州ブロック (大分県社会福祉協議会)



避難訓練に関する事前説明 (手話通訳)



避難要請



出発



山の湯受付 (九重町・九重町社協)



到着・要援護者受付



旅館での過ごし方について説明



保健師による体調確認 (手話通訳)



反省会

福祉避難所設置推進講演会・パネルディスカッション 実績報告

場 所	iichiko総合文化センター 音の泉ホール
実施期日	平成24年9月11日(火)13:15～16:15
参加者	約330名(県・市町村職員、市町村社協職員、民生委員児童委員、施設職員、各障害者団体等)
日 程	<p>【13:30～14:40 講演会】</p> <p>講演 『一次避難所、二次避難所で起きたこと～福祉避難所の運営と課題について～』 講師 宮城県亘理町 福祉課 福祉班 副班長 佐藤 貴 氏</p> <p>【14:50～16:15 パネルディスカッション】</p> <p>テーマ 『福祉避難所の必要性と課題について』 コーディネーター 山崎 栄一 氏(大分大学 教育福祉科学部 准教授) パネリスト 佐藤 貴 氏(宮城県亘理町 福祉課 福祉班 副班長) 高橋 とし子 氏(社会福祉法人 安芸の郷 鈴鳴荘 総合施設長) 藤原 龍司 氏(国東市社会福祉協議会 地域福祉課 係長) 西本 真由美氏(大分県豊肥保健所 地域保健課 主幹)</p>
内 容	<p>【講演会】</p> <p>東日本大震災時、実際に福祉避難所の設置に当たった宮城県亘理町福祉課の佐藤貴氏が講演。当時の映像や写真を交えながら、一次避難所、福祉避難所の運営やその課題についての話があった。</p> <p>当時亘理町では、福祉施設等と福祉避難所の協定をむすんでいなかったため、発生当日から福祉施設へ直接受入の依頼をし、町内外10か所の施設で開設。要援護者避難後も、保健師が訪問しての健康チェック、支援に関する情報の伝達、物資の支給等支援も行う。現在、施設との協定の確立を進めているということであった。</p> <p>福祉避難所の運営における反省点として、要援護者の情報把握や行政や地域の協力・情報共有の重要性、社会福祉施設、旅館ホテルとの協定の必要性、広域的に考え、同種別の施設で専門的なケアを受けられるような体制の整備、受入施設への人的、物的支援の体制の整備などを上げていた。</p> <p>【パネルディスカッション】</p> <p>コーディネーターの山崎栄一准教授が進行をし、パネリストそれぞれの経験から考える福祉避難所について意見を述べる。その中で、「一次避難所に避難し、助かった命を守るために、適切な時期に適切な福祉避難所への避難が必要」「福祉避難所を広く周知していくことが必要」「福祉避難所の指定数に捉われず、災害時に機能する指定をしていくべき」など、たくさんの議論が交わされた。</p> <p>最後に「災害時の対応は、平常時にどれだけ備えてきたかで決まってくる。想像力を働かせ、準備をしておかなければならない。」と山崎准教授がまとめ、終了した。</p>



平成24年度福祉避難所指定促進事業 避難訓練報告会 実績報告

場 所	大分県総合社会福祉会館4階大ホール
実施期日	平成25年3月22日(金)13:00~14:50
参 加 者	約110名(施設職員、推進会議委員、県・市町村職員、市町村社協職員、民生委員児童委員等)
日 程	<p>【13:10~13:55 報告会】</p> <p>福祉施設相互間の避難訓練 報告会</p> <p>コーディネーター 山崎 栄一 氏(大分大学教育福祉科学部 准教授)</p> <p>報告者 安藤 浩一 氏(大分県のぞみ園 管理課長)</p> <p>佐々木 邦洋 氏(ヴァル・ド・グラスくじゅう 主任)</p> <p>芦刈 宏幸 氏(紫雲荘 主任相談員)</p> <p>【14:05~14:50 報告会】</p> <p>福祉施設から旅館ホテルへの避難訓練 報告会</p> <p>コーディネーター 山崎 栄一 氏(大分大学教育福祉科学部 准教授)</p> <p>報告者 市川 友克 氏(いずみの園 デイサービス課長)</p> <p>古城 芙美枝 氏(秀溪園 施設長)</p> <p>五十嵐 由加 氏(大分県聴覚障害者協会 主事)</p>
内 容	<p>コーディネーターの山崎栄一准教授が進行をし、6回の訓練の参加者に訓練の内容、訓練を実施しての反省点、課題点等を発表していただく。</p> <p>【報告会での意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域災害時に他市町村への避難は、市町村単独では難しい。県下で連絡体制、様式を統一するなどして、県が中継になって避難支援をしてもらいたい。また、県、市町村で道路状況についても情報共有できる仕組みが必要である。 ・いつ、どこに何の情報伝達するか、といった情報伝達の仕組みや連絡体制の構築が必要。 ・情報伝達の際に、メールを用い、要援護者の顔写真を添付したことで、受入側が本人と情報とを照合しやすかった。 ・ホワイトボードを使った情報集約は、誰が見てもわかるもので、情報共有が出来てよかった。 ・聴覚障がい者にとって情報収集手段として、字幕放送のあるテレビは重要である。しかし、旅館ホテルには、それが備わっていないこともあるので、字幕が見れるようになると、状況理解ができる。 ・災害時の状況、避難所のニーズは日々刻々と変わる、それに対応できるよう連絡体制ができることで、必要な支援が時期を遅らせることなく提供できる。 ・環境が変わることで、要援護者がストレスを感じていた。受入側の施設としては、要援護者のストレスの軽減は重要な課題である。日中の活動の場、個人の生活の場を分けるといったハード面の部分、各要援護者に応じた気分転換できる活動を用意するといったソフト面での対応をすることで、ストレスの解消につなげることができる。 ・精神的なケアとして、要援護者の困り感やニーズを確認し、声かけを行うことが大切である。 ・知的障がいの方は、言葉では理解しづらい部分もあるが、状況や今後の見通しを説明することで、安心に繋がるので、避難生活を落ち着いて過ごすためにも必要である。 ・旅館への避難訓練の際、従業員が簡単な手話で挨拶をしてくれたり、説明用の用紙を用意してくれていることで、要援護者(聴覚障がい者)が安心できた。 ・聴覚障がい者の孤立(情報が届かない、話せる相手がおらずストレスが溜まる)を防止するため、音声以外の情報提供体制(目で見てわかる方法等)や個々が必要な支援を把握し、それに応じた支援を行う体制が必要である。また、手話通訳者が常にいることは無理でも、定期的に巡回して支援を行うような体制が必要である。 ・施設内外で災害時の対応について、周知し、防災意識を作っていく必要があり、実効性のある訓練を繰り返し行って、災害時の対応をマニュアル化し、システムとして整備する必要がある。 ・災害時の状況に応じて、迅速に判断、対応ができるよう、人材の育成、職員教育が必要である。また、専門技術を持った方、有資格者のボランティア登録、研修等も必要である。 ・要援護者の避難に関して、施設職員だけでは対応しきれない。地域の方、民生委員さんの支援が必要である。 ・地域の数か所に炊き出しの道具を保管するなどして、どこかが被災しても他の場所に対応でき、地域の方も使えるようにすることで、地域で助け合えるよう、日頃から関係づくりを行っている。 ・外部との交流を深め、情報交換、共有を行い、地域とのつながりを密にすることが重要である。 ・要援護者への支援については、夜間も支援が必要な方がいるため、受入側でのコーディネートが必要となる。また、ポータブルトイレ、介護ベッド等の受入環境についても整備が必要。 ・施設利用者の緊急時用フェイスシートを作成し、すぐに持ち出せるようにしておく必要がある。また、保管についても、自施設のみでの保管でいいのか検討が必要。 ・要援護者が施設外で一人にいるときに、災害が発生した場合の対応の検討が必要である。 ・地域、行政、社協の行事に聴覚障がい者の方も入って、日頃からつながりを持っておくことが重要であり、聴覚障がいへの理解を深めてもらうことが、災害の備えになる。 ・一般の避難所にも要援護者が避難してくることはあるので、それを想定した内容の訓練を行う必要がある。 ・施設を利用していない要援護者の把握をどうするか、ということも同時に考えていかなければならない。 <p>時期を遅らせることなく提供できる。</p>

避難訓練から見たもの－福祉避難所マニュアルから抜粋－

要援護者の状況

【よかったこと】

- 受入施設職員の対応が優しく、安心できた。
- ホテル到着時に、従業員がホテルでの過ごし方を説明してくれたのはよかった。

【改善すべきこと】

- 聴覚障がい者の方たちで会話をしているときに外から呼びかけても気づかなかった。ドアノブに意思表示カードを掲示したり、壁や床を叩いて振動で伝えるなどの工夫が必要。
- 聴覚障がい者の方は喋りたいことがあっても喋れず、ストレスが溜まるので、少しでも手話ができ話を聴いてくれる人がいるとよい。
- 慣れない環境の中での避難生活になるので、精神的なケアが必要である。

【その他】

- 車での移動は、家族や支援者が一緒にいると安心できる。
- 服薬について本人には確認が取りにくいので、服薬情報の記載されたものがあるとよい。

連絡体制

【良かったこと】

- 聴覚障がい者の方の家族に安否の連絡する際、ご家族も障がいをもっている場合があるため連絡手段がFAXかメールに限られることがわかった。
- メールで要援護者の顔写真や資料を送付することで情報が照合でき、取り違えることがない。

【改善すべきこと】

- 関係機関で情報を伝達したが、時間がかかることや情報を正確に伝えるため、どこにどんな情報が必要か、即時報告、事後報告の判断など再考する必要がある。
- FAXで情報のやり取りを続けると、字がつぶれてしまい確認がしづらい。
- 情報が交錯する中で、伝わりやすい受け答えなど考える必要がある。
- 職員が移動に同行できない場合もあるので、施設同士で要援護者の情報を直接やりとりすることも必要ではないか。
- 在宅の要援護者は、民生委員、自治会長、区長等に状況を確認することになるので、その方たちにも情報提供が必要ではないか。

【その他】

- 受入要請時の要援護者の初期情報は、氏名・年齢・性別・障がいの特徴などがあれば、受入について検討することは可能。詳細な情報は後からでもよい。
- 移動に際し、道路状況も必要な情報となるので、県や市町村で情報共有できる仕組みがあるとよい。
- ホテルでは通常の業務に、災害の対応をおこなうため、送られた情報(FAX)にすぐに気がつかなかった。
- 部屋割りを考える際に、ホテルに送られる情報の中に年齢や身元引受人の続柄などが記載されていると部屋割りがやりやすい。

受入体制

【よかったこと】

- ホワイトボードを使用し情報の集約状況を時系列に記録することで、受入スタッフ全員で除法が共有できた。
- 受入施設側から搬送車両を出したことで、要援護者情報の引き継ぎができた。普段のケアでどこに重点を置いているか説明があるとよかった。
- 炊き出しの訓練を行っていたので、食事の準備は手際よくできた。

【改善すべきこと】

- たくさんの情報があるなかで、誰が情報をまとめ、どこに情報をおろし、どう行動するか普段からシミュレーションする必要がある。
- 長期の受入になった時に、施設職員の負担軽減のため、介護職のボランティア等が必要。受入側への支援として、人的・物的な応援体制を整えていく必要がある。
- 要援護者と意思疎通ができない場合や緊急に医療が必要な場合、薬がない場合にどう対応し、どうアセスメントするか検討が必要。
- 手話通訳者がいないときは、体調確認などに時間がかかるので伝え方もわかりやすくする必要がある。

【その他】

- 福祉避難所へ市町村職員配置の体制を全庁的に取り組むべきと感じた。
- ホテルで要援護者を受け入れる場合、電話連絡を受けた時点で部屋を確保するので、受入要請のFAXだけでは気づかないこともある。
- 避難後も普段のサービスが受けられ、介護度が上がらないよう運営していく必要がある。
- 要援護者の情報を基に、何の支援が必要かわかる人材や支援に対応できる人材が必要である。
- 継続した支援を行うためにも、現在使用中のケアプランの情報もあるとよい
- 様々な人が避難してくるので、感染症予防についても考える必要がある
- 長期避難には、手話通訳者の派遣などに配慮が必要になる。毎日でなくてもできる限り対応してもらおうと助かる

その他

【よかったこと】

- 民生委員の見守り、避難誘導があることで素早く、安全に避難することができた。

【改善すべきこと】

- 災害時には保健所も情報を持っているため、保健所との連絡調整も必要である。
- 施設職員だけでは入所者の避難対応は困難なので、職員のほかに避難誘導や交通整理をする方の手助けが必要である。

【その他】

- 生活相談員を配置する上で、専門技術を持った人や有資格者のボランティア登録や研修をしてもらいたい。
- 聴覚障がい者に対し、手話ができないと構えず、他の手段でコミュニケーションがとれることを知っておいたほうがよい。
- ホテル・旅館も含め、色々な業界の方に関わってもらうことで、みんなで要援護者を守る機運を作る必要がある

コラム3 介護トリアージ(仮称)に関する取り組み(東京都武蔵野市)

1 武蔵野市について

緑豊かなスマートシティへ

東京都のほぼ中央に位置する武蔵野市。東西6.4キロメートル、南北3.1キロメートル、平坦な地形にめぐまれた街は、昭和22年、特別区に隣接する郊外住宅都市としてスタートしました。



本市は、施策の計画・展開にあたって、早くから市民参加を揚げ、先駆的に取り組んできました。高い市民意識に基づいて策定された長期計画(10年から12年周期)とこれを見直す調整計画は、豊かな財政力に支えられて着実に実行され、緑豊かな住宅都市と教育・福祉・健康・文化・スポーツ・情報などの生活型の産業が高度に集積して、調和した「生活核都市」として発展し、住んでみたい街としてそのイメージが定着しています。

現在は、人口約14万人、新宿から約12キロメートル、電車で約20分の至近にあり、23区と多摩地区を結ぶ東京の『芯』となっています。

個性豊かな圏域、全国をリードするユニーク施策

本市は、市内を東西に貫通するJR中央線に沿って主に三駅圏に分かれています。市の玄関として、デパートや専門店などの商業集積をもつ吉祥寺圏。三鷹駅から北側に伸びる文化・行政

ゾーンの中央圏。武蔵境駅を中心に、亜細亜大学などの文教施設と、中核病院である赤十字病院をもつ武蔵境圏。市では、三域の個性を生かしつつ、全体が調和したまちづくりを進めています。

また、市内には芸術家や事業家・学者などが多数居住しています。市民の意識も高く、水準の高い行政が求められることと、堅固な財政基盤を背景に、全国でも指折りの先駆的な施策を展開してきました。例えば、元祖コミュニティバス「ムーバス」、資産を活用して高齢者の生活を支援する有償福祉施策、農山漁村と協力し子どもたちが授業の一環として自然体験をするセカンドスクール、0歳から3歳の子育て支援施設である「0123 吉祥寺・はらっぱ」などがあります。



▲コミュニティバス「ムーバス」



▲0123はらっぱ

2 介護トリアージ(仮称)の考え方

なぜ介護トリアージ(仮称)が必要なのか

東日本大震災で被災地の避難所運営に応援派遣された市職員からの聞き取りや「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」等にもあったとおり、多数の避難者と同じ避難所スペースの中で生活を送ることが困難な方々がいた。

また、武蔵野市地域防災計画修正作業の中でも、市民委員から一般の避難所ではなじまない方への対応について議論があった。

その中で、特別なケアは必要ないが一定の配慮が必要な方のために避難所(市立小中学校・都立高)内に多目的室などを利用した「おもいやりルーム(福祉避難室)」の設置や、避難所を補完する目的でコミュニティーセンターを「災害時ささえあいステーション」としての位置づけることなども挙げられた。また、福祉避難所のキャパシティや介助者の有無など一定の選別の必要性もあった。

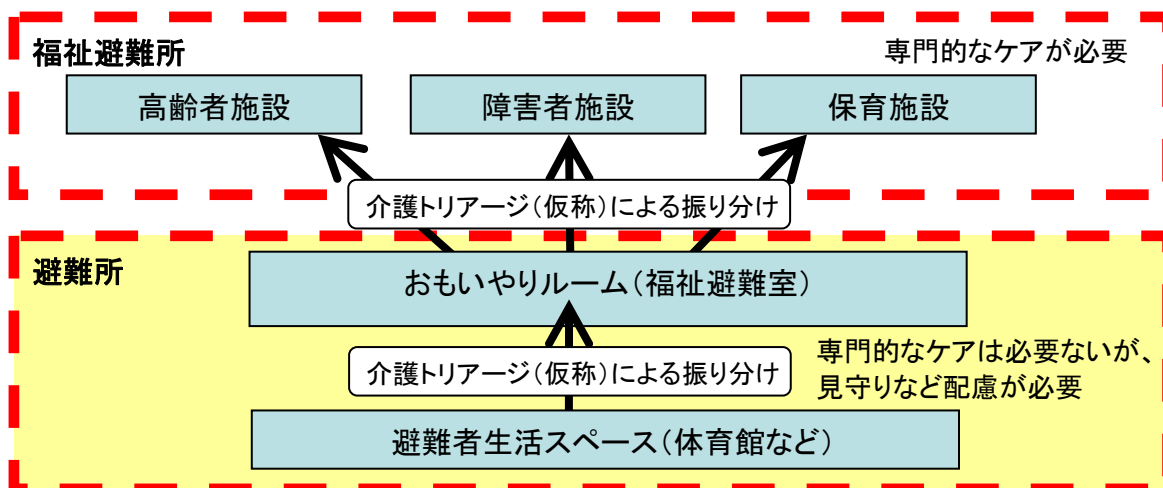
医療トリアージでは「緑」となってしまう方でも、一定の配慮やケアが必要な方が多数いることも訓練などを通じて確認できている。

そこで日本赤十字看護大学や避難所運営組織などと協働して「介護トリアージ(仮称)」の開発に取り組んでいるところである。

それぞれの避難者を適切な避難場所に振り分けることによって、避難者の医療・保健衛生・福祉の維持をおこなうためにも早期の対応、継続的な判断基準などの必要性を考え、専門職以外の方でも対応できるような形が望ましいと考える。

概念図は下記のとおりである

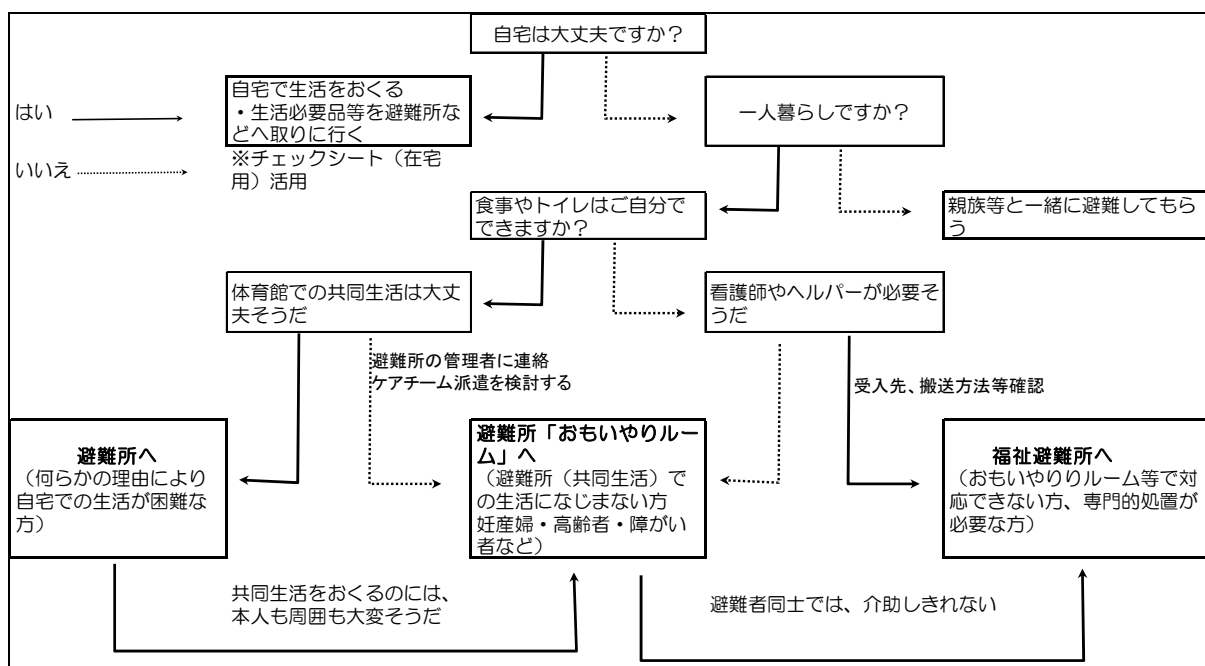
【要援護者の流れイメージ】



【「介護トリアージ (仮称)」の 카테고리イメージ】

カテゴリー	内 容
4	一般避難所 (学校体育館等) に滞在可能な人
3	おもいやりルーム (福祉避難室) での一定の配慮が必要な人
2	福祉避難所でのケアが必要な人
1	医療機関での医療行為が必要な人

【「介護トリアージ (仮称)」による振り分けイメージ】



3 介護トリアージ（仮称）の課題

（1）支援の必要優先度をどこに置くか

日常生活動作（ADL）か、認知機能（認知症高齢者日常生活自立度）か、日常生活動作（IADL）か、またはこれらの複合などにより優先度を置くか。

（2）いつ、誰が判断するのか

発災直後、市職員や地域の方々による避難所運営組織によって、避難所を開設・運営を行うが、災害時要援護者を医療機関や福祉避難所へ振り分ける必要がある。市職員や地域の方々でも振り分けが可能なのか。可能とするには、医療関係者でなくても振り分けることのできる基準が必要である。

（3）避難所に行かない、行くことができない在宅の要援護者への対応

在宅避難を進めているので、いかに地域の関係者で情報を共有するか、アウトリーチ（訪問支援）の支援のための介護トリアージや避難支援連携シート（仮称）の活用などの体制を構築できるか。

コラム 4 「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」(2009年6月新潟県防災局)の策定(新潟県)

1 策定の経緯

「柏崎地域災害時食生活支援システム検討会」報告書(2008年3月新潟県柏崎地域振興局健康福祉部(柏崎保健所))一部改編

2007年7月16日(月)、新潟県中越沖を震源とする「新潟県中越沖地震」(最大震度6強、死者15人、負傷者2,345人)が発生し、被災地域である新潟県柏崎市、刈羽郡刈羽村に避難所が設置された。当日より県や地元企業からの食事提供が始まり、翌日より自衛隊や地元組合・企業を中心とした炊き出しが行われた(～8/31まで)。自衛隊やボランティア等の炊き出しは、震災によりライフラインが欠如した被災地域において、住民の健康を守るため非常に有効であったが、一方いくつかの課題も認められた。

○ 課題となったこと

- ・ 食生活面で支援が必要な方の把握が不十分であり、必要な食料が必要な人に届きにくかった。
- ・ おにぎりやパンなどの主食に偏っていた。そこに追加して炊き出しやお菓子の提供などがあり、全体として量的には過剰な時期もあった。
- ・ 災害直後は道路の大渋滞により市街地から遠いところほど食料が届かなかった。
- ・ 特に特殊な食品について、どういったものがどれくらい必要か、特に救援物資が来るまでの初動期に必要な食品や数量について関係者の知恵を結集する必要がある。
- ・ ライフラインの欠如を想定した備えが必要。自助・共助・公助の観点で検討が必要。

○ 検討会の開催

こうした課題を関係者で共有し、復興計画や地域防災計画における食料供給部門の充実につなげることを目的に、新潟県柏崎保健所が「柏崎地域災害時食生活支援システム検討会」(2007年11月～2008年3月)を開催し、報告書として取りまとめた(2008年3月)。検討会の構成員は以下のとおり。

<学識経験者> (2008年3月現在の所属・役職名)

独立行政法人国立健康・栄養研究所 研究企画評価主幹 吉池 信男氏 (アドバイザー)

新潟医療福祉大学健康科学部健康栄養学科 教授 村山 伸子氏 (座長)

<関係組織・団体>

地元医師会、鮮魚商組合、魚市場、(株)ローソン東北支社 FC サポート部、(株)イトーヨーカドー丸大柏崎店、刈共株式会社、新潟県栄養士会、ホリカフーズ株式会社

<行政機関>

柏崎市、刈羽村の防災担当課、保健衛生主管課、食料供給担当課

新潟県防災局防災企画課、福祉保健部健康対策課

<事務局>

新潟県柏崎地域振興局健康福祉環境部 (柏崎保健所)

○ 検討の経過

柏崎地域災害時食生活支援システム検討会は、4回シリーズで開催され、「災害時要援護者へ食生活支援一現状と課題、考えられる対策」について検討され、災害時要援護者を

① 乳幼児（ミルク、離乳食、アレルギー食）、②在宅高齢者（介護食、嚥下食）、③慢性疾患患者（糖尿病、腎臓病、高血圧等）に分けて検討を行った。

検討結果を踏まえて、主な災害時要援護者の食生活支援の流れを以下のようにまとめた。

① 対象者・ニーズ把握



② 食品のリストアップ



③ 食品の発注



④ 食品の納品



⑤ 食品の保管・在庫管理



⑥ 食品の分配



⑦ 利用・活用

<想定される役割分担>

市町村（個別の把握）、自主防災組織、避難所担当者
保健所（全体の把握）、郡市医師会

保健所、市町村（食品関連事業者、新潟県栄養士会と連携して）

保健所、市町村（食品関連事業者、新潟県栄養士会、災害対策本部と連携して）

保健所、市町村、自主防災組織、地域コミュニティセンター

備蓄拠点、保健所、市町村、自主防災組織、地域コミュニティセンター

保健所、市町村、自主防災組織、地域コミュニティセンター

保健所、市町村、自主防災組織、地域コミュニティセンター、新潟県栄養士会

こうした検討結果とした上で、検討会として以下のようにまとめた。

○ 検討会のまとめ

・自助・共助・公助の機能

災害時要援護者の食生活支援は、この3つの観点から機能を以下のように考えられる。

自助：災害時要援護者用食品の備蓄、利用・活用(自分に合ったものを自分で備え活用)

共助：対象者・ニーズ把握、食品の分配

公助：対象者のニーズ把握、食品のリストアップ、発注、納品、保管・在庫管理、利用・活用

その他の課題

- ・食料・物資の過不足を解消するしくみ、災害対策本部へのフィードバックするシステム
- ・食べる側への教育（災害時要援護者用食品に対する知識、日ごろから慣れておくなど）
- ・民間事業者との協働（救援物資に関する再検討、災害時要援護用食品の備蓄など）
- ・平常時を中心とした求められる保健所の役割（圏域全体の調整、県の備蓄拠点や内容の把握、災害時のスムーズな調達、民間事業者の動向把握、災害時要援護者用食品の備蓄、保管、納入がスムーズに行われるような調整）

この検討会をベースとして、翌年3つの市町が県防災局事業となる「災害時要援護用備蓄モデル事業」に取組み、取組や検討内容を「災害時要援護用備蓄検討のポイント」として取りまとめた。

*参考1、2「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」参照



災害時要援護者用食品の例

2 県内市町村の災害時要援護者用備蓄整備に関する取組

策定されたポイントを参考に取組んだ市町村の事例について紹介する。

1) 新潟県魚沼市

「魚沼地域災害時食のセーフティネット検討会」報告書(2012年3月新潟県魚沼地域振興局健康福祉部（魚沼保健所）一部改編

*参考3「新潟県魚沼市の災害時要援護者用備蓄の取組み状況」一覧表 参照



高齢者用食品（おかゆ）の備蓄の様子

2) 新潟県見附市

「長岡地域災害時食のセーフティネット検討会」（2013年7月4日新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部（長岡保健所）会議資料

*参考4「見附市災害時用物資の備蓄（要援護者用）の状況について」参照

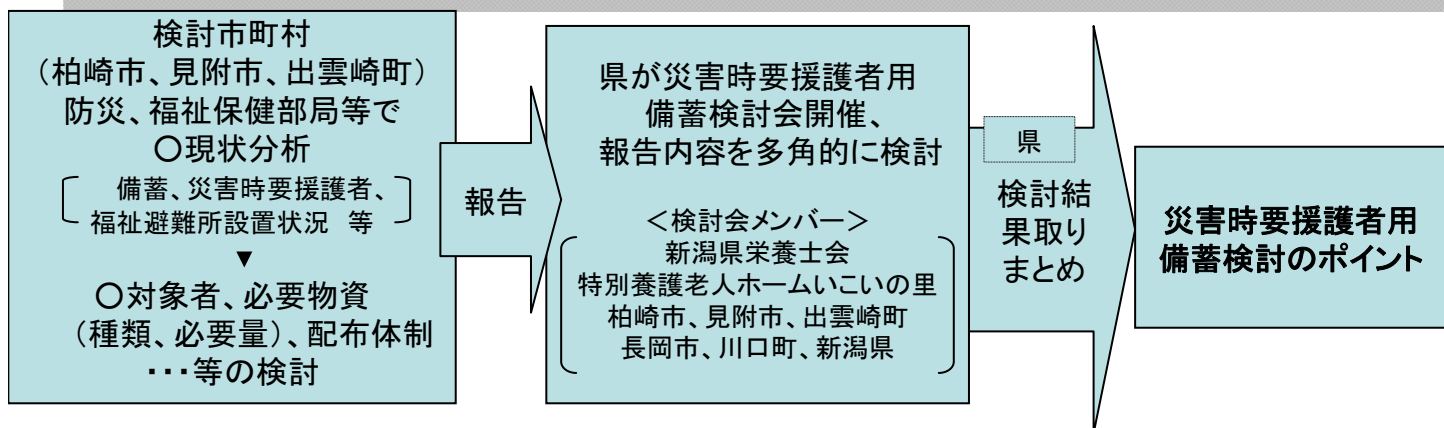
災害時要援護者用備蓄検討のポイント

はじめに

平成19年に発生した新潟県中越沖地震では、腎臓病等慢性疾患患者をはじめ、食生活等で支援が必要な人の把握及びこれらの人が必要とする食料・物資の備蓄が、市町村において十分行われていなかったため、必要な人に必要な食料・物資が届きにくかったという課題が浮き彫りになりました。

この課題を解決するため、県では、被災市町村等の検討をもとに、災害時要援護者等が必要とする食品等の種類や数量の備蓄・配布について、市町村が容易に参考にできる手引とするため、この度「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」を作成しました。これを参考に、各市町村において災害時要援護者用備蓄を進めていただければ幸いです。

作成までの経緯



特色

- ①本県及び被災市町村の災害対応経験と、保健師、管理栄養士等の専門的知見を盛り込み、実効性の高いものとなっています。特に、
 - ・これまで取組が行われていなかった慢性疾患患者等食事制限者と、それらの人向けの特殊食品のリストアップ及びその備蓄方法や即時調達方法の考え方を提示。
 - ・これまで検討が行われていなかった温食提供用のコンロや、オムツ替え時に使う「使い捨て手袋」等、間接的な災害時要援護者向け支援物資について、備蓄の考え方を提示。
 - ・迅速かつ確実な食品及び物資の配布ができるよう配布体制構築の考え方を提示。
- ②市町村が災害時要援護者用備蓄を行う際の検討項目として、対象者の明確化、対象者に必要な食料・物資及びその必要量の特定や備蓄の適否等の課題を明らかにしました。
- ③これらの課題を、検討の流れに沿ってまとめたほか、特に留意・工夫すべき点を、検討項目ごとに【留意点】として盛り込み、各市町村が災害時要援護者用備蓄を体系的・具体的に検討しやすいよう配慮しました。

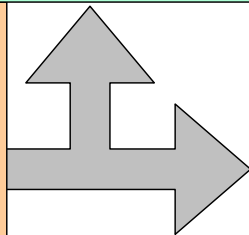
市町村の活用方法

一例として、特定の疾病や、その疾病に対応する食品及びその食品の流通等様々な専門的知見が必要なため、関係職員(防災部門、福祉部門、商工部門、管理栄養士、保健師等)を構成メンバーとする検討会において、別添「検討のポイント」の【留意点】を考慮しながら、順を追って検討を進めていくことが効果的と考えられます。

災害時要援護者用備蓄検討のポイント

現状

- 多くの市町村で、災害時要援護者向けの備蓄がない。(中越沖地震時、高齢者に必要なお粥、乳幼児に必要な離乳食、慢性疾患者に必要な特殊食品の備蓄がなかった)
- 災害時要援護者用備蓄を行っている市町村においても、対象者の把握が不十分。対象者別の必要品目の把握が行われていない。
- 配布体制の検討が不十分。(中越沖地震時、備蓄食料があるにも関わらず、食料が避難所に届けられなかった)



課題

- それぞれの災害時要援護者の特性に対応した備蓄の実施
(例：高齢者にお粥、乳幼児に離乳食、慢性疾患者に特殊食品等々)
- 備蓄物資の管理・配送体制構築

1. 対象者の明確化

○そしやく困難な者など、避難生活を送る際に、市町村で備蓄している食品(アルファ米や乾パンなど)・物資では対応できず、避難生活に支障が生じる可能性のある対象者を特定し、分類する。

【留意点】
 ・民生委員や保健師等による日頃の見守り活動により、きめ細かい対象者の把握を行うことが必要である。
 ・特に、食事制限者については、必要に応じて医師会、栄養士との連携を行う。

- 【例】**
- ・食事制限者
 - ・乳幼児
 - ・高齢者
 - ・障がい者
 - ・食物アレルギー患者
 - ・…等

2. 必要な食料・物資及びその必要量の検討

○乳幼児に対し、オムツ・粉ミルク・哺乳瓶・離乳食が必要であるなど、対象者に着目した必要食品・物資を検討し選定する。

○オムツ替え時に使用する「使い捨て」など間接的に必要な物資を含め総合的に検討する。

○ミルクやお粥など、温食で提供する配慮が必要。

○地域の実情に応じて備蓄量を検討する。

【参考】被災市町村検討備蓄量
 (中越沖地震、中越沖地震の経験から)
 ・避難者数：対象者の15%程度
 ・食数：2～3日分程度

- 【例】**
- ・低タンパク質食品
 - ・オムツ、粉ミルク、離乳食
 - ・授乳用開仕切り
 - ・オムツ、お粥、形態調整食
 - ・オムツ、車椅子用トイレ
 - ・アレルギー除去食
 - その他
 - ・使い捨て手袋
 - ・カセットコンロ
 - ・使い捨て容器、スプーン …等

【留意点】
 ミルクやお粥など温食を提供するため、自家発電機など避難所のハード面の整備の検討も重要である。

3. 備蓄適否の検討

○保存期限が短い食品(低タンパク質米【保存期限約6カ月】や粉ミルク【同約1.5年】など)の入替サイクルや即時入手の可否などを考慮に入れ、備蓄方法を検討する(全量現物備蓄、一部現物備蓄、全量流通備蓄)

○迅速かつ確実に食品・物資を入手するため、流通備蓄による調達を行う際は、市町村内などの取扱企業等との協定を進める。

【留意点】

腎臓病等食事制限者向け低タンパク質食品のよいうな特殊食品は、流通量が少なく市町村内で即時入手できないので、道路の寸断等により市町村外から入手できない場合を考慮し、
 ・個人備蓄の啓発を推進するとともに、入手困難な物資については市町村で必要最低量を備蓄する、
 ・市町村内の医師会・栄養士会等と連携をとり、特殊食品が必要な者向けに、既存の備蓄食品での献立例の検討を行う、
 などの対応が考えられる。

4. 配布体制の構築

○災害時要援護者に対して、食品や生活必需物資を迅速かつ確実に配布できる準備を行う。

- ①避難所に備蓄
- ②市町村備蓄倉庫に備蓄⇒確実に配送するため各避難所への配送責任者を明確化する。
- ③流通備蓄による調達⇒発災時に想定必要量を即時に調達する。

【留意点】

○避難所では、管理栄養士等を通じて、提供可能な特殊食品の周知及びニーズの申出を促すなど、特殊食品が必要な者に行き渡るようにする必要がある。
 ○流通備蓄については、
 ・確実に調達するため、災害の状況に応じたフレキシブルな配送手段を想定した協定締結企業との事前の打合せが必要であり、必要に応じて、輸送関連企業とも協定締結の検討が必要である。
 ・迅速に避難所へ配布するため、協定企業等から各避難所へ直接配送する手段を事前に検討することも考えられる。
 ・在庫切れなど不測の事態を考慮し、複数の企業等と協定を締結することが必要であるが、発注及び避難所への配送回数への配戻回数を減らすため、1回の発注で必要な災害時要援護者用食品や物資を全て揃えられるような企業等へ発注することも考えられる。

新潟県魚沼市の災害時要援護者用備蓄の取組み状況

H22.3.24 更新H23. 8. 30

<新潟県の備蓄供給想定によると>
 個人備蓄: 1日目(3食分)
 市町村備蓄: 2日目(2食分)
 県及び他市町村: 2日目~3日目(3食分)
 県外: 3日目(9食目以降)

<保存期限と入れ替えについて(案)>
 ・要援護者用の食品は、一般の非常食に比べ保存期限が短い品が多い⇒入替えサイクルや備蓄方法(全量現物備蓄、一部流通備蓄など)の検討も行う。
 例えば、年1回、希望住民を募って試食会を兼ねた防災に関する研修会を実施する。

災害時備蓄品一覧

品名	必要食数	必要食数算出根拠	メーカー・規格・形式	必要全数量	推定金額	保存期限 (製造から)	備考	買い替え計画	1年目(H21年度)	2年目(H22年度)	3年目(H23年度)	4年目(H24年度)				
粉ミルク 0か月 ~	30人分×2日	年間出生数300人の約1/8(避難想定数)	明治ほほえみらくらくキューブ 1箱(27g×24袋入)	12箱	23,760円 (1箱 1,980円)	1年6か月	5.4g×5=27g 5.4gで40ml 27gで200ml 1箱で4800ml	・3年で買い替える。その後は、毎年買い替える。 ・入替え分は市立保育園の未満児クラスで、ミルク・離乳食を必要とする乳児へ活用してもらう	4箱	7,920	8箱 (4箱・新規) (4箱・入替え)	15,840	12箱 (4箱・新規) (8箱・入替え)	23,760	12箱	23,760
離乳食 5か月 ~ (1日1回食)	6人分×1日		キュービー ベビーフード瓶詰 70g かぼちゃとさつまいも	1ケース (24個)	2,880円 (1個 120円)	2年	卵・小麦・乳・そば・落花生...不用品		1ケース (24個)	2,880	1ケース (24個)	3,024	1ケース (24個)	2,880	1ケース (24個)	2,880
離乳食 7か月 ~ (1日2回食)	6人分×1日	年間出生数300人の1/8(避難想定数)の1/6	キュービー ベビーフード瓶詰 130g おさかなと野菜のおかゆ	1ケース (24個)	3,552円 (1個 148円)	2年6か月	卵・小麦・乳・そば・落花生...不用品	・毎年買い替える。 ・入替え分は市立保育園の未満児クラスで、ミルク・離乳食を必要とする乳児へ活用してもらう	1ケース (24個)	3,552	1ケース (24個) 野菜おじや	3,024	1ケース (24個)	3,552	1ケース (24個)	3,552
離乳食 9か月 ~ (1日3回食)	6人分×1日		キュービー ベビーフード瓶詰 130g あわの海の幸がゆ	1ケース (24個)	4,440円 (1個 185円)	2年6か月	卵・小麦・乳・そば・落花生...不用品		1ケース (24個)	4,440	1ケース (24個) さげ野菜雑炊	3,024	1ケース (24個)	4,440	1ケース (24個)	4,440
幼児用	35人分×1日	年間出生数300人の1/8(避難想定数)	キュービー おさつちつぶ 1袋(8g)	3ケース (36個)	7,380円 (1個 205円)	1年6か月	卵・小麦・乳・そば・落花生...不用品		1ケース (12個)	2,460	3ケース (2ケース・新規) (1ケース・入替え)	7,749	3ケース (1ケース・新規) (2ケース・入替え)	7,380	3ケース (36個)	7,380
42,012									21,252	32,661	42,012	42,012				

乳幼児用育児用ミルク購入先: (有) 藤岡薬局 魚沼市本町1-35

乳幼児用ベビーフード購入先: (株) クレスク 新潟市中央区新光町23

品名	必要食数	必要食数算出根拠	メーカー・規格・形式	必要全数量	金額	保存期限 (製造から)	備考	買い替え計画	1年目(H21年度)	2年目(H22年度)	3年目(H23年度)	4年目(H24年度)				
お粥	100人分×2食	要介護4~5の人数約800人の1/8	ホリカ レスキューフーズ おかゆ 200g	240食 (24人×10ケース)	36,000円 (1缶 150円)	3年6か月		・3年目から半分量を入れ替える。 ・入れ替え品は、防災訓練等で試食体験する。	240食	36,000		240食 (120・新規) (120・入替え)	36,000	240食 (120・新規) (120・入替え)	36,000	
そしゃく困難者用副食	100人分×2食	要介護4~5の人数約800人の1/8	ホリカ レスキューフーズ ・ウインナーと野菜のスープ煮 160g ・とりそばろ 70g	240食 (24人×5ケースずつ)	32,400円 (1缶 160円、1缶 110円)	3年6か月			240食	32,400		240食 (120・新規) (120・入替え)	32,400	240食 (120・新規) (120・入替え)	32,400	
硬さ調整食品	40人×2個	要介護4の人数約350人の1/8	明治乳業 トロメイク(とろみ調整品) 1箱2.5g×40包	2箱	2,300円 (1箱 1,150円)	2年		・毎年半分量を入れ替える	購入なし		10箱 (2.5g×40包)	10,800	2箱 (1箱・新規) (1箱・入替え)	2,300	2箱 (1箱・新規) (1箱・入替え)	2,300
123,300									68,400	10,800	70,700	70,700				

品名	必要食数	必要食数算出根拠	メーカー・規格・形式	必要全数量	金額	保存期限 (製造から)	備考	買い替え計画	1年目(H21年度)	2年目(H22年度)	3年目(H23年度)	4年目(H24年度)				
たんばく質制限食品	10人×2食	魚沼市が把握している透析患者約90人の1/8	(副食) ホリカ PLCおかず カレー1袋=160g シチュー1袋=180g	24食 (12人×1ケースずつ)	4,800円 (1食 200円)	2年		・毎年買い替える	24食	4,800	24食 ・カレー12食 ・シチュー12食	4,914	10食	4,800	10食	4,800
カロリーコントロール食品		糖尿病患者など、カロリー制限を必要とする人用の食品。必要食数の把握困難。	ニチレイフーズの1食320Kcalのおかずシリーズ(1食950円)などがあるが、一般の食品から、適切なカロリーを選択してもらうことで対応可能。													
アレルギー対応食品		必要食数の把握困難。卵、乳などの除去を必要とする者が多いと考える。	極端に除去する食品が多い人は、個別で家庭での備蓄を心がけてもらう。 ・乳幼児は、備蓄している離乳食(卵、乳等除去の物)で対応可能。 ・他は、一般用の食事から、摂取可能な物を選択して食べてもらう。													
便秘等対応食品			ホリカフーズ 「オクス食物せんい」 ・1袋(6g×30袋)			18ヶ月				10袋	11,655					
12,000									4,800	16,569	4,800	4,800				
合計									177,312	94,452	60,030	117,512	117,512			

介護用・病態用 購入先: ホリカフーズ(株) 魚沼市堀之内286

* 価格・購入先については、あくまでも資料作成時点での内容である。
 出典: 魚沼地域災害時食のセーフティネット検討会報告書(平成24年3月新潟県魚沼地域振興局健康福祉部(魚沼保健所))

平成25年7月4日 見附市

見附市災害時用物資の備蓄（要援護者用）の状況について

1 平成20年度の見附市の状況

(1) 平成20年4月現在の災害時要援護者等 3,127人

内訳：要援護者 944人

声かけ支援者 2,183人

(2) 平成20年4月現在の主な備蓄品

品目名	数量
飲料水（2リットル）	3,540本
ナビスコリッツ（5食／缶）	2,280缶
毛布	2,030枚
石油ストーブ	90台
カセットコンロ	1,040個
スタイロ畳	99枚
紙おむつ（大人用）	580枚

※飲料水・主食（ナビスコリッツ）の備蓄量は、新潟県危機管理防災課が示した「市町村の目標備蓄量」に基づき算出。

※毛布・石油ストーブは各避難所において備蓄。それ以外は物資集積所において備蓄。必要に応じて避難所へ配布することとしている。

目標備蓄量

中越大震災の経験から、3日間は一般流通が回復しない。1～3食目は個人備蓄。4、5食目は市町村備蓄。6食目以降は県、他市町村等の備蓄で対応。

飲料水：1万人あたり800本（2ℓ）⇒800本×4.3万人＝3,440本

主食：1万人あたり2,500食⇒2,500食×4.3万人＝10,750食

2 災害時要援護者用備蓄品について問題の抽出

(1) 一般の備蓄に比べ、災害時要援護者のための備蓄が進んでいなかったことから、必要な食糧や物資について検討

● 備蓄済みの食糧等では対応できないもの。避難者が栄養を取れる必要最低限のものを検討。

⇒ その結果、流動食、粉ミルク、小児・高齢者用食、離乳食、乳児紙おむつ等の備蓄が必要。

● 備蓄量は平成19年の中越沖地震の際、柏崎市が設置した福祉避難所へ避難した要援護者（105人）を参考に、人口比により避難者数を想定。

なお、避難日数は、地域防災計画で定めている3日間とし数量を算出。

⇒ 見附市人口(43千人)／柏崎市人口(94千人)×福祉避難所避難者(105人) ≒ 50人

想定人数（50人）の内訳は、高齢者10人、障害者10人、乳幼児10人、食事制限者20人。

(2) 平成20年度「災害時要援護者用備蓄モデル事業」により災害時要援護者用の物資を調達。

品目名	数量	備考
流動食（おかゆ）	90食	10人×3食×3日
粉ミルク	150食	10人×5食×3日
小児・高齢者用食	180食	(10人+10人)×3食×3日
離乳食	90食	10人×3食×3日
哺乳びん	10本	10人分
乳児用紙おむつ	150枚	10人×5枚×3日
簡易トイレ（車椅子用）	7個	災害時物資集積所で備蓄

(3) 災害発生時、要援護者に迅速かつ確実に物資を配布する体制の整備

- 一般避難所における災害時要援護者について、食事制限等の制約がない方に関しては、通常の備蓄物資で対応。しかし、食事制限等の制約がある避難者に対しては、福祉避難所、福祉施設、病院等への入所を検討する。
- 福祉避難所用食糧及び物資については、福祉避難所に備蓄。必要に応じて担当職員が配布する。
- 一般避難所用車椅子トイレについては、市役所庁舎災害時物資集積所に備蓄。災害発生後、避難者の状況に応じて担当職員が配送・設置する。

3 平成25年度の見附市の状況

(1) 平成25年4月現在の災害時要援護者等 2,954人

内訳：要援護者 611人

声かけ支援者 2,343人

(2) 平成25年4月現在の主な備蓄品

品目名	数量	品目名	数量
飲料水（2リットル）	3,540本	流動食（おかゆ）	100食
ナビスコリッツ（5食/缶）	2,280缶	粉ミルク	200食
毛布	1,210枚	小児・高齢者用食	110食
石油ストーブ	90台	離乳食	0食
カセットコンロ	1,152個	哺乳びん	5本
スタイロ畳	42枚	乳児用紙おむつ	420枚
紙おむつ（大人用）	750枚	簡易トイレ（車椅子用）	7個

※上記のほか、炊き出しが行われた際に使用する器や割りばし、避難所でのプライバシー保護のための間仕切りなども備蓄している。

※賞味期限があるものについては、適宜、更新している。また、期限切れとなる前に小中学校などで行う防災教育で使用する事としている。

参考：本事例集に掲載している参考事例と取組指針との関係

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針との関係

項目	ブロック※1									コラム※2		
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	コラム1	コラム2	
第Ⅰ部 改正防災対法に基づき取り組む必要がある事項	第1 全体計画・地域防災計画の策定											
	1 全体計画・地域防災計画		●	●		●					●	
	2 全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項										●	
	第2 避難行動要支援者名簿の作成等											
	1 要配慮者の把握	●	●	●	●	●						●
	2 避難行動要支援者名簿の作成		●	●	●	●	●	●		●		●
	3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有		●		●	●						
	4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供					●				●		
	第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用											
	1 避難のための情報伝達				●							
	2 避難行動要支援者の避難支援			●		●			●			
	3 避難行動要支援者の安否確認の実施		●		●				●	●		
	4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応		●		●							
	第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項	第4 個別計画の策定										
1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定					●	●		●		●		●
2 具体的な支援方法に関する調整												●
3 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング												
4 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮												●
第5 避難行動支援に係る共助力の向上												
1 避難行動支援者連絡会議(仮称)の設置		●										
2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施				●			●	●				
3 避難行動支援に係る地域づくり		●				●	●	●	●			●
4 民間団体等との連携					●	●	●	●		●		
5 防災訓練			●		●	●	●	●				

※1 北海道ブロック（北海道厚岸町）/東北ブロック（宮城県仙台市）/関東ブロック（東京都品川区）/中部ブロック（静岡県藤枝市）/近畿ブロック（兵庫県神戸市）/中国ブロック（広島県呉市）/四国ブロック（高知県高知市）/九州ブロック（熊本県宇城市）/沖縄ブロック（沖縄県那覇市）

※2 コラム1（神奈川県横浜市）/コラム2（大阪府貝塚市）

(2) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の関係

項目	ブロック※1									コラム※2	
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	コラム3	コラム4
第1 平常時における対応											
1 避難所の組織体制と応援体制の整備	●	●		●		●	●	●			
2 避難所の指定								●			
3 指定避難所等の周知							●				
4 避難所における備蓄等	●	●	●			●			●		
5 要配慮者に対する支援体制					●	●		●		●	
6 避難所運営の手引(マニュアル)の作成		●	●	●	●						
第2 発災後における対応											
1 避難所運営等の基本方針	●										
2 避難所の設置と機能整備	●	●	●	●	●	●	●				
3 避難所リスト及び避難者名簿の作成		●									
4 避難所の運営主体	●	●	●	●			●				
5 福祉避難所の管理・運営			●			●		●	●		
6 応援体制の整備			●		●	●		●	●		
7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮											●
8 衛生・巡回診療・保健			●								
9 被災者への情報提供等											
10 要配慮者からの情報提供											
11 相談窓口					●						
12 防火・防犯対策	●										
13 一定期間経過後の食事の質の確保											
14 避難所の解消											
15 在宅避難											
16 広域一時滞在(広域避難)											

※1 北海道ブロック(北海道江別市)/東北ブロック(青森県・青森県おいらせ町)/関東ブロック(茨城県日立市)/中部ブロック(石川県加賀市)/近畿ブロック(京都府)/中国ブロック(山口県宇部市)/四国ブロック(高知県黒潮町)/九州ブロック(大分県社会福祉協議会)/沖縄ブロック(沖縄県那覇市)
 ※2 コラム3(東京都武蔵野市)/コラム4(新潟県)